

配 付 番 号

No

飯山市地域防災計画

(修正案)

飯山市防災会議

目次

- 目 次 -

第 1 編 総 則

第 1 節	計画作成の趣旨.....	1
第 2 節	防災の基本理念及び施策の概要.....	2
第 3 節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第 4 節	飯山市の地勢と災害要因、災害記録.....	13
第 5 節	地震被害想定.....	17

第 2 編 風水害対策編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節	風水害に強いまちづくり.....	51
第 2 節	災害発生直前対策.....	55
第 3 節	情報の収集・連絡体制計画.....	56
第 4 節	活動体制計画.....	58
第 5 節	広域相互応援計画.....	60
第 6 節	救助・救急・医療計画.....	63
第 7 節	消防・水防活動計画.....	65
第 8 節	要配慮者支援計画.....	69
第 9 節	緊急輸送計画.....	73
第10節	障害物の処理計画.....	75
第11節	避難収容活動計画.....	91
第12節	孤立防止対策.....	98
第13節	食料品等の備蓄・調達計画.....	100
第14節	給水計画.....	102
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画.....	103
第16節	危険物施設等災害予防計画.....	104
第17節	電気施設災害予防計画.....	106
第18節	上水道施設災害予防計画.....	107
第19節	下水道施設等災害予防計画.....	109
第20節	通信・放送施設災害予防計画.....	110

第21節	鉄道施設災害予防計画.....	112
第22節	災害広報計画.....	113
第23節	土砂災害等の災害予防計画.....	114
第24節	防災都市計画.....	131
第25節	建築物災害予防計画.....	132
第26節	道路及び橋梁災害予防計画.....	133
第27節	河川施設等災害予防計画.....	134
第28節	農林水産物災害予防計画.....	136
第29節	二次災害の予防計画.....	137
第30節	防災知識普及計画.....	139
第31節	防災訓練計画.....	142
第32節	災害復旧・復興への備え.....	145
第33節	自主防災組織等の育成に関する計画.....	147
第34節	企業防災に関する計画.....	148
第35節	ボランティア活動の環境整備.....	149
第36節	風水害対策に関する調査研究及び観測.....	151
第37節	観光地の災害予防計画.....	152
第38節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進.....	153

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動.....	251
第2節	災害情報の収集・連絡活動.....	301
第3節	非常参集職員の活動.....	311
第4節	広域相互応援活動.....	322
第5節	ヘリコプターの運用計画.....	326
第6節	自衛隊の災害派遣.....	330
第7節	救助・救急・医療活動.....	334
第8節	消防・水防活動.....	341
第9節	要配慮者に対する応急活動.....	345
第10節	緊急輸送活動.....	347
第11節	障害物の処理活動.....	349
第12節	避難収容及び情報提供活動.....	350
第13節	孤立地域対策活動.....	381
第14節	食料品等の調達供給活動.....	382
第15節	飲料水の調達供給活動.....	384

第16節	生活必需品の調達供給活動.....	385
第17節	保健衛生、感染症予防活動.....	387
第18節	遺体の搜索及び処置等の活動.....	389
第19節	廃棄物の処理活動.....	391
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動.....	393
第21節	危険物施設等応急活動.....	394
第22節	電気施設応急活動.....	397
第23節	上水道施設応急活動.....	398
第24節	下水道施設等応急活動.....	400
第25節	通信・放送施設応急活動.....	402
第26節	鉄道施設応急活動.....	403
第27節	災害広報活動.....	405
第28節	土砂災害等応急活動.....	421
第29節	建築物災害応急活動.....	422
第30節	道路及び橋梁応急活動.....	423
第31節	河川施設等応急活動.....	424
第32節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動.....	425
第33節	農林水産物災害応急活動.....	427
第34節	文教活動.....	429
第35節	飼養動物の保護対策.....	433
第36節	ボランティアの受入れ体制.....	434
第37節	義援物資及び義援金の受入れ体制.....	435
第38節	災害救助法の適用.....	436
第39節	観光地の災害応急対策.....	437

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定.....	501
第2節	迅速な原状復旧の進め方.....	503
第3節	計画的な復興.....	505
第4節	資金計画.....	507
第5節	被災者等の生活再建等の支援.....	508
第6節	被災中小企業等の復興.....	511

第3編 地震災害対策編

第1章 地震災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくり.....	601
第2節	情報の収集・連絡体制計画.....	604
第3節	活動体制計画.....	604
第4節	広域相互応援計画.....	604
第5節	救助・救急・医療計画.....	605
第6節	消防・水防活動計画.....	605
第7節	要配慮者支援計画.....	605
第8節	緊急輸送計画.....	606
第9節	障害物の処理計画.....	606
第10節	避難収容活動計画.....	606
第11節	孤立防止対策.....	607
第12節	食料品等の備蓄・調達計画.....	607
第13節	給水計画.....	607
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画.....	607
第15節	危険物施設等災害予防計画.....	608
第16節	電気施設災害予防計画.....	608
第17節	上水道施設災害予防計画.....	608
第18節	下水道施設等災害予防計画.....	609
第19節	通信・放送施設災害予防計画.....	609
第20節	鉄道施設災害予防計画.....	609
第21節	災害広報計画.....	610
第22節	土砂災害等の災害予防計画.....	610
第23節	防災都市計画.....	610
第24節	建築物災害予防計画.....	611
第25節	道路及び橋梁災害予防計画.....	612
第26節	河川施設等災害予防計画.....	612
第27節	ため池災害予防計画.....	613
第28節	農林水産物災害予防計画.....	613
第29節	二次災害の予防計画.....	614
第30節	防災知識普及計画.....	615
第31節	防災訓練計画.....	615
第32節	災害復旧・復興への備え.....	616
第33節	自主防災組織等の育成に関する計画.....	616
第34節	企業防災に関する計画.....	616

第35節	ボランティア活動の環境整備.....	617
第36節	地震災害対策に関する調査研究及び観測.....	617
第37節	観光地の地震災害予防計画.....	618
第38節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進.....	618

第2章 地震災害応急対策計画

第1節	地震災害情報の収集・連絡活動.....	701
第2節	非常参集職員の活動.....	703
第3節	広域相互応援活動.....	705
第4節	ヘリコプターの運用計画.....	705
第5節	自衛隊の災害派遣.....	705
第6節	救助・救急・医療活動.....	706
第7節	消防・水防活動.....	706
第8節	要配慮者に対する応急活動.....	706
第9節	緊急輸送活動.....	707
第10節	障害物の処理活動.....	707
第11節	避難収容及び情報提供活動.....	707
第12節	孤立地域対策活動.....	708
第13節	食料品等の調達供給活動.....	708
第14節	飲料水の調達供給活動.....	708
第15節	生活必需品の調達供給活動.....	709
第16節	保健衛生、感染症予防活動.....	709
第17節	遺体の搜索及び処置等の活動.....	709
第18節	廃棄物の処理活動.....	709
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動.....	710
第20節	危険物施設等応急活動.....	710
第21節	電気施設応急活動.....	710
第22節	上水道施設応急活動.....	711
第23節	下水道施設等応急活動.....	711
第24節	通信・放送施設応急活動.....	711
第25節	鉄道施設応急活動.....	711
第26節	災害広報活動.....	713
第27節	土砂災害等応急活動.....	713
第28節	建築物災害応急活動.....	731
第29節	道路及び橋梁応急活動.....	731

第30節	河川施設等応急活動.....	732
第31節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動.....	732
第32節	ため池災害応急活動.....	734
第33節	農林水産物災害応急活動.....	734
第34節	文教活動.....	735
第35節	飼養動物の保護対策.....	736
第36節	ボランティアの受入れ体制.....	737
第37節	義援物資及び義援金の受入れ体制.....	737
第38節	災害救助法の適用.....	737
第38節	観光地の地震災害応急対策.....	738

第3章 地震災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定.....	801
第2節	迅速な原状復旧の進め方.....	801
第3節	計画的な復興.....	801
第4節	資金計画.....	802
第5節	被災者等の生活再建等の支援.....	802
第6節	被災中小企業等の復興.....	802

第4編 雪害対策編

第1節	災害予防計画.....	851
第2節	災害応急対策計画.....	855

第5編 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨.....	871
第2節	防災の基本方針.....	872
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	873

第2章 原子力災害に対する備え.....875

第3章 原子力災害応急対策計画

第1節	基本方針.....	876
第2節	情報の収集・連絡活動.....	876
第3節	活動体制.....	877
第4節	モニタリング等.....	877
第5節	健康被害防止対策.....	878
第6節	市民等への的確な情報伝達.....	878
第7節	屋内退避、退避誘導等の防護活動.....	879
第8節	緊急輸送活動.....	880
第9節	飲料水・飲食物の摂取制限等.....	881
第10節	県外からの避難者の受入れ活動.....	882

第4章	原子力災害からの復旧・復興.....	883
-----	--------------------	-----

第5章	核燃料物質等輸送事故災害への対応.....	884
-----	-----------------------	-----

第6編 その他の災害対策編

第1章 航空災害対策

第1節	災害予防計画.....	901
第2節	災害応急対策計画.....	902

第2章 道路災害対策

第1節	災害予防計画.....	904
第2節	災害応急対策計画.....	905

第3章 鉄道災害対策

第1節	災害予防計画.....	906
第2節	災害応急対策計画.....	908

第4章 危険物等災害対策

第 1 節 災害予防計画.....	909
第 2 節 災害応急対策計画.....	911

第 5 章 大規模な火事災害対策

第 1 節 災害予防計画.....	931
第 2 節 災害応急対策計画.....	936
第 3 節 災害復旧・復興計画.....	938

第 6 章 林野火災対策

第 1 節 災害予防計画.....	939
第 2 節 災害応急対策計画.....	942
第 3 節 災害復旧計画.....	944

第7編 資料編

資料1 防災関係機関及び組織

1 - 1	防災関係機関一覧.....	1001
1 - 2	自主防災組織編成図（例）.....	1003

資料2 関係条例等

2 - 1	飯山市防災会議条例.....	1004
2 - 2	飯山市災害対策本部条例.....	1006
2 - 3	飯山市災害対策本部活動規程.....	1007
2 - 4	飯山市水防協議会条例.....	1013
2 - 5	飯山市災害救助条例.....	1014
2 - 6	飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例.....	1016
2 - 7	飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	1021
2 - 8	飯山市防災行政無線局（移動系）運用管理規則.....	1025
2 - 9	飯山市防災行政無線局（移動系）の運用に関する規程.....	1027
2 - 10	飯山市防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例.....	1028
2 - 11	飯山市防災行政無線通信施設の管理及び運営に関する規則.....	1030
2 - 12	飯山市冬のくらしを明るくする条例.....	1033

資料3 災害危険箇所

3 - 1	急傾斜地崩壊危険箇所.....	1051
3 - 2	地すべり危険箇所等.....	1056
3 - 3	土石流危険渓流.....	1081
3 - 4	雪崩危険箇所.....	1131
3 - 5	崩壊土砂流出危険地区.....	1134
3 - 6	山腹崩壊危険地区.....	1136
3 - 7	土砂崩壊危険箇所.....	1138
3 - 8	重要水防区域.....	1140
3 - 9	水防上重要な水門、ダム.....	1145

3 - 10	農業用ため池施設.....	1147
3 - 11	砂防指定地.....	1155
3 - 12	浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設.....	1156

資料4 相互応援関係

4 - 1	長野県消防相互応援協定書.....	1201
4 - 2	長野県市町村災害時相互応援協定書.....	1205
4 - 3	長野県市町村災害時相互応援協定実施細則.....	1210
4 - 4	飯山市魚津市災害時相互応援協定書.....	1212
4 - 5	大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書.....	1214
4 - 5 - 1	平成19年11月29日締結の「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市 相互応援に関する協定書」に付随する覚書.....	1217
4 - 6	大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書.....	1218
4 - 7	国分寺市飯山市災害時相互応援に関する協定書.....	1221
4 - 8	災害時における飯山市と市内郵便局の協力に関する協定書.....	1223
4 - 9	災害時における応急生活物資調達に関する協定書.....	1225
4 - 10	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書.....	1227
4 - 11	災害時における応急対策業務に関する基本協定書.....	1230
4 - 12	災害時における応急対策業務の実施に関する細目協定書.....	1231
4 - 13	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定.....	1233
4 - 14	災害時における電気の保安に関する協定書.....	1235
4 - 15	災害時における生活物資の供給協力に関する協定.....	1237

資料5 災害情報の収集・連絡関係

5 - 1	被害状況報告等の様式.....	1251
-------	-----------------	------

資料6 救助・救急・医療関係

6 - 1	岳北消防本部主要資機材一覧.....	1301
6 - 2	医療機関一覧.....	1304
6 - 3	災害医薬品調達先.....	1305

資料7 消防・水防関係

7 - 1	消防組織及び機械力整備状況.....	1306
7 - 2	飯山消防署火災出場計画.....	1307
7 - 3	飯山市消防団災害（火災）出動計画.....	1309
7 - 4	水防倉庫資機材一覧.....	1310
7 - 5	市内に設置されている雨量観測所.....	1312
7 - 6	洪水警戒水位と伝播時間.....	1313

資料8 緊急輸送関係

8 - 1	災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧.....	1314
8 - 2	市有車両の現況.....	1315
8 - 3	市内輸送業者一覧.....	1316

資料9 避難収容関係

9 - 1	避難施設一覧.....	1317
9 - 2	避難地一覧.....	1319
9 - 3	洪水時避難施設一覧.....	1320

資料10 食料品等の備蓄・調達関係

10 - 1	米穀等販売店一覧.....	1341
--------	---------------	------

資料11 廃棄物の処理関係

11 - 1	市内清掃業者一覧.....	1343
--------	---------------	------

資料12 危険物施設関係

12 - 1	危険物貯蔵・取扱施設一覧.....	1344
--------	-------------------	------

資料13 上水道施設関係

13 - 1	水道施設の現況.....	1346
13 - 2	飯山市指定給水装置工事事業者名簿.....	1348
13 - 3	応急給水用機器.....	1351

資料14 下水道施設関係

14 - 1	飯山市下水道排水設備指定工事店名簿.....	1352
--------	------------------------	------

資料15 通信施設関係

15 - 1	飯山市防災行政無線一覧.....	1355
--------	------------------	------

資料16 建設関係

16 - 1	市内建設業者一覧.....	1357
--------	---------------	------

資料17 除雪関係

17 - 1	緊急確保路線（除雪）.....	1359
--------	-----------------	------

資料18 災害救助法の適用関係

18 - 1	救助の実施要領の基準（概要）.....	1360
--------	---------------------	------

資料19 その他の資料

19 - 1	過去に発生した主な大規模災害の記録.....	1381
19 - 2	気象庁震度階級関連解説表.....	1383

—— 第 1 編 ——

總 則



第 1 節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯山市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、それぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画と長野県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、市民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第 2 節 防災の基本理念及び施策の概要

本市は中央を千曲川が南から北に流れる、通称「飯山盆地」にあり、周辺部は比較的急峻な山地となり、平地は千曲川による沖積層からなっている。

このため、山間部においては、急傾斜地帯及び地すべり地帯を有し、平地では千曲川による洪水のおそれがある。また、日本有数の豪雪地帯に属し、平均最大積雪深は、平地で1.5m、山間地では4.0mに達する。

このような自然条件のなかで、災害を受けやすく様々な災害発生要因に対応した、防災体制の整備に努める必要がある。

1 防災の基本

防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、市、県、防災関係機関及び市民が一体となって最善の対策をとるものとする。

特に災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保を講ずる。

(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(ウ) 防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。

(エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の情報から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分に配慮するものとする。

(ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

(オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

(カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

(キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

- (ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動を行う。また、迅速な遺体の処理を行う。
- (ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (コ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (サ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
 - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
 - (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - (ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。
 - (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
 - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興を支援する。
- ウ 市は、県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

2 行政及び市民の責務

- (1) 市は国、県及び防災関係機関等と緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。
- ア 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- イ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

- (2) 市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において、互いに協力し合い、災害時を念頭にいた防災対策を常日頃から講じるものとする。
- (3) どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

3 防災施設の大綱

飯山市における最近の大きな気象災害は、大雨により千曲川が増水し堤防が決壊して発生した水害である。河川改修、砂防等治水対策については、これまでも最大限の努力を傾けてきたところであるが、今後も計画的に治水施設等の整備を推進する。

また、豪雨に伴って生ずる地すべりや山崩れ、土石流等は破壊力が大きく多数の人的被害をもたらすので、地すべり防止対策等各種の土砂災害対策を講ずる。

冬期間は季節風のもたらす降雪のため、日本でも有数の豪雪地帯となっており、数年に一度は豪雪や融雪による大きな被害が発生している。雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上を図るため防雪施設の整備、除雪体制の充実、融雪災害への備え等により、安全で雪に強い地域づくりをすすめる。

近年、建物の高層化及び多様化が進んでおり、またスキー場を中心とした観光地を抱え、そこに多数のホテル、民宿等がある。これらの施設に火災が発生した場合は、大きな被害が生じるおそれがある。

また、林野面積が市域の60%を占めており、林野火災の発生も多い。

平素から、火災予防運動等を通じ防火思想の普及に努めるとともに消防組織の充実、消防施設等の整備、消防力の強化を推進する。

災害の際、その被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの日ごろからの備えと災害時の適切な行動が大切であり、あらゆる機会を利用して市民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。

災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、県をはじめとする防災関係機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、総合調整を行う。

このため、総合防災訓練及び各種訓練等を実施し、防災活動における実戦的能力のかん養を図る。

また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害発生を防止するため、被害施設の敏速かつ適切な復旧を図る。

第 3 節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 実施責任

1 市

飯山市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岳北消防本部

岳北消防本部は、災害から組織市村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、市災害対策本部の業務に従事する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 市 民

市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに

協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

第 2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
飯山市	(1) 市防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
岳北消防本部 (飯山消防署) 飯山市消防団	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。 (6) 飯山市災害対策本部の業務に関すること。

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 (北信地方事務所)	(1) 長野県防災会議、災害対策本部、警戒本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
(北信保健福祉事務所)	(1) 給水、医療、助産、救護、防疫、毒劇物事故防止等に関すること。
(北信建設事務所)	(1) 緊急輸送道路の確保に関すること。 (2) 道路、河川、砂防施設等の機能の確保に関すること。

長野県警察本部 (飯山警察署)	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 避難の勧告又は指示に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 (6) 行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。 (7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 (8) 危険物の取締りに関すること。
--------------------	---

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東農政局 (長野地域センター)	<災害予防対策> (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 <応急対策> (3) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (4) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (6) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (7) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 <復旧対策> (8) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (9) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局 (北信森林管理署)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 被災商工鉅業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。

関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること。 (2) 防災知識の普及に関すること。 (3) 災害防止のための統計調査に関すること。
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること。 (2) 非常通信に関すること。 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
長野労働局 (中野労働基準監督署)	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること。 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
関東地方整備局 (長野国道事務所) 北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)	<災害予防> (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関すること。 (3) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関すること。 <応急・復旧> (4) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に関すること。 (5) 防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。 (6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関すること。 (7) 所管施設の緊急点検の実施に関すること。 (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施に関すること。

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための救護活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (信越支社)	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取り扱い及び援護対策等に関すること。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること。
東日本旅客鉄道(株)(長野支社)	(1) 鉄道施設の地震防災に関すること。 (2) 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)) (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 (2) 損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等の救助、救護に関すること。 (2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集に関すること。
国立病院機構 (関東信越ブロック)	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力(株) (飯山営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
東日本高速道路(株)	上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)、中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) ため池、ダム及び水こう門及び農業用水路等の防災に関すること。 (2) 排水機場の改良及び復旧に関すること。

長 電 バ ス(株) (飯山営業所)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
放送事業者	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
県医師会(飯水医師会)、県歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(一社)長野県 L P ガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北信州みゆき農業協同組合	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
北信州森林組合 (飯山支所)	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
高水漁業協同組合	(1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。

i ネット飯山	(1) 災害予防の放送に関すること。 (2) 注意報・警報及び災害情報等の放送に関すること。
飯山商工会議所	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
病院等医療施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
社会福祉施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
日赤奉仕団、共同募金会、社会福祉協議会、区長会、民生児童委員会、衛生委員会、PTAその他団体	(1) 市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。 (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。 (3) 災害ボランティアに関すること。
危険物施設及び 高圧ガス施設の 管理者	(1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。

第 4 節 飯山市の地勢と災害要因、災害記録

1 自然的条件

(1) 市 域

飯山市は、長野県の最北端に位置し、東は栄村、野沢温泉村及び木島平村、南は中野市、西及び北は新潟県に接する東西約23.1km、南北約25.2kmで周囲約96.0km、総面積約202.32km²である。

経緯度から見た飯山市（市役所）の位置は次のとおりである。

東 経 138 ° 22 '

北 緯 36 ° 51 '

標 高 315m

(2) 地 勢

飯山市は、西側を斑尾山と鍋倉山を連ねる関田山脈に、東側を三国山脈の支脈により囲まれ、大半は急峻な山地からなり、市域を南西から北東に貫流する千曲川に向かって傾斜している。これら山間地から流れ出た中小河川により扇状地が形成されており、中央の平坦地は千曲川の氾濫により造成された沖積地帯である。

傾斜区分別に見ると、傾斜度 0 ° ～ 15 ° の地域が約44%を占め、15 ° ～ 30 ° が約49%、30 ° 以上が約7%となっている。

また、県内で最も標高の低い地域であり、市域の約33%が標高400m以下である。

(3) 地 質

市の西側を連ねる関田山脈全体は、第三紀層により形成されており、斑尾山、黒岩山周辺と仏ヶ峰以北については第四紀層の噴出源、活動時期を異にする多くの溶岩、凝灰角礫岩、火山岩層、火山灰などからなる安山岩類（大半が複輝石安山岩質岩石）で覆われている。

また、東側の山地についても、第四紀火山の噴出した安山岩類に覆われている。

中央の平坦地及び千曲川の沿岸は、長峰丘陵を除き新世の砂礫や粘土層が堆積した沖積層に属し、これら沖積地帯と第三紀層地帯の間、長峰丘陵及び山脈内の台地は、火山層と第三紀層の崩壊物が混ざり堆積した洪積層地帯となっている。

(4) 気 候

飯山市の気候は、降雪量の多い裏日本型気候を示し、春から秋にかけては昼夜の気温差が大きいことから内陸盆地型気候になるという特色をもっている。

年間平均気温は11 前後であるが、年間最高最低の気温差は50 前後と大きな差がある。

降水量はおおむね年間1,300～1,400mm前後であり、月別に見ると豪雪地帯であるため1月、2月及び12月が多く梅雨期及び台風期を上回っているのが特徴である。

また、降雪期間の平均（平成13年～17年）は110日間、根雪期間の平均は106日間、最深積雪の平均は164cmとなっているが、地域差が大きく北部山間地では400cmに達することもある。

2 社会的条件

(1) 人 口

飯山市の総人口は、23,545人（平成22年10月1日現在）であり、人口動態の推移を見ると若年層の流出等により自然増を社会減が上回り逐次減少していたが、平成3年以降は、死亡が出生を上回る自然減が発生しており、新たな問題となっている。

人口は、昭和40年に比べ約32%の減少となっているが、世帯数ではほとんどが変化ない。これは、核家族化と合わせ、少子高齢化の現われであり、高齢者（65歳以上）の割合は、昭和40年の8.3%に対し、平成22年は30.9%となっている。

人口密度は、116人 / km²であり、千曲川沿いの平坦部に集中しているものの、山沿いにも多数の集落が連なっている。

(2) 産 業

ア 農業

飯山市の耕地の多くは千曲川とその支流の沖積平地に開けた水田単作地帯・米所であったが、生産調整を契機として栽培面積が減少し、米への依存度は低下しつつある。変わって伸びたのは花と野菜で、生産額も米に次いで多く、年々伸びている。特にアスパラガスは日本有数の生産地である。

本市は豪雪地帯であるため、土地利用型農業は大きな制約を受け、冬期は営農が不可能になる。農家の冬期対策として取り入れられたきのこ栽培は、種類もえのきだけ・本しめじ、なめこと多種に及び、市の農業に占める比重は大変大きなものとなっている。

イ 商業

J R 飯山駅前通りから中央通り線沿いと、J R 戸狩野沢温泉駅周辺が商店街として形成されている。

また、大規模小売店舗も徐々に増加し、南部の静間バイパスへの商業集積が進み、中心市街地の空洞化が懸念されている。

ウ 工業

飯山市では若者の定住や働く場の確保のため、工業団地の造成、工場等誘致条例の制定など企業誘致を積極的に進めている。

また、仏壇、和紙は伝統ある地域の産業であり、飯山市を特徴づける産業でもある。

エ 観光

飯山市の観光は、雪を資源として利用したスキー場開発と、農家の副業としての民宿から始まった。市内各所にスキー場が開発され、スキー観光は順調に推移してきたが、バブル崩壊後は長引く不況、過当競争により厳しい時代を迎えている。

その一方で、全国でも先駆けてグリーンツーリズムに着手。拠点施設「森の家」を中心に自然体験教室・農村体験を推進。豊かな自然や寺町などの観光資源を活かし、グリーン期の観光客の入り込みは増加している。

(3) 交 通

市域を南西から東北に貫流する千曲川とほぼ平行して、ＪＲ飯山線及び国道117号が通じ、国道292号、403号がそれぞれ飯山市街から妙高市方面、木島平村方面へと通じている。

また、上信越自動車道の豊田飯山ＩＣ（中野市）が市の南西境に近接しており、国道117号により飯山市街と通じている。

3 災害の要因

(1) 風水害

ア 前線の影響による豪雨

梅雨期や秋雨期には、前線が本州付近に停滞し、台風や低気圧の通過により、南方の湿った空気を運び込んで、大雨を降らせることがあり、市内の各河川の氾濫、がけ崩れ等の災害の発生がみられるので、厳重な警戒が必要である。

イ 台風の通過による影響

長野県の位置と地形のもつ条件から、台風の接近、通過により各所に風水害を発生させている。

経路により状況は多少異なるが、中小河川の氾濫、千曲川の増水及びがけ崩れ等の警戒が必要である。

ウ 風害

台風による暴風及び春先の季節風により局地的に突風が吹きつづき、農産物に被害が発生することがある。また、市内の建物は木造のものが多く風による被害を受けやすいため、住家等の倒壊に警戒が必要である。

(2) 火 災

過去において何度か大火にあったが、ここ50年くらいは消防力の強化と火災予防及び防火思想の普及に努め、大火災の発生を防いでいる。しかし、依然木造建築が多い市街地及び民宿地帯では建物の過密、高層、複雑化がみられ、更には、生活様式の向上とあいまって化学燃料の急激な普及、可燃物、危険物施設の増加等によって、火災の大規模化が懸念され、これに対応する消防体制の強化が必要である。

(3) 雪 害

飯山市は全国でも有数の豪雪地帯であり、毎年雪による様々な被害を被っている。

今後もこの地域の特性として、豪雪、雪崩、春先の融雪等による災害発生が予想されるので、雪害対策の強化が必要である。

(4) 地 震

大地震が発生すると、大きな地殻変動を伴い震源が浅いところにある場合は、断層や土地の隆起、沈降が現われる。

また、山崩れ、がけ崩れを起こし、ときには山津波になり河川をせき止め、それが原因となって洪水になることがある。

市域は、信濃川断層帯に含まれ善光寺地震、長沼地震、松代群発地震にみられるように地震

の発生しやすい地域であり、最近の**中越・中越沖地震、東日本大震災や長野県北部地震**のこともあり地震対策について一層の強化が必要である。

4 過去の災害記録

過去に発生した主な大規模災害の記録は、**第 7 編資料19 - 1**のとおりである。

第 5 節 地震被害想定

1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

県では、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成 12・13 年度の 2 か年で地震対策基礎調査を実施し、平成 14 年 3 月に「長野県地震対策基礎調査報告書」を公表した。

この調査結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

本節においては、この報告書のうち、本市に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる 5 つの内陸型地震と東海地震が想定されている。

想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

想定地震の諸元

想定地震 \ 震源諸元	マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	傾 斜	位 置 等
糸魚川 - 静岡構造線 (北部)	8.0	80	20	60 °E	小谷村～松本市
糸魚川 - 静岡構造線 (中部)	8.0	80	17	90 °	安曇野市～富士見町
信濃川断層帯	7.5	43	21	45 °W	飯山市～長野市
伊那谷断層帯	7.9	68	20	60 °W	南箕輪村～阿智村
東海地震	8.0	115	70	34 °W	(平成 13 年想定)
阿寺断層系	7.9	62	17	90 °	王滝村～岐阜県



３ 飯山市における想定結果

イ 液状化

地 震 名	予 測 結 果
糸魚川 - 静岡構造線（北部）	市の平地部に液状化の危険性が高い地域がみられる。
糸魚川 - 静岡構造線（中部）	液状化の危険性は低いと予想される。
信濃川断層帯	平地と市の西部の一部に液状化の危険度が極めて高い地域がみられる。
伊那谷断層帯	液状化の危険性は低いと予想される。
東海地震	全般に液状化の危険性はかなり低いと予想される。
阿寺断層系	液状化の危険性は低いと予想される。

(2) 物的・人的被害想定結果

被害想定を実施した想定地震は、地震動・液状化危険度を求めた 6 地震となっている。地震動の大きさは、各地震とも想定値に幅を持つものであるが、次表の被害想定は代表値により算定されている。

想定結果 想定地震	建物被害（棟）		出火・延焼被害	
	木造全壊・ 非木造大破	木造半壊・ 非木造中破	出火件数 （件）	焼失棟数 （棟）
糸魚川—静岡構造線（北部）	541	1,190	5	5
糸魚川—静岡構造線（中部）	21	219	0	0
信濃川断層帯	2,296	4,797	12	24
伊那谷断層帯	0	1	0	0
東海地震（昭和54年想定）	0	0	0	0
阿寺断層系	0	0	0	0

	人 的 被 害			ラ イ フ ラ イ ン		
	死 者 （人）	重傷者 （人）	避難者 （人）	断水世帯数 （世帯）	停電世帯数 （世帯）	電話支障 （回線）
糸 - 静 （北）	13	35	2,407	1,615	1,956	564
糸 - 静 （中）	1	8	324	491	1,301	58

信濃川	36	90	9,932	5,378	2,036	909
伊那谷	0	0	1	0	854	0
東 海	0	0	0	0	0	0
阿 寺	0	0	0	0	0	0

第 2 編

風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成するとともに、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

1 風水害に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、**崖崩れ**等による風水害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、**大規模災害発生時の輸送・通信手段**の確保に努める。
- (3) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (4) 風水害に強い郷土の形成を図るため、県と協力し、治山・治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、**下水道**等の事業を総合的、計画的に推進する。
- (5) **老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。**

2 風水害に強いまちの形成

- (1) **土砂災害警戒区域については、当該区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。**
- (2) 洪水、**崖崩れ**等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域**や土砂災害警戒区域等**の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。
- (3) **防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。**
- (4) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路などの防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用を禁止又は制限を行うとともに、**無電柱化の促進を図る。**
- (5) 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成

する。

ア 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進

イ 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進

ウ 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

エ 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な市土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

オ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

カ 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、**指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設**に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

キ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進

ク 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備

ケ 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

コ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

3 災害危険箇所等のパトロール

市は、各関係機関の参加を得て次の(1)から(3)に掲げるパトロールをそれぞれ定める時期に実施する。

(1) 重要水防区域合同パトロール（5月）

ア 参加機関

(ア) 千曲川河川事務所

(イ) **北信建設事務所**

(ウ) 関係市議会議員

(エ) 関係区長、消防団関係者

(オ) 飯山市（道路河川課、庶務課）

イ 内容

千曲川重要水防区域のパトロール

(2) 土砂災害防止月間中の合同パトロール（6月）

ア 参加機関

- (ア) 北信建設事務所
- (イ) 北信地方事務所
- (ウ) 飯山警察署
- (エ) 岳北消防本部
- (オ) 飯山市（道路河川課、農林課等）

イ 内容

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、砂防指定地区、土石流発生危険渓流等のパトロール

(3) スキー場安全パトロール（2月）

ア 参加機関

- (ア) 北信地方事務所
- (イ) 飯山市（商工観光課）
- (ウ) 岳北消防本部
- (エ) 北信建設事務所
- (オ) 北信保健福祉事務所
- (カ) 各観光協会、索道協会

イ 内容

スキー場の危険箇所のパトロール

4 風水害に対する建築物等の安全性の確保

- (1) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (4) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

- (2) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

6 災害応急対策等への備え

- (1) 風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (3) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策が行えるように努める。
- (4) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用にも努める。

第2節 災害発生直前対策

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりにあるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

(1) 風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

(本章第11節「避難収容活動計画」参照)

(2) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

3 災害未然防止活動

災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。

- ・ 所管施設の緊急点検体制の整備
- ・ 応急復旧体制の整備
- ・ 防災用資機材の備蓄
- ・ 水防活動体制の整備
- ・ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
- ・ 災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、各防災関係機関及び市民が参加する訓練を毎年実施する。
- (3) 学校、公民館等の公共施設を情報通信の拠点とした市の情報ネットワークの整備について研究する。
- (4) 情報収集手段としてのパソコンネットワーク等の活用を推進する。
- (5) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (6) 災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

- (1) 市は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク、CATV等の活用により災害情報等の共有化、市民への周知を図る。
- (2) 蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の確保

- (1) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。
- (2) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- (3) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努め

る。

- (4) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (5) 衛星携帯電話、MCA 移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- (6) NTT 等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。
- (7) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J - A L E R T ）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

第4節 活動体制計画

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備と、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。また、複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実するとともに業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

1 職員の参集・活動体制

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

このため市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

（動員配備体制については、本編第2章第3節「非常参集職員の活動」参照）

- (1) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (2) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- (3) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

2 組織の整備

防災会議の組織運営に関しては、災害対策基本法第16条、飯山市防災会議条例の定めるところであり、その組織は飯山市防災会議条例第3条のとおりである。その運営については市の地域に係る総合的かつ計画的な防災を実施するためこれら関係法令に基づく事務の円滑な推進を図る。

3 防災関係機関との連携体制の整備

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 防災関係機関との協力体制の確保

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

4 防災中枢機能等の確保

災害時に応急対策の中心的役割を果たす市役所庁舎等の公共施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図るとともに、長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

5 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

6 業務継続性の確保

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第5節 広域相互応援計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村相互、消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動が実施できるよう、体制の整備を図る。

1 防災関係機関相互の連携体制整備

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

- (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。
- (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

2 県内全市町村間の相互応援協定

県内全市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。(第7編資料4-2参照)

市は、この協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。

- (1) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
- (2) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (4) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。(第7編資料4-1参照)

また、大規模災害又は特殊災害発生時に、前記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動、消火活動等を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊運用要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとと

もに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する。

- (1) 岳北消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- (2) 岳北消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的の実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。
- (3) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

4 他市町村との応援協定

市では現在、富山県魚津市と「飯山市魚津市災害時相互応援協定」(第7編資料4-4参照)、山梨県山梨市と「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書」(第7編資料4-5参照)、山形県長井市と「大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書」(第7編資料4-6参照)、東京都国分寺市と「国分寺市飯山市災害時相互応援に関する協定書」(第7編資料4-7参照)を締結している。この協定に基づき大規模災害時に対応するため、平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。

5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

6 広域活動拠点の確保

- (1) 市は、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件(地形、気候等)や社会条件(周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等)等を考慮して、広域における拠点を選定する。
- (2) 3者で拠点の面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。
- (3) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。
- (4) 関係相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

7 その他企業及び団体等との協力体制の整備

企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、市は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、市が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

現在、本市が締結している協定は、次のとおりである。

協定の名称	締結先	掲載資料番号
災害時における飯山市と市内郵便局の協力に関する協定	市内郵便局	第7編資料4 - 8
災害時における応急生活物資調達に関する協定	飯山商工会議所	第7編資料4 - 9
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープ ながの	第7編資料4 - 10
災害時における応急対策業務に関する基本協定	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンブカー協会飯山支部	第7編資料4 - 11
災害時における応急対策業務の実施に関する細目協定書	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンブカー協会飯山支部	第7編資料4 - 12
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会飯水支部	第7編資料4 - 13
災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局 北陸地方整備局	第7編資料4 - 14
災害時における電気の保安に関する協定書	一般財団法人中部電気保安協会長野支店	第7編資料4 - 15
災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)カインズ	第7編資料4 - 16
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	第7編資料4 - 17

第6節 救助・救急・医療計画

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防機関等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

1 救助・救急用資機材の整備

- (1) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、**高規格化を促進する。**

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- (2) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (3) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の備蓄

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達については、災害医療体制全体の中で、迅速で機能的な供給体制について検討を行うとともに、医療機関・医薬品販売業者等関係機関からの協定が得られるよう、あらかじめ調整を図る。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

災害拠点病院である北信総合病院（中野市）を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

4 消防及び医療機関との連絡体制の整備

災害時においては、被害情報や患者の受入れ体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関との情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく。

また、医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関と事前に調整しておく。

- (1) 風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- イ 最先到着隊による措置
- ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- オ 各活動隊の編成と任務
- カ 消防団の活動要領
- キ 通信体制
- ク 関係機関との連携
- ケ 報告及び広報
- コ 訓練計画
- サ その他必要と認められる事項

- (2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。
- (3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。
- (4) 関係機関の協力を得て、救急・救助訓練を毎年 1 回以上実施する。

第7節 消防・水防活動計画

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

1 消防計画

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備等、施設の整備拡充及び市民等に対する火災予防の徹底等を図り防災活動に万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、**消防団総合整備事業等**を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、**NPO、民間企業等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。**

また、積雪型、多雪型消火栓の設置、4WD軽積載車の配備等積雪に備えた施設及び機械力の強化を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、耐震型防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制と

する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から岳北消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(5) 火災予防

ア 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と予防知識の浸透を図るため、関係機関、団体の協力のもとに春秋2回火災予防運動を実施するほか、毎月15日を市民防火の日に設定し火災予防の徹底を図る。

イ 防火思想、知識の普及

「市報いいやま」をはじめとする広報紙、防災行政無線、市ホームページ、広報車等により、市民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

ウ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

エ 予防査察の実施

消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

オ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(6) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(7) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、市及び岳北消防本部の消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合に備え、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

2 水防計画

集中豪雨等により、水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できるよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 水防組織、水防団（消防団）の確立・整備
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等洪水時に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡系統の整備及び警報等の市民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 居住者への立退きの指示体制の整備
- (7) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (9) 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、**指定緊急避難場所、指定避難所**等の避難計画の作成
- (10) 浸水想定区域内にある**要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）**で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を**定める**。
- (11) **浸水想定区域内にある大規模工場棟で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。**
- (12) (10) (11) に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

 - (13) 水防機関の整備
 - (14) 水防計画の策定
 - (15) 水防協議会の設置
 - (16) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 発災時の避難誘導計画等に基づく避難誘導訓練

- (17) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

第8節 要配慮者支援計画

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市が地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

- ・ 避難支援者等関係者となる者
- ・ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
- ・ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・ 名簿の更新に関する事項
- ・ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ず事項
- ・ 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・ 避難支援等関係者の安全確保

(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(4) 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における被害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(5) 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 指定避難所の整備

市は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備に努める。

(3) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

(4) 市は、災害の発生に備え、要配慮者の名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

(6) 支援協力体制の整備

市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 社会福祉施設等対策

市は、要配慮者利用施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について協力を求める。

(1) 防災設備等の整備

市は、**要配慮者利用施設**等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(2) 組織体制の整備

市は、**要配慮者利用施設**等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、**要配慮者利用施設**等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

市は、**要配慮者利用施設**等の管理者に対し、他の**要配慮者利用施設**等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、**区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。**

また、市は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

(5) 市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(6) 市は、医療機関等の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

4 観光客、外国籍市民、外国人旅行者等対策

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 観光関連事業者と連携して**外国人旅行者にも対応した**、「災害時における対応（心得）」を

作成するよう努める。

(2) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(6) 外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備

市は、市内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(1) 市は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

市は、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

(3) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市は、浸水想定区的の指定があったときは、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

第9節 緊急輸送計画

大規模な風水害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

1 緊急交通路の確保

市は県と連携して、**警察署と協議のうえ地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する**。この場合、**県が定める交通規制計画道路と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」への交通確保について、特に配慮する。**

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

(1) 災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。(第7編資料8 - 1 参照)

このヘリポートは、避難場所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

(2) 自らが被災した場合だけでなく、隣接市村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について市民に周知する。

3 輸送体制の整備

大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておく。

(1) 市内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。

(2) **必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。**

(3) **物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への**

優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

(4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

(5) ヘリコプターの活用については、本編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平素から連携を密にする。

4 緊急通行車両等の事前届出の確認

(1) 緊急通行車両等の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、災害発生時に県（知事）又は県警察（公安委員会）に緊急通行車両の確認について申出を行い、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

緊急通行車両の標章



備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第10節 障害物の処理計画

風水害時には、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

1 障害物処理体制の整備

- (1) 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。
- (2) 建設業者等に対し、災害時の障害物除去に要する車両及び要員について、協力体制の整備を要請する。
- (3) レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。
- (4) 集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。
- (5) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

第11節 避難収容活動計画

風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、**崖崩れ**や火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、**居住者や滞在者等は**、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、**要配慮者**及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した**指定緊急避難場所及び指定避難所**の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

1 避難計画等の策定

(1) 避難体制の確立

次の事項に留意して、**避難計画を策定するとともに**、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

ア 避難勧告、避難指示の**具体的な発令**を行う判断基準及び伝達方法

イ 避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法

（避難準備情報、避難勧告、避難指示については第2章第12節「避難収容活動」を参照）

ウ **指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類**

エ **指定緊急避難場所及び指定避難所**の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

オ **指定緊急避難場所及び指定避難所**への経路及び誘導方法

カ **指定避難所**開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）給食措置

（イ）給水措置

（ウ）毛布、寝具等の支給

（エ）衣料、日用品の支給

（オ）負傷者に対する救急救護

キ **指定避難所**の管理に関する事項

（ア）避難収容中の秩序保持

（イ）避難住民に対する災害情報の伝達

（ウ）避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）避難住民に対する各種相談業務

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

（ア）平常時における広報

a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

- b 市民に対する巡回指導
- c 防災訓練等
- (イ) 災害時における広報
 - a 広報車による周知
 - b 避難誘導員による現地広報
 - c 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難勧告又は支持を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待機等安全措置を講ずべきことにも留意する。

(2) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(3) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(4) 市民に対する指導・啓発

市は、市民に対し、避難に関して次のように指導・啓発する。

ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

- (ア) 家の中でどこが一番安全か
- (イ) 救急医薬品や火気などの点検
- (ウ) 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか
- (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか
- (オ) 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか
- (カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
- (キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

2 避難場所の確保

(1) 避難場所の確保（第7編資料9 - 2 参照）

市は、災害の危険が切迫した場合には、市民等の安全を確保するために、その危険から緊急

的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく。

ア 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。

イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に火災が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議を行う。

エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

オ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 避難所の確保（第7編資料9 - 1参照）

災害発生時に被災者の避難及び救護を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定する。

ア 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施

設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定避難所の相互提供等について協議を行う。

エ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

オ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

カ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

キ 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、備蓄薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。

ク 避難行動要支援者を安全にかつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

ケ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

コ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所又は指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

サ 「避難時マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

シ 市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信施設の整備等に努める。

ス 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

セ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

3 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため市は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制の整備に努める。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、**指定緊急避難場所及び指定避難所**との整合を図りながら候補地を選定し、**学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。**
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。
- (7) 災害発生時には、市内及び近隣市町村の建設業者等から応急工事用資材を調達できるようにしておく。(第7編資料16 - 1 参照)

4 学校等における避難計画

災害が発生した場合、小学校、中学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施することから、学校長・保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(1) 防災計画の作成

ア 学校長等は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。

なお、この計画作成に当たっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
 - (イ) 風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
 - (ウ) 市（市教委）警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (ク) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
 - (ケ) 児童生徒等の救護方法
 - (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
 - (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (ソ) 風水害時における応急教育に関する事項
 - (タ) その他、学校長等が必要とする事項
- (2) 施設・設備の点検管理
- 学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。
- ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
 - イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
 - ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (3) 防火管理
- 風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。
- ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (4) 避難誘導
- ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。
 - (ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。
 - (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。

- (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
- (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

第12節 孤立防止対策

市は、災害時の孤立地域を予測し、住民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。

1 通信手段の確保

- (1) 防災行政無線の整備及び更新を計画的に行い、市と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (2) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- (3) N T T 孤立防止無線電話の応急設置等、協力体制の確立を図る。
- (4) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。

2 災害に強い道路網の整備

急峻な地形を切り開いて道路が建設されている状況から、そのすべてについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるが、次の事項に留意して対策を講ずる。

- (1) 代替路線のない道路を優先して災害予防対策を推進する。
- (2) 迂回道路としての林道、農道の整備を推進する。

3 孤立予想地域の実態把握

- (1) 平素の行政活動を通じ、孤立予想地域における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (2) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

4 自主防災組織の育成

大規模災害時には、特に孤立地域では、消火・救助機関の到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

したがって、市内の各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、**要配慮者**の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。

- (1) 全地区における組織結成を推進する。
- (2) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。
- (3) 活動用資機材の整備充実に努める。
- (4) 孤立が予想される地域の住民に対し、組織結成に対して積極的に参加するよう啓発を行う。

5 避難所の確保

孤立が予想される地域ごとに最低 1 か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

そのため、孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新を促す。

6 備 蓄

- (1) 孤立が予想される地域の住民に対し、平素から食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。
- (2) 観光・宿泊施設等の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 平成12、13年度に実施された県地震対策基本調査の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域防災計画等で定める。
- (2) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。
- (3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (4) 市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。
- (5) 市内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。

2 食料等の供給体制の整備

- (1) 備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。
- (2) 食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。
- (3) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。
- (4) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (5) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。

3 市民等に対する指導・啓発

市民や企業等に対して、食料の備蓄に関して次の事項について指導・啓発する。

- (1) 自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、市備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり2日から3日分程度の食料（乾

- パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。
- (2) 高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。
- (3) 企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努めるものとする。

第14節 給水計画

水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び、**濾過器**の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、給水車、給水タンク等の整備促進を図り、災害時の飲料水の供給体制を確立する。

また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- (2) 予備水源の確保、電源車及び発電発電機を借り上げ、停電時の揚水に対応する。
- (3) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

2 飲料水等の供給計画

- (1) 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。
- (2) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (3) 被災範囲、被災状況の想定に基づき、給水拠点設置箇所の検討を行う。
- (4) 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

3 市民に対する指導・啓発

市は、災害時における飲料水の確保に関し、日ごろから市民に対して次の事項について指導・啓発する。

- (1) ふろの残り湯の活用を習慣づける。
- (2) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (3) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (4) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

また、防災拠点として、廃止された下水道処理施設等を防災支援センター、備蓄倉庫などとして利活用する。

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

- (1) 市人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努めるとともに、災害発生後の交通輸送機能まひや孤立地域発生等を想定した備蓄・調達体制の整備を図る。
- (2) 市内流通業者等に対して、災害時における生活必需品の調達に関して協力を要請する。
- (3) 市民に対し防災思想の普及啓発を行い、市民自らの備蓄の促進を図る。
 - (災害時の主な生活必需品)
 - ・寝具（タオルケット、毛布等）
 - ・衣類（下着、靴下、作業衣等）
 - ・炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
 - ・身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
 - ・食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
 - ・日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
 - ・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

2 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。
- (2) 輸送されてくる生活必需品の集積場所をあらかじめ定め、必要に応じて施設の整備を行う。
 - （第7編資料8 - 1 参照）
- (3) 流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

3 市民に対する指導・啓発

市民に対し、災害に備えて、前記の生活必需品のほか、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行うよう指導・啓発する。

第16節 危険物施設等災害予防計画

風水害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害等に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

1 危険物施設災害予防計画

市は、岳北消防本部の指導・協力を得て、危険物を保有する施設において、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る。

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

(2) 自主防災組織の結成促進

ア 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

2 その他危険物施設等災害予防計画

火薬類、高圧ガス施設、**液化石油ガス**、毒物・劇物保管貯蔵施設等の災害予防については、施設等の実態を把握するとともに、関係機関と協力して、施設の管理者、市民等に対して指導徹底する。

第17節 電気施設災害予防計画

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
- 災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全性の確保

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。

市は、中部電力(株)が行う災害予防対策に協力する。

2 職員の配置計画

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。

3 関係機関との連携

停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する。

第18節 上水道施設災害予防計画

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

1 上水道施設の安全確保と充実

- (1) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- (2) 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。
- (3) 発災時における職員の任務分担、配備、参集について事前に計画を定め、災害時の迅速な対応を図る。
- (4) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- (5) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- (6) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。
- (7) 応急復旧資材の備蓄を行う。
- (8) 水道管路図等の整備を行う。
- (9) 無線設備の整備を行い、非常時における通信手段を確保する。
- (10) 施設の被害調査に必要な機材の整備を行う。

2 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施

- (1) 次の事項を基本に水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。

ア 指揮命令系統の確立

- (ア) 職員の非常招集
- (イ) 情報伝達の確保
- (ウ) 班編成の強化

イ 水道施設の被害状況調査、把握の方法

ウ 復旧用資機材の備蓄及び調達方法

エ 応急復旧の具体的作業、手順、方法

オ 応急復旧活動内容の周知方法

カ 施設管理図面等の管理及び活用方法

- (2) 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。

3 応急復旧応援受入れ体制の整備

(1) 次の事項を基本に、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。

ア 国、県及び関係機関との連携

イ 水道事業者等関係団体との連携

ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

第19節 下水道施設等災害予防計画

下水道（汚水、雨水、農業集落排水、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。））は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインの一つであり、風水害について機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に重大な支障が生じた場合は、関係機関との相互応援協定等に基づき連携の強化を図り、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を迅速に図るため、下水道事業業務継続計画（以下「下水道BCP」という。）を定める

1 下水道等の風水害に対する安全性の確保

風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場等の冠水及び内水氾濫による住宅地等の浸水被害が予想される。

この対策として過去の経験、浸水想定区域図、ハザードマップ等のソフト対策による浸水対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置づけるとともに、都市下水路による整備も行う。

2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。

(2) 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、他の地方公共団体との間で広域応援協定の締結及び民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。

4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充

風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。

5 処理場施設の系統の多重化

万一、下水道施設等が被災した場合にも、ライフラインとしての機能を確保できうる体制の整備を図る。

そのため、必要に応じて、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努める。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

災害時においては、通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信・放送施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

1 市防災行政無線施設の整備充実

(1) 保守点検及び整備

災害時における正確な情報収集と市民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。

ア 同報系、移動系とも定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。

イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。

(2) 設備の更新及び機能の向上

ア 老朽設備の更新を計画的に行い、市防災行政無線の機能の向上を図る。

イ 中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。

ウ 防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる地域防災系の防災行政無線の整備について検討する。

(3) 無線従事者の確保

無線技士養成講習会等に積極的に参加し、無線従事者の資格を持った通信取扱者を確保する。

2 県防災行政無線の活用

県防災行政無線には次のような特長があり、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。

(1) 回線統制

非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。

(2) 一斉通報（音声又はFAX）

統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象予警報等の迅速な伝達が可能である。

3 電気通信施設災害予防

市は、災害時における電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供ができるよう東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI

(株)、ソフトバンクモバイル(株)等との連携を図る。

4 道路埋設通信施設災害予防

架空の通信ケーブルは、台風等による強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。したがって、道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第21節 鉄道施設災害予防計画

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

市は、東日本旅客鉄道(株)が実施するこれらの対策に協力する。

1 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

2 市が実施する計画

東日本旅客鉄道(株)との間において、情報収集体制を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

3 東日本旅客鉄道(株)が実施する計画

(1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。

(2) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

(3) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第22節 災害広報計画

災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び市民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

1 被災者及び市民等への情報の提供体制

災害発生時には、被災者及び市民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これに対して適切な対応が行える体制を整備しておく。

- (1) 被災者及び市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 地域に密着した情報を提供するため、コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、ポータルサイト等の事業者との協力関係の構築を図る。
- (3) 市のホームページ等を利用し、市民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を行う。
- (4) 被災者及び市民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
- (5) (4)のほか、被災者及び市民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、市民への普及啓発に努める。
- (6) 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供及び協定

- (1) 災害発生時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。
- (2) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (3) 災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

第23節 土砂災害等の災害予防計画

本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

1 地すべり対策

- (1) 地すべり危険箇所の把握に努め、地域住民に周知する。(第7編資料3-2参照)
- (2) 地域住民と協力し、防災パトロール、排水等の応急対策が実施できる体制を確立する。
- (3) 地すべり防止法に基づく指定を促進し、民家、耕地、公共施設等の利害に密接な関連を有する地すべりに対し、県及び関係機関と協力して地すべり防止工事を実施するなど被害の防止対策を推進する。
- (4) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を講ずる。また、地すべり危険箇所を市民に周知する。

2 山地災害危険地対策

市は、市域の山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流失危険地区・土砂崩壊危険箇所)について、毎年県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。(第7編資料3-5～3-7参照)

3 土石流対策

近年土石流の発生による大きな被害が出ているが、本市においても一見安定した河床、林相を呈している地域でも、異常豪雨によって土石流が発生し、人家、集落が被害の受ける危険性のある箇所が数多く散在している。

市は、市民に対して土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立を図るとともに、土石流発生危険渓流の表示、警報の伝達、避難装置等の方法を定め、緊急時に際して、適切な措置がとれるよう警戒体制の整備・確立を図る。(第7編資料3-3参照)

- (1) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を

講ずる。また、地すべり危険箇所を市民に周知する。

4 急傾斜地崩壊防止対策

がけ崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。このため、急傾斜地崩壊危険区域については次の事項を実施する。（第7編資料3-1参照）

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象予報、警報発令時の伝達、周知方法等について定める。
- (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講ずる。また、地すべり危険箇所を市民に周知する。
- (3) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告または指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。
- (4) 避難のための立退きの万全を図るため、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。
- (5) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

5 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

急峻な地形が多く、急流河川も多い市内においては、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等内に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

- (1) 市は、防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて、市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

6 土砂災害警戒区域の対策

- (1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制

イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

- (2) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

ア 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、それらを住民に周知する。

イ 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

7 市民への周知

市は、市民に対して、土砂災害警戒区域に関する情報を周知する。市民に周知すべき情報は、おもに次のとおりである。

- (1) 土砂災害警戒区域の位置
- (2) 災害実績
- (3) 避難勧告・指示等の基準

第24節 防災都市計画

災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、住宅密集地域においては、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

1 建築物の不燃化の促進

市街地には建築物が密集しているため、火災が発生した場合、延焼拡大のおそれ大きい。

このため、中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図っていく。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

(3) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画や住環境整備事業計画を策定する。

(4) 防災都市づくり計画を策定する。

2 防災空間の整備拡大

火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯、災害時の避難場所や災害の緩衝にもなる公園整備や緑地・農地の保全等、計画的な防災空間の整備を図る。

(1) 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

(2) 市道について、国・県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

(3) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業や住環境整備事業を活用した市街地整備を進める。

3 市街地開発事業による都市整備

道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を検討する。

(1) 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進する。

(2) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業や住環境整備事業を活用した市街地整備を進める。

第25節 建築物災害予防計画

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

1 建築物の風害対策

- (1) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

2 建築物の水害対策

- (1) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、**建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。**
- (2) 建築物の所有者に対し、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じて、盛土等の必要な措置を促す。

3 文化財の風水害予防

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置を**促進する。**

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

風水害で生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行い、安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 市道等の整備

市の道路整備計画に基づき実施する道路及び橋梁の新設、架替、改良等の対策の中で、風水害に対する安全性に配慮した整備を行う。

(2) 施設の点検整備

各施設の風水害に対する安全性の点検を実施し、緊急度の高いものから順次整備するとともに、県等関係機関へ整備について要望していく。

(3) 協力体制の整備

道路及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れるおそれがあるため、県、警察署、建設業協会等との事前の協力体制の整備に努める。

(4) 危険防止のための事前規制

気象・水象情報の分析により、市管理の道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、飯山警察署等関係機関と連携し、危険防止のため事前の通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する。

2 避難路・緊急道路の整備

(1) 街路の整備

ア 中心部の避難場所へつながる道路の整備

イ 災害応急対策活動の拠点となる公共施設周辺の道路の整備

(2) 既存道路の対策

既存の道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、道路改良、道路法面保護、橋梁取付部強化による落橋防止等の事業を推進する。特に、山間部の幹線道路については、法面の崩壊対策、地すべりの対策等を十分に行い、災害による地区の孤立を防ぐ。

(3) 幹線道路の整備

街路事業及び道路新設改良事業を積極的に推進し、沿道に障害物の少ない広幅員道路を整備し、避難路及び緊急道路として活用できるようにする。

(4) 通報制度

主要路線沿いの危険箇所については、付近住民による通報制度の導入を検討する。

第27節 河川施設等災害予防計画

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

また、過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案して、特に注意を必要とする地域として指定されている重要水防区域を中心に堤防等の点検を行い、安全性の向上を図るため河川の整備を行う。
(第7編資料3 - 8 参照)

1 河川施設の災害予防

(1) 河川改修

市内を南北に貫流する千曲川を中心に、中小河川が数多くあり、いずれも山岳地帯から流れ出る急流河川である。

これらの河川の改修は、その管理機関により年々計画的に実施されてはいるが、まだ未整備の箇所が各所にあり、局地的集中豪雨による水害が予想されるので、管理機関及び水防関係機関と協力して危険箇所の点検を行うとともに、河川改修の促進を図る。

また、本市における水害で最も大きなものは、千曲川の氾濫であり、過去幾度となく大被害を受けてきている。近年堤防改修が進捗してきてはいるが、まだ無堤防地区が存在している。国、県の協力を得るなかで、この無堤防地区の解消及び既存堤防の改修を推進する。

(2) 砂防対策

一時的な集中豪雨による溪流の浸食と林野の崩壊によって生じた土砂礫は、勾配の急な谷筋に滞積され、豪雨に際して下流に流出し、耕地、宅地に氾濫、浸水の甚大な被害を与えているので、これら急流河川の砂防事業を関係機関と協力し推進する。

2 ダム施設の災害予防

ダム管理者は、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

3 ため池の災害予防

(1) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について現状の把握を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。

(2) 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。

(3) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

(4) **ため池ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。**

4 危険区域（箇所）の警戒巡視

市内の千曲川及び中小河川については、その管理区分に従い、国、県及び市において管理されているが、日常的な点検は、地域住民の協力を得て実施する。

千曲川に設置されている水門については、管理者において管理人を定め日常点検等を実施しているが、出水期等においては消防団による巡視を行う。

5 浸水想定区域内の災害予防

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずる恐れのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。市は浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る。

- (1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- (2) 地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

第28節 農林水産物災害予防計画

風水害による農林水産物関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

市は、これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

1 農水産物災害予防計画

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。

(1) 水 稲

ア 強風が予想されるときは、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

イ 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

(2) 果 樹

ア 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

イ 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

ウ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(3) 野菜及び花き

ア 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。

イ ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

ウ 風速30m / 秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

エ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(4) 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想されるときは、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 災害による立木の倒壊防止のため、飯山市森林整備計画に基づき、適地適木の原則を踏まえた健全な森林づくりを推進する。

(2) 壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する。

(3) 県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

第29節 二次災害の予防計画

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関との平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

1 構造物に係る二次災害予防対策

- (1) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。
- (2) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。
- (3) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良及び危険を周知するための標識の設置を推進する。

2 危険物施設に対する二次災害予防対策

岳北消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

3 倒木の流出対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合があるため、次に掲げる事項を事前に把握し、市民への周知、警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 橋梁の高さ、河川の幅、水の流れ方、河川の勾配、河川の段差等を地域ごとに調査し、事前に把握する。
- (2) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収

集・警戒避難体制の整備も図る。

第30節 防災知識普及計画

「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、**食料、飲料水の備蓄など**市民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

市は、**災害文化の伝承や**、体系的な教育により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

1 市民等に対する防災知識の普及活動

- (1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、**SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）** 市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

ア 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

イ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

ウ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識

エ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識

オ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識

カ 災害時にとるべき行動に関する知識

キ 正確な情報入手の方法

ク 要配慮者に対する配慮

ケ 男女のニーズの違いに対する配慮

コ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

サ 平素市民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容

シ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について

ス 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

サ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

シ 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

- (2) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布

し、徹底した情報提供を行う。

ア 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(ア) 避難の確保を図るため必要な事項

(イ) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

イ 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(ア) 土砂災害に関する情報の伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

(ウ) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。

(3) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。

(4) 前記(3)の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

(5) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

(6) 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

3 学校等における防災教育の推進

小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(1) 学校等においては、大規模災害にも対応できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等に

ついて指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

カ 消火器の使い方等

- (3) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (1) 自然災害に関する一般的な知識
- (2) 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保管し、未来へ伝達するため、広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第31節 防災訓練計画

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

1 防災訓練の種別

(1) 総合防災訓練

総合防災訓練は、市が主催し、防災関係機関、市民その他関係団体の協力を求め、次により毎年1回実施する。

ア 災害のおそれのある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。

イ 市の防災機関、警察機関、区長会を中心とする地域関係機関等が一体となって、(2)のア～クの訓練を中心として、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策訓練を総合的に実施する。

(2) その他の訓練

ア 水防訓練

訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。

(ア) 北信建設事務所の協力を得て、土石流災害の基礎知識や気象天気図の知識等水防知識の習得を図るとともに、重要水防区域や水防上重要な施設について周知徹底を図る。

(イ) 消防団による水防工法の実地訓練を行う。

イ 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。

(ア) 夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防ぎょ訓練

(イ) 消防団幹部による図上想定訓練

(ウ) 岳北消防本部と消防団との合同訓練

(エ) 市民による初期消火訓練

ウ 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。

(ア) 医療救護・人命救助訓練

(イ) 炊き出し訓練

(ウ) 給水訓練

エ 通信訓練

災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。

- (ア) 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練
- (イ) 市防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練
- (ウ) 岳北消防本部と消防団を結ぶ無線の通信訓練
- (エ) 「長野県地域防災計画」に基づいた県防災行政無線の操作訓練

オ 避難訓練

災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、市災害対策本部の組織編成に基づく本部の運営訓練を行う。

キ 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。

- (ア) あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練
- (イ) 市民等への情報伝達、避難誘導訓練
- (ウ) アマチュア無線局との情報伝達訓練

ク 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時に広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。

ケ 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をする。また、次回以降の参考とするとともに防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

(1) 実践的な訓練の実施

ア 訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実

践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救助活動等の連携強化に留意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

イ 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。

ウ 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(2) 訓練の事後評価

ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善する。

イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。

第32節 災害復旧・復興への備え

災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。

また、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

- (2) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

- (1) あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (2) 市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずるものとする。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

このため、県及び関係団体等から円滑な供給を受けるための体制を整備しておく。

4 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

5 基金の積立

災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費として、財政調整基金の

維持、運用を図る。

第33節 自主防災組織等の育成に関する計画

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、**要配慮者**に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。

1 地域住民等の自主防災組織の育成

- (1) 各地区内に「自主防災会」を組織して、出火防止、初期消火、避難、救助等効率的な災害応急活動を確保するとともに、行政機関及び消防機関との連携を図り、災害による被害の拡大を防止する。

また、各地区の防災会長による「飯山市防災会連絡協議会」を設置して、各防災会間及び行政機関との連絡調整に当たる。

- (2) 平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2 活動環境の整備

市は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

3 組織の活性化

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修を実施するとともに、青年や女性の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

4 各防災組織相互の連携

- (1) 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。
- (2) **自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。**

第34節 企業防災に関する計画

企業には、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

市は、これらの活動に対し、支援・指導に努める。

1 市が実施する計画

- (1) 市民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- (2) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

2 企業が実施する計画

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努める。
- (2) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BGM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第35節 ボランティア活動の環境整備

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアを適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、**要配慮者**の介護、物資・資材の輸送配分、**障がい者**・外国籍市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、**あらかじめ災害時に救援活動を行い得る**ボランティアの所在、活動内容等を把握しておく**ことがもとめられているところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。**

- (1) 市社会福祉協議会は、ボランティアの事前登録の推進及びその活用について、県社会福祉協議会との連携を図る。
- (2) 市は、県社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

2 防災ボランティア活動の環境整備

平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

3 ボランティア団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、市及び市社会福祉協議会は、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていく。

- (1) ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため、連絡協議会の設置を推進する。
- (2) 災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

- (1) 災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらの

ニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成が必要となってくる。

このため、市社会福祉協議会は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社等とともに、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測

風水害の発生を予測することは難しく、さらに近年のライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化している。このため国、県関係各機関と連携し、風水害に関するデータの集積及び情報の収集整理等を行い、総合的な風水害対策を推進していく。

1 防災アセスメント

地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を活かすよう努める。

また、その被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

2 データの集積

- (1) 国、県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、市域のデータの累積に努める。
- (2) テレメーターによる雨量等の観測結果をもとに、データの分析、活用方法等について研究する。(第7編資料7-5参照)
- (3) 観測施設から送られてくるデータの整理分析を行う。
- (4) 過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

第37節 観光地の災害予防計画

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地での災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- (2) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (3) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全確保策

- (1) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
- (2) 関係機関、関係団体と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
- (3) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備する。

第38節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

各地区内の居住者及び事業者の、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

- (1) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けられるよう各地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

- (2) 各地区の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して当該地区の防災活動を行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、**避難行動要支援者**が迅速に避難できるよう対策を講ずる。

1 警報等の市民に対する伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

(1) 特別警報発表時の対応

市は、消防庁、N T Tから特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に通知する措置を行う。

なお、周知に当たっては、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

(2) 特別警報以外の気象警報発表時の対応

ア 市は、各機関から受けた**気象警報・注意報等**及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、**気象警報・注意報等**の補填に努める。

イ 市において、市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

2 市民の避難誘導対策

風水害により、市民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や**土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設**に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(1) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水（消）防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域や**土砂災害警戒区域等**の警戒活動を行い、危険がある場合**または**危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難準備情報の伝達、

避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施する。

特に、**避難行動要支援者**については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、**要配慮者利用施設**に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (2) 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ**指定緊急避難場所及び指定避難所**を開設し市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (3) 市民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、市防災行政無線、広報車、**携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア**等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (4) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体**障がい者**その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、**避難行動要支援者**に対して配慮するよう努める。
- (5) **指定緊急避難場所、指定避難所**及び避難路の所在、浸水想定区域、**土砂災害警戒区域**等の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知**する**ため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講ずる。
- (6) **避難指示、避難勧告**を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

3 災害の未然防止対策

市は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、農業用排水施設、下水道等

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、**豪雨**の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、**ポンプ場**等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに市民に対して周知する。

(3) 道 路

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

4 警報等の種類及び発表基準

(1) 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

ア 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域にわけ発表される。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。

	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。

	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指数を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下、アまたはイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数 1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数 1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

(2) 雨に関する市町村毎50年に一度の値一覧

市町村等を まとめた区域	市町村名等	50年に一度の値			警報基準
		R48	R03	SW1	SW1
長野地域	長野市	224	93	154	70
	須坂市	261	95	168	92
	千曲市	199	95	144	71
	坂城町	204	109	153	78
	小布施町	193	84	141	103
	高山村	258	97	168	103
	信濃町	259	98	169	112
	小川村	213	85	150	89
	飯綱町	225	86	158	110
中野飯山地域	中野市	209	88	149	83
	飯山市	226	85	159	84
	山ノ内町	251	96	167	85
	木島平村	207	85	152	85
	野沢温泉村	216	85	155	85
	栄村	245	98	169	85
大北地域	大町市	317	88	193	68
	池田町	228	73	154	68
	松川村	263	82	171	75
	白馬村	320	95	191	102
	小谷村	317	111	189	95
上田地域	上田市	243	103	165	66
	東御市	254	102	167	94
	青木村	224	108	157	88
	長和町	241	94	166	96
佐久地域	小諸市	263	98	168	86
	佐久市	280	89	180	70
	小海町	259	76	171	90
	川上村	295	95	188	101
	南牧村	263	83	171	100
	南相木村	283	84	184	102
	北相木村	299	81	192	107
	佐久穂町	274	84	178	90
	軽井沢町	383	108	219	100

	御代田町	311	96	192	95
	立科町	238	91	161	86
松本地域	松本	248	85	167	87
	塩尻	254	84	170	124
	安曇野市	275	8	176	87
	麻績村	211	79	144	104
	生坂村	216	72	148	87
	山形村	249	72	167	137
	朝日村	267	75	177	124
	筑北村	210	80	146	87
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	354	93	211	137
諏訪地域	岡谷市	260	96	177	87
	諏訪市	246	97	172	90
	茅野市	252	94	167	105
	下諏訪町	250	104	171	116
	富士見町	276	91	171	103
	原村	254	88	165	116
上伊那地域	伊那市	277	84	183	95
	駒ヶ根市	311	98	204	109
	辰野町	265	92	177	121
	箕輪町	248	89	171	101
	飯島町	343	114	223	109
	南箕輪村	269	82	181	101
	中川村	264	87	190	109
	宮田村	342	92	218	154
木曽地域	檜川	291	84	190	131
	上松町	306	99	206	142
	南木曽町	334	117	229	151
	木祖村	301	81	188	147
	大滝村	403	130	242	161
	大桑村	346	109	224	149
	木曽町	331	95	206	128
下伊那地域	飯田市	372	116	240	119
	松川町	307	105	211	124
	高森町	316	113	219	130

	阿南町	388	127	255	165
	阿智村	374	132	250	171
	平谷村	408	149	264	189
	根羽村	421	150	267	187
	下條村	374	123	246	175
	売木村	425	144	270	189
	天龍村	417	129	272	175
	泰阜村	337	111	229	165
	喬木村	288	97	202	130
	豊丘村	270	84	193	124
	大鹿村	299	87	200	124

注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、
SW1：土壌雨量指数(Soil Water)

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) SW1の警報基準の欄の値は、平成25年7月時点の値である。「-」となつていないのは、基準が設定されていない。

注4) 降水量の警報基準については、市町村によって1時間降水量や3時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。各市町村の警報基準については気象庁HPに掲載されている。
(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index.html>)

注5) R48、R03、SW1いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注6) 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値になることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が襲来する場合に、特別警報が発表されます。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表する。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野	64	80
松本	55	78
諏訪	-	69
軽井沢	76	72
飯田	41	56
野沢温泉	392	353
信濃町	199	164
飯山	297	257
小谷	292	251
白馬	203	187
大町	117	117
菅平	149	148
開田高原	127	111

注1) 値が“-”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。

注2) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信憑性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。

注3) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注4) 特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値になることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

(平成25年11月11日現在)

発表官署		長野地方気象台									
府県予報区		長野県									
一次細分区域		北部			中部				南部		
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	下伊那地域
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合									
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合									

注 意 報	暴風 (平均風速)	17m/s										
	暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										
	大雪 (12時間降雪の深さ)	平地 12時間 降雪の 深さ 25cm	12時間 降雪の 深さ 40cm	平地 12時間 降雪の 深さ 25cm	菅平 周辺 12時間 降雪の 深さ 25cm	12時間 降雪の 深さ 20cm	聖高原 周辺 12時間 降雪の 深さ 25cm	12時間 降雪の 深さ 30cm	12時間 降雪の 深さ 20cm	12時間 降雪の 深さ 20cm	12時間 降雪の 深さ 20cm	12時間 降雪の 深さ 20cm
		山沿い 12時間 降雪の 深さ 30cm		山沿い 12時間 降雪の 深さ 30cm	菅平周 辺を除 く地域 12時間 降雪の 深さ 20cm		聖高原 周辺を 除く地 域 12時間 降雪の 深さ 20cm					
	波浪 (義波高)											
	高潮											
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合										
	強風 (平均風速)	13m/s										
	風雪 (平均風速)	13m/s 雪を伴う										
注 意 報	大雪 (12時間降雪の深さ)	平地 12時間 降雪の 深さ 15cm	12時間 降雪の 深さ 25cm	平地 12時間 降雪の 深さ 15cm	菅平 周辺 12時間 降雪の 深さ 15cm	12時間 降雪の 深さ 10cm	聖高原 周辺 12時間 降雪の 深さ 15cm	12時間 降雪の 深さ 20cm	12時間 降雪の 深さ 10cm	12時間 降雪の 深さ 10cm	12時間 降雪の 深さ 10cm	12時間 降雪の 深さ 10cm
		山沿い 12時間 降雪の 深さ 20cm		山沿い 12時間 降雪の 深さ 20cm	菅平周 辺を除 く地域 12時間 降雪の 深さ 10cm		聖高原 周辺を 除く地 域 12時間 降雪の 深さ 10cm					
注 意 報	波浪 (有義波高)											

	高潮			
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧 (視程)	100m		
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ¹	最小湿度20%で実効湿度55% ²	最小湿度20%で実効湿度55% ³
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上		
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下（高冷地で-21℃以下）	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下		
	着氷	著しい着氷が予想される場合		
	着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		100mm		

1 湿度は長野地方気象台の値。

2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

3 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。

2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

別表1 大雨警報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	70

	須坂市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	92
	千曲市	R1=40	71
	坂城町	R1=40	78
	小布施町	R1=45	103
	高山村	R1=50	103
	信濃町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	112
	小川村	R1=50	89
	飯綱町	R1=40	110
中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=45	83
	飯山市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R3=80	84
	山ノ内町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	85
	木島平村	R3=70	85
	野沢温泉村	R1=40	85
	栄村	R1=70	85
大北地域	大町市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	68
	池田町	R1=40	68
	松川村	R1=40	75
	白馬村	R1=50	102
	小谷村	R1=60	95
上田地域	上田市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	66
	東御市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	94
	青木村	R1=60	88
	長和町	R1=60	96
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R3=80	86
	佐久市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	70
	小海町	R1=60	90

	川上村	R1=70	101
	南牧村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	100
	南相木村	R1=50	102
	北相木村	R1=60	107
	佐久穂町	R1=60	90
	軽井沢町	R3=80	100
	御代田町	R3=80	95
	立科町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	86
松本地域	松本	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=60	87
	塩尻	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	124
	安曇野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	87
	麻績村	R1=60	104
	生坂村	R1=40	87
	山形村	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=45	137
	朝日村	R1=40	124
	筑北村	R1=60	87
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=60	137
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	87
	諏訪市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	90
	茅野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	105
	下諏訪町	R1=60	116
	富士見町	R1=70	103
	原村	R1=60	116
上伊那地域	伊那市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	95
	駒ヶ根市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	109

	辰野町	R1=60	121
	蓑輪町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	101
	飯島町	R1=60	109
	南箕輪村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	101
	中川村	R1=50	109
	宮田村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	154
木曽地域	檜川	R1=60	131
	上松町	R1=50	142
	南木曽町	R1=70	151
	木祖村	R1=60	147
	大滝村	R1=70	161
	大桑村	R1=70	149
	木曽町	R1=70	128
下伊那地域	飯田市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	119
	松川町	R1=60	124
	高森町	R1=60	130
	阿南町	R1=50	165
	阿智村	R1=60	171
	平谷村	R1=60	189
	根羽村	R1=70	187
	下條村	R1=50	175
	売木村	R1=60	189
	王龍村	R1=70	175
	泰阜村	R1=50	165
	喬木村	R1=60	130
	豊丘村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	124
	大鹿村	R1=60	124

別表2 洪水警報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
------------	------	------	----------	------	---------------

長野地域	長野市	平坦地 : R1=45 平坦地以外 : R1=50	犀川流域=53、鳥居川流域=13、聖川流域=10、土尻川流域=14	-	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]、犀川[小市]、信濃川水系裾花[岡田]
	須坂市	平坦地 : R1=45 平坦地以外 : R1=50	松川流域=12	-	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]
	千曲市	R1=40	-	-	千曲川[生田・杭瀬下]
	坂城町	R1=40	-	-	千曲川[生田・杭瀬下]
	小布施町	R1=45	松川流域=19	-	千曲川[立ヶ花]
	高山村	R1=50	松川流域=18	-	-
	信濃町	平坦地 : R1=40 平坦地以外 : R1=60	鳥居川流域=10、関川流域=14	-	-
	小川村	R1=50	土尻川流域=12	-	-
	飯綱町	R1=40	鳥居川流域=13、斑尾川流域=9	R1=30かつ鳥居川流域=7	-
中野飯山地域	中野市	平坦地 : R1=40 平坦地以外 : R1=45	夜間瀬川流域=9、斑尾川流域=9	-	千曲川[立ヶ花]
	飯山市	平坦地 : R3=60 平坦地以外 : R3=80	-	-	千曲川[立ヶ花]
	山ノ内町	平坦地 : R1=40 平坦地以外 : R1=60	魚野川流域=10、雑魚川流域=11、夜間瀬川流域=12、横湯川流域=9	-	-
	木島平村	R3=70	樽川流域=8	-	千曲川[立ヶ花]
	野沢温泉村	R1=40	千曲川流域=84、大代川流域=12	-	千曲川[立ヶ花]
	栄村	R1=70	千曲川流域=84、中津川流域=25、魚野川流域=18、天代川流域=13	-	-
大北地域	大町市	平坦地 : R1=40 平坦地以外 : R1=50	高瀬川流域=25、犀川流域=63、金熊川流域=6、土尻川流域=9	-	-

	池田町	R1=40	高瀬川流域=22	-	-
	松川村	R1=40	高瀬川流域=22、乳川流域=7	-	-
	白馬村	R1=50	姫川流域=12	R1=35かつ 姫川流域=9	-
	小谷村	R1=60	姫川流域=22、中谷川流=11	-	-
上田地域	上田市	平坦地： R1=40 平坦地以外： R1=60	内村川流域=11、依田川流域=21、神川流域=13、産川流域=6	-	千曲川[生田]、 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	東御市	平坦地： R1=40 平坦地以外： R1=60	-	平坦地 R1=30かつ 千曲川流域=42	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	青木村	R1=60	-	-	-
	長和町	R1=60	依田川流域=12	-	-
佐久地域	小諸市	平坦地： R3=60 平坦地以外： R3=80	蛇堀川流域=7	-	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	佐久市	平坦地： R1=40 平坦地以外： R1=60	濁川流域=6、湯川流域=16、滑津川流域=16、鹿曲川流域=12	-	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	小海町	R1=60	千曲川流域=25	-	-
	川上村	R1=70	千曲川流域=20、西川流域=9	-	-
	南牧村	平坦地： R1=50 平坦地以外： R1=70	千曲川流域=25	-	-
	南相木村	R1=50	南相木川流域=13、三川流域=12	R1=25かつ 千曲川流域=25	-
	北相木村	R1=60	相木川流域=17	-	-
	佐久穂町	R1=60	千曲川流域=29、石堂川流域=19、大石川流域=7、大岳川流域=7	R1=25かつ 千曲川流域=25	-
	軽井沢町	R3=80	湯川流域=17、濁川流域=12	平坦地 R3=30かつ 湯川流域=14	-

	御代田町	R3=80	湯川流域=19、濁川流域=12、繰矢川流域=6	-	-
	立科町	平坦地： R1=40 平坦地以外： R1=60	芦田川流域=9	平坦地 R1=25かつ 芦田川流域 =5	-
松本地域	松本	平坦地： R1=45 平坦地以外： R1=60	梓川流域=36、田川流域=9、会田川流域=13、中ノ沢川流域=10、鎖川流域=16	-	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
	塩尻	平坦地： R1=40 平坦地以外： R1=50	田川流域=9、小曾部川流域=10	-	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
	安曇野市	平坦地： R1=40 平坦地以外： R1=60	犀川流域=60、梓川流域=36、高瀬川流域=27、和田川流域=9、会田川流域=13、乳川流域=15	-	-
	麻績村	R1=60	麻績川流域=12	-	-
	生坂村	R1=40	犀川流域=60、麻績川流域=13、金熊川流域=11	-	-
	山形村	平坦地： R1=40 平坦地以外： R1=45	-	-	-
	朝日村	R1=40	鎖川流域=12	-	-
	筑北村	R1=60	麻績川流域=13	-	-
	乗鞍上高地地域	R1=60	梓川流域=34、前川流域=11	-	-
諏訪地域	岡谷市	平坦地： R1=40 平坦地以外： R1=50	横河川流域=7	-	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	平坦地： R1=40 平坦地以外： R1=60	上川流域=16、宮川流域=14、沢川流域=5	平坦地 R1=25 かつ 上川流域 =11	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	茅野市	平坦地： R1=40 平坦地以外： R1=60	上川流域=14、柳川流域=8、宮川流域=12、渋川流域=5、滝ノ湯川流域=7	-	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]

	下諏訪町	R1=60	砥川流域=10	-	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	富士見町	R1=70	釜無川流域=18、宮川流域=7、立場川流域=7	-	-
	原村	R1=60	弓振川流域=6、立場川流域=5	-	-
上伊那地域	伊那市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	三峰川流域=18、藤沢川流域=10、小黒川流域=10	-	天竜川上流[伊那富・沢渡]
	駒ヶ根市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	大田切川流域=12、中田切川流域=11	-	天竜川上流[沢渡]
	辰野町	R1=60	天竜川流域=26、横川流域=14	-	天竜川上流[伊那富]
	蓑輪町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	沢川流域=9	-	天竜川上流[伊那富]
	飯島町	R1=60	与田切川流域=10、中田切川流域=12	-	天竜川上流[沢渡]
	南箕輪村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	-	-	天竜川上流[伊那富]
	中川村	R1=50	小渋川流域=20	-	天竜川上流[沢渡]
	宮田村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	黒川流域=10	-	天竜川上流[沢渡]
	木曽地域				
	檜川	R1=60	奈良井川流域=13	-	-
	上松町	R1=50	木曽川流域=43、赤沢流域=17	-	-
	南木曽町	R1=70	木曽川流域=55	R1=30かつ木曽川流域=48	-
	木祖村	R1=60	木曽川流域=17、笹川流域=8	-	-
	王滝村	R1=70	王滝川流域=25、うぐい川流域=10	-	-

	大桑村	R1=70	王滝川流域=54、伊那川流域=12、阿寺川流域=15	-	-
	木曽町	R1=70	王滝川流域=31、木曽川流域=26、末川流域=12、黒川流域=10	-	-
下伊那地域	飯田市	平坦地： R1=50 平坦地以外： R1=60	松川流域=18、黒川流域=10、万古川流域=13、遠山川流域=32、上村川流域=11	-	天龍川上流[市田・天竜峡]
	松川町	R1=60	小渋川流域=19	-	天龍川上流[沢渡・市田]
	高森町	R1=60	-	-	天龍川上流[市田]
	阿南町	R1=50	天竜川流域=70、和知野川流域=19、売木川流域=15	-	-
	阿智村	R1=60	阿智川流域=30、和知野川流域=13、黒川流域=12、小黒川流域=10	-	-
	平谷村	R1=60	平谷川流域=15	-	-
	根羽村	R1=70	-	-	-
	下條村	R1=50	天竜川流域=47	-	-
	売木村	R1=60	売木川流域=15	-	-
	王龍村	R1=70	天竜川流域=74、遠山川流域=33	-	-
	泰阜村	R1=50	天竜川流域=65、万古川流域=15	-	-
	喬木村	R1=60	小川川流域=9、加々須川流域=5	-	天龍川上流[市田・天竜峡]
	豊丘村	平坦地： R1=50 平坦地以外： R1=60	虻川流域=7	-	天龍川上流[市田]
	大鹿村	R1=60	小渋川流域=19、鹿塩川流域=9、青木川流域=9	-	-

別表3 大雨注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	須坂市	R1=30	73
	千曲市	R1=25	56
	坂城町	R1=25	62
	小布施町	R1=30	82
	高山村	R1=30	82
	信濃町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	89
	小川村	R1=30	71
	飯綱町	R1=25	88
中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	74
	飯山市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	75
	山ノ内町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	76
	木島平村	R3=40	76
	野沢温泉村	R1=25	76
	栄村	R1=40	76
大北地域	大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	54
	池田町	R1=25	54
	松川村	R1=25	60
	白馬村	R1=30	81
	小谷村	R1=40	76
上田地域	上田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	52
	東御市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	75
	青木村	R1=40	70
	長和町	R1=40	76
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	68

	佐久市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	小海町	R1=40	72
	川上村	R1=40	80
	南牧村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	80
	南相木村	R1=30	81
	北相木村	R1=40	85
	佐久穂町	R1=40	72
	軽井沢町	R3=50	80
	御代田町	R3=50	76
	立科町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	68
松本地域	松本	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	69
	塩尻	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	99
	安曇野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	69
	麻績村	R1=30	83
	生坂村	R1=25	69
	山形村	R1=25	109
	朝日村	R1=25	89
	筑北村	R1=30	69
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=40	95
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	69
	諏訪市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	72
	茅野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	84
	下諏訪町	R1=40	92
	富士見町	R1=40	82
	原村	R1=40	92
上伊那地域	伊那市	R1=30	66
	駒ヶ根市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	76

	辰野町	R1=40	84
	蓑輪町	R1=30	70
	飯島町	R1=40	76
	南箕輪村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	70
	中川村	R1=30	76
	宮田村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	107
木曽地域	檜川	R1=40	104
	上松町	R1=30	113
	南木曽町	R1=40	120
	木祖村	R1=40	117
	大滝村	R1=50	128
	大桑村	R1=40	119
	木曽町	R1=40	102
下伊那地域	飯田市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	95
	松川町	R1=30	99
	高森町	R1=40	104
	阿南町	R1=30	132
	阿智村	R1=40	136
	平谷村	R1=40	151
	根羽村	R1=40	149
	下條村	R1=30	140
	売木村	R1=40	151
	王龍村	R1=40	140
	泰阜村	R1=30	132
	喬木村	R1=40	104
	豊丘村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	99
	大鹿村	R1=40	99

別表4 洪水注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	犀川流域=42、鳥居川流域=10、聖川流域=8、土尻川流域=11	-	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]、犀川[小市]、信濃川水系裾花[岡田]
	須坂市	R1=30	松川流域=7	-	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]
	千曲市	R1=25	千曲川流域=39	-	千曲川[杭瀬下]
	坂城町	R1=25	千曲川流域=39	-	千曲川[生田・杭瀬下]
	小布施町	R1=30	松川流域=11	-	千曲川[立ヶ花]
	高山村	R1=30	松川流域=13	-	-
	信濃町	平坦地：R1=25	鳥居川流域=8、関川流域=11	-	-
	小川村	R1=30	土尻川流域=8	-	-
	飯綱町	R1=25	鳥居川流域=10、斑尾川流域=5	R1=20かつ鳥居川流域=7	-
中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=25	夜間瀬川流域=7、斑尾川流域=5	-	千曲川[立ヶ花]
	飯山市	平坦地：R3=40	千曲川流域=57	-	千曲川[立ヶ花]
	山ノ内町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	魚野川流域=8、雑魚川流域=9、夜間瀬川流域=10、横湯川流域=7	-	-
	木島平村	R3=40	樽川流域=6	-	-
	野沢温泉村	R1=25	千曲川流域=63、天代川流域=10	-	千曲川[立ヶ花]
	栄村	R1=40	千曲川流域=63、中津川流域=20、魚野川流域=14、天代川流域=10	-	-
大北地域	大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	高瀬川流域=20、犀川流域=32、金熊川流域=5、土尻川流域=7	-	-
	池田町	R1=25	高瀬川流域=18	-	-

	松川村	R1=25	高瀬川流域=21、乳川流域=6	-	-
	白馬村	R1=30	姫川流域=9	-	-
	小谷村	R1=40	姫川流域=18、中谷川流=9	-	-
上田地域	上田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	内村川流域=7、依田川流域=12、神川流域=7、産川流域=4	-	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	東御市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	千曲川流域=34	-	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	青木村	R1=40	-	-	-
	長和町	R1=40	依田川流域=10	-	-
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=40	蛇堀川流域=6	-	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	佐久市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	濁川流域=5、湯川流域=12、滑津川流域=7、鹿曲川流域=7	-	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	小海町	R1=40	千曲川流域=20	-	-
	川上村	R1=40	千曲川流域=16、西川流域=7	-	-
	南牧村	平坦地：R1=30	千曲川流域=20	-	-
	南相木村	R1=30	南相木川流域=10、三川流域=10	-	-
	北相木村	R1=40	相木川流域=14	-	-
	佐久穂町	R1=40	千曲川流域=23、石堂川流域=15、大石川流域=6、大岳川流域=6	-	-
	軽井沢町	R3=50	湯川流域=14、濁川流域=10	-	-
	御代田町	R3=50	湯川流域=14、濁川流域=10、繰矢川流域=5	-	-
	立科町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	芦田川流域=7	平坦地 R1=15かつ 芦田川流域=5	-

松本地域	松本	平坦地 : R1=30 平坦地以外 : R1=40	梓川流域=18、田川流域=7、会田川流域=10、中ノ沢川流域=5、鎖川流域=13	-	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
	塩尻	平坦地 : R1=25	田川流域=7、小曾部川流域=8	-	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
	安曇野市	平坦地 : R1=25 平坦地以外 : R1=40	犀川流域=33、梓川流域=29、高瀬川流域=22、和田川流域=7、会田川流域=10、乳川流域=12	-	-
	麻績村	R1=30	麻績川流域=10	-	-
	生坂村	R1=25	犀川流域=48、麻績川流域=10、金熊川流域=9	-	-
	山形村	R1=25	-	-	-
	朝日村	R1=25	鎖川流域=10	-	-
	筑北村	R1=30	麻績川流域=10	-	-
	乗鞍上高地	R1=40	梓川流域=27、前川流域=9	-	-
諏訪地域	岡谷市	平坦地 : R1=25	横河川流域=5	-	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	平坦地 : R1=25	上川流域=10、宮川流域=11、沢川流域=4	-	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	茅野市	平坦地 : R1=25 平坦地以外 : R1=40	上川流域=11、柳川流域=6、宮川流域=10、渋川流域=4、滝ノ湯川流域=6	-	-
	下諏訪町	R1=40	砥川流域=8	-	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	富士見町	R1=40	釜無川流域=14、宮川流域=6、立場川流域=6	-	-
	原村	R1=40	弓振川流域=4、立場川流域=4	-	-
上伊那地域	伊那市	R1=30	三峰川流域=14、藤沢川流域=8、小黒川流域=8	-	天龍川上流[伊那富・沢渡]
	駒ヶ根市	平坦地 : R1=30	大田切川流域=10、中田切川流域=9	-	天龍川上流[沢渡]

	辰野町	R1=40	天竜川流域=21、横川川流域=11	-	天龍川上流[伊那富]
	蓑輪町	R1=30	沢川流域=7	-	天龍川上流[伊那富]
	飯島町	R1=40	与田切川流域=8、中田切川流域=10	-	天龍川上流[沢渡]
	南箕輪村	平坦地： R1=30 平坦地以外： R1=40	天竜川流域=28	-	天龍川上流[伊那富]
	中川村	R1=30	小渋川流域=16	-	天龍川上流[沢渡]
	宮田村	平坦地： R1=30 平坦地以外： R1=40	黒川流域=8	-	天龍川上流[沢渡]
木曽地域	檜川	R1=40	奈良井川流域=10	-	-
	上松町	R1=30	木曽川流域=43、赤沢流域=14	-	-
	南木曽町	R1=40	木曽川流域=44	-	-
	木祖村	R1=40	木曽川流域=14、笹川流域=6	-	-
	王滝村	R1=50	王滝川流域=20、うぐい川流域=8	-	-
	大桑村	R1=40	王滝川流域=43、伊那川流域=10、阿寺川流域=12	-	-
	木曽町	R1=40	王滝川流域=25、木曽川流域=21、末川流域=10、黒川流域=8	-	-
下伊那地域	飯田市	平坦地： R1=30 平坦地以外： R1=40	松川流域=13、黒川流域=8、万古川流域=10、遠山川流域=26、上村川流域=9	-	天龍川上流[市田・天竜峡]
	松川町	R1=30	小渋川流域=15	-	天龍川上流[沢渡・市田]
	高森町	R1=40	-	-	天龍川上流[市田]
	阿南町	R1=30	天竜川流域=56、和知野川流域=15、売木川流域=12	-	-

	阿智村	R1=40	阿智川流域=20、和知野川流域=10、黒川流域=10、小黒川流域=8	-	-
	平谷村	R1=40	平谷川流域=12	-	-
	根羽村	R1=40	-	-	-
	下條村	R1=30	天竜川流域=38	-	-
	売木村	R1=40	売木川流域=12	-	-
	王龍村	R1=40	天竜川流域=59、遠山川流域=26	-	-
	泰阜村	R1=30	天竜川流域=52、万古川流域=12	-	-
	喬木村	R1=40	小川川流域=6、加々須川流域=4	-	天龍川上流[市田・天竜峡]
	豊丘村	平坦地： R1=30	虻川流域=5	-	天龍川上流[市田]
	大鹿村	R1=40	小渋川流域=15、鹿塩川流域=7、青木川流域=7	-	-

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

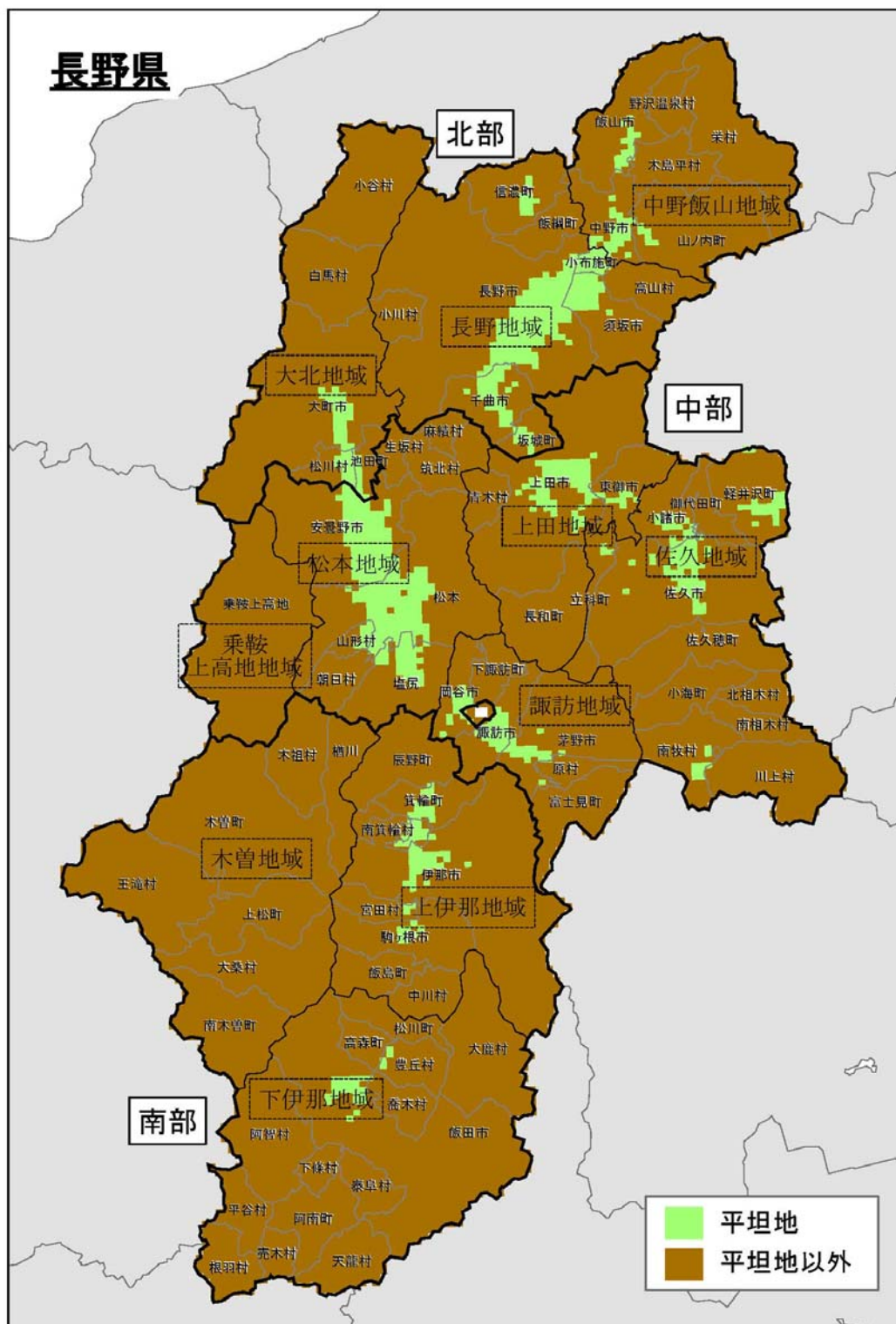
- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、および風雪注意報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続

続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

- (1) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を“-”で示している。
- (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は、別図「長野県の平坦地、平坦地以外地図」を参照。
- (3) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (4) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (5) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

別図 長野県の平坦地、平坦地以外地図



平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

別表5 警報及び注意報の区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北 部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中 部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曽地域	檜川、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

注) 松本、乗鞍上高地、塩尻、檜川の区域

名称	区域
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち檜川の区域を除く区域
檜川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曽平沢及び贅川

(2) 水防法に基づくもの

ア 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	発表基準
洪水警報	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

イ 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

ウ 水防警報

区分	発表基準
水防警報	水位がはん濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

(3) 消防法に基づくもの

ア 火災気象通報

消防法に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区分	発表基準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪のときには通報しないことがある)

イ 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項アの発表基準に準ずる。

(4) その他の情報

ア 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
土 砂 災 害 警 戒 情 報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

イ 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

区 分	発 表 基 準
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	1 時間雨量 100mm

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。

エ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区 分	発 表 基 準
全般気象情報、 関東甲信地方気 象情報、 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

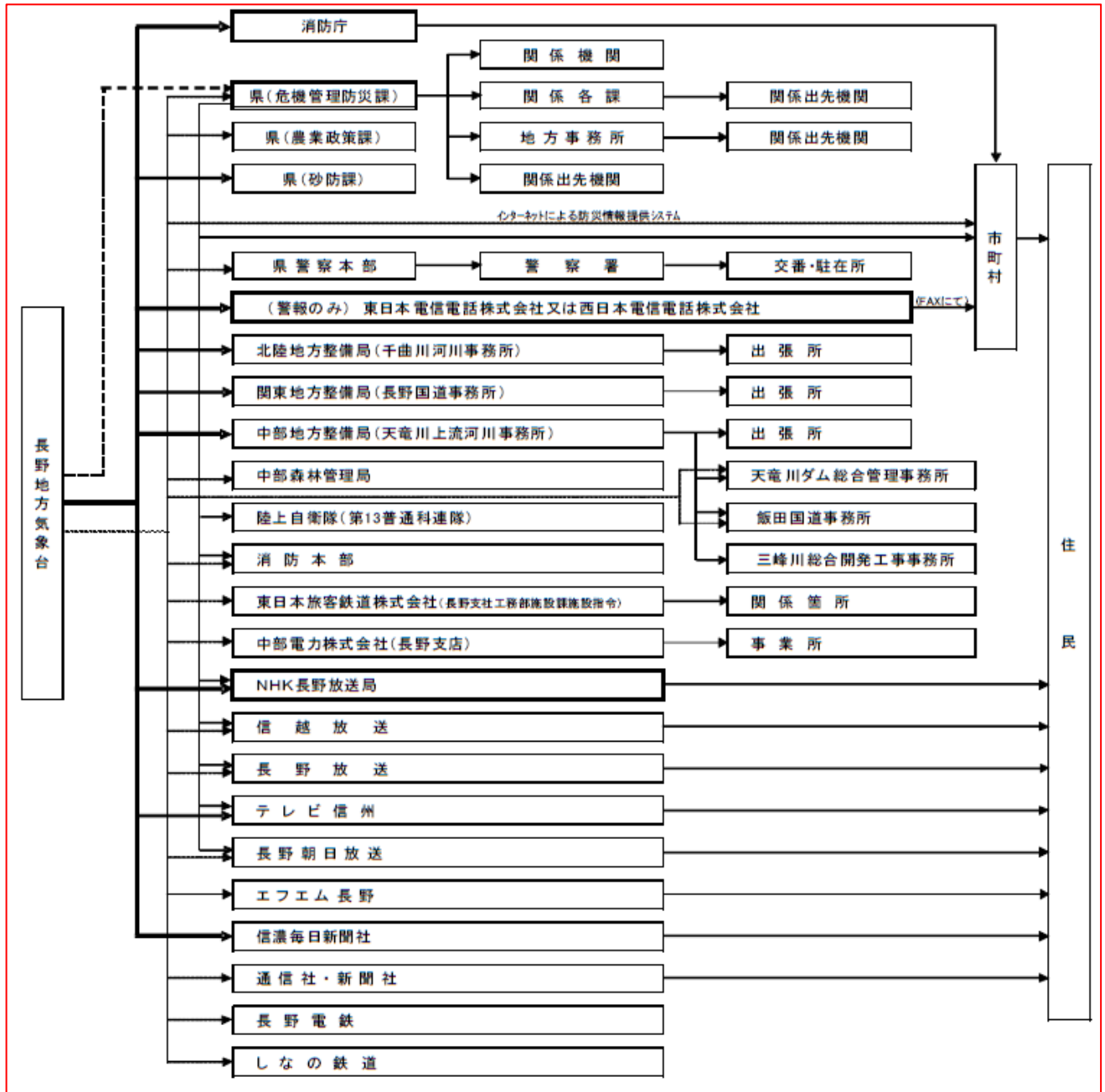
警報等の種類	発 表 機 関	対 象 地 域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所	共同 国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という（千曲川・犀川））
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 県建設部河川課	共同 知事が指定した河川（「県の指定河川」という（夜間瀬川））
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という（千曲川・犀川））
	関係建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という（夜間瀬川））
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、県が指定した河川（千曲川・犀川）
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課	共同 県全域
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域

竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気 象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

6 警報等伝達系統図

(1) 注意報・警報および情報

伝達系統図



注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。

警報発表時には、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。

注2 県(危機管理防災課)から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。

注3 その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。

注4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定伝達先。

注5 (太実線矢印)は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。

注6 (波線矢印)は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段(※)を示す。

注7 (太波線矢印)は、オンライン配信(XML配信)による伝達を示す。

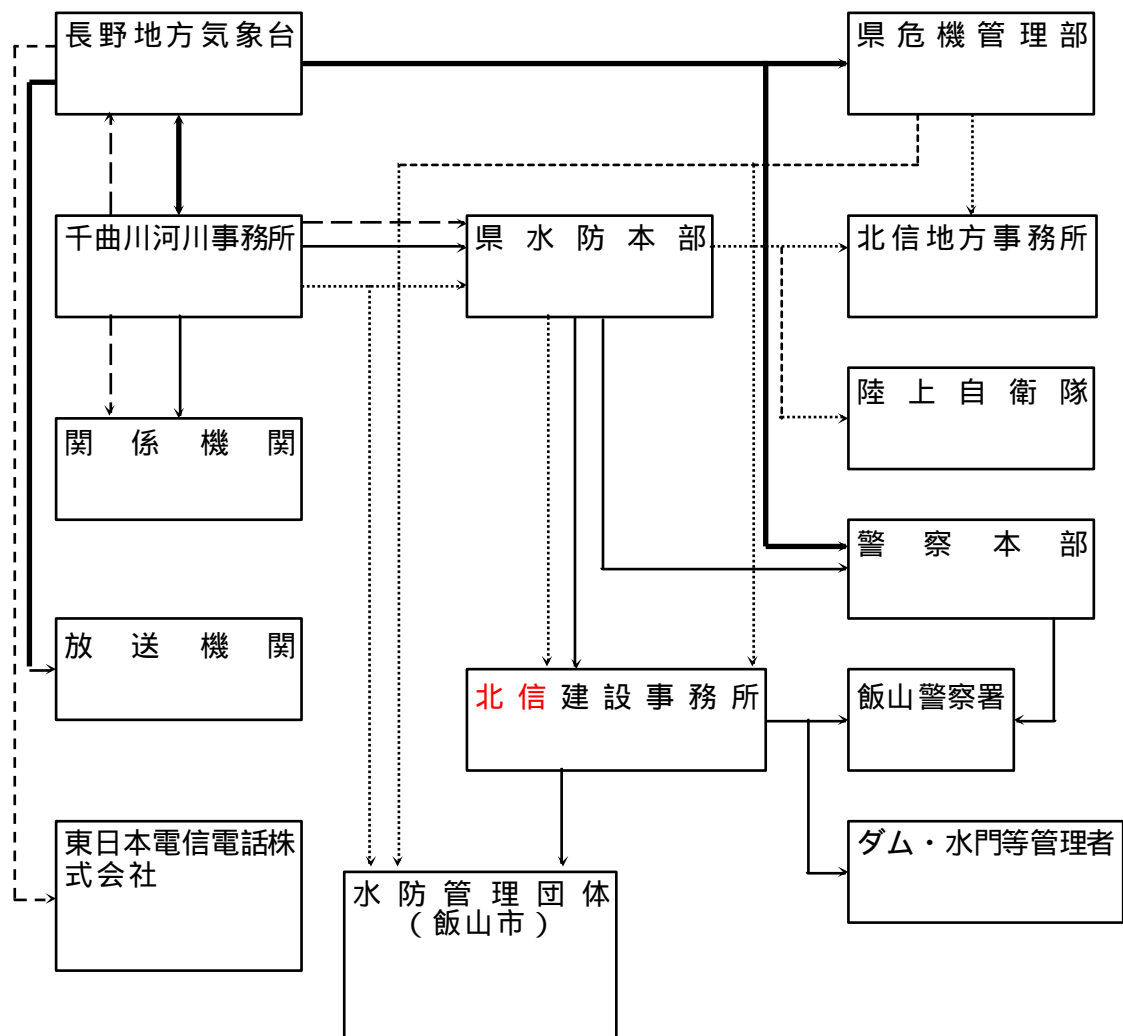
※ 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

(2) 水防警報等

ア 伝達系統

(ア) 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

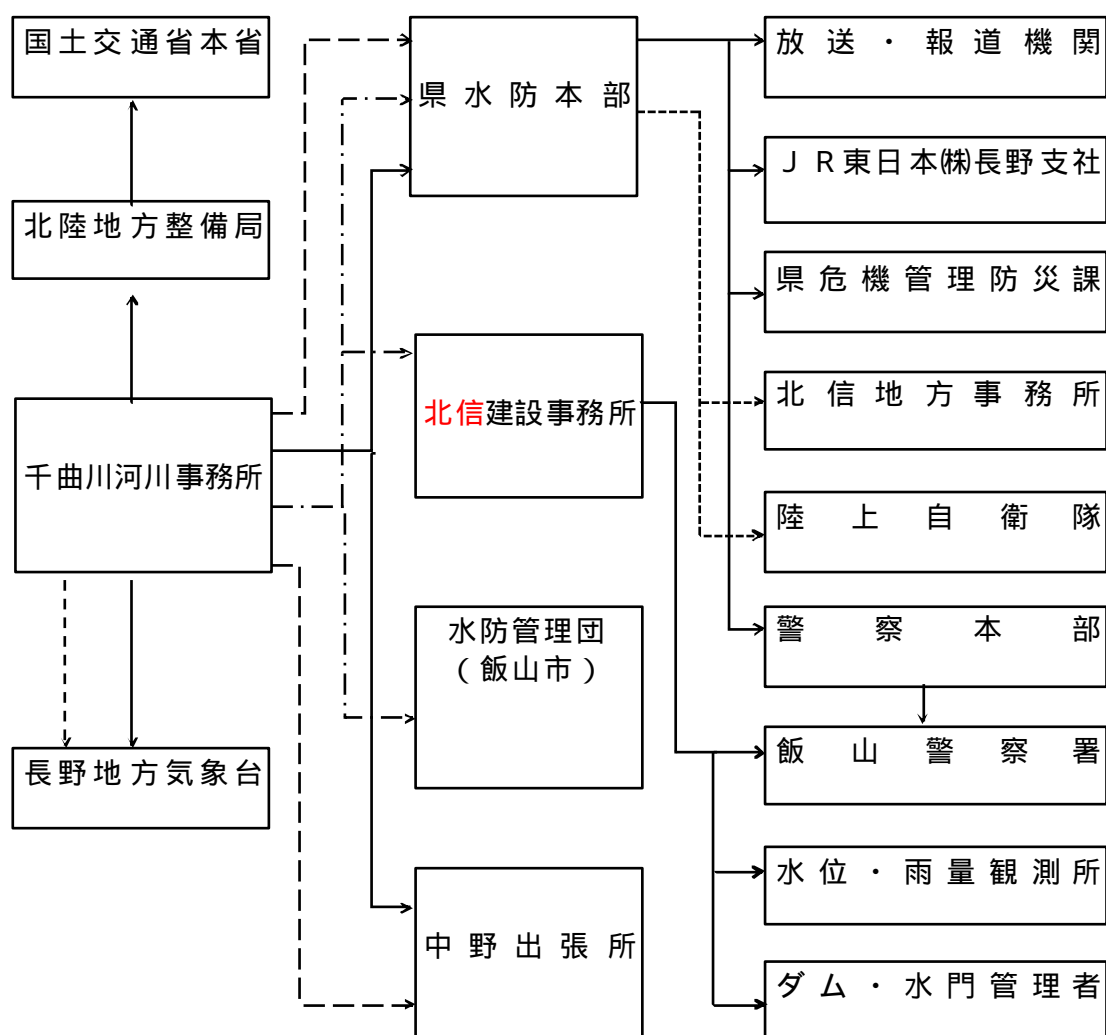
千曲川・犀川



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 ----- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 —— は、長野地方気象台から関係機関へオンライン配信による伝達を示す。
 ----- は、オンラインによる伝達を示す。
 ----- は、電子メールによる伝達を示す。

(1) 水防警報（国土交通大臣が行うもの）

千曲川・犀川



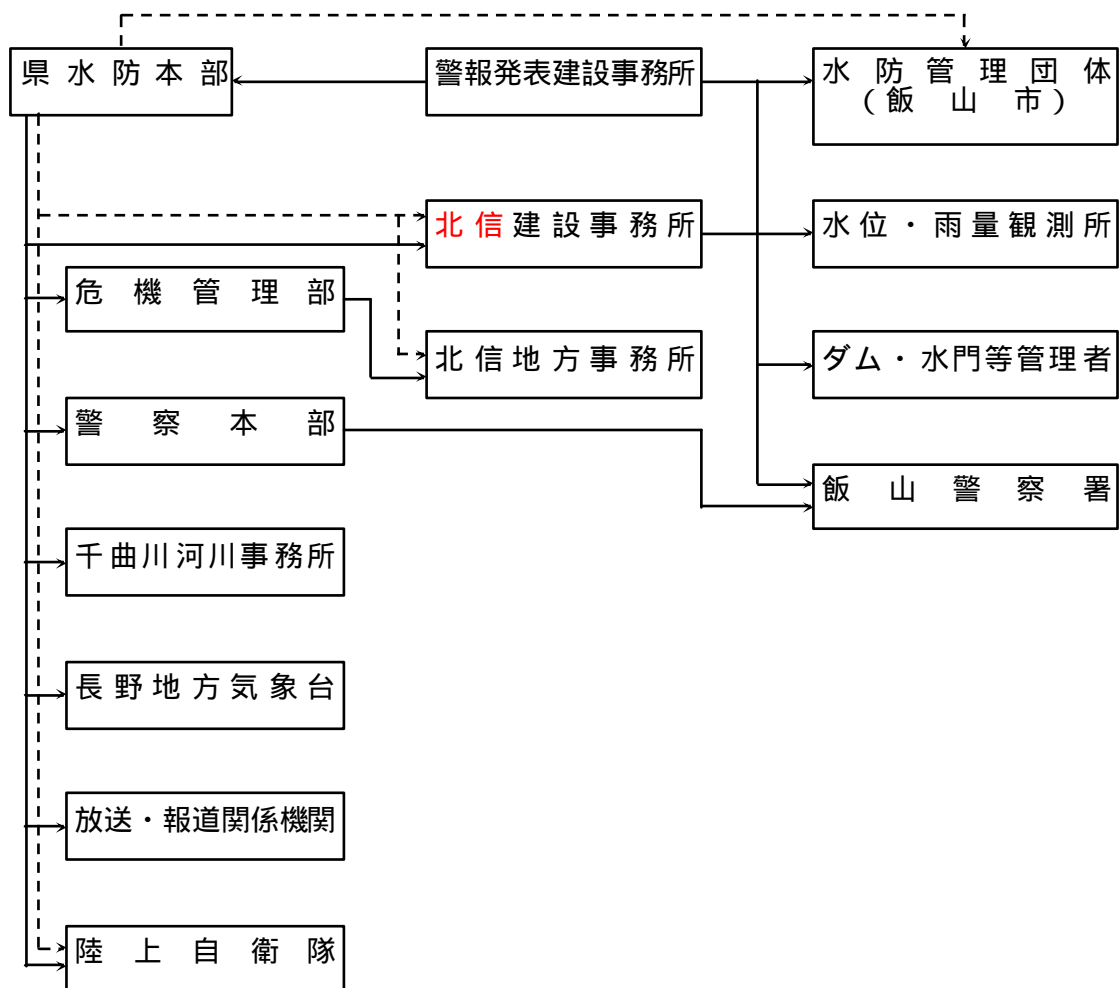
(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

----- は、ファクシミリによる伝達を示す。

..... は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系統である。

----- は、電子メールによる伝達を示す。

(ウ) 水防警報（知事が行うもの）

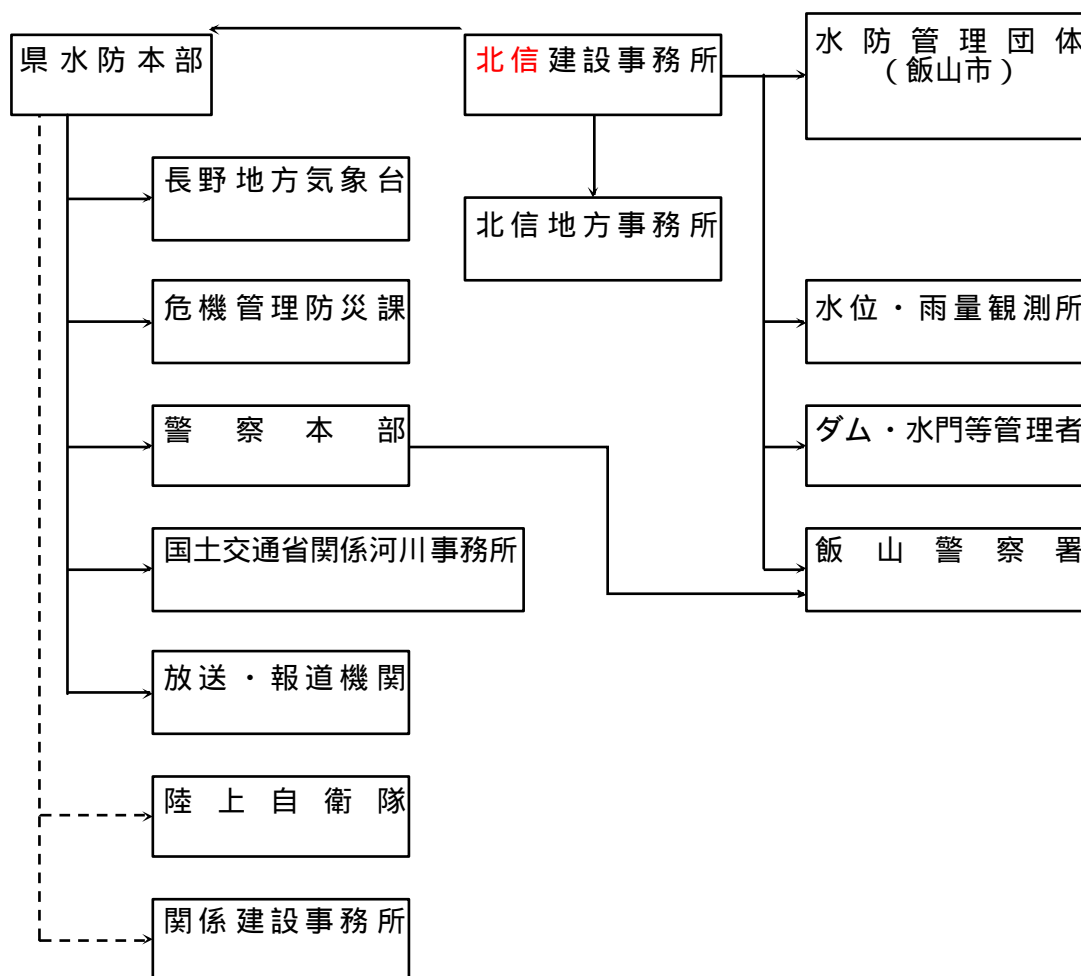


(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

(I) 水位情報の通知（知事が行うもの）

（水位情報通知者）



（注）----- は水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

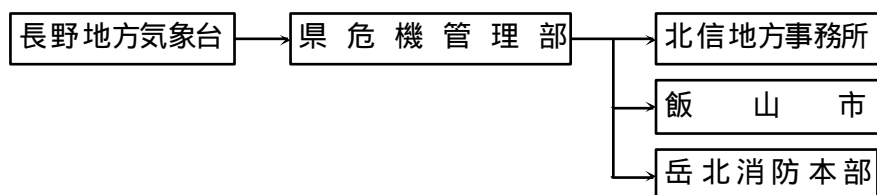
———— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

イ 各機関における実施事項

- (ア) 注意報、警報等の発表機関は、本節5「警報等の発表及び解除」でいう所轄の河川について警報等を発表したときは、前記アでいう各機関に通知する。
- (イ) 警報等の通知を受けた各機関は、前記(1)に掲げる関係機関に対し速やかに通知又は連絡あるいは報告する。

(3) 火災気象情報

ア 伝達系統

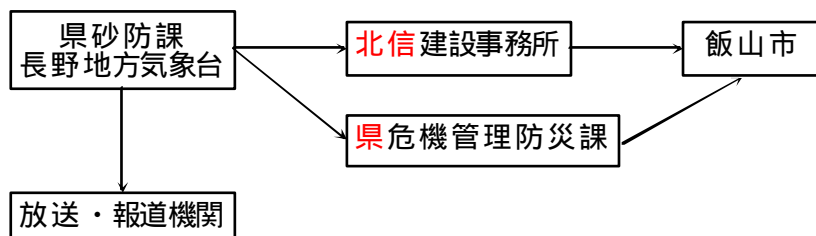


イ 各機関における実施事項

- (イ) 危機管理防災課長は、(1)の伝達系統により速やかに通報又は連絡する。

(4) 土砂災害警戒情報

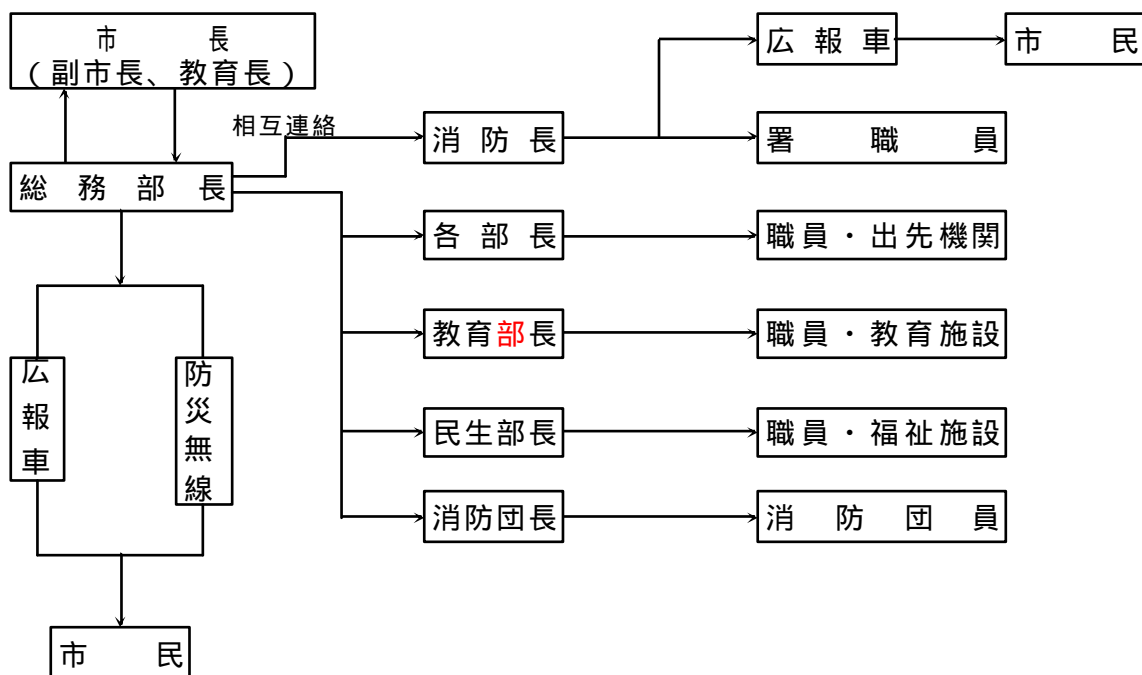
共同発表



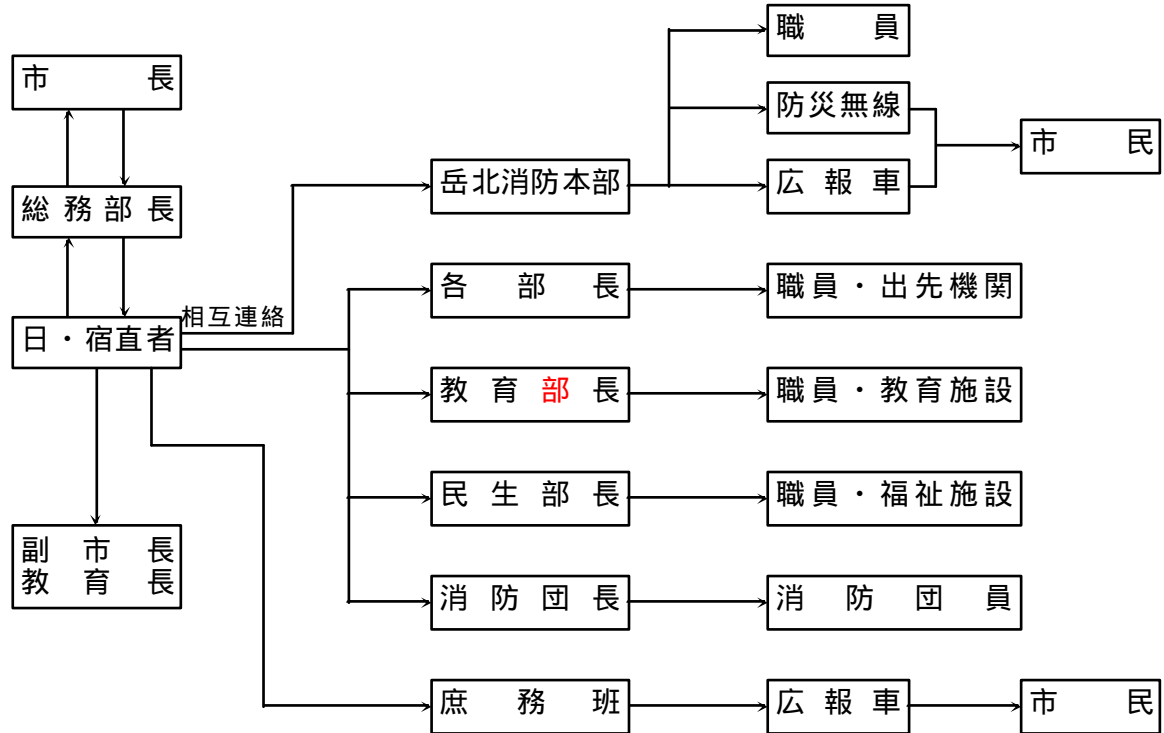
7 市における伝達系統

(1) 伝達系統図及び方法

ア 勤務時間中における伝達系統



イ 休日、勤務時間外における伝達系統



ウ 伝達要領

(ア) 勤務時間中の取扱い

a 伝達責任者

予報、注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、総務部長とする。ただし、農畜産物に関するものは経済部長（農林課長）とする。

b 措置

- (a) 総務部長は、受理した予警報等を直ちに市長等及び関係部課長に連絡する。
- (b) 連絡を受けた関係部課長は、とるべき措置について市長の指示を受け総務部長に連絡するとともに、その措置に当たる。
- (c) 総務部長は、(b)により連絡を受けたときは、庁内放送により各部課長等に通知する。
- (d) 各部課長は、予想される事態に対して取るべき措置を、広報計画により速やかに市民、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に周知させる。

(イ) 休日、勤務時間外取扱い

a 伝達責任者

勤務時間外及び休日における予警報等の伝達責任者は宿日直者とする。

b 措置

- (a) 宿日直者は、受領した予警報等を直ちに総務部長及び関係部課長等に通知するとともに、市長に報告する。
- (b) 以下(ア)に準じて措置する。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

災害が発生した場合、市及び各防災関係機関は**ただち**に災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 概況速報

被害状況の調査は、被害種別ごとに関係各課が実施し、総務部企画財政課がとりまとめ集計を行い、北信地方事務所地域政策課に報告する。

担当課	責任者	担当者	調査担当者協力者
企画財政課	課長	企画調整係長	関係各課 各区長 生産者団体等

(2) 被害調査報告

被害状況の調査は、被害種別ごとに関係各課が関係機関、団体、各区長及び施設管理者等の協力を得て実施する。

なお、各課における班編成、担当区域等は実情に則し各課で別途定める。

調査に当たっては、相互に連絡を密にし調査の脱漏重複等のないように十分に留意し、異なった被害状況調査等は調整する。

また、被害が甚大であり、市において被害調査ができないとき、又は調査に専門技術を要するため市が単独ではできないときは、県の**現地**機関等に応援を求めて行う。

市は、特に行方不明者の数については**搜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。**

被害調査報告担当表

	報告の種類	担当課	担当者	協力機関	様式番号
1	[人的家屋被害] 人的被害 家屋土地被害	市民環境課 税務課	市民係長 資産税係長	各区長 民生委員 各区長	2号
2	避難勧告・避難指示等避難状況	企画財政課	企画調整係長	各区長	2 - 1号
3	社会福祉施設	保健福祉課	社会福祉係長 障がい福祉係長	各区長 民生委員 日赤奉仕団	3号
4	[農業関係被害] 農・畜産業被害 農地農業用施設	農林課 農林課	農業振興係長 耕地林務係長	各区長 各農協 生産者団体 各区長 土地改良区	5号
5	林業関係被害	農林課	耕地林務係長	各区長 森林組合	6号
6	土木関係被害	道路河川課	監理係長	各区長	7号
7 - 1	都市施設被害	まちづくり課	計画係長	関係区長	8号
2	下水道施設被害	上下水道課	業務係長	"	8号
8	水道施設被害	上下水道課	業務係長	各区長 各簡易水道組合	9号
9	廃棄物処理施設被害	市民環境課	生活環境係長		10号
10	感染症関係被害	保健福祉課	健康増進係長	各区長	11号
11	医療施設被害	保健福祉課	健康増進係長	各区長	12号
12	商工関係被害	商工観光課	商工観光係長	商工会議所	13号
13	観光施設被害	商工観光課	商工観光係長	観光協会 (一社) 信州いいやま観光局	14号
14	[教育関係施設被害] 学校施設 社会教育施設 体育施設	子ども課 スポーツ生涯学習課 学習支援課 スポーツ生涯学習課	学校教育係長 生涯学習係長 公民館係長 スポーツ振興係長	各学校長	15号

15	市有財産被害	庶務課	管財係長	関係区長	17号
16	火災	岳北消防本部	警防係長		19号
17	特定の事故	岳北消防本部	警防係長		19の2号

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、 遺体 を確認した もの 、または 遺体 を確認することができないが、死亡したことが 確実なもの とする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある もの とする。
重 傷 者 ・ 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け または 受ける必要がある もの のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの もの とし、「軽傷者」とは1月末満で治療できる見込みの もの とする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、 常時、人 が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家 全 壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも のとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹 木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形をとどめない程度のもをいう。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のもをいう。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持でき なくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 被害報告等

ア 被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、第7編資料5-1のとおりである。これらの報告は、関係各課等において地方事務所、建設事務所、保健福祉事務所等県現地機関へ行うことを原則とするが、緊急を要する場合は、直接県へ報告しその後地方事務所等へ報告する。

なお、各課等は、県機関等へ報告した「写」を企画財政課へ提出する。企画財政課ではこれを整理集計する。

イ 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は北信地方事務所長に応援を求める。

ウ 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(ア) 県に報告できない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告する。

(イ) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

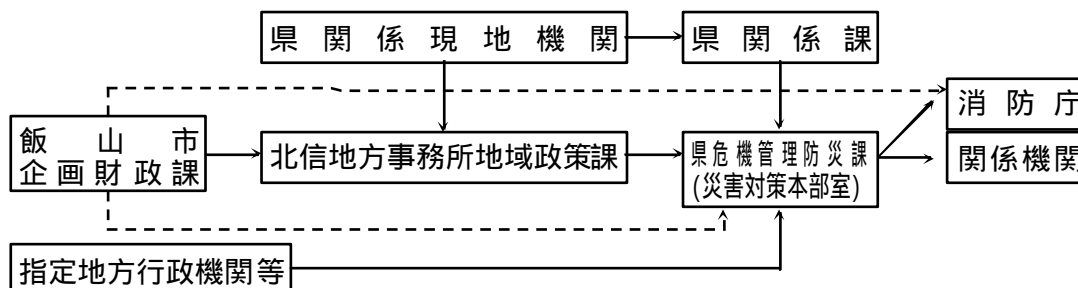
火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、市及び岳北消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うことになっている。）

5 通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

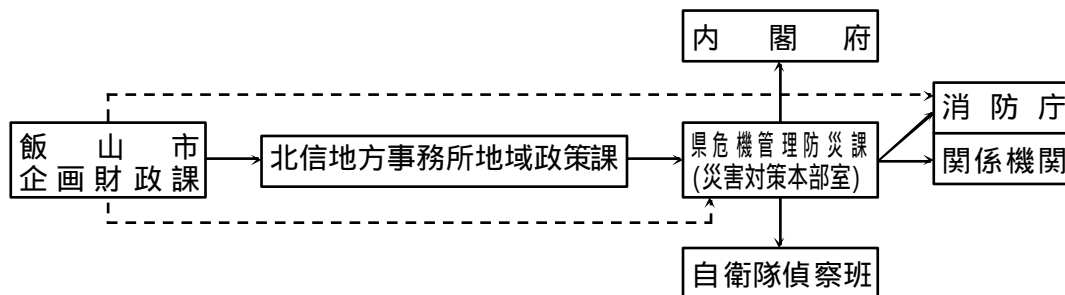
飯山市の災害情報連絡系統図

(1) 概況速報（様式1号）



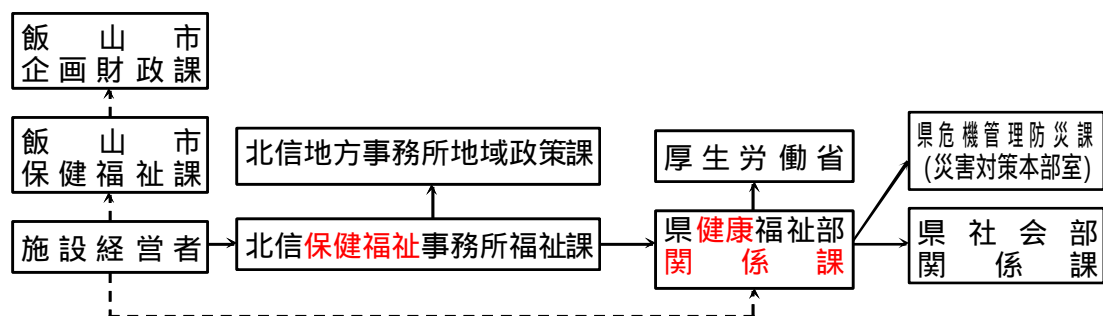
(2) 人的及び住家の被害状況報告（様式2号）

避難準備情報・避難勧告・避難指示等避難状況報告（様式2-1号）



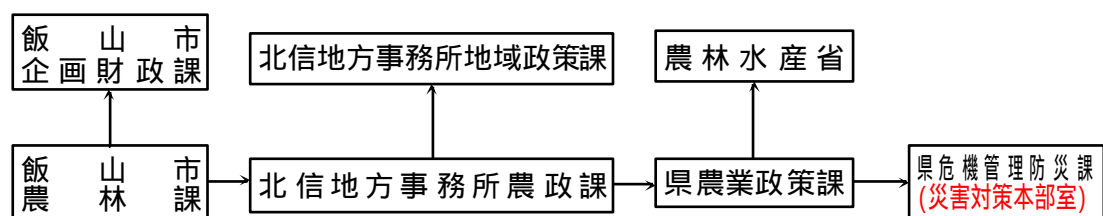
行方不明者として把握したものが、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外のものは外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡するものとする。

(3) 社会福祉施設被害状況報告（様式3号）

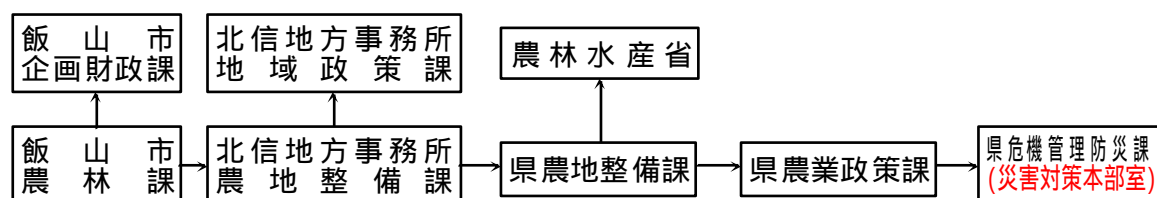


(4) 農業関係被害状況報告（様式5号）

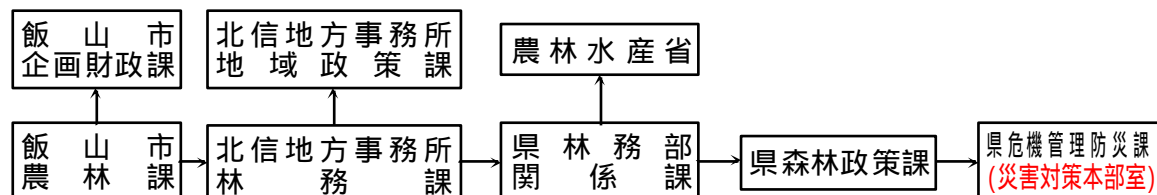
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

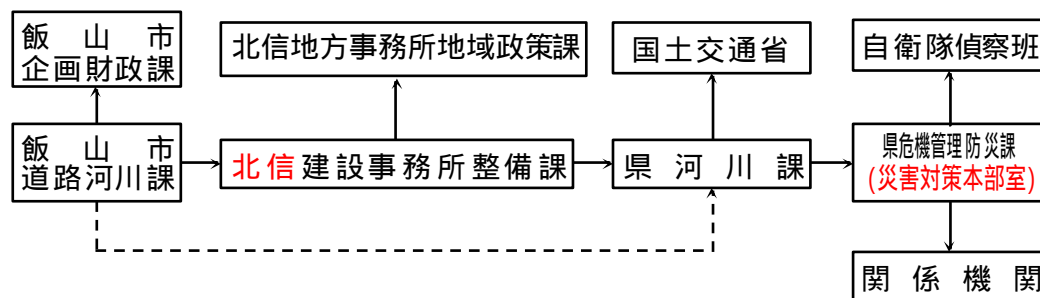


(5) 林業関係被害状況報告（様式6号）

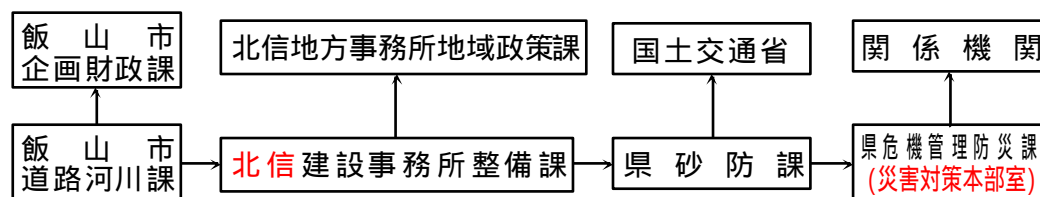


(6) 土木関係被害状況報告(様式7号)

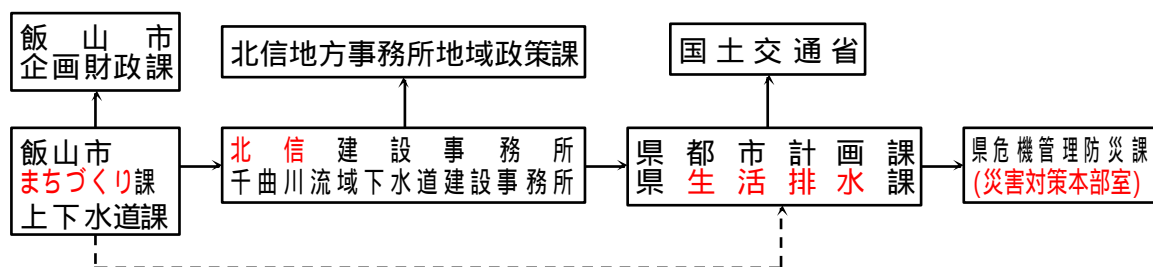
ア 公共土木施設被害状況報告等



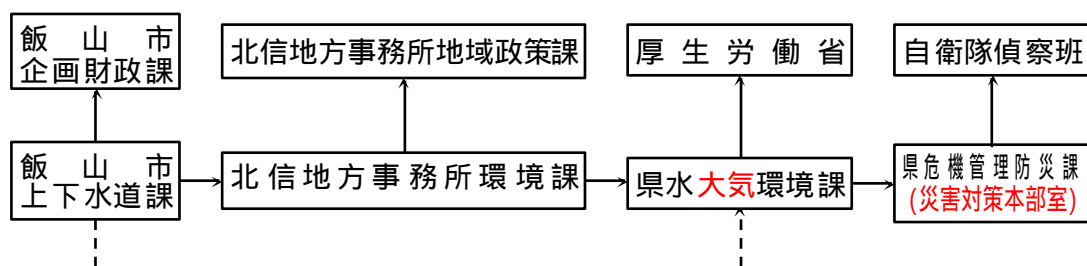
イ 土砂災害等による被害報告



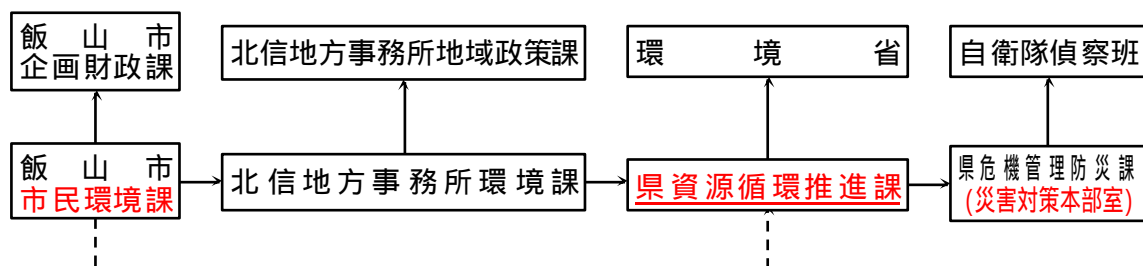
(7) 都市施設被害状況報告(様式8号)



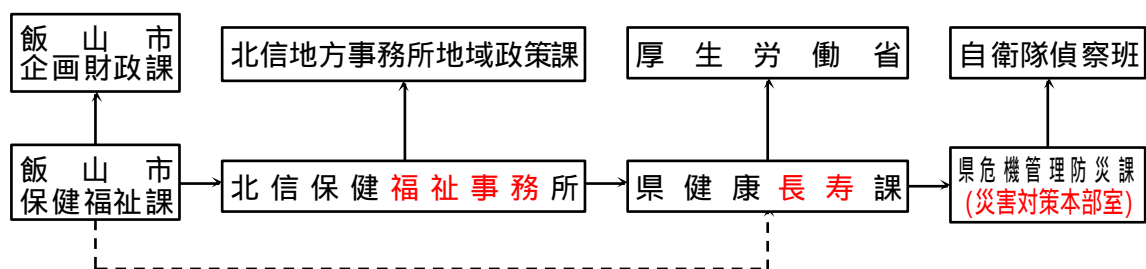
(8) 水道施設被害状況報告(様式9号)



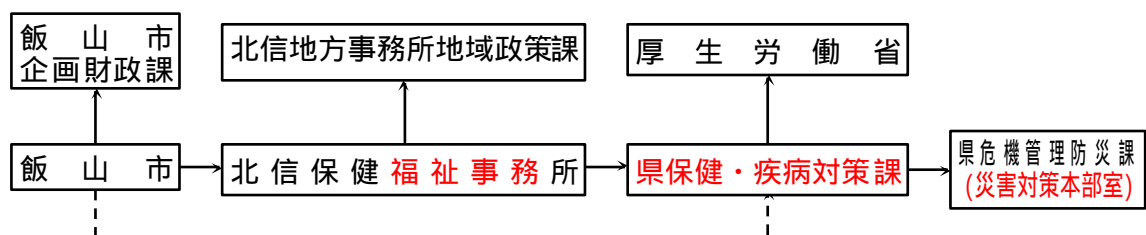
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告(様式10号)



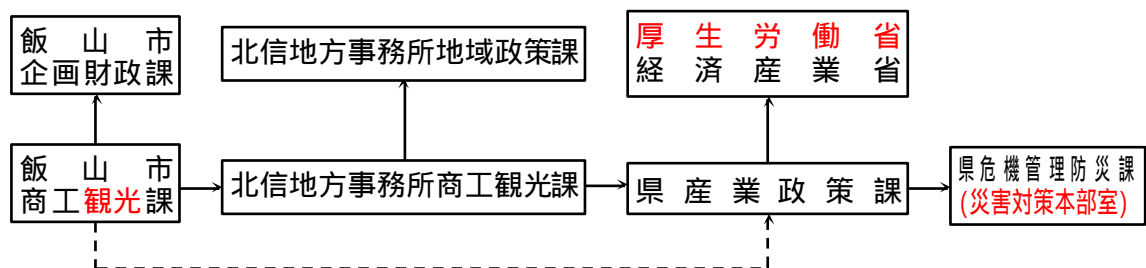
(10) 感染症関係報告（様式11号）



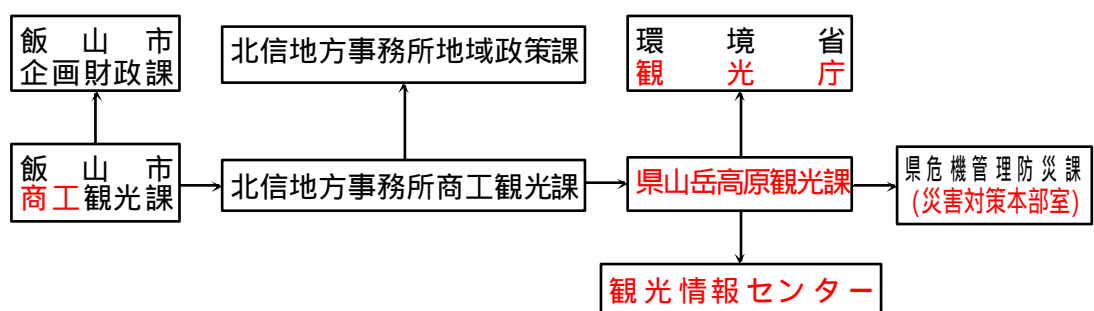
(11) 医療施設関係被害状況報告（様式12号）



(12) 商工関係被害状況報告（様式13号）

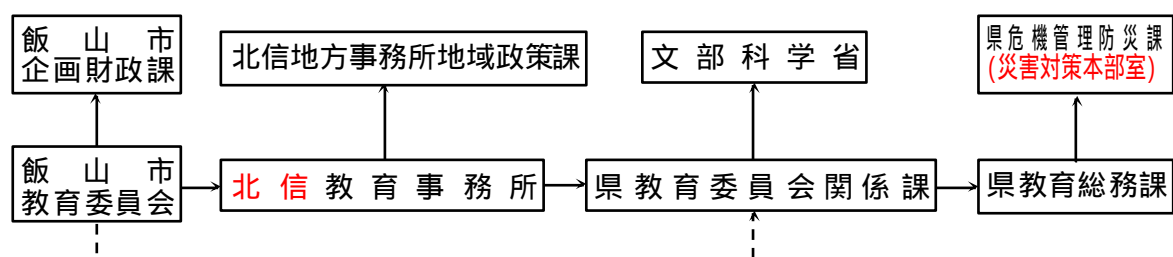


(13) 観光施設被害状況報告（様式14号）

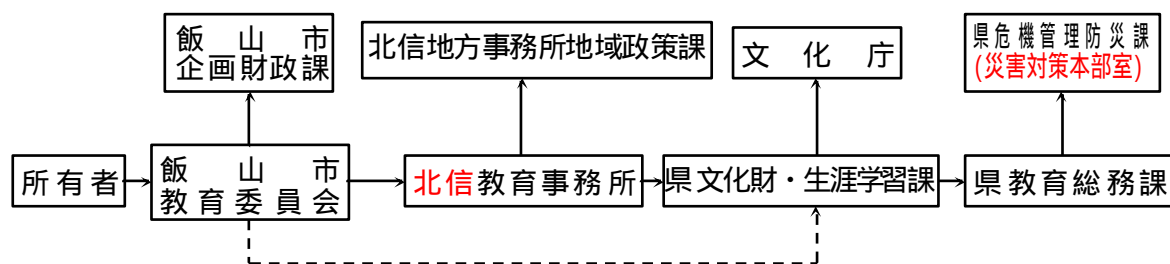


(14) 教育関係被害状況報告（様式15号）

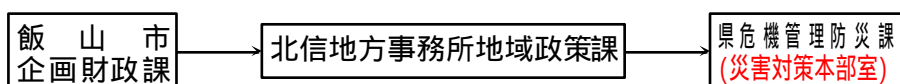
ア 市施設



イ 文化財

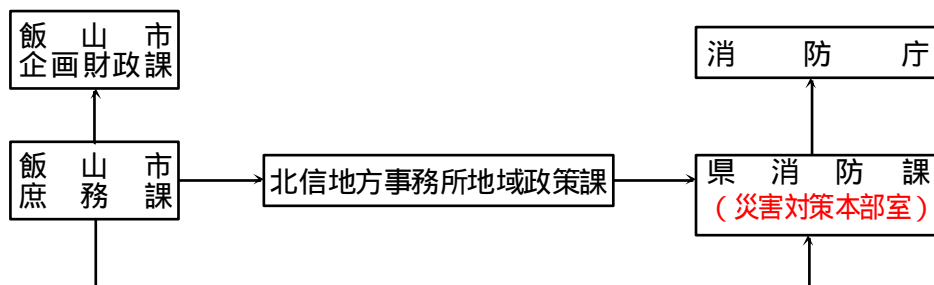


(15) 市有財産の被害状況報告（様式17号）

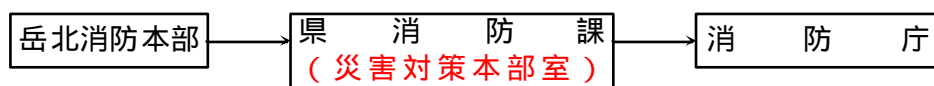


注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

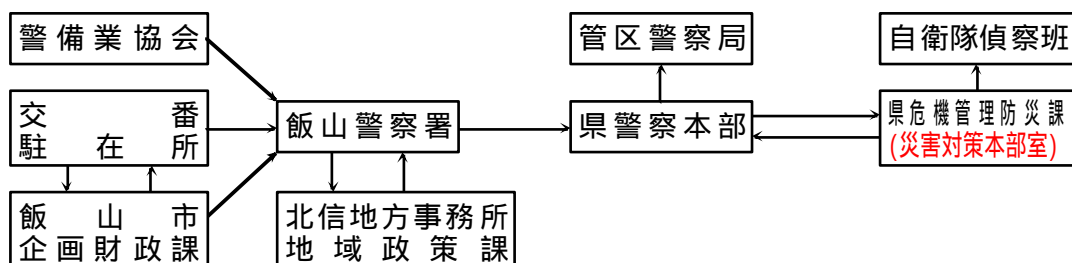
(16) 火災即報（様式19号）



(17) 火災等即報（危険物に係る事故）

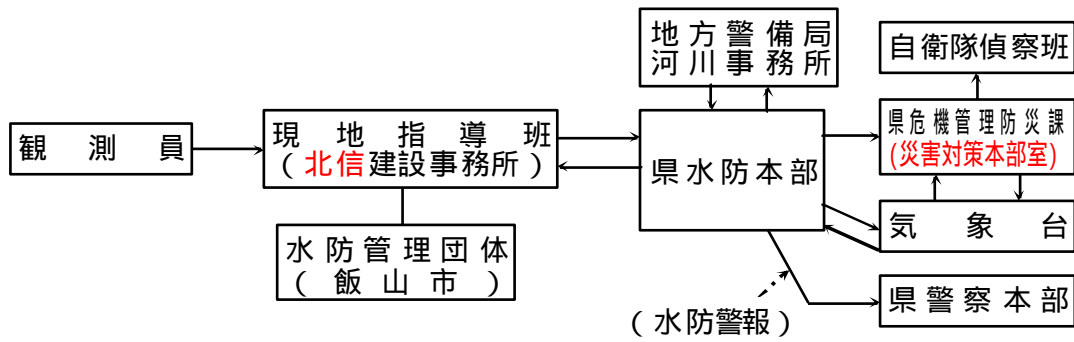


(18) 警察調査被害状況報告（様式20号）



(19) 水防情報

雨量・水位の通報



第3節 非常参集職員の活動

市は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

1 動員体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の動員体制をとる。

(1) 配備基準等

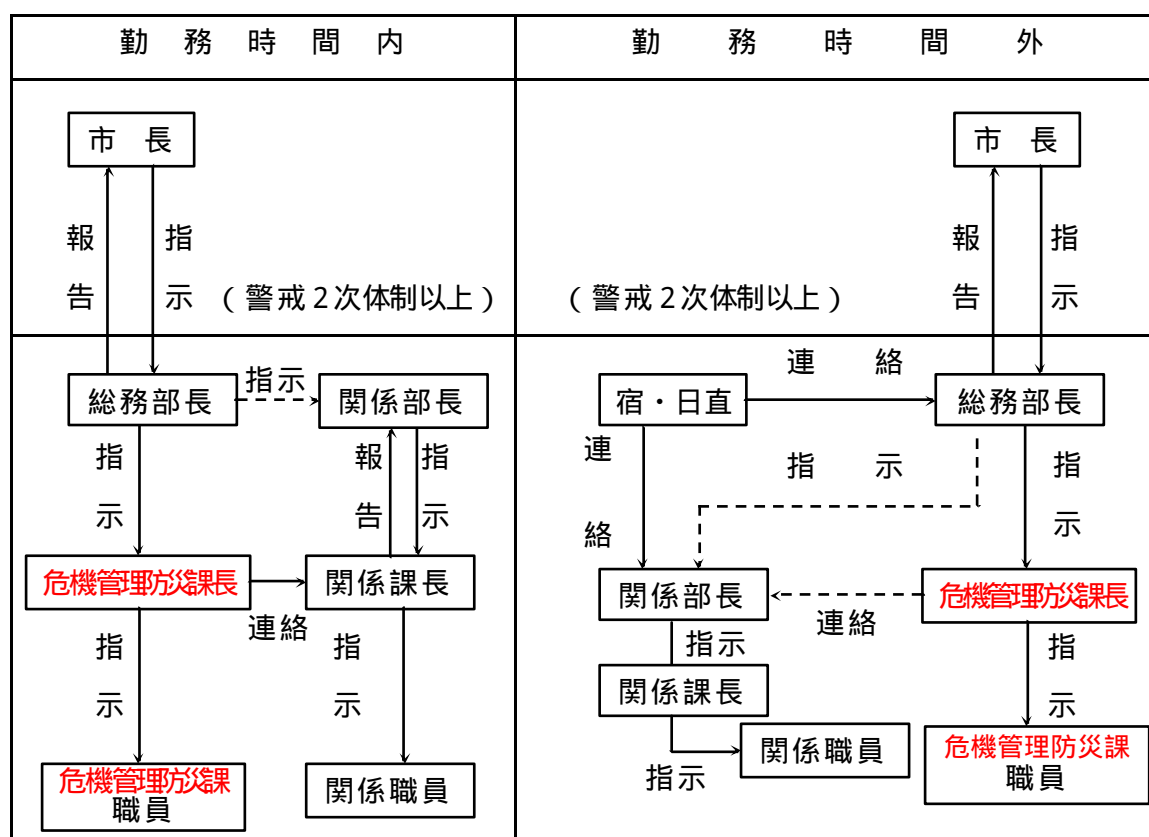
配 備 区 分	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備 (警戒1次体制) 警戒の体制	○ 気象業務法に基づく警報(状況により注意報も含む)が発表されたとき ○ 局地的な集中豪雨、台風の接近 ○ 千曲川増水 立ヶ花観測所 水防団待機水位 3 m 超	○ 各課長等は、所管の業務の中で、職員を配置し、情報収集及び状況調査するとともに災害の未然防止に努め、必要に応じて総務部長に報告する。 ○ 総務部長は、関係部長と協議して対応策、配備体制を検討し、必要に応じて理事者に報告する。
第2配備 (警戒2次体制) 「警戒本部」の設置 (災害発生前の体制)	○ 災害発生のおそれがあるとき ○ 土砂災害警戒情報が発令されたとき ○ 市長が必要と認めたとき ○ 千曲川増水 立ヶ花観測所 はん濫注意水位 5 m 超	○ 市長は、庁議を招集し、気象情報・各種状況等の情報交換と今後の対応について協議し、警戒本部を設置する。各部長等は第2配備(警戒2次体制)をとり、状況調査、災害防止に努める。 ○ 活性化センター所長は、関係地区の情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○ 必要に応じて職員配置を増強する。
第3配備 (非常1次体制) 「災害対策本部」の設置 (災害発生時の体制)	○ 市内に災害が発生したとき ○ 特別警報が発表されたとき ○ 市長が必要と認めたとき ○ 千曲川増水	○ 各対策部長は、第3配備(非常1次体制)をとり、被害調査、被害拡大防止、応急復旧等につとめる。

	飯山観測所水位8.5m超、避難準備等発表	- 活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 - 必要に応じて職員配置を増強する。
第4配備 (非常2次体制) 「災害対策本部」の設置 (激甚又は大規模な災害発生時の体制)	- 激甚又は大規模な災害が発生したとき - 第3配備(非常体制)では対応できないとき	- 各対策部長は第4配備(非常2次体制)をとり被害調査、被害拡大防止、応急復旧等に努める。 - 活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 - 必要に応じて各部門間の応援体制をとる。

(2) 配備指令の伝達及び動員配備

ア 伝達系統

警戒、非常配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の系統により実施する。



イ 時間外の動員方法

職員への連絡は、携帯電話のメール又は防災行政無線により行う。

また、各部長等は電話、急使、その他による連絡方法を予め定めておく。

ウ 通信途絶時の動員方法

職員は動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに配備基準表により登庁する。

エ 交通途絶時の動員方法

交通途絶により登庁できない職員は自宅、又は避難所に指定された場所で待機し、上司の指示を受ける。

風水害等における配備基準

(平成26年4月1日現在)

対策部	班	第 1 配備			第 2 配備			第 3 配備			第 4 配備	
		警戒 1 次体制			警戒 2 次体制			非常 1 次体制			非常 2 次体制	
		警戒の態勢										
増水時等で軽微な対応				ただし、 警報の種類により各班で 配備人員を増強	警戒本部設置		ただし、発生するおそれのある災害の種類と範囲により、各班で配備人員を増強	災害対策本部設置				
総務対策部	危機管理防災課	1	2		3			3				
	庶務班（選管含む）	1	2		6			10				
	企画財政班	1	2		3			5				
	人権政策班				1			1				
	税務班				2			6				
	会計班				1			3				
	小 計	3	6		16			28				
民生対策部	保健福祉班（支援 C 含む）		2		6			20				
	市民環境班				3			10				
	小 計		2		9			30				
経済対策部	農林班（農委含む）	1	2		7			10				
	商工観光班（広域観光含む）				2			8				
	小 計	1	2		9			18				
建設水道対策部	道路河川班	1	3		12			12				
	まちづくり班	1	3		8			14				
	上下水道班		3		12			12				
	小 計	2	9		32			38				
教育対策部	子ども班	1	2		5			7				
	スポーツ生涯学習班		1		3			7				
	学習支援班		1		4			8				
	小 計	1	4		12			22				
議会对策部	議会班（監査含む）	1			2			4				
	小 計	1			2			4				
消防対策部	消防班（岳北消防本部）											
	小 計											
合 計		8	23		80		140					

千曲川は立ヶ花観測所の水位と上流域の降雨量、気象情報により配備人員を判断する。

2 活動体制

(1) 災害警戒本部等

ア 災害警戒本部

市長は、次のいずれかの状況に達し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

- (ア) 大雨、暴風雨、暴風雪、大雪、洪水又は浸水の各警報のうち1つ以上が発表されたとき。
- (イ) 災害が発生したとき。
- (ウ) 激甚な災害が発生するおそれがあるとき。

イ 水防本部

水防法第17条の規定により市長を本部長とし、洪水時における水害を警戒防御する。ただし飯山市災害警戒（対策）本部が設置されたときは、同本部の一部としてその分掌事務を処理する。

(2) 災害対策本部

ア 設置基準

市長は、次のいずれかの状況に達したときは、災害対策本部を設置する。

- (ア) 大規模な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
- (イ) その他激甚な災害の発生が予想されるとき。

イ 廃止基準

- (ア) 災害の発生するおそれがなくなつたと認められるとき。
- (イ) 災害発生後における応急対策活動がおおむね完了したとき。
- (ウ) その他災害対策本部の設置が不要と認められるとき。

ウ 設置及び廃止の通知

警戒本部・災害対策本部を設置又は廃止した場合は、次表により直ちに防災関係機関等に通知及び公表する。

連 絡 先	連 絡 方 法 と 担 当 者		
○ 庁内各課	庁内放送	→	本 部
○ 市役所出先機関	電 話	→	本 部
○ 防災関係機関（第7編資料1 - 1 参照）	電 話	→	各対策部
○ 市 民	防災行政無線	→	庶務班

エ 本部体制

- (ア) 災害警戒本部、災害対策本部を総務部**危機管理防災課**におく。
- (イ) 対策部長会議は市役所31号会議室で開催する。
- (ウ) 本部員会議（対策部長・班長）は市役所全員協議会室で開催する。
- (エ) 本庁舎が機能しない場合には、別に定める。

オ 組織構成及び事務分掌

災害対策本部の組織構成及び事務分掌は、別表のとおりとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、必要に応じ現地災害対策本部を設置し、市職員による現地災害対策本部長を置く。

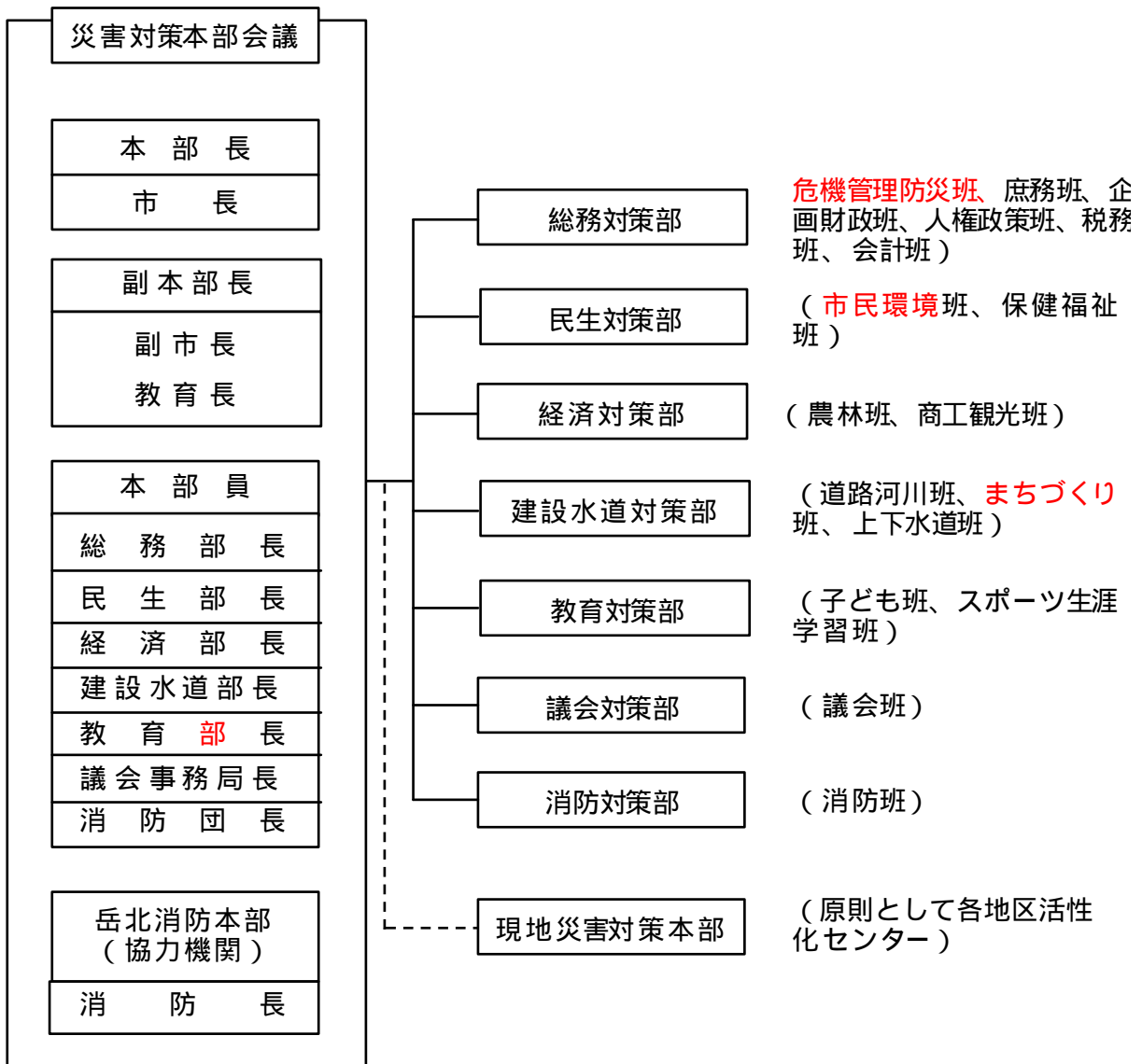
現地災害対策本部長は、現地での指揮及び関係機関との連絡調整活動を行うとともに、現地の情報、対策活動の実施状況を速やかに本部長に報告する。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

市に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

別表

災害対策本部組織図



災害対策本部事務分掌

(市外の被災地応援は、この分掌事務に準じて実施)

対策部(部長)	班(班長)	分 掌 事 務
総務対策部 (総務部長)	危機管理防災班 (危機管理防災課長)	1 災害対策本部の設置、運営及び連絡調整 2 災害救助法関係 3 自衛隊の派遣要請及び受入れ態勢 4 避難勧告等の決定をするための資料作成 5 消防団、飯山市防災会議、飯山警察署その他関係機関との連絡調整 6 被害記録等の保存
	庶務班 (庶務課長)	1 理事者との連絡事項 2 災害情報の伝達及び広報(CATV・ホームページを含む。) 3 職員の動員、派遣及び各部間の応援 4 防災ヘリコプター等の応援要請及びヘリポート関係 5 市有財産の災害対策 6 緊急輸送車両、機材、用品の調達及び用地確保 7 応援自治体等の受入れ調整及び配備計画等 8 部内の連絡調整及び応援体制
	企画財政班 (企画財政課長)	1 気象情報等の収集・分析・庁内伝達 2 気象・水防予報、警報の受理及び伝達 3 各種災害情報の収集・庁内伝達 4 被害情報の収集・集計・伝達 5 通信連絡施設の復旧 6 区長会協議会、各地区防災協議会及び自主防災組織等との連絡調整 7 防犯対策 8 被害状況の整理・記録 9 災害対策の予算及び資金
	人権政策班 (人権政策課長)	1 避難所運営支援 2 同和地区の被害調査及び応急対策
	税務班 (税務課長)	1 避難所運営支援 2 災害時の納税対策 3 被害家屋、土地の調査報告及び被害認定調査 4 被災者台帳、被災証明等

	会計班 (会計課長)	1 本部運営支援 2 応急対策物品の購入 3 災害経費の出納及び指定金融機関との連絡調整
民生対策部 (民生部長)	市民環境班 (市民環境課長)	1 防疫対策 2 食品衛生対策 3 環境衛生施設の被害調査 4 ごみ対策 5 公害に係る調査及び防止対策 6 ボランティアの受入れ・派遣調整 7 民間協力団体等との連絡調整 8 埋火葬 9 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
	保健福祉班 (保健福祉課長) (地域包括支援センター所長)	1 福祉施設入所者の避難対策等 2 生命維持装置装着者等への対応(非常電源要) 3 災害救助法に基づく救助対策 4 医療、医薬品及び衛生材料 5 医療関係者の動員及び配置 6 医療施設の被害調査 7 感染症対策 8 福祉施設の被害調査及び応急対策 9 救護所の開設と運営等 10 避難所運営支援 11 救援物資対策 12 被災者の健康調査及び応急診療 13 災害援護資金、生活福祉資金、被災者生活再建支援金、見舞金、義援金等 14 赤十字奉仕団その他社会福祉団体との連絡調整 15 生活困窮者に係る相談等 16 食料の炊き出し対策 17 行旅死亡人対策 18 遺体の収容対策

経済対策部 (経済部長)	農林班 (農林課長)	1 本部 応急対策支援 2 農畜林産物の被害調査及び応急対策 3 農地、農道、農業用施設、林地、林道及び林業施設の被害調査、応急対策及び復旧 4 湛水防除施設の管理 5 農業関係団体との連絡調整、協力要請 6 被災農林業者の営農指導及び災害融資 7 地滑り・雪崩等の応急対策及び復旧 8 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
	商工観光班 (商工観光課長) (広域観光推進室長)	1 本部 応急対策支援 2 救援物資対策 3 商工・観光・労政関係施設の被害調査及び応急対策 4 被災商工観光業者の災害融資 5 観光客の安全対策
建設水道対策部 (建設水道部長)	道路河川班 (道路河川課長)	1 道路・河川・橋梁・交通施設等の被害調査、応急対策及び復旧 2 災害 応急用資機材の調達及び確保 3 交通路の確保及び交通規制 4 除雪対策 5 建設関係団体との連絡調整及び協力要請 6 水防・砂防及び地滑り・雪崩等の警戒・応急対策及び復旧 7 浸水家屋等の調査及び内水排除対策 8 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
	まちづくり班 (まちづくり課長) (新幹線駅周辺整備課長) (いいやま住んでみません課長)	1 都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策及び復旧 2 仮設住宅の建設等及び応急的住宅対策 3 避難場所等の被災土地建物の危険度判定(応急含む)

	上下水道班 (上下水道課長)	1 水道施設の被害調査、緊急措置及び復旧 2 配水施設の保安確保等 3 飲料水の供給確保及び広報活動 4 復旧用資機材の調達及び確保 5 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制 6 水道工事関連団体への協力要請 7 下水道施設の被害調査、緊急措置及び復旧 8 下水道の使用制限と周知 9 下水道工事関連団体への協力要請 10 し尿及び仮設トイレ対策
教育対策部 (教育部長)	子ども班 (子ども課長)	1 避難所開設・運営 2 学校教育関係の被害調査及び応急対策 3 保育所等の被害調査及び応急対策 4 被害児童生徒への教材、学用品等の支給 5 学校教育施設の復旧 6 学校給食対策 7 児童生徒の安全対策 8 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
	スポーツ生涯学習班 (スポーツ生涯学習課長)	1 避難所開設・運営 2 市民会館等の被害調査及び応急対策 3 社会体育施設・スポーツ施設の被害調査及び応急対策
	学習支援班 (学習支援課長)	1 避難所開設・運営 2 社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策
議会对策部 (議会事務局 長)	議会班 (議会事務局次 長)	1 議会関係者の連絡調整及び災害対策活動 2 本部運営支援
消防対策部 (消防長)	消防班 (消防次長)	1 火災及び救急対策 2 危機管理防災班・消防団及び関係機関との連絡調整 3 長野県緊急消防援助隊受援計画 4 避難の立退き、指示 5 警戒区域の設定 6 被災者の避難誘導 7 死者、行方不明者の搜索及び救助救出 8 危険物施設等の被害調査、応急対策及び保安対策 9 情報収集・広報活動及び消防無線の管理 10 資材調達

第4節 広域相互応援活動

災害発生時において、その規模及び被害状況等から市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別図1参照）

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。また、他市町村が被災し、市が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

1 応援要請

(1) 市長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請）

ア 他市町村に対する応援要請（別図2参照）

市長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。（第7編資料4-2参照）

応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。

(ア) 応援を求める理由及び災害の状況

(イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

(ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

(エ) その他必要な事項

イ 県に対する応援要請等

市長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

ウ 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

(2) 消防に関する応援要請

ア 県内市町村に対する応援要請

市長又は岳北消防本部消防長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条

件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要がある
と認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に
対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。(第7編資料4-1参照)

イ 他都道府県への応援要請

市長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても
十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道
府県からの消防の応援を知事に要請する。

- (ア) 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊の編成及び施設の整備に係る基本的な事項に関する計
画による。）
- (イ) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援
- (ウ) その他、他都道府県からの消防の応援
- (3) その他の相互応援協定等

本編第1章第5節「広域相互応援計画」に掲げた各協定等に基づき、応援要請又は応援活動
を行う。

2 応援体制の整備

(1) 情報収集及び応援体制の整備

市（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規
模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」とい
う。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。

(2) 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

(3) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場
合も想定した職員等の交替について留意する。

(4) 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等
から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互
応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

- (1) 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域
防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定
等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

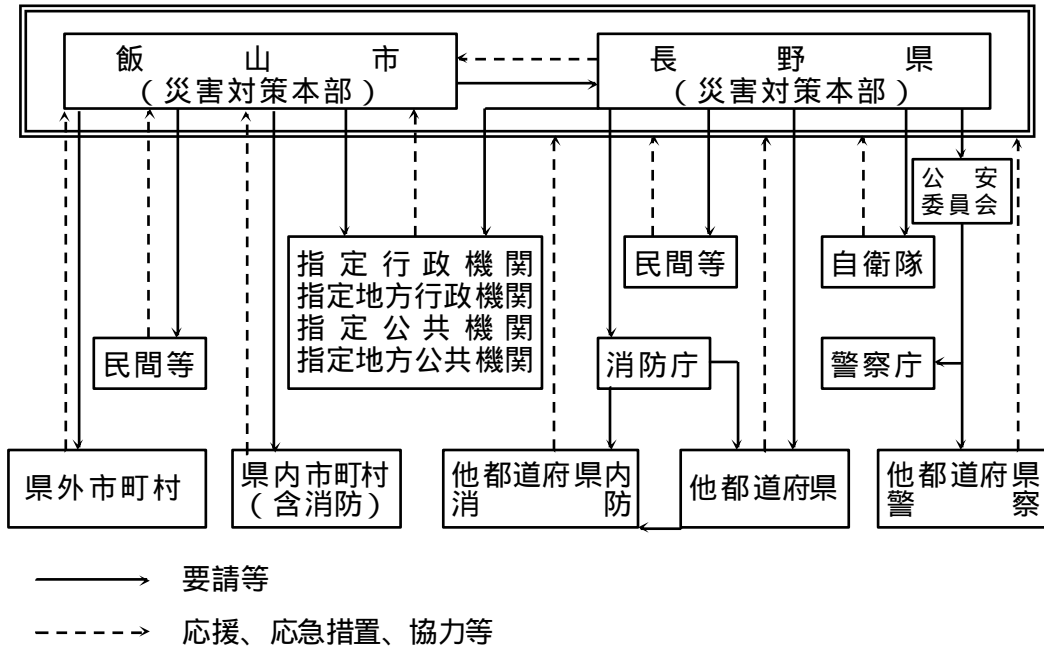
また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をす
る。

- (2) 緊急消防援助隊を要請した場合の受援は、「長野県緊急消防援助隊受援計画」により体制を整備する。

4 経費の負担

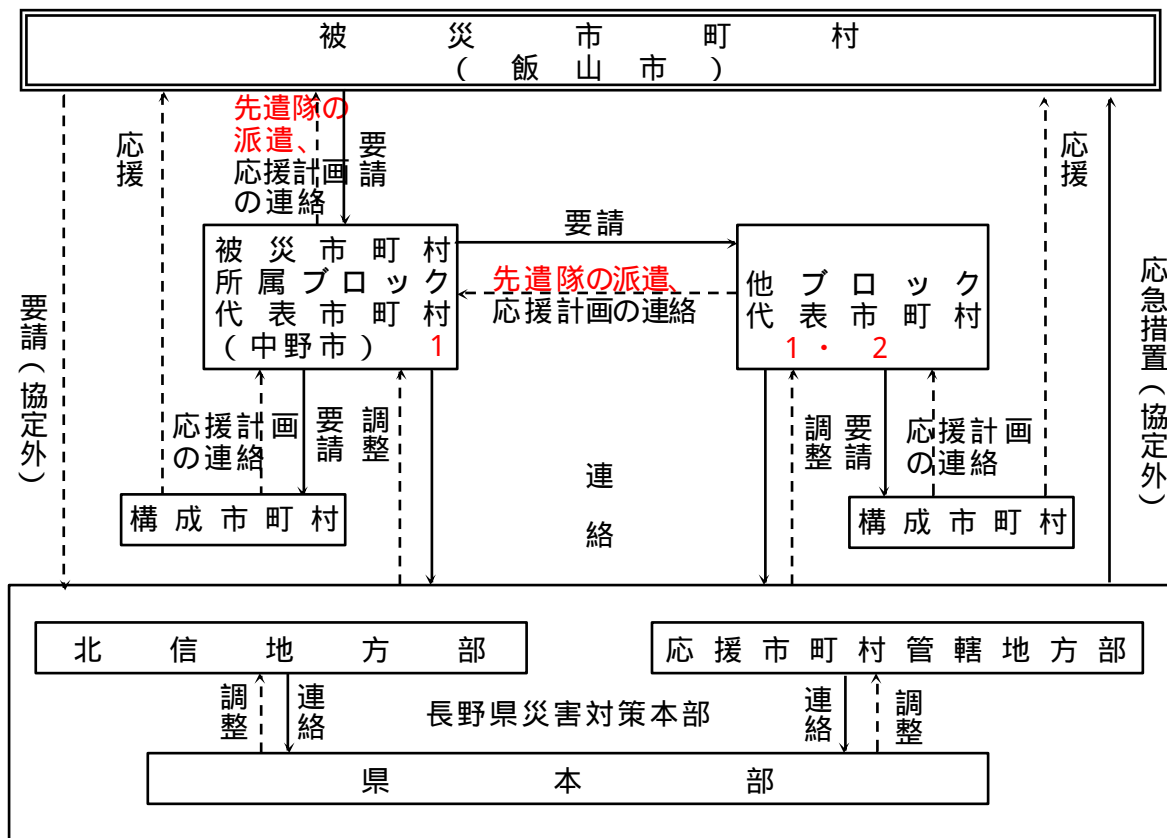
- (1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

(別図 1) 広域相互応援体制図



(別図 2) 長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



- 1 第 2 順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。
- 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。

第5節 ヘリコプターの運用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、市は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

1 活動内容に応じたヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

ヘリコプター選定基準

種 類	機 種	定員	救助ホイス	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412 E P	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプター A365 N	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ		6				

2 出動手続きの実施

(1) ヘリコプターの出動要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。

ア 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）

イ 活動に必要な資機材等

ウ ヘリポート及び給油体制

エ 要請者、連絡責任者及び連絡方法

オ 資機材等の準備状況

カ 気象状況

キ ヘリコプターの誘導方法

ク 他のヘリコプターの活動状況

ケ その他必要な事項

(2) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。（第7編資料8 - 1 参照）

(3) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

(4) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

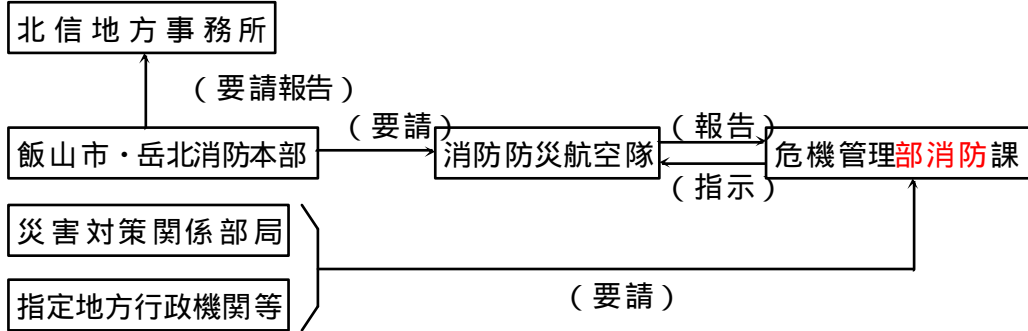
(5) 自衛隊の派遣要請手続については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

(6) ヘリコプター要請手続要領

上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続は次のとおりである。

ア 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

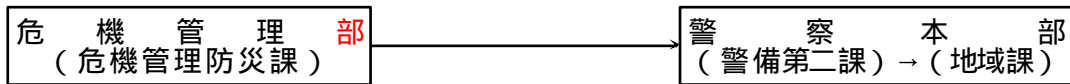


連絡用無線 消防用無線（県内共通波）

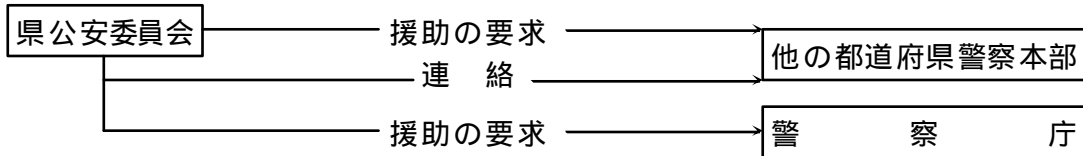
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1(いち)」

イ 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプター及び県政用ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

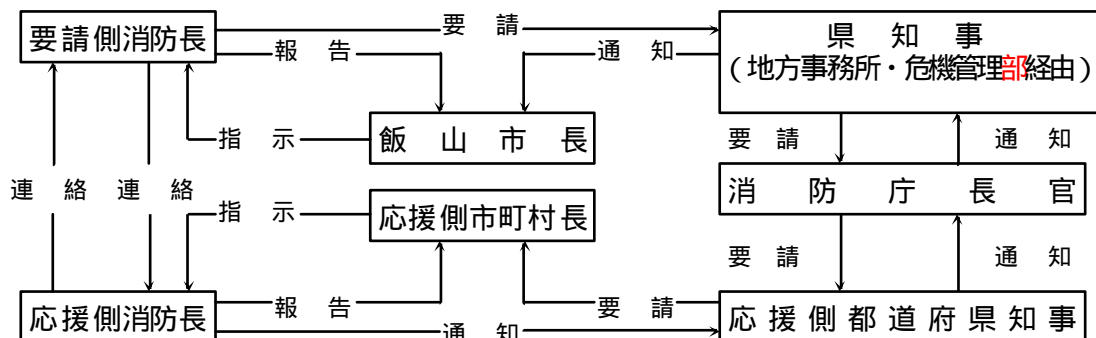


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



ウ 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



(参考)「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく応援ヘリコプター

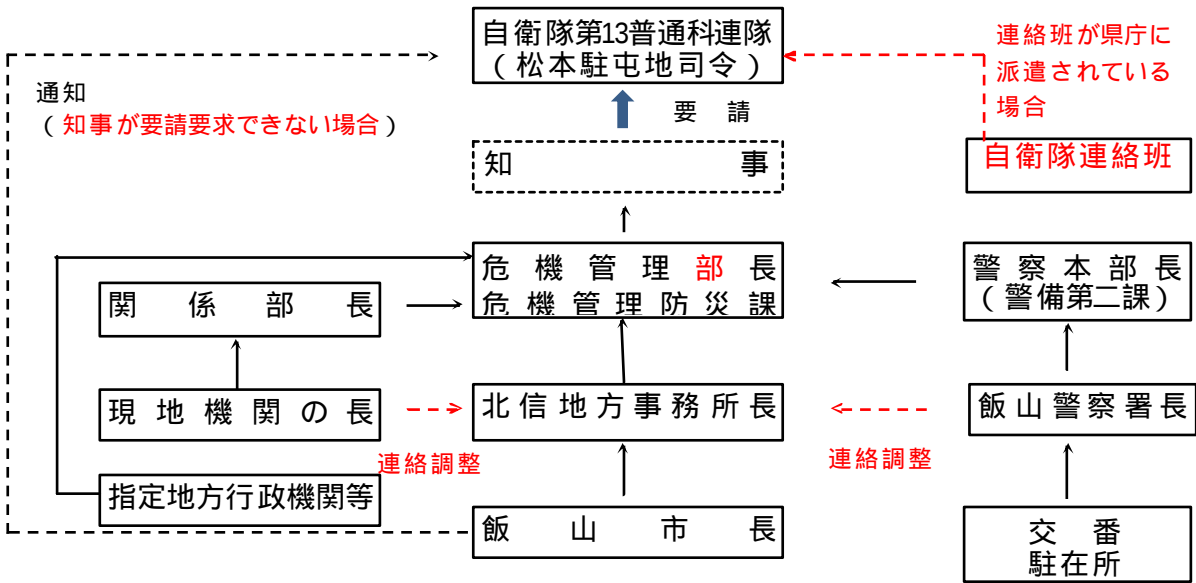
- (ア) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は次のとおり。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
-----	-------	-----	-----	-----

- (イ) 第1出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は次のとおり。

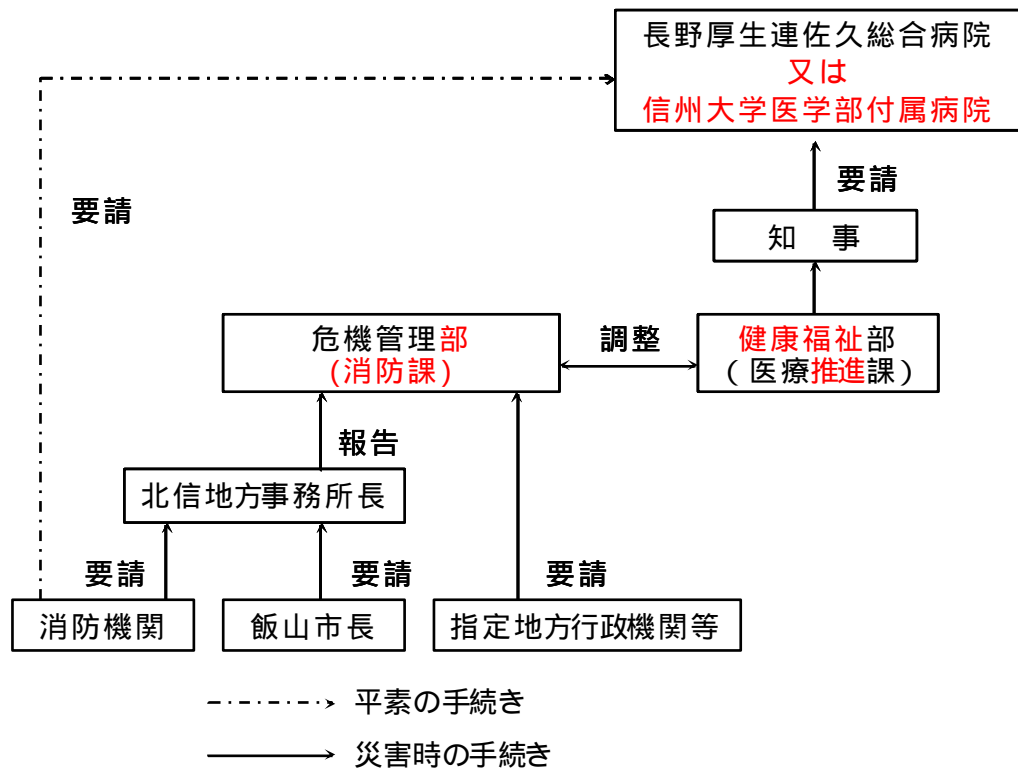
栃木県	茨城県	埼玉県	千葉市	横浜市	川崎市	富山県	石川県
福井県	静岡県	<u>静岡市</u>	<u>浜松市</u>	愛知県	名古屋市	三重県	<u>大阪市</u>

エ 自衛隊ヘリコプター



オ ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊の災害派遣

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

1 派遣要請

(1) 派遣の要請

ア 要請の要件

(ア) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(イ) 緊急性

差し迫った必要性があること。

(ウ) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

イ 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、傷者等の搜索、救助
水防活動	土のう作成、運搬、積込み等
消防活動	消防車、航空機、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

(2) 派遣要請手続

市長は、前記(1)の範囲内において自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により要請を求める。

ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって北信地方事務所長若しくは飯山警察署長を通じ知事に派遣を求める。

イ 市長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに北信地方事務所を通じ文書による要請処理をする。

ウ 市長は、アの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(3) 派遣要請理由等

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

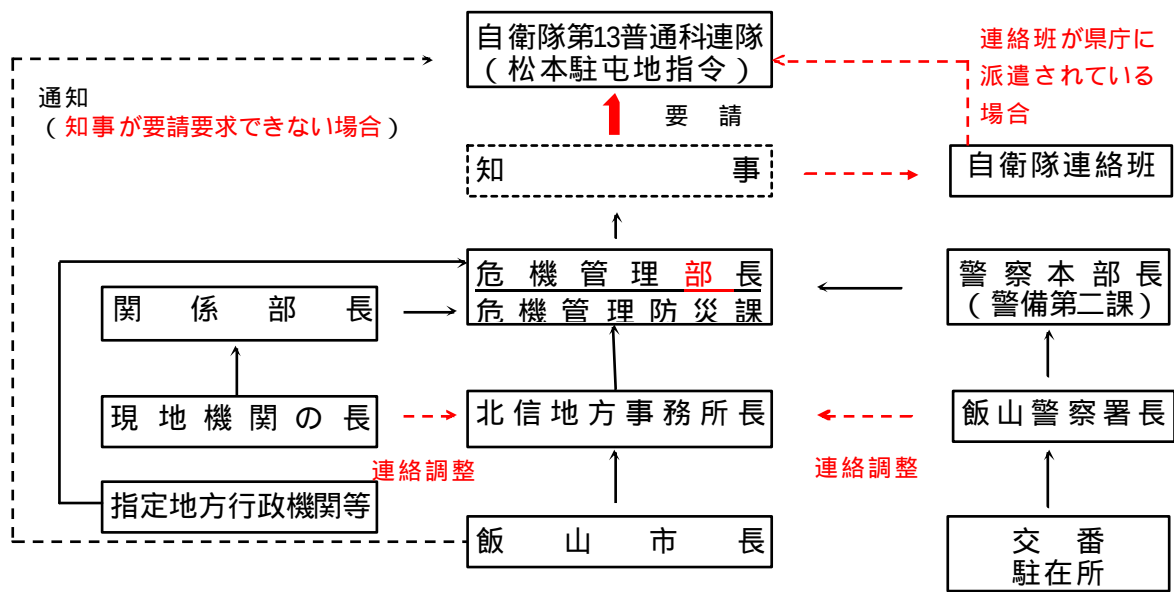
ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間、人員

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

派遣要請の手続系統（通知・連絡先）



< 要請文書の宛先・連絡先 >

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時 間 内	時 間 外
第 3 科長 N T T 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 8-535-79 F A X N T T 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 8-535-76	駐屯地当直司令 N T T 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 8-535-79 F A X N T T 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 8-535-76

2 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊部隊の長と密接な連絡調整が行われるよう災害の状況によって次により区分している。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	地方事務所長等
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長

- (1) 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。
- (3) 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

3 派遣部隊の撤収要請

市長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

第7節 救助・救急・医療活動

大規模災害時における**救助・救急・医療**活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな**災害派遣医療チーム(DMAT)**及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

1 救助・救急活動

- (1) 岳北消防本部、飯山警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- (2) 必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。
- (3) 岳北消防本部は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をするものとする。
- (4) 岳北消防本部は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- (5) 岳北消防本部は、救急活動に当たり、県警察本部、**医療救護班**等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。

- (6) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

2 医療活動

(1) **救護班**の編成

ア 飯山赤十字病院並びに飯水医師会に協力を求め、医師1名、看護師2名をもって**救護班**を編成し（状況に応じ保健師、事務職員も加わる。）医療救護活動等を行う。

イ 災害現地又は避難所において処置不能な重症患者等については、岳北消防本部救急隊により医療機関へ移送し処置する。

ウ 助産活動については、医療機関に収容し処置する。

エ 飯山赤十字病院で対応しきれない場合には、北信総合病院へ収容する。

(2) 医療品等の確保

医療機関又は薬剤取扱い業者あるいは、災害用医薬品備蓄事業者から必要な薬剤治療材料を調達するものとする。(第7編資料6-3参照)

(3) 救護班の応援等

災害発生時における応急的な医療救護活動に応援が必要と判断される場合、市は県に対し協力を要請する。

(4) 救護所及び後方医療機関等の確保

ア 救護所は、原則として避難所に併置し活動する。

ただし、被災者が救護所への移動が困難な場合は、災害現場の適当な場所を確保しこれに当たる。

イ 救護班による応急的処置終了後治療が必要な場合、あるいは救護班による処置不可能な場合は、速やかに医療機関等に通報し、処置の要請を行う。

ウ 負傷者の搬送

負傷者の救護所あるいは後方医療機関への搬送は、岳北消防本部、消防団、日赤奉仕団、救護班に要請し、搬送するものとする。

エ 医療機関の状況

第7編資料6-2を参照のこと。

第8節 消防・水防活動

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

1 消防活動

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、岳北消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

イ 情報収集

火災発生状況、人的被害状況、県警・道路管理者と連携した道路状況等災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び市民に必要な情報の提供を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 市は、岳北消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。(第7編資料4-1参照)

(イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(ウ) 市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」により派遣要請を求める。

(2) 救助・救急活動関係

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、市民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

2 水防活動

(1) 水防信号

水防信号は、長野県水防法施行細則(昭和26年5月17日規則第42号)の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	洪水のおそれがある状況に至ったとき。	各団員を招集するとともに一般市民の出動を求め、水防資材を現場へ輸送する。
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。	一般市民に周知するとともに、危険地域の住民に避難準備をさせる。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。

信 号	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第2信号	○ - ○ - ○ ○ - ○ - ○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第3信号	○ - ○ - ○ - ○ ○ - ○ - ○ - ○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止

- ・信号は適宜の時間継続する。
- ・必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。
- ・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(2) 雨量、河川水位の観測

市長は、気象状況により相当の降雨量があると認めたときは、市域内の降雨状況について、また各河川、ため池等の増水状況及び千曲川の水位状況について消防団員（水防団員）に調査させ、関係機関に通報する。

また、(財)河川情報センターの端末機により雨量情報、水位情報等を随時観測する。

（市内に設置されている雨量観測所は、第7編資料7-5のとおりである。）

(3) 巡視警戒と異常状況の通報

消防団長は、水防警報等が発表されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、特に重要な箇所等を中心として堤防その他の施設を巡視して、異常を発見した場合には、直ちに市長に通知する。

(4) 決壊等の通報

市長は、堤防その他の施設が決壊し、又は危険な状態になったときは、その旨を関係機関及び必要と認める隣接又は下流の水防管理者等に通報する。

(5) 水防作業の実施

水防作業は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対してできる限り被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して適切な工法により応急工事を実施する。

(6) 水防上重要な水門等の操作、調整

ア 操作等

水門等の管理者は、洪水予警報、水防警報等の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況等により、洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規定に基づき、的確な操作を行うものとし、その操作に当たっては、それぞれ定められた通報先に連絡したのち行わなければならない。

イ 緊急時の措置

洪水等により水門等が破損又は決壊の危険が生じたときは、速やかに関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行われるよう措置する。

(7) 水防資機材の調達

水防活動中、資機材に不足を生じた場合はあらかじめ定めた資機材業者及び水防倉庫等から調達する。(第7編資料7-4参照)

(8) 水防資機材の借用

市長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、県の所管する資機材を借用する。

(9) 避難勧告・避難指示等

市長は、河川の氾濫等人命危険の切迫若しくは危険の予測が生じた場合は、避難準備情報の伝達、避難勧告・避難指示を速やかに該当地域の住民に対して実施する。

(10) 応援による水防活動の実施

ア 市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

イ 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

(11) 公用負担

ア 公用負担の確保

水防上必要があるときは、市長又は消防団長は次の権限を行使することができる。

(ア) 必要な土地の一時使用

- (イ) 土石、竹木その他の資材の収用
- (ウ) 運搬具又は器具の使用
- (エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するとき、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使する。

公 用 負 担 命 令 書				
第	号			
次のとおり		のため	することを命ずる。	
年 月 日				
		市長名	印	
1	目的物の種類	員数		
2	負担内容	使用 収用 処分		
-----		切 取 線	-----	
受		領	証	
第	号の公用負担命令書を受領しました。			
年 月 日				
		殿		
		氏名	印	

ウ 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、市長・消防団長又は分団長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
	氏名
上記の者	の区域における水防法第21条第1項の規定の
権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
市長（又は消防団長）	
氏名 印	

第9節 要配慮者に対する応急活動

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

1 応急対策の内容

市は、民生・児童委員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。

(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難所における施設の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行う。

エ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(4) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

ア 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

イ 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

ウ 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

エ 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

(5) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

2 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が考えられる場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要となることが考えられる。

要配慮者の救助・避難支援、避難時生活等に関し、市町村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧	・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

1 緊急交通路確保のための交通規制

市の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を飯山警察署長に通知する。

(1) 規制標識

ア 規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第5条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路等を明示する。

(2) 規制の報告

報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路の有無等とする。

2 緊急交通路確保のための応急復旧

応急復旧に当たっては、北信建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と連絡協議し、優先順位を設定してできる限り早期の緊急交通路確保を行う。

(1) 緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

(2) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

3 緊急通行車両等確認事務

緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行い、第2編第1章第9節「緊急輸送計画」による「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察（警察署、検問所等）において行う。

4 輸送手段の確保

(1) 車両による輸送

ア 災害時における効率的な輸送を確保するため、災害対策本部を設置した場合は、本部が市所有の車両を集中管理する。

イ 市において車両の確保が困難な場合又は不足する場合は、市内公共的団体及び営業者又は市職員、消防団員の自家用車両の借上げを要請するものとし、なお不足する場合は、県又は自衛隊に応援を要請して輸送の確保を図る。

（市有車両の現況及び市内輸送業者一覧表は第7編資料8 - 2・8 - 3参照）

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、東日本旅客鉄道(株)長野支社等に協力を要請する。

(3) 空中輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、ヘリコプターによる輸送が必要となったときは、直ちに県に対しての出動要請を行う。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。

5 輸送拠点の確保

災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点を設定する。（第7編資料8 - 1参照）

(1) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市が当たすることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携する。

(2) 市は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点と連携を密にする。

第11節 障害物の処理活動

災害により排出された土砂、立木等の障害物により、市民の生活に著しい支障及び危険を与える
と予想される場合に、それらを除去し、市民の生活の安定と交通路の確保を図る。

1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者であること。
- (4) 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合。
- (5) 河川の流水を抑制し溢水の防止、護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合。

2 障害物除去の方法

- (1) 現有の応急対策機材を用い、地元消防団員及び地域住民の協力を得て実施する。また状況に
応じて建設業者の協力を得て行う。
- (2) 障害物の除去は、**原状**回復でなく応急的な除去に限られるものとする。
- (3) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (4) 応援協力体制
ア 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講
ずる。
イ 市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

3 除去障害物の集積、処分方法

- (1) 除去した障害物は、再び交通及び市民生活に被害を与えない場所に一時集積し、後に埋立て
等の処理をする。
- (2) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (3) 応援協力体制
ア 市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応
じて適切な措置を講ずる。
イ 市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

第12節 避難収容及び情報提供活動

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、**崖崩れ**等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、**要配慮者**についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの**要配慮者利用施設**が**土砂災害危険箇所内**に所在しているため避難準備情報の提供や、**避難指示**、**避難勧告**、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

1 避難準備情報、避難勧告、避難指示

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、**要配慮者**の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(1) 実施機関

ア 避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示の実施機関は次表のとおりである。

実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
避難準備情報	市 長		災 害 全 般
避難の勧告	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
避難の指示	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
	水 防 管 理 者	水防法第29条	洪 水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警 察 官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災 害 全 般
	自 衛 官	自衛隊法第94条	災 害 全 般
避難所の開設、収容	市 長		

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

(2) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

ア 「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

イ 「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

ウ 「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) 避難準備情報、避難勧告・避難指示及び報告、通知等

ア 市長の行う措置

(ア) 避難勧告、避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、**避難方向または指定緊急避難所**を示し、早期に避難勧告、避難指示を行う。

なお、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、**屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者に対し指示する。**

- a **長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域**
- b **長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域**
- c **長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断された地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、長野県砂防ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を越えている地域）**
- d **長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断された地域**
- e **関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域**
- f **河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域**
- g **上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域**
- h **地すべりにより著しい危険が切迫している地域**
- i **火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域**
- j **炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域**
- k **避難路の断たれる危険のある地域**

l 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

m 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

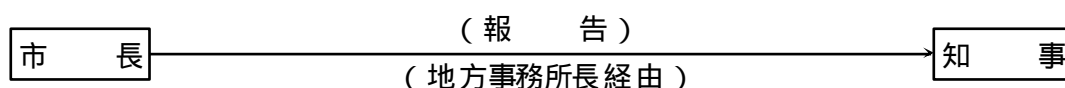
(イ) 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状態で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があるとみとめるときは、上記（ア）の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達する。

a 長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域

b 国又は長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断された地域

(ウ) 報告（災害対策基本法第60条等）



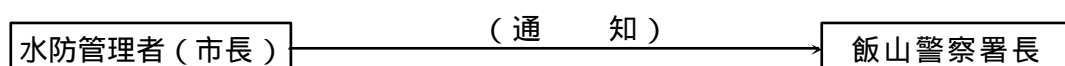
避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(ア) 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(イ) 通知（水防法第29条）



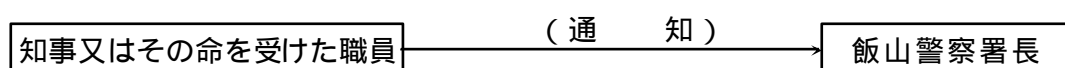
ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(イ) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



エ 警察官の行う措置

(ア) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

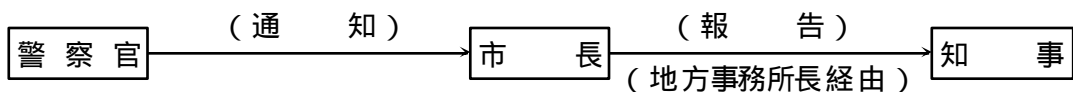
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

- d 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、**指定緊急避難場所**、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導に当たっては、高齢者及び**障がい者等避難行動要支援者**については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 警察署に一次的に受け入れた避難市民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

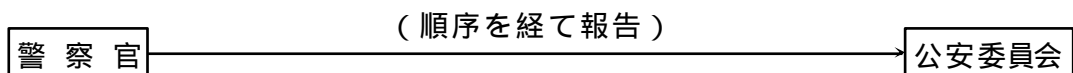
i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

- a 上記(ア)cによる場合（災害対策基本法第61条）



- b 上記(ア)dによる場合（警察官職務執行法第4条）

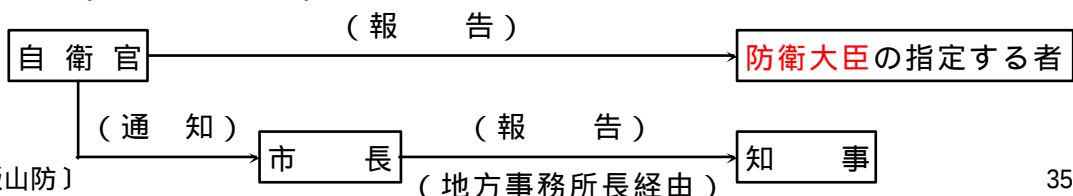


オ 自衛官の行う措置

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り、「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第94条）



(4) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の時期

ア 避難準備情報

災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況

イ 避難勧告、避難指示

前記(3)ア(イ)a～jに該当する地域が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(5) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の内容

避難準備情報、避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

ア 発令者

イ 発令日時

ウ 避難情報の種類

エ 対象地域及び対象者

オ 指定緊急避難場所

カ 避難の時期・時間

キ 避難すべき理由

ク 市民のとるべき行動や注意事項

ケ 避難の経路または通行できない経路

コ 危険の度合い

(6) 市民への周知

ア 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、市民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

イ 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。

ウ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の市民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

エ 市は、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

(8) 市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施者

ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）

イ 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項―市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

なお、県は被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対しての当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立ち入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、**避難の勧告又は指示と同様**、関係機関及び市民に対してその内容を周知する。

(4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、**避難行動要支援者**の避難に十分配慮する。

(1) 誘導の優先順位

高齢者、**障がい者**、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、**特に避難行動要支援者**を優先する。

(2) 誘導の方法

ア 誘導員は、**指定緊急避難場所**、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、**障がい者**、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 市は、**避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。**

ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地方事務所を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ **誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。**

(3) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難**立ち退き**に当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

4 避難所の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

- (1) 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。
- (2) **要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。**
- (3) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
- (4) 避難所における**正確な**情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。

ア 避難者

イ 市民

ウ **自主防災組織**

エ 他の地方公共団体

オ ボランティア

- (5) **避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。**
- (6) **避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。**
- (7) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (8) **避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。**
- (9) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視

点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (10) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

- (11) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等の整備を行う。

イ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

(ア) 介護職員等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ

エ 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

オ 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

- (12) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

- (13) 市教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。

ア 学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

- (14) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。

- (15) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (16) ペットと同行避難について適切な体制整備に努める。

5 広域的な避難を要する場合の活動

- (1) 被害が甚大で市域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) この場合、避難者の把握、住民の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (4) 避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (5) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

6 住宅の確保

市は、県と連携し、住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

- (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第24条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

イ 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。

ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (5) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮す

る。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

7 被災者等への的確な情報提供

- (1) 市は、県と連携し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (2) 市は、県と連携し、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (3) 市は、県と連携し、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行う。

第13節 孤立地域対策活動

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

市は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

1 孤立実態の把握対策

- (1) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- (2) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- (4) 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第14節 食料品等の調達供給活動

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

1 食料品等の調達

(1) 市における調達

市の備蓄食料及び流通在庫等により、調達する。

(2) 応援要請による調達

災害により、備蓄倉庫が被災し食料が供給できない場合及び市のみの対応では食料が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を、**管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下**、明示して行う。

ア 「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請（第7編資料4 - 6 参照）

イ 市内食料品販売業者及び北信州みゆき農業協同組合に対する要請

ウ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請（第7編資料4 - 7 参照）

エ 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請（第7編資料4 - 2 参照）

オ 北信地方事務所長経由での県に対する要請

2 食料品等の供給

(1) 食料供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者

ウ 災害地の応急対策作業に従事する者

エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

(2) 応急用米穀の供給の基準

供 給 の 対 象	精 米 必 要 量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米300g

(3) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。

(4) 炊き出しの実施

ア 炊き出しの方法

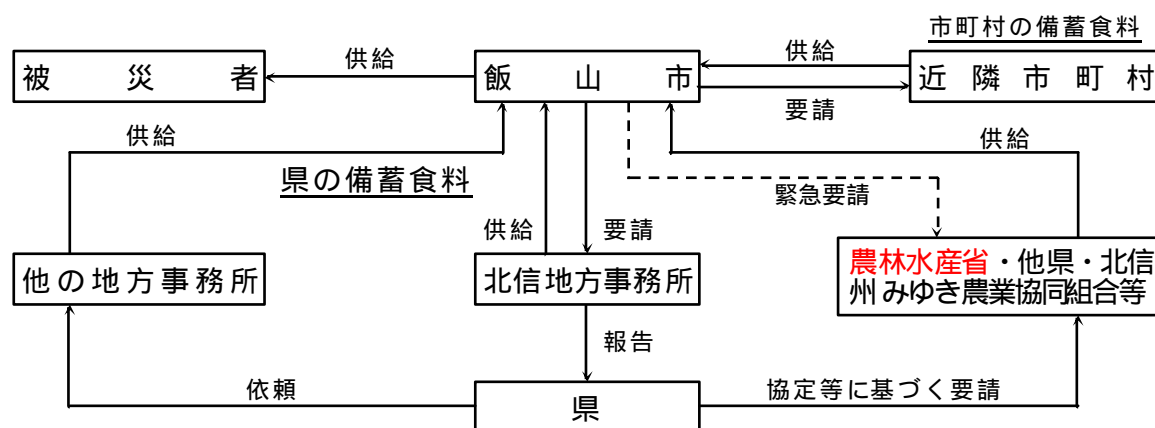
原則として指定避難所において行うものとするが、必要に応じて災害現場で行う。

このほか、学校給食施設などへ状況に応じて依頼する。

イ 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、自治会、赤十字奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。

食料の調達供給体制



--- は、農林水産省等に対する緊急要請

ウ 炊き出しの留意事項

- (ア) 炊き出しには飲料適水を使用する。
- (イ) 必要な器具、容器を十分確保する。
- (ウ) 炊き出し場所に皿洗い設備、器具類の消毒設備を設ける。
- (エ) ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- (オ) 原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。
- (カ) 炊き出し施設は原則として既存の設備を利用するが、これがないときは湿地、排水の悪い場所等から遠ざけて設ける。

第15節 飲料水の調達供給活動

災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。

なお、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

1 飲料水の調達

(1) 飲料水は、上水道又は各簡易水道等の水源を使用する。

なお、これらが使用不能な場合は、河川水、プール水、井戸水等をろ過して使用することも考慮する。

(2) 市のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。

(3) 市民に対し、ポリタンク等給水用具の確保を行うよう呼びかける。

2 給水用資機材の調達

飯山市上水道で整備しておく応急給水用機器は、第7編資料13-3のとおりであるが、資材に不足を生じたときは、県、県水道協議会及び近隣市町村に要請する。

なお、小器材については市内等で調達する。

3 飲料水の供給

(1) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。

(2) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

(3) 給水用具の確保を行う。

(4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水タンク、給水かん、パック詰め飲料水等により、1人1日3ℓを供給する。

(5) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。

(6) 被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

(7) 復旧作業に当たり、市指定水道工事業者等との調整を行う。(第7編資料13-2参照)

(8) 市民に対し、市防災行政無線、広報車等により、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

第16節 生活必需品の調達供給活動

災害により住家が流失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 生活必需品の調達

(1) 市における調達

市の備蓄物資及び流通在庫等により、調達する。

(2) 応援要請による調達

災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び市のみの対応では物資が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請（第7編資料4 - 6 参照）

イ 市内生活物資販売業者及び北信州みゆき農業協同組合に対する要請

ウ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請（第7編資料4 - 7 参照）

エ 「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」に基づく㈱カインズに対する要請（第7編資料4 - 参照）

オ 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請（第7編資料4 - 2 参照）

カ 北信地方事務所長経由での県に対する要請

2 生活必需品の供給

(1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

(ア) 住家が滅失したもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) 給付品目等

生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

(3) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、関係区、ボランティア及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。

イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に対して優先的に行う等、十分に配慮する。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

1 保健衛生活動

- (1) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告する。
- (2) 避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、精神相談等を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置する。
- (3) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

2 感染症予防対策活動

- (1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。
- (2) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び点検、機材、薬剤等の確保を図る。
また、消毒用薬剤及び資材等については、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。
- (3) 感染症発生の予防のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- (4) 感染症の発生を未然に防止するため、北信保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。
また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- (5) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- (6) 感染者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。
- (7) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、北信保健福祉事務所を経由して県へ報告する。

- (8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。
- (9) 災害感染症予防活動完了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。

第18節 遺体の搜索及び処置等の活動

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

1 行方不明者等の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、警察、消防団を中心とし、地区区長から隣組長を通じて地域住民の協力を得て搜索活動を行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 市は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

2 遺体の収容処理

(1) 遺体の収容

ア 市は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所についてはあらかじめ選定しておく。

また、収容に必要な機材を確保する。

イ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

(2) 遺体の検案・処置等

ア 市は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

イ 市は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて市民に対する広報に努める。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 身元不明の遺体については、市が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

3 遺体の埋・火葬

ア 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

イ 外国籍市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

4 応援要請

市は、**遺体**運搬車、棺及び火葬場の不足等**遺体**の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

第19節 廃棄物の処理活動

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

1 清掃班（ごみ処理班・し尿処理班）の編成

(1) ごみ処理

ごみ処理班は、(有)飯山清掃社及び民間収集許可業者の協力を得て行う。

(2) し尿処理

し尿処理班は、(有)飯山清掃社及び民間業者の協力を得て行う。

2 ごみ処理

(1) 仮置場の設置

ア 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、地域ごとにごみの仮置場を確保する。

イ 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。

(2) 収集・処分

ア ごみ収集処分は、市街地を優先的に行う。

イ **エコパーク寒川**は、ごみの受入れに万全を期する。

ウ 被害地域が広範に及び、**エコパーク寒川**における処理能力を超える場合は、埋め立て又は野焼焼却等支障のない方法で処理する。

エ 可能な限り、リサイクルに努める。

(3) 市民への広報

市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、市民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。

ア 市が定める仮置場及び収集日時に従ってごみを搬出する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

3 し尿・浄化槽汚泥等の処理

(1) し尿処理

ア グリーンパークみゆき野は、し尿の受入れに万全を期するものとする。

イ 被災地のし尿収集については、収集量及び収集戸数が多い場合は、緊急措置として、便槽の20%程度の収集とし、被災家屋のトイレの使用を確保する（第一次収集という。）。

ウ 必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレを設置する。

なお、仮設トイレの設置については、障害者等災害時要援護者に配慮する。

エ 速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、市民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。

オ 必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は市自ら又は他市町村等の応援により処理施設により処理する。

(2) 浄化槽の清掃方法

被災地域の合併浄化槽・単独浄化槽・家庭雑排水簡易処理装置の保守点検及び汚泥の抜き取りは、緊急を要するものから、逐次市内取扱業者に協力を求めて行う。

(3) 下水道処理施設への臨時的投入

し尿及び浄化槽汚泥について、通常の処理施設で処理不可能の場合は、市内の下水道処理施設に臨時的に投入し処理することができる。

4 死亡獣畜処理方法

死亡獣畜処理は、死亡獣畜処理場で行うほか、集中して埋却処理する。

5 廃棄物処理等の応援要請

市長は、廃棄物及びし尿等の処理業務が不可能又は困難な場合には、**県に手配を要請及び**近隣市町村に対して応援を要請する。

6 経費の国庫補助申請

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後**速やかに**北信地方事務所へ報告する。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。

2 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

第21節 危険物施設等応急活動

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

1 共通事項

(1) 災害発生時における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生する恐れがある場合における関係機関等との連絡体制を確立する。

(2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量とその流出先の把握に努める。

(3) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(5) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(6) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

2 危険物施設応急対策

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立す

る。

(3) 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、岳北消防本部の指導・協力を得て、次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに岳北消防本部に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 高圧ガス施設応急対策

施設にガスの漏洩や、火災等の災害が発生した場合は、県、消防機関等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(1) 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏洩、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。

(2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

4 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

また、県及び岳北消防本部と協力して、関係機関、市民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

5 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

- (1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (3) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

第22節 電気施設応急活動

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
- 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止

を重点に応急対策を推進するものとする。

1 応急復旧体制の確立

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

市は、中部電力㈱の行う応急復旧活動に協力する。

「災害時における電気の保安に関する協定書」に基づき（一財）中部電気保安協会長野支店に対し支援を要請する。（第7編資料4 - 15参照）

3 二次災害防止

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

このため、市は電力会社からの要請に基づき、防災無線等により、市民に対する広報活動を行う。

第23節 上水道施設応急活動

大規模災害等により、長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。

1 応急対策要員の確保

災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、部内における要員の調整をする。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急復旧用資機材の確保

応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

3 応急復旧活動

市は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て上水道施設の応急復旧活動を実施する。

- (1) 被害状況に基づき、応急活動内容を決定する。
- (2) 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (3) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう市民に周知する。
- (4) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (5) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (6) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (7) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、市民への周知を徹底する。
- (8) 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。
- (9) 応急復旧で掘削工事を伴う場合は、他の埋設物設置者と情報交換を行い、工事現場での混乱

が生じないよう十分に調整する。

4 広報活動

発災後は、市民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

第24節 下水道施設等^{（注）}応急活動

市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。

また、風水害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

1 情報の収集、被害規模の把握

市は、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等^{（注）}を活用し、早期に被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

2 応急対策の実施

(1) 管 渠

ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

(2) 処理場等^{（注）}

ア 停電により、ポンプ場及び処理場等の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

イ 処理場等への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

ウ 処理場等での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

(3) 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設等の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

(4) 農業集落排水施設

農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。

3 被害箇所の応急復旧

市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。（第7編資料14 - 1 参照）

4 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に

対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

第25節 通信・放送施設応急活動

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関連機関は、通信・放送の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

1 防災行政無線等通信施設の応急活動

- (1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

2 電信電話施設の応急活動

市は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及びiモード災害用伝言板・web171等のシステム提供が実施された場合には、市民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

第26節 鉄道施設応急活動

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

1 市の応急復旧活動

- (1) 道路との交差部において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。
- (2) 道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。
- (3) 同一箇所での2者以上の応急活動がある場合には、工事現場が輻輳しないよう必要に応じ調整する。

2 東日本旅客鉄道(株)の応急復旧活動

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

(1) 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

(2) 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

(3) 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうよう、その方法及び運用について、定めておく。

(4) 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定

めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

(5) 災害復旧

ア 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

第27節 災害広報活動

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

1 市民等への的確な情報の伝達

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、市ホームページ、掲示板、広報紙等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

- (1) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (2) 二次災害の防止に関する情報
- (3) 指定緊急避難場所・避難所・経路・方法等に関する情報
- (4) 医療機関等の生活関連情報
- (5) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- (6) 交通規制等の状況に関する情報
- (7) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (8) 安否情報
- (9) その他必要と認められる情報

2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

第28節 土砂災害等応急活動

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

1 大規模土砂災害対策

警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示、避難勧告等の処置を講ずる。

2 地すべり等応急対策

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

- (1) 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示、避難勧告等の処置を講ずる。
- (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

3 土石流対策

被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

必要に応じて避難勧告等の措置を講ずる。

4 がけ崩れ応急対策

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

- (1) 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示、避難勧告等の処置を講ずる。
- (2) 崩壊被害拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

第29節 建築物災害応急活動

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

1 建築物

- (1) 市は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期するよう指導する。

ア **市が管理する**建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

ウ **住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施するものとする。**

- (2) 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

2 文化財

市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期するよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 所有者は、災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

第30節 道路及び橋梁応急活動

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

1 被害状況の把握

道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、北信建設事務所、飯山警察署等の関係機関及び市民等から情報を収集する。

2 交通の確保

- (1) 被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら迂回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。
- (2) 路上障害物の除去等により、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。
- (3) 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、迂回道路等の情報提供を行う。

3 応急復旧

- (1) 北信建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。
- (2) 各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、関係機関と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。
- (3) 市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第31節 河川施設等応急活動

風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

1 河川施設等応急対策

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 北信建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。
- (4) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

2 ダム施設応急対策

ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般市民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとするが、市はこれに協力する。

3 ため池災害応急活動

- (1) 災害の発生によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害の実態について把握し、県及び関係機関へ通報する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。この場合、応急対策の実施者が二次災害に巻き込まれないよう努める。

第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

市は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

1 構造物に係る二次災害防止対策

市域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

具体的な対策については、本章第30節「道路及び橋梁応急活動」のとおりとする。

2 危険物施設に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

岳北消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の防止対策として、次に掲げる活動を実施する。

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

市長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、岳北消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する（本章第8節「消防・水防活動」の「2 水防活動」参照）

- (2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる。

市は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

第33節 農林水産物災害応急活動

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病的発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための倒木等の除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農水産物災害応急対策

市は、県及び農業団体等と協力して、被害を受けた作物の技術指導を行うとともに、病害虫、家畜疾病的発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

- (1) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地方事務所に報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

周知すべき作物別の主な応急対策は次のとおりである。

ア 水稻

- ㊦ 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- (イ) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- ㊧ 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

イ 果樹

- ㊦ 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
- (イ) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- ㊧ 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。
- (エ) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

ウ 野菜及び花き

- ㊦ 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
- (イ) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- ㊧ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- (エ) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

エ 畜産

- (ア) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。
また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (イ) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。

オ 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

市は、被害状況を調査し、その結果を北信地方事務所に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

第34節 文教活動

小学校、中学校、幼稚園、保育園及び特別支援学校（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は県と協力し、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(1) 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、その旨を防災行政無線、広報車及びその他確実な方法で児童生徒等に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という）にその旨連絡する。

(2) 児童生徒等が在校中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。

イ 市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

また、避難状況を市教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 保育児童に対する避難誘導等

園長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 児童が登園する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休園の措置をとるものとし、保護者に周知するとともに、市教委にその旨連絡する。

(2) 児童が在園中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で帰宅又は保護者への引渡しを行う。

イ 市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び園長が必要と判断した場合は、児童を速やかに指定された避難場所へ誘導する。

ウ すべての児童の避難状況を正確に把握し、負傷した児童に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童がいる場合は搜索・救出に当たる。

また、避難状況を市教委に報告するとともに、保護者及び関係機関に連絡する。

(3) 児童等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童の安全を配慮し、帰宅の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、保育園又は避難所において保護する。

(4) 災害後の保育事業の再開等

ア 災害により保育園施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を市に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

イ 災害により保育士が不足する場合は、市内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。

ウ 市は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。

3 応急教育計画

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 県教委の指導及び支援を得て、市教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

(ア) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(イ) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整

を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

- (2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、市教委と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

- (ア) 災害の状況に応じ、市教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (イ) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (ウ) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (エ) 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

- (ア) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- (イ) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

- (ア) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- (イ) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、市教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

4 教科書の供与等

市及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。

(1) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

市における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教委に調達のあっせんを依頼する。

(2) 学用品の斡旋

必要な学用品を調査し、数量を把握し、教育委員会が斡旋する。

(3) 就学援助

市~~教委~~は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第35節 飼養動物の保護対策

災害時には、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼養環境を確保する。

1 市が実施する対策

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。
- (3) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

2 飼い主が実施する対策

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。

第36節 ボランティアの受入れ体制

災害時には、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

- (1) 被災地におけるボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) 市社会福祉協議会等のボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (3) 市社会福祉協議会は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部等関係機関に報告する。
- (4) 市社会福祉協議会は、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体とともに救援本部等を設置し、市及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

- (1) 必要に応じ、**ボランティアに対し、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資**等の提供を行い、活動の支援を行う。
- (2) 市社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

第37節 義援物資及び義援金の受入れ体制

大規模な災害が発生した場合には、市及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 義援物資

ア 市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

イ 市は、県及び関係機関等と協力し、市民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

(2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 義援物資

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引継ぎを行う。

(2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は「災害義援金配分委員会」(以下「委員会」という。)に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、市を通じて適正に配分する。

第38節 災害救助法の適用

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、知事が行い、市長は知事を補助する。ただし、知事による救助にいとまがないときは市長が行う。

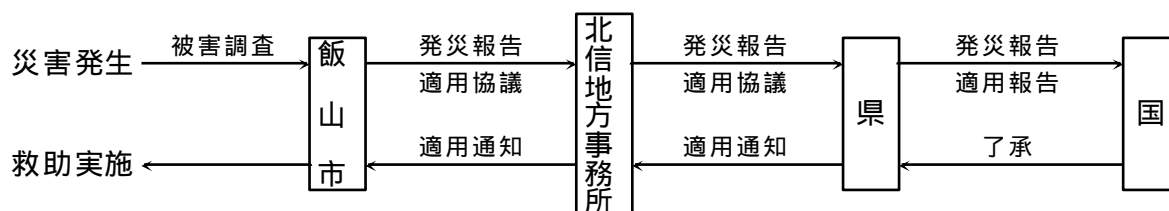
1 災害救助法の適用

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

- (1) 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに北信地方事務所長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



2 救助の実施

市は、県及び関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

(1) 救助の役割分担

市長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の実施基準

救助の実施は、「救助の実施要領の基準（概要）」の基準により行う。（第7編資料18 - 1参照）

第39節 観光地の災害応急対策

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 市が実施する対策

ア 観光地での災害発生時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

イ 消防機関は観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(2) 市民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 市が実施する対策

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。

(2) 関係機関が実施する対策

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

1 復旧・復興の基本方針の決定

- (1) 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な現状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に市民に周知する。
- (2) 被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

2 災害復旧事業の種類

被災施設の復旧について関係法令及びそれぞれに定める計画により、おおむね次の事業について計画を図る。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 中小企業施設災害復旧事業
- (4) 環境衛生施設復旧事業
- (5) 社会福祉施設復旧事業
- (6) 公立医療施設復旧事業
- (7) 学校教育施設復旧事業
- (8) 公立社会教育施設復旧事業
- (9) 公営住宅・公共施設復旧事業
- (10) 水道施設災害復旧事業
- (11) 通信・運送・電力など災害復旧事業
- (12) その他施設の災害復旧事業

3 支援体制

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県及び他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害**廃棄物の円滑**で適切な処理が求められる。

市及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

1 被災施設の復旧等

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (5) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (6) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度の災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。
- (7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (8) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (9) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (10) **暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。**

2 災害廃棄物の処理

- (1) **災害廃棄物**の処理、処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、**災害廃棄物の円滑**で適切な処理を行う。また、**災害廃棄物**の処理に当たっては、次の事項について留意する。

ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

イ 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

ウ 環境汚染の防止及び市民、作業者の健康管理のための適切な措置を講ずる。

(2) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

第3節 計画的な復興

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

1 復興計画の作成

- (1) 被災地域の再建に当たっては、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

- (2) 関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を得ながら、整合性のある計画の作成に努める。
- (3) 計画策定の検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

2 防災まちづくり

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。

- (2) 防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするとともに、次の事項に留意する。

ア 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に**指定緊急避難場所**としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観形成に資することを、市民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

ウ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、その解消に努める。

エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、**災害廃棄物**の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する**ものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。**

オ 市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行う。

カ 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(3) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

(4) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のためライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

3 特定大規模災害からの復興

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

(1) 市は県及び関係機関と連携し、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

ア 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

1 資金計画

市が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠~~かん~~債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、~~特別交付税~~

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 市の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡をとり必要資金量を調査し、応急資金の貸付けを行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

1 住宅対策

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

(4) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

(5) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法による復興

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）を適用し、生活再建の支援を行う。

(1) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

(2) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに北信地方事務所長へ報告する。

(3) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

(4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。

(5) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

(6) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

市は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

4 生活保護

市福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 災害援護資金の貸付

市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

6 租税の徴収猶予及び減免

市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の市税の納入期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を講ずる。

7 医療費の一部負担金、保険税の減免等

市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。

8 罹災証明書の交付

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、**災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。**

9 被災者台帳の作成

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

- (1) 市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 市民に対し、掲示板、防災行政無線、広報紙等を活用し、広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

- (1) 市は、被災農林事業者及び被災中小企業者の被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設する。
- (2) 市は、国・県等が実施する対策について、関係機関、飯山商工会議所及び北信州みゆき農業協同組合等関係団体と連携して、迅速かつ円滑に行われるよう協力する。
- (3) 市は、必要に応じて、関係機関、飯山商工会議所及び北信州みゆき農業協同組合等関係団体の協力を得て、災害特別融資や利子補給等の措置を講ずる。

—— 第 3 編 ——

地震災害対策編

第1章 地震災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

市内における構造物・施設等について、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

1 地震に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの郷土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (4) 地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・市民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策の推進に努める。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (6) 降雪期に屋根上に積雪のある状態で地震が発生した場合は、雪の重量で建物の倒壊を招く恐れがあるため、市民は、こまめに雪下ろしを行うよう努めるとともに雪下ろしの不要な自然落下式屋根や融雪式屋根への改修も検討する。

2 地震に強いまちづくり

(1) 地震に強い都市構造の形成

ア 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

(2) 建築物等の安全化

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(4) 地質、地盤の安全確保

ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

イ 指定緊急避難所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地

等の活用を図るものとする。

ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

エ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

地震災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

具体的な計画については、第2編第1章第3節「情報の収集・連絡体制計画」のとおりとする。

第3節 活動体制計画

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、**災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した**応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備と災害対策の拠点となる公共施設の**安全性**の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。**また、複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実するとともに業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。**

具体的な計画については、第2編第1章第4節「活動体制計画」のとおりとする。

第4節 広域相互応援計画

地震災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村相互、消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動が実施できるよう、体制の整備を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第5節「広域相互応援計画」のとおりとする。

第5節 救助・救急・医療計画

長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防署等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

具体的な計画については、第2編第1章第6節「救助・救急・医療計画」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、次の対策を講ずる。

- (1) 消防庁舎等の耐震診断結果に基づく耐震化計画等を策定する。
また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図る。
- (2) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施する。その際、「緊急防災基盤整備事業」の活用を図る。

第6節 消防・水防活動計画

大規模地震災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

具体的な計画については、第2編第1章第7節「消防・水防活動計画」のとおりとする。

第7節 要配慮者支援計画

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、地震災害から要配慮者とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要

配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。

具体的な計画については、第2編第1章第8節「災害時要援護者計画」のとおりとする。

第8節 緊急輸送計画

大規模地震発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、地震による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

具体的な計画については、第2編第1章第9節「緊急輸送計画」のとおりとする。

第9節 障害物の処理計画

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

具体的な計画については、第2編第1章第10節「障害物の処理計画」のとおりとする。

第10節 避難収容活動計画

大地震の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

具体的な計画については、第2編第1章第11節「避難収容活動計画」のとおりとする。

第11節 孤立防止対策

市は、地震災害時の孤立地域を予測し、住民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。具体的な計画については、第2編第1章第12節「孤立防止対策」のとおりとする。

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

大規模な地震災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」のとおりとする。

第13節 給水計画

水道施設の地震災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び濾過器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、給水車、給水タンク等の整備促進を図り、災害時の飲料水の供給体制を確立する。

また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

具体的な計画については、第2編第1章第14節「給水計画」のとおりとする。

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

地震災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、震災時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

また、防災拠点として、廃止された下水道処理施設等を防災支援センター、備蓄倉庫などとして

利活用する。

具体的な計画については、第2編第1章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」のとおりとする。

第15節 危険物施設等災害予防計画

大規模地震等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

具体的な計画については、第2編第1章第16節「危険物施設等災害予防計画」のとおりとする。

第16節 電気施設災害予防計画

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 地震に強い電気供給システムの整備促進
- 地震時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき予防対策を推進するものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第17節「電気施設災害予防計画」のとおりとする。

第17節 上水道施設災害予防計画

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第18節「上水道施設災害予防計画」のとおりとする。

第18節 下水道施設等災害予防計画

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一であり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、地震等の災害時においても、ライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道施設等の整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために下水道BCPを定め、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第19節「下水道施設災害予防計画」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、新耐震基準に基づき施設の耐震対策を講ずる。

- (1) 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。
- (2) 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

第19節 通信・放送施設災害予防計画

地震災害時においては、通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第20節「通信・放送施設災害予防計画」のとおりとする。

第20節 鉄道施設災害予防計画

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、地震災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第21節「鉄道施設災害予防計画」のとおりとする。

第21節 災害広報計画

地震災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び市民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第22節「災害広報計画」のとおりとする。

第22節 土砂災害等の災害予防計画

本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、危険箇所の把握に努め、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

具体的な計画については、第2編第1章第23節「土砂災害等の災害予防計画」のとおりとする。

第23節 防災都市計画

地震時における市民の生命及び財産の保護を図るため、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

具体的な計画については、第2編第1章第24節「防災都市計画」のとおりとする。

第24節 建築物災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1 公共建築物

(1) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(2) 防火管理者の設置

岳北消防本部の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

(3) 緊急地震速報の活用

市が管理する、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

(1) 昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。

(2) 建築物の所有者は、必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

(3) 地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、それらの制度の普及促進に努める。

3 落下物・ブロック塀等

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

4 文化財

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

市内の指定文化財については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも

十分配慮する。

市教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置を促す。

第25節 道路及び橋梁災害予防計画

震災時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性の確保を図るとともに、震災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第26節「道路及び橋梁災害予防計画」のとおりとする。

第26節 河川施設等災害予防計画

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第27節「河川施設等災害予防計画」のとおりとする。

第27節 ため池災害予防計画

市内にはおよそ70か所の農業用ため池があり、これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係者の努力により維持され現在に至っているが、中には堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽の進んだものもある。大規模地震によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがあるため、減災対策の推進に努める。

- (1) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。
- (2) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (3) ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

第28節 農林水産物災害予防計画

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設等の安全性の確保等を推進する。

1 農水産物災害予防計画

- (1) 農業改良普及センター及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。
- (2) 生産・加工施設等における耐震診断や補強工事等を推進し、新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限度にするための安全対策を指導する。

2 林産物災害予防計画

- (1) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- (2) 県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

第29節 二次災害の予防計画

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、日ごろからの対策及び活動が必要である。

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から市民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した応急危険度判定士の受入体制を整備する。

(2) 道路・橋梁関係

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物事業所の管理責任者、**防火管理者**、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、現在工事中の箇所及び危険箇所等、**二次災害の発生が考えられる箇所を事前に**把握するとともに、今後、さらに河川**管理**施設の整備（耐震性の向上等）を進めていく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、**地すべり**及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。

(第6編資料3-1～3-3及び3-5～3-7参照)

また、情報収集・警戒避難体制の整備も図っておく。

第30節 防災知識普及計画

「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、**食料・飲料水の備蓄など**市民が常日ごろから震災に対する備えを心がけるとともに、震災発生時には自らの安全を守る**ような行動**をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

市は、**災害文化の継承や**、体系的な教育により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った震災に強い市民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第30節「防災知識普及計画」のとおりとする。

第31節 防災訓練計画

地震災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、震災発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市及び防災関係機関は、**防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努め**、震災発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として震災を想定した防災訓練を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第31節「防災訓練計画」のとおりとする。

第32節 災害復旧・復興への備え

地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、地震災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧資材の供給体制及び罹災証明発行体制を整備する。

具体的な計画については、第2編第1章第32節「災害復旧・復興への備え」のとおりとする。

第33節 自主防災組織等の育成に関する計画

地震災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第33節「自主防災組織等の育成に関する計画」のとおりとする。

第34節 企業防災に関する計画

企業には、地震災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

市は、これらの活動に対し、支援・指導に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第34節「企業防災に関する計画」のとおりとする。

第35節 ボランティア活動の環境整備

大規模な地震災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアを適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

具体的な計画については、第2編第1章第35節「ボランティア活動の環境整備」のとおりとする。

第36節 地震災害対策に関する調査研究及び観測

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

1 地震に関する情報の収集

市内には、県による地震計が市役所内に設置されており、地震規模が掌握できるようになっている。

- (1) 市は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施に努める。
- (2) 市は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。

第37節 観光地の災害予防計画

観光地の地震災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第37節「観光地の災害予防計画」のとおりとする。

第38節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

各地区内の居住者及び事業者の、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第37節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」のとおりとする。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 地震災害情報の収集・連絡活動

地震が発生し、緊急地震速報の伝達を受けた場合は、市は直ちに市民等への伝達に努める。

地震災害が発生した場合、市及び各防災関係機関はただちに震災時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」のとおりとする。ただし、気象庁及び長野地方気象台が地震発生後に発表する地震に関する情報は次のとおりである。

(1) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推測し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

市は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により市民へ伝達を行うものとする。

ア 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

イ 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(2) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(3) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに、「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(4) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(5) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

(6) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(7) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

第2節 非常参集職員の活動

市は、市の地域に地震が発生した場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」のとおりとする。ただし、地震災害時の職員の動員配備基準は次のとおりである。

配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 内 容
第1配備 (警戒1次体制) 警戒の体制	飯山市で震度3の地震が発生したとき	- 地震発生直後に第1配備(警戒1次体制)につき、企画財政課で情報収集及び被害状況を確認し、危機管理防災課で統括する。 - 必要に応じて職員配置を増強する。
第2配備 (警戒2次体制) 「警戒本部」の設置 (災害発生前の体制)	飯山市で震度4の地震が発生したとき	- 地震発生直後に第2配備(警戒2次体制)につき、被害調査、応急復旧に努める。 - 活性化センター所長は、関係地区の情報収集と本部との連絡調整に当たる。 - 各施設管理者も警戒体制をとる。 - 必要に応じて職員配置を増強する。
第3配備 (非常1次体制) 「災害対策本部」の設置 (災害発生時の体制)	飯山市で震度5 弱 、 強 の地震が発生したとき	- 地震発生直後に第3配備(非常1次体制)につき、被害調査及び応急復旧に努める。 - 活性化センター所長は、被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 - 必要に応じて職員配置を増強する。
第4配備 (非常2次体制) 「災害対策本部」の設置 (激甚又は大規模な災害発生時の体制)	飯山市で震度6 弱 以上の地震が発生したとき	- 地震発生直後に第4配備(非常2次体制)につき、被害調査、被害拡大防止、応急復旧に努める。 - 活性化センター所長は、被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 - 必要に応じて各部門間の応援体制をとる。

地震災害における各班の配備基準

(平成26年4月1日現在)

対策部	班	第 1 配備		第 2 配備		第 3 配備		第 4 配備	
		警戒 1 次体制		警戒 2 次体制		非常 1 次体制		非常 2 次体制	
		警戒の態勢		警戒本部設置		災害対策本部設置			
総務対策部	危機管理防災課	2	ただし、 警報の種類により各班で 配備人員を増強	3	ただし、 発生するおそれのある災害の 種類と範囲により、各班で 配備人員を増強	3	災害の種類と範囲及び規模により各班で 配備人員を増強（被災地域の区長・ 消防団員を考慮）	災害の種類、規模、地域にかかわらず、 全職員（被災地域の区長・消防団員を考慮）	
	庶務班（選管含む）	1		6		10			
	企画財政班	1		3		5			
	人権政策班			1		1			
	税務班			4		6			
	会計班			2		3			
	小 計	4		19		28			
民生対策部	保健福祉班（支援 C 含む）	2		6		20			
	市民環境班			3		10			
	小 計	2		9		30			
経済対策部	農林班（農委含む）			7		10			
	商工観光班（広域観光含む）			8		8			
	小 計			15		18			
建設水道対策部	道路河川班	2		12		12			
	まちづくり班	2		8		17			
	上下水道班	3		12		12			
	小 計	7		32		41			
教育対策部	子ども班	2		5		7			
	スポーツ生涯学習班	1		3		7			
	学習支援班	1		4		8			
	小 計	4		12		22			
議会対策部	議会班（監査含む）	1		2		4			
	小 計	1		2		4			
消防対策部	消防班（岳北消防本部）								
	小 計								
合 計		18		89		143			

第3節 広域相互応援活動

地震災害発生時において、その規模及び被害状況等から市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。また、他市町村が被災し、市が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

具体的な対策については、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」のとおりとする。

第4節 ヘリコプターの運用計画

地震災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、市は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

具体的な対策については、第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとする。

第5節 自衛隊の災害派遣

大規模な地震災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」のとおりとする。

第6節 救助・救急・医療活動

大規模地震災害時における**救助・救急・医療**活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな**災害派遣医療チーム（DMAT）**及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」のとおりとする。

第7節 消防・水防活動

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

具体的な対策については、第2編第2章第8節「消防・水防活動」のとおりとする。

第8節 **要配慮者**に対する応急活動

災害が発生した際、**要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。**

具体的な対策については、第2編第2章第9節「**要配慮者**に対する応急活動」のとおりとする。

第9節 緊急輸送活動

大規模地震災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧	・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

具体的な対策については、第2編第2章第10節「緊急輸送活動」のとおりとする。

第10節 障害物の処理活動

地震災害による建築物の倒壊、火災に伴うがれきや立木等の障害物により、市民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合に、それらを除去し、市民の生活の安定と交通路の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「障害物の処理活動」のとおりとする。

第11節 避難収容及び情報提供活動

地震時においては、建築物の破損、火災、**崖崩れ**等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、**要配慮者**についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの**要配慮者利用施設**が**土砂災害危険箇所内**に所在しているため、**避難指示**、**避難勧告**、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第12節「避難収容及び情報提供活動」のとおりとする。

第12節 孤立地域対策活動

地震災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

市は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

具体的な対策については、第2編第2章第13節「孤立地域対策活動」のとおりとする。

第13節 食料品等の調達供給活動

地震災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

具体的な対策については、第2編第2章第14節「食料品等の調達供給活動」のとおりとする。

第14節 飲料水の調達供給活動

地震災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。

なお、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

具体的な対策については、第2編第2章第15節「飲料水の調達供給活動」のとおりとする。

第15節 生活必需品の調達供給活動

地震災害により住家が倒壊又は焼失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第16節「生活必需品の調達供給活動」のとおりとする。

第16節 保健衛生、感染症予防活動

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

具体的な対策については、第2編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」のとおりとする。

第17節 遺体の搜索及び処置等の活動

地震災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

具体的な対策については、第2編第2章第18節「遺体の搜索及び処置等の活動」のとおりとする。

第18節 廃棄物の処理活動

地震災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第19節「廃棄物の処理活動」のとおりとする。

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

地震災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

具体的な対策については、第2編第2章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」のとおりとする。

第20節 危険物施設等応急活動

大規模地震等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第21節「危険物施設等応急活動」のとおりとする。

第21節 電気施設応急活動

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、地震時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
- 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止

を重点に応急対策を推進するものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第22節「電気施設応急活動」のとおりとする。

第22節 上水道施設応急活動

大規模地震災害等により、長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。

具体的な対策については、第2編第2章第23節「上水道施設応急活動」のとおりとする。

第23節 下水道施設等応急活動

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民の生活に欠くことのできないライフラインの一つであり、地震等の災害時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、地震による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

具体的な対策については、第2編第2章第24節「下水道施設等応急活動」のとおりとする。

第24節 通信・放送施設応急活動

地震災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関連機関は、通信・放送の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第25節「通信・放送施設応急活動」のとおりとする。

第25節 鉄道施設応急活動

地震が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市は関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整

備するものとする。

1 市の応急復旧活動

第2編第2章第26節「鉄道施設応急活動」のとおりとする。

2 東日本旅客鉄道(株)の応急復旧活動

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

(1) 被害状況の把握

東日本旅客鉄道(株)管内で震度6弱以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておくものとする。

(2) 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

(3) 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

東日本旅客鉄道(株)管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣するものとする。

(4) 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうよう、その方法及び運用について、定めておく。

(4) 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

(5) 災害復旧

ア 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実

施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

第26節 災害広報活動

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

具体的な対策については、第2編第2章第27節「災害広報活動」のとおりとする。

第27節 土砂災害等応急活動

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第28節「土砂災害等応急活動」のとおりとする。

第28節 建築物災害応急活動

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

1 公共建築物

- (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (3) 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 被害の状況を把握し、被災住宅等の応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講ずる。
- (2) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

3 文化財

市教育委員会は、地震災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、県指定文化財等に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

第29節 道路及び橋梁応急活動

地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

具体的な対策については、第2編第2章第30節「道路及び橋梁応急活動」のとおりとする。

第30節 河川施設等応急活動

地震による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第31節「河川施設等応急活動」のとおりとする。

第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

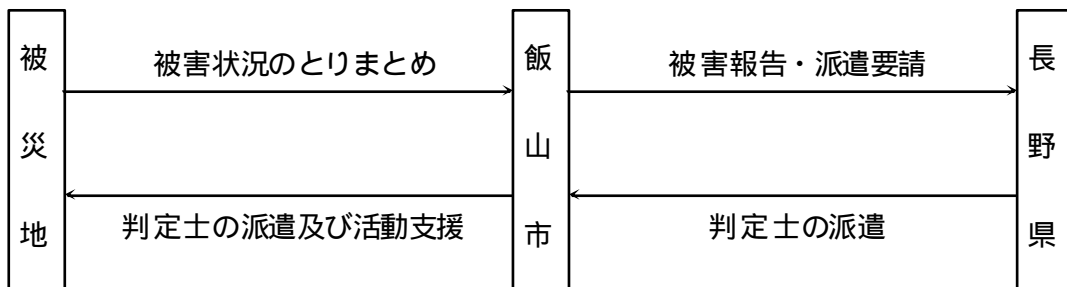
(1) 建築物関係

被災建築物の余震等による倒壊等の二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

ア 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- (ア) 応急危険度判定士の派遣要請
- (イ) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- (ウ) 市内の被災地域への派遣手段の確保
- (エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



(2) 道路及び橋梁関係

道路及び橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するため措置を講ずる。

市域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

ア 危険物施設の緊急使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害防止活動については、関係機関と協力して、市民等に対して指導徹底する。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(2) その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

(3) 災害防止のため、応急工事を実施する。

(4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(5) 必要に応じて、水防活動を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

第32節 ため池災害応急活動

地震発生に伴う、ため池決壊の被害を軽減するため、地震発生後の緊急点検を行い、結果及び被害が生じた場合の状況を、速やかに県関係機関報告を行う。また、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所に避難させ、被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第33節 農林水産物災害応急活動

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための倒木等の除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農水産物災害応急対策

- (1) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地方事務所に報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

2 林産物災害応急対策

被災状況を調査し、その結果を北信地方事務所に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

第34節 文教活動

小学校、中学校、幼稚園、保育園及び特別支援学校（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、地震災害発生時においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は県と協力し、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第34節「文教活動」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、児童生徒等に対する避難誘導については、次のとおりとする。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出に当たる。

(2) 第二次避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出に当たるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という。）市及び関係機関に報告又は連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 保育児童に対する避難誘導等

園長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、保育児童の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童を整然と速やかに、園庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ すべての児童の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(2) 第二次避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、保育園に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

(3) 避難勧告

避難場所に到着次第、速やかに児童の避難状況を把握し、所在不明の児童がいる場合は捜索・救出に当たるとともに、避難状況を市及び関係機関に報告又は連絡する。

(4) 児童の帰宅、引渡し、保護

ア 児童を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童の安全を配慮し、帰宅の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童の状況により、帰宅させることが困難な場合は、保育園又は避難所において保護する。

(5) 災害後の保育事業の再開等

ア 災害により保育園施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を市に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

イ 災害により保育士が不足する場合は、市内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。

ウ 市は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。

第35節 飼養動物の保護対策

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

また、飼い主がペットとともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼養環境を確保する。

具体的な対策については、第2編第2章第35節「飼養動物の保護対策」のとおりとする。

第36節 ボランティアの受入れ体制

地震災害時には、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

具体的な対策については、第2編第2章第36節「ボランティアの受入れ体制」のとおりとする。

第37節 義援物資及び義援金の受入れ体制

大規模な地震災害が発生した場合には、市及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第37節「義援物資及び義援金の受入れ体制」のとおりとする。

第38節 災害救助法の適用

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、知事が行い、市長は知事を補助する。ただし、知事による救助にいとまがないときは市長が行う。

具体的な対策については、第2編第2章第38節「災害救助法の適用」のとおりとする。

第39節 観光地の地震災害応急対策

観光地へ通ずる道路が、地震発生による災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。

具体的な対策については、第2編第2章第39節「観光地の災害応急対策」のとおりとする。

第3章 地震災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

具体的な計画については、第2編第3章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」のとおりとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

市及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

具体的な計画については、第2編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」のとおりとする。

第3節 計画的な復興

大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

具体的な計画については、第2編第3章第3節「計画的な復興」のとおりとする。

第4節 資金計画

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

具体的な計画については、第2編第3章第4節「資金計画」のとおりとする。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

地震災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、失業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

具体的な計画については、第2編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」のとおりとする。

第6節 被災中小企業等の復興

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

具体的な計画については、第2編第3章第6節「被災中小企業等の復興」のとおりとする。

—— 第 4 編 ——

雪害対策編

第1節 災害予防計画

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

1 雪害に強い地域づくり

(1) 雪害に強いまちづくり

ア 雪害に強いまちの形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。

イ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。

ウ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において、道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。

エ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

(2) 道路交通の確保

冬期間の道路交通を確保するため、除雪機械の整備を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、消・融雪機能（消雪パイプ、ロードヒーティング、流雪溝等）を備えた道路整備を促進する。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

また、市民に対し、「飯山市冬のくらしを明るくする条例」に基づき、秩序ある道路の雪片付けを行い、道路除雪に積極的に協力するよう指導する。

(3) 鉄道運行確保（JR東日本㈱）

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備

イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

ウ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

エ 降雪により転倒、落下等のおそれのある支障木の伐採

(4) 雪崩防止施設の整備

雪害のなかで最も危険なものは、雪崩である。このため、道路の被害防止のため、危険箇所

にはスノーシェード及び雪崩防止柵の整備をすすめる。また、近年スキー場開発は山頂へ伸びており雪崩発生の危険がある、雪び及び雪崩防止施設の設置を推進する。

住宅等建築物からの落雪による事故も多く発生しているため、屋根上の雪止めの設置等事故防止策をすすめる。

(5) 電気、通信施設の雪害防止対策

電気、通信施設の雪害防止は、それぞれの関係機関が対策を講じているところであるが、電力、通信は市民の日常生活の安定と産業経済活動に欠くことのできないものであるので、積雪期前の点検整備及び施設の強化を図る等、事業者に対して雪害防止を要請する。

(6) 医療対策

豪雪地帯の住民の医療を確保するため、次の対策を講ずる。

ア 無医地区出張

医師会の協力を得て山間豪雪地を中心に、現在7か所開所している。各診療所へは**定期的**に医師1名、看護師1名を派遣し、通院に支障のある高齢者を中心に診療を行っているが、今後も継続する。

イ 道路交通の確保

医療機関への通院を確保するため、道路除雪を推進する。

(7) 農業対策

ア 果樹、ハウス施設等について、補強、除雪などの対策を指導し、被害の防止に努める。

イ 山間豪雪地については、春先における育苗場所の確保、圃場の早期消雪に努めると共に、農道除雪も推進する。

ウ 豪雪時において、農産物の出荷等に支障がある場合の除雪に対する援助を行う。

(8) 建築物対策

ア 建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）第9条の規定により指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

イ 飯山市克雪タウン計画に基づき、雪に強い住宅の普及、雪に強いまちづくりへの誘導等を行う。

ウ 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

(9) 授業の確保等

小学校、中学校及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

学校等においては、次の対策を実施する。

ア 学校長等は、天候の急変に際して、教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

イ 学校長等は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実

態をふまえ、授業日の繰替、始業、終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

ウ 小中学生の交通機関（定期バス、スクールバス、委託ハイヤー等）による通学は、小学生は距離4 km以上、中学生は距離6 km以上に適用しているが、冬期間（12月～3月）においては、積雪が多く、道路状況が悪い地域については、小学生2 km以上、中学生5 km以上に対し適用する。

エ 通学路に該当する路線については、できるだけ早朝除雪路線に指定し確保を図る。

オ 学校長等は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報を伝達するなど事故防止に努める。

カ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長等はこれを防止するため、雪下ろしを実施するとともに、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時、建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

キ 施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。

ク 学校長等は、緊急時、消防車・救急車などが校内等まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。

(10) 文化財の保護

文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

(11) 雪害に関する知識の市民に対する普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、降積雪時の適切な活動について、市民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。（第7編資料3 - 4 参照）

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

(1) 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、市は、スノーシェッドの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 避難収容関係

- ア 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。
- イ 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。
- ウ 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

(3) 情報提供体制の充実

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

- ア 防災行政無線等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

- イ インターネット等を利用し、市民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

(4) 雪処理関係

- ア 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進する。
- イ ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図る。
- ウ 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
- エ 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

第2節 災害応急対策計画

雪害が発生した場合、**または**発生するおそれがある場合、雪に関する気象**警報・注意報**等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動**等**の実施について万全を期する。

1 災害直前活動

(1) 気象警報・注意報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、市及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報

警報・注意報発表基準一覧表

ア 警 報

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域
警 報	暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										
	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 25cm 山沿い 30cm	40cm	平地 25cm 山沿い 30cm	菅平周辺 25cm 菅平周辺を除く地域 20cm	20cm	聖高原周辺 25cm 聖高原周辺を除く地域 20cm	30cm	20cm	20cm	20cm	20cm

イ 注意報

発表官署		長野地方気象台											
府県予報区		長野県											
一次細分区域		北部			中部					南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域	
	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う											
	大雪（12時間降雪の深さ）	平地 15cm	25cm	平地 15cm	菅平周辺 15cm	10cm	聖高原周辺 15cm	20cm	10cm	10cm			
		山沿い 20cm		山沿い 20cm	菅平周辺を除く地域 10cm		聖高原周辺を除く地域 10cm						
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃ 以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃ 以上で日降水量が 20mm 以上											
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃ 以上高い、または日降水量が 15mm 以上											
	着氷	著しい着氷が予想される場合											
着雪	著しい着雪が予想される場合												

- 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。
- 3 警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第2章第1節「災害直前活動」にある内容を参照する。

(2) 市民の避難誘導等

市は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

ア 市民の避難が必要とされる場合には、避難勧告・避難指示を行う。

また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。

イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

2 除雪等活動

「飯山市冬のくらしを明るくする条例」(第7編資料2-12参照)の趣旨に基づき、市民と市がお互いに協力し、冬期における冬の市道の交通を確保し、産業の振興と市民生活の安定を図る。

克雪活動を推進することにより活力ある住みよい地域づくりを進めるため「克雪地域づくり市民協議会」を組織し、地区には「克雪活動推進協議会」、集落には「克雪活動推進会」をおき克雪都市づくりをすすめている。これらの組織と除雪対策本部との連携を密接にして、効率的で質の高い除雪を目指す。

(1) 市の責任分野

目的を達成するために、除雪体制の確立に努めるとともに除雪計画を作成し、その的確な実施を推進するように努め、除雪計画の実施については市民に周知徹底を図る。

(2) 市民の責任分野

除雪計画の推進に積極的に協力するとともに、交通確保のため地域の実情に応じた自主的な除雪対策の実施に努める。

(3) 対策本部と協議会との連絡及び協力事項

ア 除雪作業の実施に当たり、特に協議会の協力を依頼するときは、協議会長に連絡し会の協力のもとに実施する。

イ 各協議会は、本部への情報、依頼、連絡については、協議会長を通じて行うことを原則とする。特に除雪の要領は必ず協議会長か区長又は克雪活動推進会長を通じて連絡する。

ウ 機械除雪を実施する路線で危険箇所、障害物等については、あらかじめ協議会において目印になる標識を立てる。

エ 道路上に物を放置しないとともに、除雪作業に支障がないよう各協議会は周知徹底に努める。

オ ゴミは早朝除雪終了後所定の場所に出すよう指導する。

カ 道路沿いの宅地、農地等へ除雪の雪を突き出す場合、消雪後の処理は各協議会で協力して実施する。

キ 除雪路線沿いの宅地その他の建物には必ず落雪防止のため「なだれどめ」を取り付ける。

ク 雪処理に当たっては、道路にみだりに雪を捨てないことを原則とするが、やむをえず道路に雪を出すときは、道路脇に積み上げる等の措置をとるとともに、速やかに道路外へ排雪する。

ケ 事故防止のため作業中の除雪車に近寄らない。

コ 除雪車による物件等への被害が確認されたときは、なるべく早く対策本部へ連絡する。

サ その他除雪計画推進に必要な事項は、的確かつ迅速に情報連絡を図り円滑な除雪を行う。

(4) 冬期交通規制と指導

ア 交通規制の実施

積雪の状況により、交通安全と道路交通の円滑化並びに除雪の推進を図るため、必要に応じ警察署と協議し交通規制を実施する。

イ 指導取締りの強化

除雪路線における違法駐車車両及び放置車両に対して指導と取締りの強化を行う。

なお、駐車、放置車両のある路線については、当日の除雪作業を実施しない場合がある。

(5) 除雪の基本的事項

ア 除雪路線区分及び除雪目標

第1種除雪路線	バス路線、通勤通学及び公共建物、産業活動、観光発展等に必要と認められた路線は、1車線の確保を目標とし異常豪雪時以外は交通を確保する路線
第2種除雪路線	異常豪雪により作業が順調に進まなかった場合、第1種路線終了後除雪作業を行う路線で屋根の雪下ろし等により除雪が困難になった場合、一時的に除雪作業が中止となる場合のある路線
排雪路線	人家が連担道路であって、市長が指定した市道において、地元区が一斉に雪下ろしを行い、排雪を行う路線
消雪パイプ路線	地下水を散水して交通を確保する路線
歩道除雪路線	歩行者の通行を確保する路線
その他除雪路線	克雪生活圏整備事業計画に基づいて交通を確保する路線
春先除雪路線	集落内で春先に交通を確保する路線

イ 除雪作業を行う積雪量

原則として道路上の雪が10cm～15cm以上に達したとき。

ウ 人家連担地区の除雪

道路の雪や屋根の雪下ろしにより、交通が不能になったとき、関係区長及び克雪活動推進会長の要請により作業を行う。

エ 雪捨て場の指定

千曲川河川事務所と協議し河川敷に確保し周知徹底する。また、みだりに小河川等へ雪を捨てて溢水等の災害を引き起こさないよう注意をすること。

オ 流雪溝、消雪パイプ設置地区

(ア) 流雪溝が設置されている地区においては、管理組合等を組織し、運営計画をたて投雪統制等を行う。

(イ) 消雪パイプの運転は市が行うが、それぞれ施設が設置されている地区においては、適正な利用を図るため運営計画をたてて次の措置を取る。

- a スイッチマンとの連絡
- b 散水栓の簡易な掃除
- c 路側の消雪

(6) 豪雪災害に際して飯山市災害救助条例を適用し応急援助を実施する場合の運用基準

豪雪災害にかかる飯山市災害救助条例（昭和52年飯山市条例第29号。以下「条例」という）

第2条第1項第3号に定める事態の判定指針及び条例の運用について次の基準を定め、もって条例の適用時期の決定と迅速な応急援助の実施に遺憾のないよう留意する。

ア 判定基準

豪雪の状況が次の各号の一つ以上に該当し、市長が民生安定上特に必要と認めたとき。

- (ア) 長野地方気象台飯山地域気象観測所（以下「気象観測所」という）における積雪深が累計平均最大積雪深（144.8cm）の1.25倍（181.0cm）に達した場合。
- (イ) 積雪深は前号の数値に達しないが、気象観測所における日降雪量の連続2日間の合計値が120cm以上、又は連続3日間の合計値が150cm程度以上の集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根の雪下ろしが必要であるような事態が生じた場合。
- (ウ) 積雪深及び降雪量は前2号の状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど日常生活の維持が困難となった集落が発生し、あるいは雪崩による住家が倒壊のおそれがあるなどの場合。
- (エ) 前記(ア)～(ウ)に定める事態のほか社会秩序の維持保全のため、緊急な公的介助の必要が認められる場合。

イ 条例の運用

(ア) 救助項目

豪雪災害の態様に応じ、条例第3条第1項に規定する救助の種類のうち必要な救助を実施する。

(イ) 救助対象

- a 豪雪災害に遭い現に救助を要するものに対し実施する。ただし、条例第3条第2項の規定により「応急仮設住宅の設置」、「災害に遭った住家の応急修理」及び「障害物の除去」については、自らの資力及び労力によって実施できない世帯に限るものとする。
- b 「自らの資力及び労力によって実施できない世帯」とは次に掲げる世帯（扶養義務者の援助がある世帯を除く）をいう。
 - (a) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯又は要保護世帯
 - (b) その世帯構成員に市民税が課せられていない世帯で
 - ・ 65歳才以上の者と18歳未満の児童だけで構成されている高齢者世帯
 - ・ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第5条第1項に規定されている母子世帯

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に規定する障害程度 1 級若しくは 2 級に該当する世帯主又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第 5 条に規定する精神障害者である世帯主と65歳以上の者及び18歳未満の児童だけで構成されている障害者世帯（世帯主の配偶者がある場合も含む）
- ・傷病により現に入院し、又は 3 か月以上継続して寝たきりの状態にある世帯主と65歳以上の者及び18歳未満の児童だけで構成されている傷病世帯（世帯主の配偶者がある場合も含む）

(c) 前各号に準ずる経済的弱者世帯で、特に市長が救助の必要を認めた世帯

(ウ) 生活保護法との関係

条例の適用による救助と生活保護法による保護とが競合する場合は、生活保護法を優先する。

(イ) 災害対策本部の設置

条例を適用した場合は、飯山市災害対策本部条例に基づき「豪雪災害対策本部」を設置して対策に取り組む。

(オ) 前記条例の適用にならない場合においても、豪雪の状況、市民生活の状況等を判断して「豪雪警戒本部」又は「豪雪対策本部」を設置して対策に当たる。

なお、この判定及び運用基準は別に定める。

3 避難収容活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等の活動に当たっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

- (1) 避難誘導に当たっては、市民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。
- (2) 避難所の開設に当たっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

第 5 編

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、市、県、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、飯山市防災会議が作成する「飯山市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5km）」及び「緊急時防護措置を準備する区域」（原子力事業所から概ね30km圏）」にも本市の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急時防護措置を準備する区域よりも広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

県や、近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、市民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講ずる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

1 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

(4) 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市が処理すべき事務又は業務

ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。

イ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。

ウ 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。

エ 健康被害の防止に関すること。

オ 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。

カ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。

キ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。

ク 汚染物質の除去等に関すること。

ケ その他原子力防災に関すること。

(1) 県が処理すべき事務又は業務

ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。

- イ 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関する事。
 - ウ 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関する事。
 - エ 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関する事。
 - オ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関する事。
 - カ モニタリング等に関する事。
 - キ 健康被害の防止に関する事。
 - ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事。
 - ケ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関する事。
 - コ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関する事。
 - サ 消防本部の放射線対応力の向上に関する事
 - シ 汚染物質の除去等に関する事。
 - ス その他原子力防災に関する事。
- (3) 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務（東京電力(株)、中部電力(株)等）
- ア 原子力施設の防災管理に関する事。
 - イ 従業員等に対する教育、訓練に関する事。
 - ウ 関係機関に対する情報の提供に関する事。
 - エ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。
 - オ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。
 - カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。
 - キ 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。
 - ク 汚染物質の除去に関する事。

第2章 原子力災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

1 モニタリング等

市は、県と連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 市は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

市は、県と連携し、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、県及び原子力事業者と連携し、市民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

5 原子力防災に関する訓練の実施

市は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第3章 原子力災害応急対策計画

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市は、県、防災関係機関と連携して、できる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 新潟県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、市は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合は、市及び県は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市及び県が行う応急対策について協議する。
- (3) 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- (4) 市は、東京電力株式会社等との通報連絡体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

- (1) 市は、県と連携し、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

第3節 活動体制

1 市の活動体制

(1) 警戒本部の設置

ア 設置基準

市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(7) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

イ 組織

本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、本部員：本部長の指定するもの

ウ 所管事務

指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

エ 警戒本部の廃止

概ね次の基準による。

(7) 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれがなくなると認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(7) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

イ 組織

「飯山市災害対策本部条例」(第7編資料2-2参照)に定めるところによる。

本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、本部員：本部長の指定するもの

ウ 所管事務

飯山市災害対策本部活動規程別表に定める事務及び本計画に定める事務を行う。

エ 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

(7) 市内において屋内退避又は避難の必要がなくなるとき。

(4) 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなると認めたとき。

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときは、次の対応を行う。

1 災害時のモニタリング

- (1) 市は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、結果を市ホームページ等で公表する。
- (2) 市は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

2 放射能濃度の測定

- (1) 市は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、結果を市ホームページで公表する。
- (2) 市は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

1 健康被害防止対策の実施

市は、県と連携し、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 市民等への的確な情報伝達

1 市民等への情報伝達活動

市は、県と連携し、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、県と連携し、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 屋内退避及び避難誘導

- (1) 市は県と連携し、市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- ウ 広報車等による広報活動
- エ 防災行政無線等による広報活動
- オ 市教育委員会等を通じた小中学校への連絡
- カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

- (2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

- ア 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、市民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した	20 μ Sv/h（地上 1m	1日内を目途に区域を特定

放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準	で計測した場合の空間放射線量率)	し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
--	------------------	------------------------------------

*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合は改定される。

*2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により植生汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、当該地区の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

2 広域避難活動

(1) 市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力を要請する。

また、必要に応じて県に避難先及び輸送ルート of 調整を要請する。

(2) 市は、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

(3) 市は、他の市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

(4) 市は、県、JR会社、鉄道会社、路線バス会社等と連携し、避難者の輸送を行う。

(5) 市は県と連携し、自衛隊に避難者の輸送に関する援助を要請する。

3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県は、市長が屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

第8節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送体制の確立

ア 市は、県と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保する。

イ 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、県に支援を要請する。

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

- (1) 県は、国の指導・助言、指示及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力安全委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者へ指示又は要請する。
- (2) 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

- (1) 県は、国の指導、助言及び指示に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。
- (2) 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く） 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル／キログラム以上

（「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
牛乳	50 ベクレル／キログラム以上
一般食品	100 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

第10節 市外からの避難者の受入れ活動

1 避難者の受入れ

(1) 緊急的な一時受入れ

ア 市は、県及び市境を越えて避難する者が発生した市町村等（以下「避難元地方公共団体」という。）と連携し、必要に応じて次の対応に努める。

(ア) 市の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、災害時要援護者及びその家族を優先する。

(2) 短期的な避難者の受入れ

ア 市は、県及び避難元地方公共団体と連携し、必要に応じて次の対応に努める。

(ア) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、市の施設で対応する。

(イ) (ア)による受入れが困難な場合、市内の旅館・ホテル等を市が借り上げて、避難所とする。

(3) 中期的な避難者の受入れ

ア 市は、県及び避難元地方公共団体と連携し、必要に応じて次の対応に努める。

(ア) 避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。

(イ) 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 市は、県及び避難元地方公共団体と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 市は、県と連携し、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元地方公共団体からの情報を提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

第4章 原子力災害からの復旧・復興

市は、国、県及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

1 放射性物質による汚染の除去等

市は、県と連携し、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 その他災害後の対応

- (1) 市は、県と連携し、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 市は、県と連携し、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (3) 市は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県及び関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 市は、県と連携し、市民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、その対応については「第2章災害に対する備え」「第3章災害応急対策」「第4章災害からの復旧・復興」を準用する。

第 6 編

その他の災害対策編

第1章 航空災害対策

第1節 災害予防計画

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助・救急及び消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間及び休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や市民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 災害応急体制の整備

(1) 非常参集体制の整備及び関係機関との連携体制

市は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資器材について、岳北消防本部と協議の上、その整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に搜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

1 情報の収集・連絡・通信の確保

(1) 情報の収集及び報告

ア 市は、航空機や画像により情報を収集した場合や、市民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに北信地方事務所へ連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

市は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

市は、災害の規模等により、市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に基づき、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

(3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」の定めるところにより実施する。

3 搜索、救助・救急及び消火活動

(1) 搜索活動の実施

市は、県から災害の発生情報を得た場合は、岳北消防本部と消防団との連携による搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や飯水医師会、日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

4 関係者等への情報伝達活動

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び一般市民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第27節「災害広報活動」の定めるところによるほか次により実施する。

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び一般市民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第2章 道路災害対策

第1節 災害予防計画

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生ずることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び市民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

1 道路・橋梁等の整備

- (1) 市は、施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (2) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 災害応急体制の整備

市は、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

(2) 関係者への的確な情報伝達体制の整備

市は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら行う。

第2節 災害応急対策計画

市は、自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

パトロール等による巡視の結果や通報、市防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

2 救急・救助・消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

3 災害応急対策の実施

- (1) 市域内の道路・橋梁等の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- (2) 必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

4 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

5 道路・橋梁等の応急復旧活動

- (1) パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。
- (2) 応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

第3章 鉄道災害対策

第1節 災害予防計画

大規模な鉄道事故が発生した場合に、被害の軽減を図り、利用者及び市民等の生命及び身体を保護するとともに、輸送の確保を図るため、予防活動の円滑な推進に努める。

1 鉄道施設・設備の整備・充実等

(1) 踏切道の保守・改良

市は、県及び関係機関と連携して、踏切道の改良のため、次の対策の実施に努める。

ア 踏切道の立体交差化

イ 踏切道の構造の改良

ウ 踏切保安設備の整備

(2) 鉄道施設周辺の安全の確保

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。

(3) 被害の拡大を防止するための事前の措置

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び市民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 市は、県及び関係機関と連携し、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日ごろから相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に備え、相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

(2) 救助・救急・消火活動のための体制の整備

第2編第1章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

(3) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

ア 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

イ 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておく。

(4) 緊急輸送活動のための体制の整備

市及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

市は、大規模鉄道事故が発生した場合、利用者及び市民等の生命、身体を守るため、直ちに適切な応急活動を実施する。

1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

2 活動体制及び応援体制

(1) 広域応援体制

ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。

イ 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(2) 自衛隊派遣要請

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救急・救助・消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

4 関係者等への情報伝達活動

市は、鉄道事業者及び県と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、被災者家族、一般市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネット関連会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

ア 消火資機材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

イ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

ウ 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

(2) 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

ア 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

イ 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

第2節 災害応急対策計画

危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除き、次に定めるところによる。

1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

2 災害の拡大防止活動

(1) 危険物関係

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる項目について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(2) 毒物・劇物関係

ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 岳北消防本部の協力を得て、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

エ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

(3) 共通事項

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

(2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 環境モニタリングを実施する。

(4) 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

第5章 大規模な火事災害対策

第1節 災害予防計画

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び市民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを推進する。

1 災害に強いまちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行う。

(1) 大規模な火事災害に強いまちの形成

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ **都市計画法に基づき**、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、都市計画法に基づき、防火地域・準防火地域の指定を進める。

ウ 都市計画法等に基づく市街地再開発事業**計画**や住環境整備事業**計画**を策定する。

エ 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

オ 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

カ 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

キ 「**密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集市街地整備法）**」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 建築基準法に基づき、建築物の規模等により、耐火構造・準耐火構造とするように指導する。

イ 防火地域・準防火地域以外の市街地においては、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。

ウ 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者

等を選任し火災に備える。

エ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。

オ 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

(1) 救助・救急用資機材の整備

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

イ 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

(2) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

ア 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成と任務

(カ) 消防団の活動要請

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連絡

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

ウ 関係機関の協力を得て、救助・救急訓練を毎年1回以上実施する。

(3) 消火活動の計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、市民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から岳北消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

エ 火災予防

(7) 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、

消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、市民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(4) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(5) 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

オ 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

カ 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

(4) 避難誘導計画

市は、大規模な火事災害等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

ア 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。

イ 市は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する

施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難所として指定する。なお指定緊急避難所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

第2節 災害応急対策計画

大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

1 消火活動

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 市長又は岳北消防本部消防長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第2編第2章第4節「広域相互応援活動」により行う。

(イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(2) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、市民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

2 避難誘導活動

大規模な火事災害により庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等に被害が生じた場合については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。その際、災害時要援護者に配慮する。

第3節 災害復旧・復興計画

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

1 計画的復興の進め方

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第6章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに消失するばかりでなく、気象現象によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立し、林野火災消防計画に基づく予防対策を実施して活動体制等の整備を図る。

1 林野火災に強い地域づくり

市は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

(1) 林野火災消防計画の確立

市は、関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

ア 特別警戒実施計画

- (ア) 特別警戒区域
- (イ) 特別警戒時期
- (ウ) 特別警戒実施要領

イ 消防計画

- (ア) 消防分担区域
- (イ) 出動計画
- (ウ) 防ぎよ鎮圧要領

ウ 資機材整備計画

エ 防災訓練の実施計画

オ 啓発運動の推進計画

(2) 予防対策の実施

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を

期す。

市は、林野火災予防のため、次の事業を行う。

ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- (ウ) 自主防災組織の結成を促進する。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- (イ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- (ウ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

ウ 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視

エ 林野所有（管理）者に対する指導

- (ア) 火の後始末の徹底
- (イ) 防火線・防火樹帯の設置
- (ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立
- (オ) 火災多発期における見回りの強化
- (カ) 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備
（第6編資料4 - 1・4 - 2 参照）

2 林野火災防止のための情報の充実

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

(1) 気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を

確立する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

(1) 情報の収集・連絡関係

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

(2) 災害応急体制の整備関係

職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

(3) 消火活動関係

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

ア 岳北消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

イ 空中消火基地及び取水用河川、ため池等の利用可能状況を把握する。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

ア 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2節 災害応急対策計画

林野火災発生時においては、市をはじめとし、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

1 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

- (1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市村に近接している場合は、関係市村に通知する。

- (2) たき火等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

ウ 火災警報の市民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じ、周知徹底する。

2 発災直後の情報の収集・連絡体制

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、次の活動を行う。

- (1) 県に対するヘリコプターによる偵察の要請（第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」参照）
- (2) 職員の災害現場への派遣

3 活動体制の確立

関係機関との連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

- (1) 職員の災害現場への派遣及び派遣された職員による状況報告
- (2) 岳北消防本部からの県への火災即報の送信

- (3) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施
- (4) 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

4 消火活動

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

市は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防ぎよ担当区域
- (3) 携行する消防機材及びその他の器具
- (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) 救急救護対策
- (8) 市民等の避難
- (9) 空中消火の要請

5 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請する。

6 自衛隊災害派遣要請

第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

7 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

市は、県の行った二次災害発生危険箇所の緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3節 災害復旧計画

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。特に、消防水利の悪い地域等においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

第 7 編

資 料 編

資料1 防災関係機関及び組織

1 - 1 防災関係機関一覧

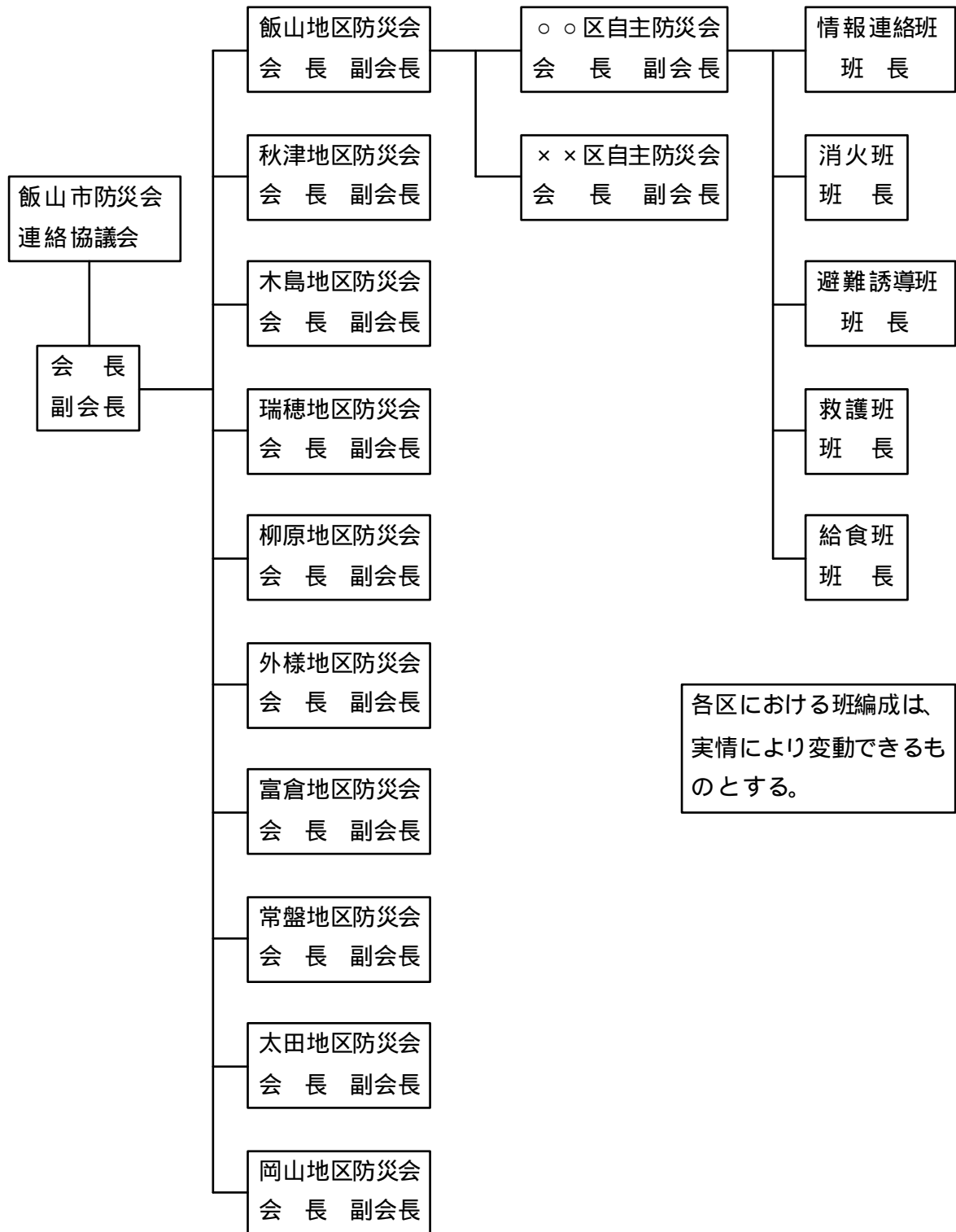
機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西1-1	0263-26-2766
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町1108-9	026-234-5123
信越電気通信監理局	長野市旭町1108	026-234-9961
長野地方気象台	長野市箱清水1丁目8-18	026-232-2738
気象庁精密地震観測室	長野市松代町西条3511	026-278-2235
北陸地方整備局千曲川河川事務所	長野市鶴賀峰村74	026-227-7611
北陸地方整備局千曲川河川事務所長野出張所	長野市松岡2-1-26	026-221-4882
北陸地方整備局千曲川河川事務所中野出張所	中野市西条吉原562	0269-22-2729
中野労働基準監督署	中野市中央1-2-21	0269-22-2105
飯山公共職業安定所	飯山市飯山186-4	0269-62-8609
北信森林管理署	飯山市飯山1090-1	0269-62-4141
長野県庁	長野市南長野字幅下692-2	026-232-0111
長野県庁危機管理防災課	長野市南長野字幅下692-2	026-235-7184
北信地方事務所	中野市壁田955	0269-22-3111
北信建設事務所	中野市壁田955	0269-22-3111
北信建設事務所飯山事務所	飯山市静間1340-1	0269-62-4111
飯山警察署	飯山南町6-1	0269-62-0110
北信保健福祉事務所	飯山市静間1340-1	0269-62-3105
岳北消防本部	飯山市木島357-6	0269-62-0119
N T T 東日本長野支店	長野市南長野新田1137-5	026-225-4389
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
中部電力(株)飯山営業所	飯山市静間353-5	0269-62-2045
日本銀行長野事務所	長野市中御所178-8	026-227-1296
東日本旅客鉄道(株)飯山駅	飯山市飯山778-2	0269-62-2139
東日本旅客鉄道(株)戸狩野沢温泉駅	飯山市照里1287-2	0269-65-2077
長電バス(株)飯山営業所	飯山市木島1016-2	0269-62-4131
飯水医師会	飯山市飯山2269-2	0269-62-2012
飯山赤十字病院	飯山市飯山226-1	0269-62-4195
北信州みゆき農業協同組合本所	飯山市飯山3567	0269-62-0055

飯山市建設会館	飯山市静間307-2	0269-62-2579
iネット飯山	飯山市飯山1095-1	0269-81-3000
飯山市社会福祉協議会	飯山市飯山1211-1	0269-62-2840
富山県魚津市	富山県魚津市釈迦堂1-10-1	0765-23-1019
山梨県山梨市	山梨県山梨市小原西843	0553-22-1111
山形県長井市	山形県長井市清水町1-25-1	0238-88-5767
東京都国分寺市	東京都国分寺市戸倉1-6-1	042-325-0111
飯山郵便局	飯山市飯山974	0269-62-3293
飯山商工会議所	飯山市飯山2239-1	0269-62-2162
生活協同組合コープながの	長野市篠ノ井御弊川668	026-261-1200
飯山市建設業協会	飯山市大字静間307-2	0269-62-2579
(社)長野県建築士会飯水支部	中野市大字壁田955	0269-22-3111
飯山市役所	飯山市飯山1110-1	0269-62-3111
(一財)中部電気保安協会長野支店	長野市桐原一丁目5番8号	026-241-4991
(株)カインズ	埼玉県本庄市東富田88-2	0495-25-1000
長野LP協会高水支部	飯山市大字常盤2147	0269-62-4646
(一社)長野県LPガス協会	長野市中御所1丁目16-13	026-229-8734

(一財) ... 一般財団法人

(一社) ... 一般社団法人

1 - 2 自主防災組織編成図（例）



資料2 関係条例等

2 - 1 飯山市防災会議条例 (昭和38年10月15日 条例第17号)

改正 平成12年3月27日条例第1号 平成24年9月27日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、飯山市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 長野県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市議会議員のうちから市長が任命する者
- (5) 市の職員のうちから市長が指命する者
- (6) 教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災会を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は、25人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、

関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成12年3月27日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則 （平成24年9月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 - 2 飯山市災害対策本部条例（昭和38年12月28日） （条 例 第 22 号）

改正 平成 8 年 6 月24日条例第17号 平成24年 9 月27日条例第18号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、飯山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（補則）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 8 年 6 月24日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年 9 月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 - 3 飯山市災害対策本部活動規程（平成17年12月26日訓令第18号）

改正 平成18年3月27日訓令第6号 平成18年10月30日訓令第13号

平成19年3月28日訓令第22号 平成20年3月28日訓令第6号

平成20年8月19日訓令第9号 平成21年3月26日訓令第2号

平成22年3月30日訓令第14号 平成22年10月19日訓令第19号

本庁各部課所局室

出先機関

付属機関

（趣旨）

第1条 この規程は、飯山市災害対策本部条例（昭和38年飯山市条例第22号）第5条の規定に基づき、飯山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長）

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

（職務代理）

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）に事故があるときは、副本部長がその職務を代理し、副本部長にも事故あるときは、市長の職務代理者の指定に関する規則（昭和61年飯山市規則第15号）の規定により、その職務を代理する。

（災害対策本部員）

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、市の職員をもって充てる。

2 副本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部員に任命することができる。

（部及び班）

第5条 災害対策本部に部を置き、部に班を置く。

2 部に部長を置き、班に班長を置く。

3 部及び班の組織並びに事務分掌は、別表のとおりとする。

4 部長は、副本部長の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（本部員会議）

第6条 災害等に関する情報（以下「災害情報」という。）を分析し、災害応急対策の基本方針その他の災害に関する重要事項を協議するため、災害対策本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、副本部長が招集する。

3 本部員会議は、副本部長、副本部長、部長及び班長をもって構成する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部員会議に出席させることができる。

（配備体制）

第7条 災害時等の職員の配備区分及び配備体制は、本部長が別に定める。

2 部長は、前項の配備体制に応じて、本部長が別に定める配備人員の基準に従い参集人員を決定する。

3 部長は、毎年度当初に所属職員に対し分掌事務を周知徹底するとともに、配備人員の計画を本部長に報告する。配備人員を修正したときも同様とする。

（標識等）

第8条 災害対策本部を設置したときは、本部長が指定した場所に本部標札（様式第1号）を設置するものとする。

2 災害応急対策活動等に従事する職員は、腕章（様式第2号）を帯用し、使用する車両には災害対策本都の標識をつけなければならない。

（状況報告）

第9条 部長は、当該分掌事務に係る状況を災害状況報告書（様式第3号）により逐次本部長に報告しなければならない。

（情報の公表）

第10条 災害情報は、本部員会議の協議を経て公表するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（災害対策本部の廃止）

第11条 本部長は、市内の地域において災害が拡大するおそれなくなった場合であって、かつ、次に掲げる状況から判断して災害応急対策から災害復旧対策に移行できると認めるときは、災害対策本部を廃止する。

（1）災害救助法（昭和22年法律第118号）による応急救助が完了したとき。

（2）市が指定する避難施設が廃止されたとき。

（3）仮設住宅の整備の完了等によって当面の日常生活の場が確保され、又は確保される見込みであるとき。

（4）災害救援資金その他各種の公的資金制度による被災者支援が講じられ、又は講じられる見込みであるとき。

（5）被害数値が概ね確定したとき。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、災害対策本部の活動に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年12月26日から施行する。

附 則 （平成18年3月27日訓令第6号）

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成18年10月30日訓令第13号）

この訓令は、平成18年11月 1 日から施行する。

附 則 （平成19年 3 月28日訓令第22号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓練の施行の際、現に存する様式用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 （平成20年 3 月28日訓令第 6 号）

この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成20年 8 月19日訓令第 9 号）

この訓令は、平成20年 9 月 1 日から施行する。

附 則 （平成21年 3 月26日訓令第 2 号）

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成22年 3 月30日訓令第14号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成22年10月19日訓令第19号）

この訓令は、平成22年11月 1 日から施行する。

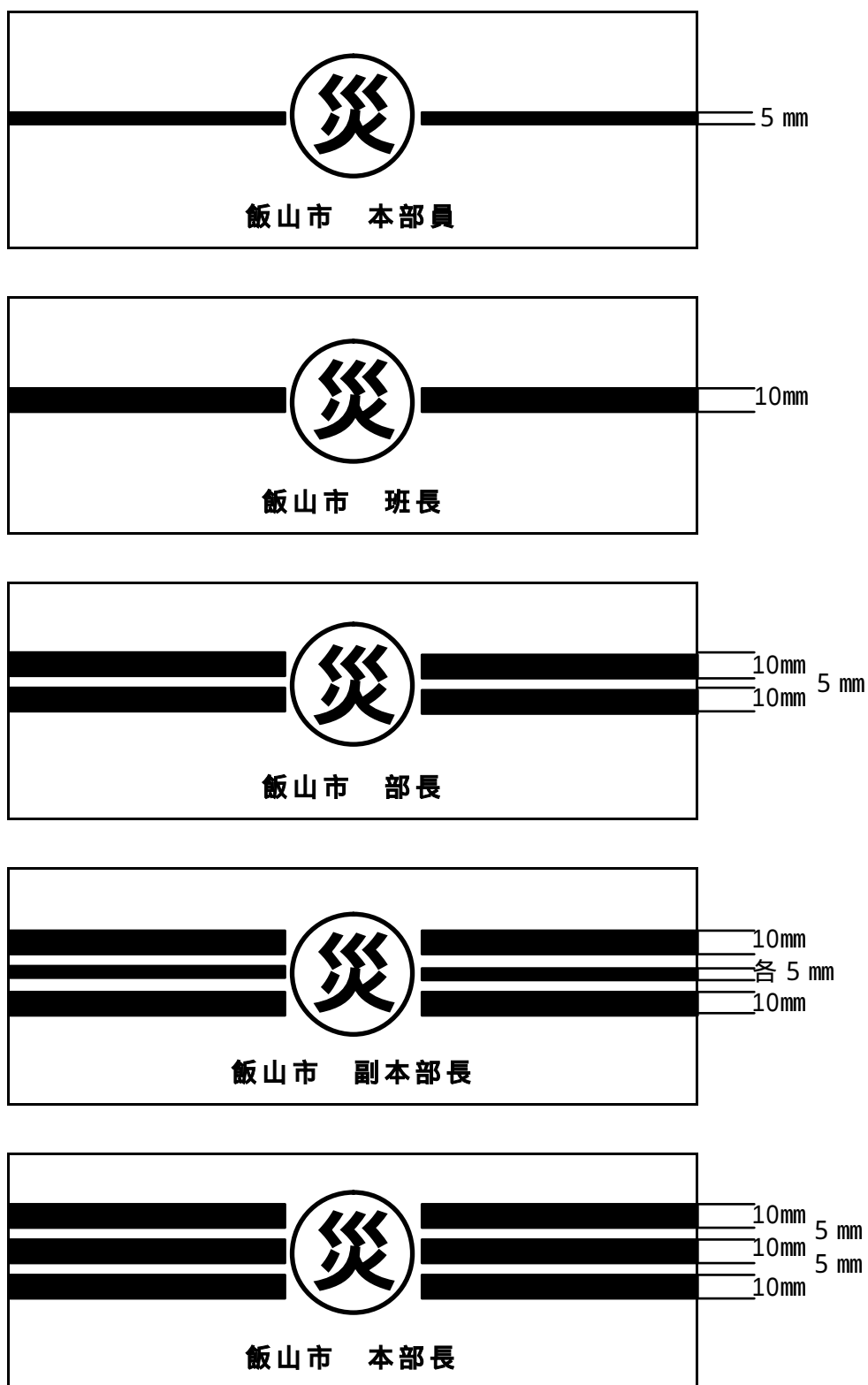
（別表 省略）

(様式第 1 号)(第 8 条関係)

飯山市
〇〇災害対策本部

- (備考) 1 標札の大きさは、適宜とする。
2 「〇〇」は、災害名とする。

(様式第 2 号)(第 8 条関係)



- 備考 1 腕章の大きさは、長さ40cm、幅 9 cmとする。
- 2 色彩は、地色は白色、災 の文字は黒色、横線は赤の反射ラインとする。
- 3 素材は、ビニル製で、マジックテープ及び安全ピン付とする。

(様式第3号)(第9条関係)

災 害 状 況 報 告 書

[各班 企画財政班：処理欄□→庶務班][被害状況、対応状況などを報告するときに使用]

至 急 ・ 一 般	発信日時	年	月	日	午前・午後	時	分
-----------	------	---	---	---	-------	---	---

次のとおり、報告します。

報 告 者 の 記 入 欄	班 名					職・氏名		
	件 名							
	発 生 日 時	年	月	日	午前・午後	時	分	頃
	場 所	〔連絡先電話〕						
	発 生 状 況 被 害 状 況 対 応 状 況 な ど を 記 入							
本 部 へ の 要 請								
担当班以外からの報告のとき				担当班〔 〕に 連絡済 ・ 未連絡				
本 部 記 入 欄	合 計 欄	本 部 長	副本部長 (副市長)	副本部長 (教育長)	総務対策 部 長	担当対策 部 長	庶務班長	庶 務 班
	本 部 の 指 示 ・ 意 見 な ど 決 定 事 項 〔記入者は記名〕							
指示・意見など決定事項の伝達				□済〔伝達方法 班に □口頭・□文書〕				

2 - 4 飯山市水防協議会条例 (昭和55年10月4日) 条 例 第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第26条第5項の規定により、飯山市水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第 3 条 関係行政機関の職員である委員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が、委員の職務を行うことができる。

(委員の任期)

第 4 条 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(招集)

第 5 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議の成立及び議決)

第 6 条 会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 協議会の運営について必要があるときは、部会を置くことができる。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 - 5 飯山市災害救助条例（昭和52年9月28日） （条 例 第 29 号）

改正 昭和53年12月27日条例第29号

（目的）

第1条 この条例は、災害に際して、飯山市が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の範囲）

第2条 この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されない災害であつて、次の各号のいずれかに該当する災害が発生した場合に、当該災害にかかり救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家の滅失した世帯が10以上に達した場合
- (2) 前号の基準に達しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある等市長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号の住家の滅失した世帯とは、全焼、全壊、流出等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半焼、半壊等著しく損壊した世帯は2世帯、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつて、住家の滅失した1世帯とみなすものとする。

（救助の種類等）

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住家の応急修理
- (7) 障害物（豪雪又は災害によつて住居若しくはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去

2 前項第2号、第6号及び第7号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第4条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）第5条に規定する範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合には、救助の方法又は期間を変更することができる。

（補則）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害救助に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和53年12月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 - 6 飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月11日） （条 例 第 31 号）

改正 昭和51年3月30日条例第10号 昭和52年3月30日条例第11号
昭和53年10月12日条例第25号 昭和56年10月12日条例第26号
昭和57年12月27日条例第29号 昭和62年9月29日条例第21号
平成3年12月26日条例第37号 平成23年9月22日条例第19号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第 6 条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第 7 条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第 9 条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市は、令第 3 条に掲げる災害により法第10条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除

き年 3 パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第 1 項及び令第 8 条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和51年 3 月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和52年 3 月30日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年 9 月 7 日以後に生じた災害に関するものから適用する。

附 則 （昭和53年10月12日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年 1 月14日以後に生じた災害に関するものから適用する。

附 則 （昭和56年10月12日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和57年12月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第 9 条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年 7 月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 （昭和62年 9 月29日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第 1 項の規定は、昭和62年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則 （平成 3 年12月26日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第 5 条、第10条及び第13条の規定は、平成 3 年12月 1 日以後に発生した災害に係る災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に発生した災害に係る災害弔慰金若しくは災

害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 （平成23年 9 月22日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に発生した災害により死亡した市民に対する災害弔慰金の支給について適用する。

2 - 7 飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年10月11日） 規則第24号

改正 平成3年12月1日規則第20号

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年飯山市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）した者（第3号において「死亡者」という。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第 6 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする災害援護資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第 8 条 市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定不承認通知書（様式第4号）を、借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書の引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 借受人は、災害援護資金の繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証明する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を氏名等変更届（様式第16号）により市長に届出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届出るものとする。

第 5 章 雑則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 3 年12月 1 日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

（様式 省略）

2 - 8 飯山市防災行政無線局（移動系）運用管理規則 （昭和58年2月1日） 規則第2号

改正 平成7年3月20日規則第1号 平成11年3月25日規則第8号

（趣旨）

第1条 この規則は、飯山市における防災行政の責務を遂行するために設置する防災行政用無線局（移動系）（以下「防災行政用無線局」という。）の管理運営に関し、電波法（昭和25年法律第131号）電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（無線局の目的）

第2条 防災行政用無線局は、飯山市における防災、応急救助、災害復旧に関する業務並びに平常時における行政に関する業務を遂行するために使用することを主たる目的とする無線局とする。

（用語の定義）

第3条 この規則等における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「本部」とは、飯山市役所に設置する無線局をいう。
- (2) 「移動局」とは、主として行政区内を移動範囲とする陸上移動局をいう。
- (3) 「通話」とは、音声によつて行う通信をいう。

（通信管理者）

第4条 本部に通信管理者を置く。

2 通信管理者は、総務部庶務課長とする。

（通信取扱責任者等）

第5条 本部に通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

2 通信取扱責任者には、防災事務担当課職員であつて、通信管理者が指名する者をもつて充て、通信取扱者には、無線従事者の資格を有する職員のうちから通信管理者が指名する者をもつて充てる。

3 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、通信取扱者を指揮する。

4 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮を受け、当該無線局の操作を行う。

（通信の原則）

第6条 通信は、これを乱用してはならない。

2 通信はできる限り簡潔でなければならない。

（秘密の保持）

第7条 無線局の業務に従事する者は、その職務上知り得た通信の秘密を漏らしてはならない。

（運用時間）

第8条 無線局の運用時間は、常時とし、職員の配置はその執務時間内とする。ただし、通信管理者が特に命ずる場合はこの限りでない。

（通信の統制）

第 9 条 通信管理者は、災害が発生し若しくは発生するおそれがあるとき又は必要と認めた場合は、通信を統制することができる。

（待機命令）

第10条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は必要と認めた場合は、職員を待機させ通信の確保に必要な処置をとらなければならない。

（無線局の管理）

第11条 通信管理者は、常にすべての無線局の運用状況及び無線設備の状況等をは握し常に無線局の機能が十分に発揮できるよう管理しなければならない。

（非常災害時における通信体制）

第12条 別に定める地域防災計画書による。

（通信訓練）

第13条 別に定める訓練計画に基づき、年 2 回以上実施するものとする。

（無線設備の点検及び整備）

第14条 無線設備の定期点検は、年 2 回以上実施するものとし、点検の細目は、別に定める。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、通信の方法、運用等について必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この規則は、昭和58年 2 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 7 年 3 月20日規則第 1 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成11年 3 月25日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

2 - 9 飯山市防災行政無線局（移動系）の運用に関する規程

（昭和58年2月1日）
（訓令第1号）

改正 平成11年3月25日訓令第15号

（趣旨）

第1条 この規程は、飯山市防災行政無線局（移動系）運用管理規則第15条の規定に基づき、移動無線通話（以下「通話」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

（無線業務日誌等）

第2条 通信管理者は、無線検査簿等法令に定められた書類を備え付けなければならない。

2 通信取扱責任者は、無線業務日誌を記載しなければならない。

（携帯用無線機）

第3条 通信取扱者は、携帯用無線を無線室から持ち出す時は、無線機使用簿に、使用日、使用時間、使用地及び使用目的を記載しなければならない。

（通話）

第4条 通信取扱者は、簡潔明瞭に通話し、不要の電波を発射しないよう心掛けなければならない。

附 則

この規程は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 （平成11年3月25日訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

2 - 10 飯山市防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例

(平成10年12月28日)
(条例第27号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、飯山市防災行政無線通信施設（以下「通信施設」という。）の設置及び管理運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 通信施設は、災害発生等緊急時の連絡・通信を迅速かつ的確にするとともに情報伝達を円滑にし、防災、応急救助及び災害復旧に関する業務を行うため並びに平常時においては行政広報の伝達手段として住民福祉の向上に資するために設置する。

(名称及び位置)

第3条 通信施設の各設備の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
飯山市防災行政無線親局	飯山市大字飯山1110-1
飯山市防災行政無線中継局	飯山市大字飯山10481-6

(管理者)

第4条 通信施設及び附帯する設備の管理運営は、市長が行う。

2 市長は、常にすべての無線局の運用状況及び無線設備の状況等を把握し、常に無線局の機能が十分に発揮できるように管理しなければならない。

(業務の区域)

第5条 通信施設の業務を行う区域は、市全域とする。

(屋内戸別受信機の貸与)

第6条 市長は、通信施設の端末子局として屋内戸別受信機（以下「受信機」という。）を、市内の公共施設等に設置し、並びに市内に住所を有する世帯、市内に住所を有しないが住宅を有する者及び市内に事務所、事業所を有する企業等で設置を希望するもの（以下「設置希望者」という。）に貸与するものとする。

2 前項の規定による受信機を設置し、又は貸与する台数は、それぞれ1台とする。ただし、受信機の増設を希望するものが市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(受信機の保全)

第7条 前条の規定により受信機を設置された公共施設等の管理者及び受信機の貸与を受けたもの（以下「使用者」という。）は、設置及び貸与された受信機の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守し、常に正常な状態において維持しなければならない。

(1) 定められた機器以外のものは使用しないこと。

- (2) この条例の使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 常に善良な管理のもとに使用すること。
- (4) 異状を発見したときは速やかに市長に届け出ること。

(損害の賠償)

第 8 条 使用者が、前条の規定に違反して受信機及び通信施設に損害を与えたときは、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が賠償させることが適当でないと認めたときはこの限りでない。

2 使用者が、受信機を損傷又は紛失した場合も、前項に準ずる。

(施設の保全)

第 9 条 市長は、定期又は随時に通信施設の点検を行い、常に良好な管理に努めるとともに、異状を発見した場合は、速やかにこれを補修するものとする。

2 通信施設の補修は、市長が指定する者以外の者がこれを行うことはできない。

(受信機の設置費)

第10条 設置希望者等は、当該受信機に係る設置費として、別表に定める額を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された設置費は、還付しない。

(受信機の受信料、維持管理費等)

第11条 受信機の受信料は、無料とする。

2 受信機の電気料、移動費その他の維持管理費は、使用者の負担とする。

(届出義務)

第12条 使用者は、転居又は転出しようとする場合には事前に市長に届け出なければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(別表)(第10条関係)

区 分	設 置 費
市内に住所を有する世帯	無料
公共施設	無料
市長が必要と認めた施設等	無料
市内に事務所又は事業所を有する企業等	20,000円
市内に住所を有しないが住宅を有する者	20,000円
上記の者が増設する場合 (1 台につき)	40,000円

2 - 11 飯山市防災行政無線通信施設の管理及び運営に関する規則

(平成10年12月28日)
規則第20号

改正 平成11年3月25日規則第1号 平成14年4月16日規則第13号

平成14年11月29日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯山市防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例（平成10年飯山市条例第27号。以下「条例」という）第13条の規定に基づき飯山市防災行政無線通信施設の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通信管理者)

第2条 飯山市役所に設置する無線局（以下「基地局」という。）に通信管理者をおく。

2 通信管理者には、総務部庶務課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第3条 基地局に通信取扱責任者および通信取扱者をおく。

2 通信取扱責任者には、総務部庶務課担当職員であって通信管理者が指名する者をもって充て、通信取扱者には無線従事者の資格を有する職員のうちから、通信管理者が指名するものをもって充てる。

3 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、通信取扱者を指揮する。

4 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮を受け、当該無線局の操作を行う。

(通信の原則)

第4条 通信は、これを乱用してはならない。

2 通信は、できる限り簡潔でなければならない。

(秘密の保持)

第5条 無線局の業務に従事する者は、その職務上知り得た通信の秘密を漏らしてはならない。

(運用時間)

第6条 無線局の運用時間は常時とし、職員配置は、その執務時間内とする。ただし、通信管理者が特に命ずる場合は、この限りでない。

(通信の統制)

第7条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある時又は必要があると認めた場合は、通信を統制することができる。

(待機命令)

第8条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある時又は必要があると認めた場合は、職員を待機させ、通信の確保に必要な処置をとらなければならない。

(受信機の貸与)

第 9 条 条例第 6 条に規定する受信機を設置する公共施設等及び受信機を貸与する設置希望者等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 公共施設等 公共施設、地区公民館、コミュニティー消防センター、避難施設その他市長の認めた施設
- (2) 市内に住所を有する世帯 市の住民基本台帳に記載されている世帯又は市長の認めた世帯。
ただし、同一住所又は敷地内に 2 世帯以上が住所を有している場合は、次のとおり貸与する。
ア 1 住宅に 2 世帯以上が同居している場合 1 住宅につき 1 台
イ 2 世帯以上がそれぞれ別々の住宅を持っている場合 1 世帯（1 住宅）につき 1 台
- (3) 市内に事務所、事業所を有する企業等 事務所、事業所及び商店とし、住宅と併用している場合は、第 2 号に準ずる。
- (4) 市内に住所を有しないが住宅を有する者 市の住民基本台帳に記載されていないが、市に居住し、又は住宅を持っている者

2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する者等が屋内戸別受信機の設置を希望する場合は、飯山市防災行政無線屋内戸別受信機借受返還届出書（様式第 1 号。以下「届出書」という。）を市長に提出するものとする。

3 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する者等が屋内戸別受信機を設置しようとする場合並びに受信機を増設しようとする場合は、飯山市防災行政無線屋内戸別受信機借受承認申請書（様式第 2 号）を市長に提出し、承認を得るものとする。

（受信機返還の届出）

第 10 条 条例第 12 条に規定する届出は、届出書により行う。

（業務）

第 11 条 放送の業務は次のとおりとする。

- (1) 災害その他緊急時の伝達
- (2) 災害予防及び気象予報の伝達
- (3) 行政広報事項の伝達及び一般告知放送
- (4) 各地区別ページング放送
- (5) その他市長が必要と認める事項の伝達

（放送時間）

第 12 条 前条の業務の円滑な運営を期するため、放送時間等については次のとおりとする。

放送時間	放 送 種 別
6 : 45	行政広報事項の伝達及び一般告知放送
12 : 30	
18 : 45	

（緊急放送）

第 13 条 災害その他緊急放送は、番組の如何にかかわらず必要の都度放送する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成11年 3 月25日規則第 1 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成14年 4 月16日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の飯山市防災行政無線通信施設の管理及び運営に関する規則の規定は、平成14年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成14年11月29日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

（様式 省略）

2 - 12 飯山市冬のくらしを明るくする条例（昭和55年10月4日 条例第22号）

（目的）

第1条 この条例は、市と市民が互いに手をたずさえて、秩序ある道路の雪かたづけを行い、健康で文化的な明るい冬のくらしを築くことを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、総合的な除雪計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する除雪計画の実施推進に当たっては、市民にその周知徹底を図り、市民の協力を確保するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、除雪計画の推進に積極的に協力するとともに、自らの雪は自らの責任において処理するとする基本原則を守り、市民のくらしの確保に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、区長会その他の自治組織を通じ相互に協力し、自主的な除雪対策を実施するよう努めなければならない。

3 市民は、雪かたづけに当たって、特に次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）道路における交通に支障のないよう適切な措置を講ずること。

（2）河川、用排水路等（以下「河川等」という。）の流水に支障を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

4 市民は、住宅、車庫、へいその他これらに類するものを建築しようとする場合は、除雪等の障害とならないよう雪に対して十分配慮しなければならない。

（勧告）

第4条 市長は、除雪道路（市、国又は県によつて除雪される道路をいう。）に雪が人為的に放置され、著しく道路交通に支障となるおそれがあると認めるとき又は河川等への排雪方法が適切でないため流水に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その雪の処理について必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（補則）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—— 資料 3 災害危険箇所 ——

3 - 1 急傾斜地崩壊危険箇所

1 急傾斜地危険箇所 ()

(1) 自然斜面

箇所番号	箇所名	位 置		延 長 (m)	の 有 無 が け 崩 れ 災 害	地形要因		人 家 戸 数	保 全 対 象		
		大 字	小 字			傾 斜 度 (度)	高 さ (m)		公共的建物の種類及び数	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等	急傾斜地崩壊危険区域の指定
21311001	藤沢	照岡	藤沢	150	無	40	30	9		国道150m	
21311002	中村	照岡	中村	150	無	45	60	6	小学校1、公民館1、市役所（出）	市道50m	
21311003	和水	照岡	和水	120	無	30	25	5	駅1	一般県道100m、J R 100m	
21311004	下境	一山	下境	180	無	45	25	6	公民館1	一般県道160m	
21311005	上境	一山	東経塚	180	無	45	12	5		一般県道180m	
21311006	戸狩新田	照里	戸狩新田	150	無	30	17	7		主要地方道150m	急 S 55. 2 .21
21311007	大塚	常盤	大塚	860	無	40	13	25	公民館1	主要地方道600m	急 S 50. 2 .17 急 S 51.10.14
21311008	大池	大池	大池	150	無	30	10	10	公民館1	市道150m	
21311009	神戸	瑞穂	神戸	80	無	30	20	8		市道80m	
21311010	福島	瑞穂	福島	200	無	30	40	5		市道200m	
21311011	山岸	山岸	山岸	200	無	30	25	10		市道200m	
21311012	其綿東	其綿	其綿	150	無	40	15	5		市道70m	
21311013	其綿	其綿	其綿	150	無	30	30	7		市道150m	
21311014	吉	吉	吉	150	無	35	50	6		市道60m	
21311015	顔戸	寿	顔戸	100	無	30	25	6	民宿2	一般県道100m	

1052

21311016	中曽根	中曽根	中曽根	300	無	30	50	9	公民館1		
21311017	中条	緑	中条	250	無	30	25	5		市道100m	
21311018	須田峰	飯山	須田峰	200	無	50	13	12		市道150m、国道60m	急S56.3.30
21311019	市ノ口3号	飯山	市ノ口	200	無	40	12	12		市道120m	急H6.1.20
21311020	市ノ口	飯山	市ノ口	200	無	33	20	60		市道200m	急S53.3.27 急S62.9.14
21311021	市ノ口2号	飯山	市ノ口	170	無	45	8	11	公民館1		急S55.2.21
21311022	愛宕町	飯山	愛宕町	70	無	30	20	6		市道100m	
21311023	奈良沢	飯山	奈良沢	85	無	34	25	5		市道100m	
21311024	上倉	飯山	上倉	200	無	45	20	19		市道200m	急S60.4.4
21311025	金山	静間	金山	100	無	30	20	16		市道100m	
21311026	安田	木島	安田	250	無	32	25	12		市道250m	
21311027	倉本	富倉	倉本	90	無	35	8	4	公民館1	市道80m	
21311028	滝の脇	富倉	滝の脇	120	無	30	25	4	公民館1	市道150m	
21311029	濁池	富倉	濁池	100	無	30	25	5		市道200m	
21311030	涌井	旭	涌井	100	無	36	35	5		林道50m、国道120m	
21311031	堰口	旭	堰口	200	無	40	30	5		市道200m	急S45.10.12
21311032	大川	旭	大川	200	無	32	25	7		市道100m	
21311033	運	運	向平	350	有	45	10	13		市道150m、JR350m	急H10.6.4
21311034	涌井2	旭	涌井	40	無	40	7	2	公民館1	市道60m、国道40m	
21311035	上倉2	飯山	上倉	170	無	30	14	8			

(2) 人工斜面

箇所番号	箇所名	位置		延長 (m)	の が け 崩 れ 災 害	地形要因		保 全 対 象			
		大 字	小 字			傾 斜 度 (度)	高 さ (m)	人 家 戸 数	公共的建物の種類及び数	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等	急傾斜地崩壊危険区域の指定
21321001	曙町	飯山	曙町	100	無	30	15	13		市道100m	

〔飯山防〕 1052

2 急傾斜地危険箇所（ ）

(1) 自然斜面

箇所番号	箇所名	位 置		延 長 (m)	の 有 無 が け 崩 れ 災 害	地形要因		人 家 戸 数	保 全 対 象		
		大 字	小 字			傾 斜 度 (度)	高 さ (m)		公共的建物の種類及び数	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等	急傾斜地崩壊危険区域の指定
21312001	有尾	飯山	有尾	50	無	30	40	2			
21312002	硫黄	旭	硫黄口	30	無	50	6	2			
21312003	滝の脇西	富倉	滝の脇	150	無	40	30	4		市道150m	
21312004	滝中	富倉	滝中	170	無	35	40	3		市道100m	
21312005	堂平	飯山	堂平	50	無	32	15	2		市道50m	
21312006	倉本 2	富倉	倉本	50	無	45	7	1			
21312007	倉本 3	富倉	倉本	50	無	30	20	1			
21312008	今井	常郷	今井	90	無	35	20	2		(一) 箕作飯山線120m、J R 120m	
21312009	濁池 2	富倉	濁池	190	無	50	30	3		国道292号190m	
21312010	藤ノ木	旭	藤ノ木	170	無	40	12	2		市道140m、河川（兎川）170m	
21312011	上倉 3	飯山	上倉	180	無	35	18	4		市道185m	
21312012	上倉 4	飯山	上倉	140	無	35	20	4		市道90m	
21312013	上倉 5	飯山	上倉	180	無	35	20	4			
21312014	西山	飯山	西山	90	無	35	10	1			
21312015	其綿 2	其綿	其綿	140	無	30	20	1		市道140m	
21312016	其綿東 2	其綿	其綿	220	無	35	40	2			
21312017	上組	蓮	上組	200	無	40	55	1		J R 15m	

(2) 人工斜面

箇所番号	箇所名	位 置		延 長 (m)	の 有 無 が け 崩 れ 災 害	地形要因		保 全 対 象			
		大 字	小 字			傾 斜 度 (度)	高 さ (m)	人 家 戸 数	公共的建物の種類及び数	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等	急傾斜地崩壊危険区域の指定
21322001	内野	瑞穂	内野	120	無	35	25	1		市道30m	

3 急傾斜地崩壊危険箇所（ ）

(1) 自然斜面

箇所番号	箇所名	位 置		の 延 長 の 傾 斜 面 (m)	の 有 無 が け 崩 れ 災 害	傾 斜 度 (度)	高 さ (m)	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等
		大 字	小 字					
21313001	三郷	豊田	三郷	95		30	8	市道95m
21313002	三郷2	豊田	三郷	160		34	20	
21313003	今井2	常郷	今井	220		32	30	市道240m
21313004	今井3	常郷	今井	100		38	20	
21313005	今井4	常郷	今井	190		38	20	(一) 箕作飯山線190m、J R 190m
21313006	大深	常郷	大深	120		35	20	
21313007	北原	瑞穂豊	北原	200		30	30	
21313008	笹沢	瑞穂豊	笹沢	170		50	15	(主) 飯山野沢温泉線110m、野沢除雪基地
21313009	笹沢2	瑞穂豊	笹沢	275		30	30	市道270m
21313010	宮中	瑞穂	宮中	300		30	14	河川(千曲川)300m、市道300m
21313011	神戸2	瑞穂	神戸	150		40	12	市道150m
21313012	中胃根2	中胃根	中胃根	150		30	30	市道65m
21313013	中条2	緑	中条	110		40	20	市道110m
21313014	大池	大池	大池	120		40	6	市道120m
21313015	大池2	大池	大池	110		30	15	

1055 〔飯山防〕

21313016	上新田	旭	上新田	100		30	20	
21313017	関屋	富倉	関屋	130		30	30	
21313018	中谷	富倉	中谷	100		40	30	
21313019	涌井 2	旭	涌井	100		40	30	
21313020	涌井 3	旭	涌井	150		40	30	
21313021	天平	旭	天平	180		40	70	
21313022	山口	旭	山口	180		35	60	河川（皿川）250m
21313023	山口 2	旭	山口	140		30	70	河川（皿川）70m
21313024	北町	飯山	北町	240		44	12	
21313025	奈良沢 2	飯山	奈良沢	180		30	15	
21313026	静間	静間	静間	170		40	16	
21313027	安田	木島	安田	430		40	50	（一）中野飯山線430m、鉄道（私）430m
21313028	吉 2	吉	吉	140		30	50	市道130m
21313029	上組 2	蓮	上組	120		30	50	市道120m
21313030	新田	蓮	新田	100		40	14	

(2) 人工斜面

箇所番号	箇所名	位 置		の 延 長 の 準 ず る 斜 面 (m)	の 有 無 の が け 崩 れ 災 害	傾 斜 度 (度)	高 さ (m)	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等
		大 字	小 字					
21323001	伍位野	蓮	伍位野	150		30	10	市道120m

1055

3 - 2 地すべり危険箇所等

1 地すべり危険箇所

(1) 林野庁所管

箇所番号	位置		危険地区面積 (ha)	人家 (戸)
	大字	小字		
林 - 飯山市 1 権現寺	静間	権現寺	37.16	0
林 - 飯山市 2 下芳尾	旭	下芳尾	17.14	70
林 - 飯山市 3 上ノ原	瑞穂豊	上ノ原	28.00	90
林 - 飯山市 4 雨池	豊田	雨池	20.00	60
林 - 飯山市 5 堰口(大抜間)	旭	大抜間	23.57	23
林 - 飯山市 6 村中	富倉	村中	51.14	50
林 - 飯山市 7 上新田	旭	上新田	20.00	15
林 - 飯山市 8 黒岩山	緑	黒岩山	120.00	0

(2) 県所管

箇所番号	河川名			位置	被害想定面積 (ha)	人家 戸数	地すべり防 止区域の指 定
	水系名	幹川名	溪流名				
建 - 621大平	千曲川		平谷沢	大字照岡大平	64.0	0	
建 - 622大どう	千曲川		大どう沢	大字照岡大どう	67.3	0	
建 - 623田茂木平	千曲川		田茂木平沢 (川倉谷)	大字一山田茂木平	45.0	0	
建 - 624温井	千曲川	黒井川		大字一山温井	69.0	30	
建 - 625崩	千曲川		崩沢	大字照岡崩	56.0	10	
建 - 626北条	千曲川	広井川		大字豊田北条	156.0	40	
建 - 627五荷	千曲川	広井川	柳沢	大字豊田五荷	61.0	25	
建 - 630和水	千曲川			大字照岡和水	105.0	22	
建 - 632柄山	千曲川		羽広沢	大字照岡柄山	28.0	17	
建 - 633馬場	千曲川			大字照岡馬場	95.5	25	
建 - 635藤沢	千曲川		安塚川	大字照岡藤沢	22.1	0	
建 - 636新海野	千曲川		海野沢	大字照岡新海野	185.0	0	
建 - 637西大滝	千曲川	野々海川		大字照岡西大滝	95.0	0	
建 - 667倉本	関川	長沢川	湯の入沢	大字富倉倉本	104.50	27	S 41. 7 .22
建 - 668舟の倉	関川	長沢川		大字富倉舟の倉	37.50	25	S 34. 4 .17
建 - 669松沢	関川	長沢川		大字富倉松沢	23.40	8	S 37.10.31
建 - 671一の瀬	関川	長沢川		大字富倉一の瀬	17.5	5	S 39. 6 .23
建 - 672滝の脇	関川	長沢川	滝の脇沢川	大字富倉滝の脇	106.10	25	S 44.11.14
建 - 673濁池	関川	長沢川		大字富倉濁池	126.40	16	S 41.10.18
建 - 674毛無	関川	長沢川	毛無沢	大字富倉毛無	79.0	0	
建 - 675大平	関川	長沢川	日影沢	大字旭大平	221.5	28	
建 - 676湧井	関川	長沢川		大字旭湧井	27.0	0	
建 - 677関屋	関川	長沢川	峠沢	大字旭関屋	68.3	0	
建 - 678北峠	関川	長沢川		大字緑北峠	22.8	0	

建 - 679ウドノ入	千曲川	広井川	北峠沢	大字緑ウドノ入	52.5	0	
建 - 680顔戸	千曲川	広井川		大字寿顔戸	136.0	6	
建 - 681笹川	千曲川		笹峠沢	大字旭笹川	65.0	30	
建 - 682大川	信濃川	皿川	しなた沢	大字旭大川	35.50	21	S 51. 4 .12
建 - 683硫黄	千曲川	皿川		大字旭硫黄	110.0	2	
建 - 684山口	信濃川	皿川	山口沢	大字旭山口	47.10	12	
建 - 685宝蔵沢	千曲川		清川	大字静間宝蔵沢	91.3	0	
建 - 686牛ヶ首	千曲川		法主沢	大字飯山牛ヶ首	53.0	7	
建 - 687十三ヶ丘	千曲川			大字飯山十三ヶ丘	342.0	4	
建 - 688鐘鑄場	千曲川		立川	大字飯山鐘鑄場	42.0	65	
建 - 689大塚	千曲川			大字常盤大塚	51.5	7	
建 - 715田草 2 号	千曲川		田草川	大字静間田草 2 号	36.0	0	
建 - 716田草	千曲川		田草川	大字静間田草	62.0	0	
建 - 717南善寺	千曲川		宮沢川	大字蓮南善寺	63.5	2	

2 地すべり危険地（農水省所管）

箇所番号	地すべり危険地（未指定地域）		備考
	地区名	面積（ha）	
農危 - 52小菅	小 菅	97.50	
農危 - 53笹沢	笹 沢	24.10	
農危 - 54中曽根南部	中曽根南部	29.60	
農危 - 55温井	温 井	22.50	
農危 - 56三郷	三 郷	45.90	
農危 - 57瑞穂	瑞 穂	48.60	
農危 - 58緑	緑	37.10	
	7 箇所	305.30	

3 地すべり防止区域

(1) 林野庁所管

箇所番号	面積 (ha)	法指定年月日	保全対象	
			人家 (戸)	その他公共施設
林 - 飯山市 6 村中	51.14	S 35. 8 .23	11	神社仏閣 2 棟
林 - 飯山市 1 権現寺	37.16	S 39. 4 .24	24	神社 1、その他 2、道路
林 - 飯山市 2 下芳尾	17.14	S 44. 3 .31		林道 500m
林 - 飯山市 5 堰口	48.25	S 49. 5 .10	38	道路 13,850m

(2) 県所管

箇所番号	河 川 名			位 置	被害想定面積 (ha)	人家 戸数 (戸)	地すべり防止区域の指定
	水系名	幹川名	溪流名				
建 - 667倉本	関川	長沢川	湯の入沢	大字富倉倉本	104.50	27	S 41. 7 .22
建 - 668舟の倉	関川	長沢川		大字富倉舟の倉	37.50	25	S 34. 4 .17
建 - 669松沢	関川	長沢川		大字富倉松沢	23.40	8	S 37.10.31

建 - 671一の瀬	関川	長沢川		大字富倉一の瀬	17.5	5	S 39. 6 .23
建 - 672滝の脇	関川	長沢川	滝の脇沢川	大字富倉滝の脇	106.10	25	S 44.11.14
建 - 673濁池	関川	長沢川		大字富倉濁池	126.40	16	S 41.10.18
建 - 682大川	信濃川	皿川	しなた沢	大字旭大川	35.50	21	S 51. 4 .12
建 - 684山口	信濃川	皿川	山口沢	大字旭山口	47.10	12	

4 地すべり指定地（農水省所管）

箇 所 番 号	地すべり防止区域			備 考
	当初指定	区 域 名	指定面積 (ha)	
農指 - 2上境	S 35. 9 .13	上境	153.40	
農指 - 10顔戸	S 36. 5 . 1	顔戸	12.10	
農指 - 25間方	S 39. 3 . 9	間方	238.16	
農指 - 27太田入	S 39. 3 . 9	太田入	48.93	
農指 - 39分道	S 43. 2 .28	分道	97.30	
農指 - 45後谷	S 44. 3 .31	後谷	36.74	
農指 - 55顔戸 (2)	S 46. 3 .26	顔戸 (2)	72.85	
農指 - 58柳久保	S 46. 3 .26	柳久保	81.00	
農指 - 87顔戸第二	S 51. 3 .25	顔戸第二	38.99	
農指 - 96中条	S 56. 3 .18	中条	57.40	
農指 - 97堂平	S 56. 3 .18	堂平	23.20	
計		11区域	860.07	

3 - 3 土石流危険渓流

1 土石流危険渓流

(飯山建設事務所)

渓 河 溪 所	番 名 地	流 川 在 地	流 域 概 要							土 石 流 危 険 区 域										砂防 施設		土 石 流 災 害 有 無	安 全 な 避 難 場 所 有 無	砂 防 指 定 地 有 無	
			渓 流 長 (km)	流 域 面 積 (km ²)	発 生 流 域 面 積 (km ²)	川 幅 (m)	平 均 渓 床 勾 配 (度)	崩 壊 履 歴 (箇所)	比 較 的 規 模 の 大 き い (箇所)	常 時 湧 水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象							耕 地 面 積 (ha)				砂 防 施 設 有 無 (m ³)
											氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	関 災 害 連 時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の								
213110001	千曲川	西大滝北沢	照岡	0.18	0.04	0.01	22.0	17	無	無	16	150	22,010	37(37)	11(11)	飯山線0.12km	0.85 (0.85)	無							
213110002	千曲川	西大滝沢	照岡	1.18	0.20	0.00	4.0	7	無	無	12	160	28,120	30(30)	9(9)		1.04 (1.04)	無							
213110003	千曲川	沢田	照岡	0.64	0.15	0.08	10.0	9	無	無	13	115	14,750	14(0)	4(0)	駅舎 1、国道403号0.11km 飯山線0.11km	0.23 (0.20)	無							
213110004	千曲川	矢捨沢	照岡	0.55	0.09	0.08	20.0	11	無	無	7	165	32,872	24(24)	7(7)	駅舎 1、その他 1、国道403号0.16km 飯山線0.15km	1.21 (1.21)	無							

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域								砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較 的規模 の大きい (箇所)	常時 湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象					耕 地 面 積 (ha)				砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m ³)
											氾濫 開始点 の勾配 (度)	氾濫 区域の 最大幅 (m)	氾濫 区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害 連時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の							
21311005	千曲川	柄山沢	照岡	0.52	0.11	0.00	12.0	10	無	無	11	121	17,280	14(14)	4(4)		飯山線0.11km	0.31 (0.31)	無					
21311006	千曲川	桑名川	照岡	1.81	4.29	1.05	3.0	7	有 1	無	6	330	82,300	64(64)	19(19)		官公署 1、集会施設 1、県道 408号0.27km 飯山線0.26km	4.23 (4.23)	有 1	94,630		有	飯山市 立岡山小学校	有2条指定
21311007	出川	北出川	照岡	4.00	4.13	1.28	6.0	8	無	無	6	240	182,400	27(0)	8(0)		県道 408 号 0.12km 飯山線 0.09km	13.81 (2.79)	有 1	49,580		有	飯山市 立岡山小学校	有2条指定
21311008	千曲川	和水北沢	照岡	0.30	0.06	0.04	3.0	7	無	無	12	130	17,800	24(24)	7(7)		県道 408 号 0.12km 飯山線 0.09km	0.84 (0.84)	無					
21311009	出川	南出川	一山	3.38	6.29	1.67	2.0	8	有 1	無	7	250	163,000	27(27)	8(8)		県道 408 号 0.12km 飯山線 0.09km	12.34 (12.34)	有 1	93,800		有	飯山市 立岡山小学校	有2条指定

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			河川 長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 比較的大規模の 大きさ (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保全対象							砂防 施設 有無 (m ³)				
										氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	家戸数 (戸)	災害連時要援護 施設者	公共施設等 の	耕地面積 (ha)							
21311010	千曲川	羽広山西沢	0.08	0.01	0.01	1.5	18	無	無	14	240	69,276	20(0)	6(0)		集会施設 1	4.44 (4.32)	無						
21311011	千曲川	羽広山西沢	0.51	0.21	0.04	1.0	16	無	無	9	70	24,729	20(20)	6(6)		集会施設 1	0.12 (0.12)	無						
21311012	黒井川	黒川	1.76	1.61	0.36	2.0	11	無	無	7	210	128,000	108(78)	32(23)	温井診療所（医療提供施設）	集会施設 1、県道95号0.8km	3.02 (3.02)	無						
21311013	黒井川	殿入川	0.25	0.42	0.00	2.5	6	無	無	6	240	98,131	47(47)	14(14)		集会施設 1、県道95号/116号 0.24/0.15km	7.05 (7.05)	無						
21311014	千曲川	滝の沢	0.22	0.05	0.03	4.0	10	無	無	12	114	11,920	20(20)	6(6)		県道 408 号 0.03km 飯山線 0.09km	0.04 (0.04)	無						

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域							砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較規模の 大きさ (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象									
											氾濫開始点の 勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害連 続要 施援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)				砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m ³)
21311015	黒井川	下村南沢	1.25	2.31	0.03	6.0	5	無	無	8	200	43,550	17(0)	5(0)		県道95号0.07km	1.45 (1.45)	無					
21311016	運上川	運上川	2.50	5.52	2.60	4.0	6	無	無	7	105	31,841	17(17)	5(5)		県道95号0.06km	0.89 (0.89)	有1	44,940		有 会堂	三郷公	有2条指定
21311017	足上川	温井沢	0.40	0.16	0.03	2.0	5	有	有	11	260	84,700	24(10)	7(3)			6.08 (6.08)	無			有 会堂	三郷公	
21311018	足上川	温井南沢	1.50	0.09	0.02	4.0	13	無	無	10	273	57,110	27(27)	8(8)			3.69 (3.69)	無			有 会堂	三郷公	
21311019	今井川	今井川	0.75	1.25	0.02	2.0	9	無	無	10	235	178,310	95(95)	28(28)		宿泊施設11、集会施設 1、 県道95号1.17km	11.23 (11.23)	有2	28,500				有2条指定

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域							砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無			
			河川 長さ (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	比較 的規模 の大きい 崩壊履歴 (箇所)	常 時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象				耕 地 面 積 (ha)	砂 防 施 設 有 無				未 満 砂 量 (m ³)		
										氾濫 開始点 の勾配 (度)	氾濫 区域の 最大幅 (m)	氾濫 区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害 連時 要 施 援 護 設 者	公 共 施 設 外 等 の								
21311020	今井川	蕨野沢	豊田	0.53	0.32	0.09	2.0	8	無	無	12	285	122,600	37(37)	11(11)		宿泊施設11、集会施設 1、 その他 1	6.17 (6.17)	無					有 2 条 指 定
21311021	蟹沢川	瀬の木沢	豊田	2.31	2.04	0.53	3.0	10	無	無	9	230	52,455	44(20)	13(6)		宿泊施設15、集会施設 1、 その他 1	0.75 (0.50)	無					
21311022	日光川	五荷川	豊田	1.73	1.81	0.68	2.0	6	有 1	無	10	250	58,800	47(47)	14(14)		宿泊施設 9、集会施設 1、 その他 1	1.11 (1.11)	無					
21311023	広井川	北条の沢	豊田	0.82	0.45	0.03	2.0	9	無	無	12	279	119,950	54(54)	16(16)		宿 泊 施 設 3 、 県 道 409 号 0.22km	6.68 (6.68)	無					
21311024	広井川	五束川	豊田	0.83	0.52	0.12	1.0	5	無	無	9	165	105,340	14(14)	4(4)		その他 1、県道409号0.15km	5.15 (5.15)	無					

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較的規模の 大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象							耕 地 面 積 (ha)	砂 防 施 設 有 無				未 満 砂 量 (m ³)
										氾濫開始点の 勾配 (度)	氾濫区域の 最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害連時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の									
21311025	広井川	柳沢川	豊田	1.95	2.22	0.45	1.0	10	無	無	13	335	115,300	112(112)	33(33)		集会施設 1、県道 409 号 0.27km	0.67 (0.67)	無						
21311026	広井川	横吹沢	豊田	1.08	0.34	0.13	3.5	16	無	無	9	280	92,310	61(0)	18(0)		宿泊施設 1、集会施設 1、 県道 409 号 0.28km	2.26 (0.79)	無						
21311027	広井川	北谷	豊田	0.95	0.46	0.25	3.0	15	有 1	無	11	280	84,770	61(0)	18(0)		宿泊施設 1、集会施設 1、 県道 409 号 0.28km	1.68 (1.68)	無						
21311028	広井川	ミロフジ川	豊田	0.16	0.04	0.04	18.0	20	無	無	19	250	66,548	41(7)	12(2)		集会施設 1、県道 409 号 0.24km	3.25 (2.22)	無						
21311029	広井川	ミロフジ川	豊田	0.22	0.12	0.08	3.0	13	無	無	11	300	86,346	44(44)	13(13)		集会施設 1、県道 409 号 0.18km	1.40 (1.40)	無						

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域							砂防施設		土	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較規模の 大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象									
										氾濫開始点の 勾配 (度)	氾濫区域の 最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害連 続時要 施援護 設者	公共 施設 以外 等の	耕 地 面 積 (ha)	砂 防 施 設 有 無				未 満 砂 量 (m ³)
21311030	広井川	小境沢	豊田	0.62	0.43	0.07	7.0	13	無	無	7	158	37,660	30(30)	9(9)	集会施設 1、県道 409 号 0.19km	0.01 (0.01)	無				有 2 条指定
21311031	千曲川	柏尾沢	瑞穂豊	1.00	0.42	0.42	4.5	6	無	無	9	159	39,692	27(27)	8(8)		2.01 (2.01)	無			北瑞保 有園	
21311032	千曲川	笹沢	瑞穂	0.31	1.55	0.21	4.0	16	無	無	5	95	13,826	27(27)	8(8)	官公署 1	0.26 (0.26)	無				
21311033	千曲川	門久沢	瑞穂	0.89	0.39	0.30	1.0	19	無	有 1	13	370	148,770	115(115)	34(34)	宿泊施設 1、神社 1、寺 1、 その他 1	2.15 (2.15)	無				
21311034	千曲川	門久沢	瑞穂	1.80	1.00	0.71	1.0	5	無	無	11	545	158,310	155(155)	46(46)	みずほ保育園（児童福祉施設） 官公署 2、集会施設 1、県道 38 号 0.48km	5.48 (5.48)	無				

河川番号	河川名	河川所在地名	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 比較的大規模の 大きい箇所 (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保全対象							砂防 施設 の有無 (m ³)				
										氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	家戸数 (戸)	災害連時要 援護施設者	公共施設等 の	耕地面積 (ha)							
21311035	千曲川	無名沢	瑞穂	0.21	0.08	0.04	4.0	12	無	無	11	80	8,055	17(0)	5(0)			0.26 (0.21)	無					
21311036	樽川	烏沢	瑞穂	1.95	2.00	0.74	14.0	13	無	無	7	335	403,900	338(338)	100(100)	南瑞保育園（児童福祉施設）	官公署 1、集会施設 2	21.30 (21.30)	無					
21311037	千曲川	福島西沢	瑞穂	1.65	1.68	0.59	2.0	4	無	無	10	330	373,000	338(0)	100(0)	南瑞保育園（児童福祉施設）	官公署 1、集会施設 2	20.10 (2.86)	無					
21311038	千曲川	神戸西沢	瑞穂	0.63	0.36	0.02	12.0	16	無	無	9	190	87,617	54(27)	16(8)			3.07 (2.51)	無					
21311039	千曲川	福島南沢	瑞穂	0.22	0.32	0.23	1.0	8	無	無	10	330	283,740	216(0)	64(0)	南瑞保育園（児童福祉施設）	官公署 1、集会施設 1	19.85 (18.96)	無					

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要						土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 比較規模の 大きい箇所 (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象										
										氾濫開始点の 勾配 (度)	氾濫区域の 最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害連 続時要 施援護 設置者	公共施設 以外 等の	耕地 面積 (ha)	砂防 施設 有無	未 満 砂 量 (m ³)				
21311040	千曲川	福島南沢	瑞穂	0.24	0.12	0.09	30.0	7	無	無	9	270	196,790	105(44)	31(13)	南瑞保育園（児童福祉施設）	寺 1	23.18 (22.08)	無				
21311041	千曲川	神戸沢	瑞穂	0.20	0.12	0.03	16.0	11	無	無	15	121	26,480	44(44)	13(13)			0.56 (0.56)	無				
21311042	千曲川	無名沢	瑞穂	0.18	0.06	0.04	2.0	17	無	無	13	225	52,608	10(10)	3(3)		集会施設 1	2.45 (2.45)	無				
21311043	千曲川	無名沢	瑞穂	0.20	0.13	0.12	2.0	13	無	無	14	210	45,782	125(108)	37(32)		官公署 1、集会施設 1	0.85 (0.85)	無				
21311044	千曲川	無名沢	瑞穂	0.13	0.09	0.09	40.0	15	無	無	20	370	106,360	139(57)	41(17)		寺 1	3.27 (3.27)	無				

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域							砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較 的規模 の大きい (箇所)	常時 湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象				耕 地 面 積 (ha)				砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m ³)
											氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害連時 要 施 援 護 設 者	公 共 施 設 外 等 の						
21311045	広井川	顔戸川	寿	1.25	0.67	0.00	24.0	19	無	無	14	239	78,861	71(71)	21(21)		宿泊施設 5、県道409号0.23km	4.20 (4.20)	無				
21311046	広井川	黒岩川	寿	0.40	0.64	0.59	3.0	18	有 3	無	10	400	103,410	105(105)	31(31)		官公署 1、宿泊施設11、集会施設 1、県道411号/409号 0.37/0.40km	2.53 (2.53)	無				
21311047	広井川	黒岩川	寿	0.46	0.36	0.29	0.0	16	無	無	12	308	92,691	98(98)	29(29)		官公署 1、宿泊施設10、集会施設 1、県道411号/409号 0.37/0.30km	1.82 (1.82)	無				
21311048	広井川	中曽根沢	飯山	0.24	0.26	0.16	11.0	13	無	無	8	175	39,280	44(3)	13(1)		宿泊施設 2、集会施設 1	1.35 (0.15)	無				
21311049	広井川	中曽根西沢	飯山	0.22	0.08	0.00	12.0	11	無	無	11	175	21,080	41(41)	12(12)		宿泊施設 2、集会施設 1	1.20 (1.20)	無				

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較規模の 大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象						耕地 面積 (ha)	砂防 施設 有無 (m ³)				
										氾濫開始点の 勾配 (度)	氾濫区域の 最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害連時 要 施 援 護 設 者	公 共 記 施 以 外 等 の								
21311050	広井川	中条北沢	緑	1.00	0.25	0.01	15.0	15	無	無	11	159	19,320	24(7)	7(2)			0.41 (0.41)	無					有2条指定
21311051	広井川	滝沢川	緑	1.85	1.68	0.18	1.0	8	無	無	8	390	122,100	142(142)	42(42)		県道409号0.31km	4.29 (4.29)	有2	0		平成7年7月11日		有2条指定
21311052	広井川	中条川	緑	0.98	0.80	0.03	1.0	7	無	無	9	200	55,160	30(30)	9(9)			1.12 (1.12)	無					
21311053	松田川	松倉沢	富倉	0.33	0.31	0.08	10.0	18	無	無	17	196	43,713	34(34)	10(10)		国道292号0.19km	0.98 (0.98)	無					有2条指定
21311054	松田川	中谷沢	富倉	0.25	0.11	0.03	3.0	17	無	無	11	102	10,800	3(3)	1(1)		その他 1、国道292号0.1km	0.72 (0.72)	無				有飯山市立富倉コミュニティセンター	有2条指定

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較規模の 大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象							耕地 面積 (ha)	砂防 施設 有無 (m ³)				
										氾濫開始点の 勾配 (度)	氾濫区域の 最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害 連時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の									
21311055	松田川	無名沢	富倉	2.38	2.86	0.31	2.0	7	無	無	5	80	14,543	3(3)	1(1)		集会施設 2、国道292号0.07km	0.19 (0.19)	無						有2条指定
21311056	松田川	滝の入沢	富倉	1.63	0.47	0.00	1.5	14	無	無	15	67	40,244	34(20)	10(6)		国道292号0.03km	3.16 (3.16)	有12	0					有2条指定
21311057	松田川	濁池沢	富倉	0.85	0.10	0.00	1.5	7	無	無	13	215	40,500	30(30)	9(9)		集会施設 1、国道292号0.22km	2.25 (2.25)	無						有2条指定
21311058	広舟川	上新田沢	旭	1.25	0.89	0.13	3.0	12	無	無	9	145	80,510	85(85)	25(25)			1.09 (1.09)	無			有	飯山市 立泉台小学校		
21311059	広舟川	上新田南沢	旭	0.55	0.19	0.08	10.0	13	無	無	8	150	60,130	68(68)	20(20)		集会施設 1	0.72 (0.72)	無						

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域							砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較 的規模 の大き い (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象				耕 地 面 積 (ha)				砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m ³)
											氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害連時要 施援護 設者	公左 共記 施以 設外 等 の						
21311060	皿川	藤の木沢	旭	0.93	1.37	0.15	2.0	13	無	無	10	210	35,900	27(27)	8(8)		その他 1	2.76 (2.76)	無				
21311061	皿川	藤の木西沢	旭	1.65	0.71	0.09	9.0	9	無	無	10	150	30,150	30(30)	9(9)			1.35 (1.35)	無				
21311062	皿川	日影沢	旭	0.80	0.50	0.07	3.0	14	有 2	無	5	120	23,688	34(34)	10(10)		県道503号0.23km	0.04 (0.04)	無				有 2 条 指 定
21311063	千曲川	神明沢	飯山	0.11	0.11	0.00	4.0	10	無	無	5	55	6,830	41(41)	12(12)		集会施設 1、寺 1	0.00 (0.00)	無		有 民 会 館	飯山市	
21311064	千曲川	山の湯沢	飯山	1.20	0.57	0.20	2.5	7	無	無	7	200	40,750	88(88)	26(26)		宿泊施設 1	1.05 (1.05)	無				

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域							砂防施設		土石流災害有無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川幅 (m)	平均 河床勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較 的規模の 大きい (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保全対象				砂防 施設 有無 (m ³)				
											氾濫 開始点の 勾配 (度)	氾濫 区域の 最大幅 (m)	氾濫 区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害 連時 要 施 援 護 設 者	公 共 施 設 外 等 の					耕 地 面 積 (ha)
213111065	千曲川	飯山金山沢	0.20	0.06	0.00	4.0	10	無	無	9	125	10,006	74(74)	22(22)			0.21 (0.21)	無		有	飯山市 立第一中学校	
213111066	千曲川	飯山無名沢	0.09	0.01	0.01	10.0	15	無	無	13	115	15,557	51(0)	15(0)		県道97号/西まわり線 0.04/0.11km	0.28 (0.08)	無				
213111067	千曲川	飯山無名沢	0.11	0.04	0.03	4.0	16	無	無	15	135	16,817	61(44)	18(13)		県道97号/西まわり線 0.03/0.13km	0.39 (0.39)	無				
213111068	清川	飯山又力川	0.73	0.43	0.15	10.0	6	無	無	5	300	51,036	105(105)	31(31)		県道97号/西まわり線 0.18/0.29km	1.61 (1.61)	有 2	39,230	有	飯山市 立第一中学校	有 2 条指定
213111069	清川	飯山堂平栗沢	0.24	0.04	0.00	12.0	9	無	無	6	75	13,831	3(3)	1(1)		集会施設 1	0.25 (0.25)	無				

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要						土石流危険区域							砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無			
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	比較 的規模 の大きい 崩壊履歴 (箇所)	常 時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象										
										氾濫開始点 の勾配 (度)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害 連時 要 施 援 護 設 者	公 共 施 設 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)				砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m ³)	
21311070	清川	無名沢	飯山	0.44	0.47	0.23	2.0	9	無	無	7	31	11,726	7(3)	2(1)		集会施設 1	0.62 (0.58)	無				
21311071	清川	堂平沢	飯山	1.00	0.78	0.15	2.0	8	無	無	6	30	8,710	3(3)	1(1)		集会施設 1	0.42 (0.42)	無				
21311072	千曲川	無名沢	其綿	0.55	0.07	-	8.0	10	無	無	8	155	26,110	27(27)	8(8)			1.49 (1.49)	無				
21311073	樽川	山岸東沢	其綿	0.08	0.02	0.01	40.0	14	無	無	20	70	7,070	17(17)	5(5)			0.03 (0.03)	無				
21311074	樽川	山岸沢	其綿	0.21	0.27	0.03	40.0	8	無	無	9	71	15,968	20(20)	6(6)			0.45 (0.45)	無				

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域							砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	比較 的規模 の大きい 崩壊履歴 (箇所)	常 時 湧 水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象				耕 地 面 積 (ha)	砂 防 施 設 有 無				未 満 砂 量 (m ³)
										氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災 害 連 時 要 施 援 護 設 者	公 共 施 設 外 等 の						
21311075	樽川	吉沢	其綿	0.28	0.09	0.09	25.0	11	無	無	12	105	16,301	30(30)	9(9)		0.55 (0.55)	無				
21311076	樽川	其綿沢	其綿	0.18	0.04	0.03	16.0	17	無	無	12	135	22,000	44(44)	13(13)		0.31 (0.31)	無				
21311077	樽川	其綿沢	其綿	0.24	0.06	0.04	10.0	12	無	無	11	185	23,405	34(34)	10(10)	集会施設 1、寺 1	0.55 (0.55)	無				
21311078	樽川	タカフジ沢	其綿	0.22	0.07	0.05	8.0	13	無	無	13	120	52,540	68(0)	20(0)	集会施設 1、寺 1	0.75 (0.15)	無				
21311079	樽川	タカフジ沢	其綿	1.05	0.71	0.11	12.0	6	無	無	10	120	55,700	68(51)	20(15)	集会施設 1、寺 1	0.77 (0.75)	無				

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要						土石流危険区域							砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較規模の 大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象				耕 地 面 積 (ha)				砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m ³)
										氾濫開始点の 勾配 (度)	氾濫区域の 最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害連時 要 施 援 護 設 者	公共施設 以外 等の						
213110800	樽川	南吉沢	0.16	0.06	0.03	18.0	14	無	無	12	114	15,724	37(37)	11(11)		集会施設 1	0.43 (0.43)	無				
213110811	樽川	ニシクボ沢	0.15	0.09	0.08	17.0	18	無	無	18	80	14,034	24(24)	7(7)			0.47 (0.47)	無				
213110822	千曲川	無名沢	0.16	0.06	0.03	15.0	15	無	無	17	220	26,180	135(135)	40(40)		西まわり線0.09km	0.36 (0.36)	無				
213110833	清川	堂平北沢	0.09	0.01	0.01	9.0	18	無	無	6	93	14,550	17(17)	5(5)			0.63 (0.63)	無		有	飯山市 立第一中学校	
213110844	清川	北畑沢	0.15	0.06	0.04	6.0	15	無	無	10	120	16,862	24(24)	7(7)		西まわり線0.11km	0.60 (0.60)	無		有	長野県 飯山南高等学校	

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域							砂防施設		土石流災害有無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	比較 的規模 の大き い (箇所)	常 時 湧 水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象									
										氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災 害 連 続 時 要 施 援 護 設 者	公 共 施 設 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)	砂 防 施 設 有 無				未 満 砂 量 (m ³)
21311085	千曲川	無名沢	静岡	0.23	0.03	0.02	10.0	12	無	無	11	210	44,356	0(0)	0(0)		教育施設 1	1.40 (1.40)	無			
21311086	千曲川	田草川	静岡	1.31	1.54	0.22	1.0	4	無	無	5	280	110,420	41(41)	12(12)			2.78 (2.78)	無		飯山市 立秋津小学校	有
21311087	千曲川	田草川	静岡	1.31	1.54	0.22	1.0	4	無	無	5	280	110,420	41(41)	12(12)	秋津保育園（児童福祉施設）	県道96号0.25km	2.78 (2.78)	無		飯山市 立秋津小学校	有
21311088	千曲川	無名沢	静岡	0.80	0.18	0.13	5.0	10	無	無	17	255	79,627	132(132)	39(39)		集会施設 1、国道117号0.25km 県道96号0.09km	0.91 (0.91)	無			
21311089	千曲川	宮沢川	蓮	2.49	1.62	0.33	1.0	7	有 1	無	6	240	98,500	57(57)	17(17)		国道117号0.06km 県道96号0.06km 飯山線0.07km	1.70 (1.70)	無			

河川番号	河川名	所在地名	流域概要						土石流危険区域							砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床勾配 (度)	比較 的規模の 大きい 箇所 (箇所)	常 時 湧 水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象				耕 地 面 積 (ha)				砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m ³)
										氾濫 開始点の 勾配 (度)	氾濫 区域の 最大幅 (m)	氾濫 区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災 害 連 続 時 要 求 施 援 護 設 者	公 共 施 設 外 等 の						
21311090	千曲川	水頭	蓮	0.26	0.06	0.02	10.0	13	無	無	6	140	30,230	34(34)	10(10)		1.48 (1.48)	無				
21311091	千曲川	深沢北沢	蓮	0.38	0.16	0.07	3.0	11	無	無	9	70	26,830	17(17)	5(5)	県道96号0.1km	0.80 (0.80)	無				
21311092	千曲川	深沢西沢	蓮	0.26	0.08	0.03	5.0	14	無	無	11	460	116,290	64(64)	19(19)	集会施設 1、国道117号 0.28km 県道96号0.24km	1.42 (1.42)	無				
21311093	千曲川	境沢	蓮	0.52	0.21	0.07	8.0	9	無	無	10	420	157,340	47(47)	14(14)	国道117号0.42km	6.02 (6.02)	無				

2 土石流危険渓流

(飯山建設事務所)

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均渓床勾配 (度)	比較的規模の 大きい 崩壊履歴 (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保全対象					砂防施設 有無	未満砂量 (m ³)					
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	家戸数 (戸)	災害 連時 要 施 援 護 設 者	公共施設 以外 等の						耕地 面積 (ha)	
213120001	千曲川	和水沢	照岡	0.10	0.03	0.01	36.0	20	無	無	扇状地形	20	2	293	100	12,850	14(14)	4(4)		飯山線0.06km	0.27 (0.27)	無				
213120002	千曲川	西の沢	照岡	0.40	0.39	0.15	4.0	11	無	無	扇状地形	17	0	143	140	10,135	14(0)	4(0)		県道408号0.09km 飯山線0.06km	0.41 (0.41)	無				
213120003	出川	羽広山北沢	一山	0.11	0.48	0.25	3.0	8	無	無	谷底平野	9	3	400	70	16,800	10(10)	3(3)			0.94 (0.94)	無				
213120004	千曲川	無名山	一山	0.32	0.20	0.15	1.5	12	無	無	扇状地形	7	0	330	140	23,803	3(0)	1(0)		県道408号0.11km 飯山線0.07km	0.79 (0.11)	無				
213120005	千曲川	無名山	一山	0.57	0.28	0.15	1.0	8	無	無	扇状地形	8	0	360	240	37,188	10(10)	3(3)		県道408号0.23km 飯山線0.19km	0.30 (0.30)	無				

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	比較 的規模 の大きい 崩壊履歴 (箇所)	常 時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					安全対策対象					耕 地 面 積 (ha)	砂 防 施 設 有 無				未 満 砂 量 (m ³)
										地 形 分 類	氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 終 息 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 延 長 (m)	氾 濫 区 域 の 最大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	関 連 災 害 時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の						
21312006	黒井川	土橋郷	0.97	0.36	0.06	2.0	8	無	無	扇状地形	7	2	245	125	15,300	14(14)	4(4)		県道95号0.09km	0.94 (0.94)	無				
21312007	黒井川	土橋北沢	0.11	0.02	0.01	1.0	10	無	無	扇状地形	6	2	355	70	15,103	10(0)	3(0)		県道95号0.08km	0.88 (0.04)	無				
21312008	黒井川	土橋北沢	0.56	0.16	0.08	2.0	5	無	無	扇状地形	10	2	330	70	11,513	10(10)	3(3)		県道95号0.1km	0.83 (0.83)	無				
21312009	黒井川	土橋北沢	0.51	0.04	0.02	1.0	5	無	無	扇状地形	10	2	280	65	14,949	10(0)	3(0)		県道95号0.07km	0.85 (0.09)	無				
21312010	千曲川	無名沢	0.12	0.03	0.02	5.0	18	無	無	扇状地形	18	0	120	110	6,828	10(10)	3(3)		県道408号0.09km 飯山線0.05km	0.02 (0.02)	無				

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較規模の 大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					安全対象					耕地 面積 (ha)	砂防 施設 有無 (m ³)					
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	家 戸 数 (戸)	災害時 要 援 護 者	公共施設 以外 等の							
21312011	千曲川	無名沢	常郷	0.18	0.03	0.02	7.0	14	無	無	扇状地形	19	0	130	115	7,036	10(10)	3(3)		県道408号0.09km 飯山線0.05km	0.03 (0.03)	無				
21312012	千曲川	内野沢	瑞穂	0.50	0.15	0.02	12.0	12	有1	無	扇状地形	12	2	190	108	7,410	14(14)	4(4)			0.19 (0.19)	無				
21312013	松田川	間方沢	富倉	2.18	3.52	1.26	3.0	6	有4	無	谷底平野	5	0	165	70	6,773	3(3)	1(1)		国道292号0.08km	0.00 (0.00)	無		飯山市 立富倉コミュニ ティーセンター	有2条指定	
21312014	松田川	無名沢	富倉	0.21	0.11	0.01	3.3	16	無	無	谷底平野	12	2	135	91	7,327	7(7)	2(2)		国道292号0.09km	0.22 (0.22)	無				有2条指定
21312015	松田川	滝の脇沢	富倉	2.03	1.40	0.43	2.0	7	無	無	谷底平野	6	0	696	48	24,665	14(14)	4(4)		国道292号0.03km	1.84 (1.84)	有3	2,930			有2条指定

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			河川 長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊 履歴 (箇所)	比較的規模の 大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保 全 対 象					耕 地 面 積 (ha)	砂 防 施 設 有 無				未 満 砂 量 (m ³)	
										地 形 分 類	氾濫開始点の 勾配 (度)	氾濫終息点の 勾配 (度)	氾濫区域の 延長 (m)	氾濫区域の 最大幅 (m)	氾濫区域の 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害時 要 援 護 者 数	左 記 施 設 外 等 の 数							
21312016	松田川	無名沢	富倉	1.20	1.14	0.34	2.0	11	無	無	扇状地形	12	2	125	140	7,383	14(14)	4(4)		国道292号0.14km	0.25 (0.25)	有1	0			有2条指定
21312017	松田川	濁池西沢	富倉	0.11	0.03	0.03	3.0	17	無	無	扇状地形	6	0	333	82	13,026	7(7)	2(2)		国道292号0.08km	0.66 (0.66)	無				有2条指定
21312018	松田川	濁池南沢	富倉	0.62	0.18	0.01	6.5	9	無	無	谷底平野	10	0	95	60	2,649	3(3)	1(1)		国道292号0.08km	0.07 (0.07)	無				有2条指定
21312019	松田川	無名沢	旭	0.24	0.33	0.07	2.0	12	無	無	谷底平野	7	3	140	73	6,350	3(3)	1(1)		国道292号0.06km	0.30 (0.30)	無				
21312020	松田川	湧井北沢	旭	0.08	0.01	0.00	3.0	14	無	無	谷底平野	10	0	115	81	5,151	7(7)	2(2)		国道292号0.12km	0.02 (0.02)	無				

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域											砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊 履歴 (箇所)	比較 的規模 の大きい 常時湧 水 (箇所)	土石流氾濫区域					保 全 対 象						砂 防 施 設 有 無 (m ³)	未 満 砂 量 (m ³)				
										地 形 分 類	氾濫開始 点の勾配 (度)	氾濫終 息点の勾配 (度)	氾濫区 域の延長 (m)	氾濫区 域の最大 幅 (m)	氾濫区 域面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	関 連 災 害 時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)						
21312021	松田川	湧井東沢	旭	0.38	0.15	0.04	3.0	5	無	無	谷底平野	10	3	197	64	6,310	7(7)	2(2)		国道292号0.08km	0.35 (0.35)	無				
21312022	松田川	池尻川	旭	0.42	0.19	0.15	2.0	8	無	無	谷底平野	9	2	300	100	9,307	10(0)	3(0)		国道292号0.08km	0.14 (0.09)	無				
21312023	松田川	池尻川	旭	0.83	0.65	0.32	1.5	5	無	無	谷底平野	7	2	275	100	8,708	10(10)	3(3)		国道292号0.08km	0.09 (0.09)	無				
21312024	松田川	湧井南沢	旭	0.22	0.07	0.02	3.0	7	無	無	谷底平野	5	3	115	75	3,776	3(3)	1(1)		国道292号0.08km	0.53 (0.53)	無				
21312025	松田川	湧井西沢	旭	0.25	0.08	0.04	12.0	10	無	無	谷底平野	8	3	240	45	6,324	3(0)	1(0)		国道292号0.29km	0.34 (0.34)	無				

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較 的規模 の大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保 全 対 象					耕 地 面 積 (ha)	砂 防 施 設 有 無				未 満 砂 量 (m ³)
										地 形 分 類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	関 連 災 害 時 要 援 護 者 数	公 共 施 設 外 等 の 数						
21312026	血川	旭 大川東沢	0.13	0.02	0.00	2.0	20	無	無	扇状地形	25	1	170	70	9,400	7(7)	2(2)			0.25 (0.25)	無				
21312027	血川	旭 血川	1.65	2.08	0.35	1.0	9	無	無	谷底平野	13	1	320	40	16,665	7(7)	2(2)	県道503号0.06km		0.76 (0.76)	無			飯山市 立大川保育園	
21312028	血川	飯山 藤の木南沢	0.39	0.10	0.00	15.0	7	無	無	扇状地形	5	2	243	125	15,432	3(3)	1(1)			0.76 (0.76)	無				
21312029	清川	飯山 無名沢	0.92	0.70	0.56	2.0	12	無	無	谷底平野	13	3	865	65	21,207	7(7)	2(2)			0.48 (0.48)	無				
21312030	樽川	其綿 山岸西沢	0.08	0.01	0.00	4.0	21	無	無	扇状地形	11	2	101	82	4,480	3(3)	1(1)			0.19 (0.19)	無				

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保 全 対 象					耕地 面積 (ha)	砂防施設 有無 (m ³)					
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	家戸数 (戸)	災害連帯 施援護者 設置者	公共施設 以外の 等							
21312031	清川	無名沢	静岡県	0.61	0.24	0.23	10.0	11	無	無	扇状地形	16	0	210	135	7,021	3(0)	1(0)			0.46 (0.42)	無				有2条指定

(飯山建設事務所)

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域											砂防施設		土砂災害有無	安全な避難場所の有無	砂防指定地有無			
			河川延長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均河床勾配 (度)	比較的大規模な崩壊履歴 (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保全対象						砂防施設有無	未満砂量 (m ³)						
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	家戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設者	公共施設等の 左記施設外等の	耕地面積 (ha)								
213130001	野々海川	無名沢	照岡	1.69	0.45	0.45			無	無																		
213130002	寒川	無名沢	照岡	3.67	7.02	1.03			無	無																		
213130003	寒川	無名沢	照岡	4.13	5.41	0.90			無	無																		
213130004	出川	無名沢	照岡	0.24	0.15	0.15			無	無																		
213130005	千曲川	無名沢	一山	0.55	0.20	0.20			無	無																		

3 土石流危険溪流

河川番号	河川名	河川所在地名	流域概要							土石流危険区域											砂防施設		土石流災害有無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無			
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較的規模の大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					全 対 象						砂防 施設 有無	未 満 砂 量 (m ³)						
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時 要援護 者	公共施設 以外 等の	耕地 面積 (ha)								
213130006	千曲川	無名沢	常郷	0.39	0.11	0.11			無	無																		
213130007	千曲川	無名沢	常郷	0.37	0.07	0.07			無	無																		
213130008	皿川	無名沢	旭	0.61	0.21	0.15			無	無																		
213130009	皿川	無名沢	旭	0.30	0.06	0.05			無	無																		
213130010	皿川	無名沢	旭	1.05	0.50	0.18			無	無																		

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域											砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無				
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較的規模の 大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保全対象						耕地 面積 (ha)	砂防 施設 有無 (m ³)							
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時 要援護者 設置者	左記 施設 等の										
213130111	皿川	無名沢	旭	0.69	0.40	0.24			無	無																			
213130112	皿川	無名沢	旭	0.41	0.07	0.07			無	無																			
213130113	松田川	無名沢	旭	0.58	0.13	0.03			無	無																			
213130114	皿川	無名沢	旭	0.87	0.50	0.10			無	無																			
213130115	清川	無名沢	静岡	0.70	0.48	0.30			無	無																			

3 - 4 雪崩危険箇所

1 県林務部所管分

箇所 番号	位 置		斜 度	危 険 度 等			人 家 (戸)
	大字	小 字		発生危険度	保全対象 重 要 度	危険地区の 危 険 度	
1	寿	黒岩 (顔戸)	40 ~ 44 °	a	H	A	45
2	富倉	下倉中	40 ~ 44 °	a	H	A	23
3	一山	狐山 (羽広山)	45 ~ 49 °	a	L	B	-
4	吉	東久保	40 ~ 44 °	c	H	B	30
5	飯山	堂平	40 ~ 44 °	b	H	A	5
6	富倉	片沢 (中谷)	45 ~ 49 °	a	H	A	-
8	豊田	焼峯 (小境)	40 ~ 44 °	b	H	A	34
9	照岡	柄山坂	40 ~ 44 °	a	L	B	-
10	飯山	横手上 (分道)	40 ~ 44 °	c	M	C	-
11	照岡	名立	40 ~ 44 °	b	H	A	27

2 県土木部所管分

危険箇所 等の種類	箇所 番号	危険箇所名	大字小字等 地 名	最急傾斜度 (θ 2)	雪崩危険斜面 延 長 (縦断方向)	雪崩危険斜面 延 長 (横断方向)
	494	小境	緑・中曽根	39	175	250
	496	下境	一山・下境	21	275	75
	497	和水	照岡・和水	22	225	675
	498	中村	照岡・中村	38	150	1700
	499	藤沢	照岡・藤沢	39	25	275
	525	倉本 1	富倉・倉本	40	375	1250
	527	中谷	富倉・中谷	64	275	500
	528	滝ノ脇	富倉・滝の間	39	750	300
	531	堰口	旭・堰口	39	75	250
	532	大川	旭・大川	31	100	525
	533	大川西	旭・大川	31	125	175
	535	分道	飯山・分道	31	275	250
	537	顔戸	寿・顔戸	39	900	1250
	538	中曽根	緑・中曽根	28	100	300
	539	中条	緑・中条	31	350	250
	540	市ノ口	飯山・市ノ口	31	50	175
	543	大塚	常盤・大塚	39	75	750

546	福島	瑞穂・福島	39	300	750
549	其綿	其綿・山岸	39	250	375
550	吉	吉・吉	28	250	875
1257	西大滝	照岡・西大滝	31	250	500
1258	中谷上	富倉・中谷	39	150	150
1259	中谷下	富倉・中谷	22	175	125
1260	大川上	旭・大川	22	50	50
1261	大川下	旭・大川	39	75	125
1262	分道下	飯山・分道	39	50	75
1263	堂平	飯山・堂平	39	150	125
1264	中曽根上	緑・中曽根	31	150	250
1265	上水沢	常盤・上水沢	22	50	300
1266	山口	旭・山口	39	150	225
1267	市ノ口東	飯山・市ノ口	39	125	575
1268	桑名川駅	照岡・馬場	39	400	950
1269	有尾	飯山・有尾	22	150	225
1270	神明町	飯山・神明町	39	50	100
1271	愛宕町	飯山・愛宕町	28	75	300
1272	奈良沢	飯山・奈良沢	27	100	200
1273	新田	蓮・新田	28	250	275
1274	深沢	蓮・深沢	31	175	250
1275	中組	蓮・中組	22	125	875
1276	笹沢東	瑞穂・笹沢	33	125	500
1277	笹沢下	瑞穂・笹沢	39	50	75
1278	小菅	瑞穂・小菅	31	1250	875
1279	下田	照岡・下田	28	75	125
1280	関沢	瑞穂・関沢	31	200	325
1281	神戸東	瑞穂・神戸	31	975	625
1282	神戸西	瑞穂・神戸	39	25	50
1283	安田上	木島・安田	31	50	200
1284	新屋	照岡・新屋	22	125	300
1285	下境下	一山・下境	39	75	75
1286	三郷	豊田・三郷	39	325	250
1287	川面	常郷・川面	30	175	850
1288	五束	豊田・五束	22	325	250
1289	北原	瑞穂豊・北原	22	75	75
208	藤沢西	照岡・藤沢	31	100	125
209	濁池	富倉・濁池	39	50	100

210	涌井東	旭・涌井	35	100	300
211	堰口上	旭・堰口	22	125	200
212	大川中	旭・大川	39	100	100
213	島	緑・島	39	200	350
214	法寺	緑・法寺	31	75	250
215	南条	旭・南条	39	25	100
216	大池	飯山・大池	22	150	200
217	市ノ口西	飯山・市ノ口	22	125	125
218	上倉	飯山・上倉	39	75	125
219	下境上	一山・下境	30	125	100
220	荒船	静間・荒船	28	150	200
221	田草	静間・田草	31	225	450
222	南善寺上	蓮・上南善寺	39	300	200
223	南善寺下	蓮・上南善寺	39	300	175
224	境沢	蓮・境沢	28	200	175
225	笹沢上	瑞穂・笹沢	22	125	200
226	富岡	瑞穂・富岡	22	250	625
227	安田下	木島・安田	39	150	250
228	上境東	一山・上境	34	200	175
229	上境西	一山・上境	25	287.5	125
230	柳沢	豊田・柳沢	22	25	50
231	戸狩新田上	照里・戸狩新田	39	25	125
232	戸狩新田	照里・戸狩新田	22	25	50
233	戸狩新田下	照里・戸狩新田	31	75	50
234	中谷中	富倉・中谷	37	175	150
235	大久保	一山・大久保	31	100	150
236	涌井	旭・涌井	22	75	125

3 - 5 崩壊土砂流出危険地区

番号	位 置		危険地区面積 (ha)	溪流延長 (m)	人 家 (戸)	道 路	備 考
	大字	小 字					
1	蓮	日影	0.6	400	5	市道	
2	蓮	大林	1.05	700	5	市道	
3	静間	命無尽	0.75	500	91	市道	
4	静間	扇平	1.05	700	91	市道	
5	静間	トビガ沢	1.5	1,000	91	市道	
6	静間	亥ノ沢	1.5	1,000	91	市道	
7	静間	坪根	1.05	700	5	市道	
8	静間	沓津	1.05	700	5	市道	
9	静間	沓津	0.45	500	5	市道	
10	静間	宝蔵	0.75	500	5	林道	
11	静間	城	0.45	300	7	市道	
12	飯山	深沢	1.44	1,200	17	県道	
13	飯山	楯	0.18	200	17	県道	
14	旭	不動	0.72	800	10	県道	
15	旭	深山口	0.72	800	30	市道	
16	旭	堰口	0.72	800	10	国道	
17	旭	川上	0.72	800	14	国道	
18	旭	宮の前	1.35	900	19	市道	
19	緑	判官平	0.36	400	17	県道	
20	緑	大谷地	4.2	2,000	52	県道	
21	旭	北沢	0.45	500	7	国道	
22	富倉	向山	0.6	400	7	国道	
23	豊田	古城	1.92	800	60	県道	
24	豊田	岩下	2.73	1,300	23	県道	
25	豊田	城山	1.8	1,200	25	県道	
26	豊田	引入沢	2.1	1,400	14	県道	
27	豊田	雨池	2.88	1,600	35	県道	
28	常郷	婆ヶ嶽	0.9	600	5	県道	
29	一山	殿	1.5	1,000	8	県道	
30	一山	岩下	2.1	1,400	21	県道	
31	一山	鳴沢頭	1.2	400	0	国道	
32	一山	崩	1.2	500	0	市道	
33	照岡	上のら	1.08	600	0	国道	
34	照岡	上ノ山	0.27	300	31	国道	

35	照岡	上上	0.27	300	0	国道	
36	旭	硫黄口	0.9	600	10	国道	
37	旭	堰口	1.2	800	25	国道	
38	豊田	押出	0.72	800	50	県道	
39	豊田	城山	0.24	400	70	市道	
40	旭	笹原田	1.8	300	0	国道	
41	旭	南俣	13.2	1,100	14	国道	
K 1	照岡	照岡山164 - 166林班	11.88	2,400	0	林道	西沢
K 2	照岡	照岡山163, 164林班	15.84	3,300	0	林道	東沢
42	常盤	上水沢	0.02	130	60	県道	

3 - 6 山腹崩壊危険地区

番号	位 置		危険地区 面 積 (ha)	人家戸数 (戸)	公共施設		被災危険 危険度	山腹崩壊 危険度	保安林の 指 定
	大字	小 字			道路以外の 施 設	道 路			
1	照岡	水上	1			市道	C	C	○
2	照岡	中沢	1			市道	C	C	○
3	照岡	ノマタ	1	11		市道	A	C	
4	照岡	峰	7	1	1	国道	A	B	○
5	照岡	山越	7	10	2	国道	A	C	
6	照岡	原	2	13	1	国道	A	C	
7	一山	川面	5	1	1	国道	A	C	○
8	常郷	横川	2			市道	C	C	
9	常郷	川面西	6	10	1	国道	A	B	
10	寿	雪くぼ	1	11		市道	A	A	○
11	緑	判官平	3	5		市道	B	B	
12	緑	ウドノ入	2			市道	C	C	○
13	富倉	中野	3	5		国道	B	B	○
14	富倉	倉本	4	12		市道	A	B	○
15	旭	ソブ	2	5		市道	B	B	
16	旭	大沢	3	3		国道	C	C	
17	旭	エスミ	1	7		国道	B	C	
18	旭	宮ノ前	2	3		市道	C	B	○
19	旭	家浦	2	6		国道	B	B	
20	旭	川上	1	5		国道	B	B	
21	旭	大平峠	3	1		市道	C	B	
22	旭	硫黄口	1	4		国道	C	B	
23	旭	大平	2	3	1	国道	A	B	○
24	旭	長冷田	2	3	1	市道	A	A	
25	旭	北沢	3		1	国道	A	A	
26	旭	番人	2		1	国道	A	B	○
27	旭	小沢	1	3		市道	C	C	
28	旭	向陽生	2	10		市道	A	C	
29	旭	大川	4	15		市道	A	B	○
30	飯山	市ノ口	1	5		市道	B	C	
31	飯山	牛ヶ首	1	5		県道	B	B	○
32	飯山	不動	1	14		市道	A	B	○
33	飯山	松ノ木	1	18		市道	A	C	○
34	飯山	又カリ沢	1	10		市道	A	C	

35	飯山	弁浦	1	1	1	市道	A	C	
36	飯山	蓮田	1	1	1	市道	A	C	
37	飯山	堂平	3	7		市道	B	B	
38	静間	宝蔵	3			林道	C	A	○
39	静間	小多根	3			市道	C	A	
40	静間	屋敷	3	6		市道	B	A	
41	木島	横吹	3		1	県道	A	C	○
42	蓮	荒舟	4	10		市道	A	B	
43	蓮	南善寺	2	5		市道	B	C	
44	蓮	柳久保	1	5		市道	B	C	
45	蓮	北原	2	8	1	国道	A	B	
46	蓮	向平	2	7	1	国道	A	C	○
47	瑞穂	一杯清水	4	15		市道	A	B	
48	瑞穂	横畑	3	20		市道	A	C	
49	瑞穂	八又池	3	15		市道	A	B	○
50	富倉	片沢	4			農道	C	C	
51	旭	南俣	6	14		林道	A	B	
52	旭	南俣	2	14		林道	A	C	
53	蓮	大林	1		1	ため池	a 2	a 1	○
54	静間	宝蔵	1	4	1	高校	a 2	a 1	○
55	瑞穂	柏尾	1	1	1	市道	c 2	b 1	○
56	西大滝	西大滝	1			0	C	C	○

3 - 7 土砂崩壊危険箇所

番号	地区名	所在地		管理団体名	受益		工種	被害数量	危険度
		大字	字		戸数 (戸)	面積 (ha)			
1	根越	山岸	峯	木島用排水 委員会	183	166.0	用水路	市道3,000m 人家18戸 農地6,500a	C
2	大川	旭	上湯所	下水内中部 土地改良区	388	155.0	用水路	県道50m 人家32戸 農地50a 水路100m	B
3	長峰隧道	飯山	黄金石	下水内中部 土地改良区	692	328.0	トンネル	市道200m J R 150m 人家2戸 農地50a	B
4	涌井隧道	旭	坂下	下水内中部 土地改良区	388	155.0	トンネル	市道300m 人家2戸 農地100a	A
5	中谷	富倉	村中	中谷区	3	0.3	用水路	国道 200m 人家 3 戸	A
6	柏尾南堰	瑞穂豊	前平	柏尾区	49	13.3	用水路	県道 1,200m 人家 7 戸	A
7	柏尾南堰	瑞穂豊	湯道	柏尾区			用水路	野沢温泉村終 末処理場	A
8	柏尾北堰	瑞穂豊	峰原	柏尾区	145	60.0	用水路	市道2,200m 人家50戸 農地1,500a	A
9	小平	常郷	小平	今井区	25	5.8	用水路	県道150m J R 150m 人家2戸 農地300a	A
10	平	常郷	高野	三郷区	7	4.0	排水路	県道100m 人家2戸 農地400a	B
11	茶屋池幹 線	一山	川倉	下水内中部 土地改良区	667	344.0	用水路	県道100m 農地400a 農道200m	A
12	和水	照岡	せきの	桑名川区	20	6.3	用水路	県道200m J R 200m 人家12戸	A
13	下堰	一山	通草沢	上境区	20	6.5	用水路	県道300m 農地100a 水路400m	A

14	藤沢	照岡	久保	藤 沢 区	4	2.0	用水路	県道180m J R 180m 人家7戸 農地200 a	A
15	北横堰	常盤	牡丹山	上 水 沢 区	14	2.5	用水路	市道140m 人家17戸 農地500 a	A
16	小菅	瑞穂	堂道平	小 菅 区	53	20.0	用水路	市道2,000m 人家31戸 保育園 変電所	B
17	四ヶ郷	蓮	向平	蓮用水組合	108	42.0	用水路	国道 500m J R 500m	B
18	前堰	旭	清水久保	下水内中部 土地改良区	160	86.5	用水路	国道350m 市道1,400m 人家28戸 農地600 a	B

3 - 8 重要水防区域

(平成19年4月現在)

箇所 番号	河川名	河川 管理者名	河川 の種類	左岸 右岸 の別	警戒 の 度合	延長 (m)	箇所	場 所 (目 標)	区分と予 想される 危 険	水防工法
1	千曲川	国	一級	左	A	295	1	飯山市常郷	蛇籠流出	大型ブ ロック 大型土嚢
2	千曲川	国	一級	左	B	900	1	飯山市常盤戸狩 (上今井水門・ 広井川樋門)	河岸崩壊	木流し 蛇籠
3	千曲川	国	一級	右	B	1,500	1	飯山市柏尾 (柏尾橋)	法崩れ・ すべり	崩壊対策
4	千曲川	国	一級	左	B	1,550	2	飯山市常盤戸狩 (上今井水門・ 広井川樋門)	法崩れ・ すべり	崩壊対策
5	千曲川	国	一級	左	要注意	400	1	飯山市常盤戸狩 (日光川樋管・ 広井川樋門)	決壊跡	
6	千曲川	国	一級	左	B	940	1	飯山市常盤戸狩 (広井川樋門)	漏水	月の輪
7	千曲川	国	一級	右	要注意	280	1	飯山市柏尾 (柏尾橋上流)	決壊跡	
8	千曲川	国	一級	右	B	204	1	飯山市柏尾 (柏尾橋上流)	漏水	月の輪
9	千曲川	国	一級	右	B	46	1	飯山市柏尾 (柏尾橋上流)	漏水	月の輪
10	千曲川	国	一級	左	A	100	1	飯山市常盤戸狩	漏水	月の輪
11	千曲川	国	一級	左	A	540	1	飯山市常盤戸狩 (広井川樋門上 流)	漏水	月の輪
12	千曲川	国	一級	右	A	130	1	飯山市瑞穂	河岸崩壊	
13	千曲川	国	一級	左	B	7,050	1	飯山市常盤～静 間 (大関橋～綱切 橋)	法崩れ・ すべり	崩壊対策
14	千曲川	国	一級	左	要注意	260	1	飯山市常盤 (御立野排水樋 管上流)	決壊跡	
15	千曲川	国	一級	左	B	2,500	1	飯山市常盤～静 間 (大関橋～綱切 橋)	漏水	月の輪
16	千曲川	国	一級	右	B	5,560	1	飯山市木島 (樽川～綱切 橋)	堤防高 (流下能力)	積み土嚢
17	千曲川	国	一級	右	A	988	1	飯山市木島 (樽川上流)	漏水	月の輪

18	千曲川	国	一級	右	B	63	1	飯山市木島 (樽川上流)	漏水	月の輪
19	千曲川	国	一級	右	A	1,695	1	飯山市木島 (樽川上流)	漏水	月の輪
20	千曲川	国	一級	右	B	3,500	1	飯山市木島 (樽川～綱切橋)	法崩れ・すべり	崩壊対策
21	千曲川	国	一級	右	B	3,500	1	飯山市木島 (樽川～綱切橋)	漏水	月の輪
22	千曲川	国	一級	左	A	180	1	飯山市飯山	漏水	月の輪
23	千曲川	国	一級	左	B	364	1	飯山市常盤 (中島樋管上流～R117)	漏水	月の輪
24	千曲川	国	一級	右	A	2,894	1	飯山市木島 (中央橋下流～綱切橋)	漏水	月の輪
25	千曲川	国	一級	左	A	240	1	飯山市飯山	蛇籠・並杭流出	大型ブロック 大型土嚢
26	千曲川	国	一級	左	A	110	1	飯山市飯山	漏水	月の輪
27	千曲川	国	一級	右	B	1,000	1	飯山市木島 (樽川～綱切橋)	漏水	月の輪
28	千曲川	国	一級	右	B	350	1	飯山市木島 (上新田揚水樋管)	堤防一部流出	木流し 蛇籠
35	千曲川	国	一級	左	B	2,200	1	飯山市蓮	漏水	月の輪
36	千曲川	国	一級	左	B	2,000	1	飯山市蓮 (蓮堤防)	堤防余裕高不足	積み土嚢
40	千曲川	国	一級	左	A	220	1	飯山市蓮	蛇籠・並杭流出	大型ブロック 大型土嚢
	国計					41,559	32			
番号	河川名	河川 管理者名	河川 の種類	左岸 右岸 の別	警戒 の 度合	延長 (m)	箇所	場 所 (目 標)	区分と予 想される 危 険	水防工法
1	千曲川	県	一級	左	A	400	1	下境	無堤部 浸水	木流し 蛇籠布せ
2	千曲川	県	一級	左	A	2,500	1	桑名川	無堤部 浸水	積み土嚢
3	出川	県	一級	左	B	100	1	和水(集落上)	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
4	桑名川	県	一級	右	A	50	1	中村(集落上)	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
5	日光川	県	一級	左	A	400	1	五輪橋上～県道 まで	河積不足 越水(内 水氾濫)	積み土嚢
6		県	一級	右	A	400	1			
7	日光川	県	一級	左	B	200	1	県道上	護岸等の 決壊	木流し
8		県	一級	右	B	200	1			

9	今井川	県	一級	左	A	260	1	大深（ＪＲ飯山 線下流）	河積不足 越水（内 水氾濫）	積み土囊
10	今井川	県	一級	左	A	380	1	主要地方道上下 流	堤高不足 越水 護岸老朽	積み土囊 木流し
11		県	一級	右	A	380	1			
	県 計					5,270	11			
	計					46,829	43			

3 - 9 水防上重要な水門、ダム

河川名	河川の 種 類	樋管の名称	場 所 (左右岸)	位 置	設 置 者	管 理 者	内水河川等
千曲川	一級	宮沢川樋門	蓮 (左岸)	秋津伍位野	国土交通省	千曲川河川 事 務 所	(一) 宮沢川
千曲川	一級	静間排水樋管	静間 (左岸)	秋津北畑	国土交通省	飯山市 (道河)	排水路
千曲川	一級	飯山城南樋管	飯山 (左岸)	飯山上町	国土交通省	飯山市 (まちづくり)	排水路
千曲川	一級	飯山樋管	飯山 (左岸)	飯山福寿町	国土交通省	千曲川河川 事 務 所	(普) 立川
千曲川	一級	栄川樋管	飯山 (左岸)	飯山福寿町	国土交通省	千曲川河川 事 務 所	(準) 栄川
千曲川	一級	皿川樋門	飯山 (左岸)	飯山有尾	国土交通省	千曲川河川 事 務 所	(一) 皿川
千曲川	一級	木島第1排水 樋 場	木島 (右岸)	木島安田	飯山市	飯山市 (農林)	農業用水
千曲川	一級	木島雨水排水 樋 門	木島 (右岸)	木島上新田	飯山市	飯山市 (上下水)	排水路
千曲川	一級	坂井樋管	木島 (右岸)	木島坂井	飯山市	飯山市 (農林)	農業用水
千曲川	一級	有尾 樋管	飯山 (左岸)	飯山有尾	飯山市	飯山市 (農林)	農業用水
千曲川	一級	中島排水樋管	常盤 (左岸)	常盤小沼	飯山市	飯山市 (農林)	農業用水
千曲川	一級	御立野排水 樋 場	常盤 (左岸)	常盤戸隠	国土交通省	千曲川河川 事 務 所	(準) 御立野川
千曲川	一級	大倉崎排水樋管	常盤 (左岸)	常盤大倉崎	国土交通省	飯山市 (道河)	排水路
千曲川	一級	常盤排水樋管	常盤 (左岸)	常盤戸狩	飯山市	飯山市 (農林)	農業用水
千曲川	一級	広井川樋門	照里 (左岸)	常盤戸狩	国土交通省	千曲川河川 事 務 所	(一) 広井川
千曲川	一級	今井川樋門	常郷 (左岸)	太田大深	国土交通省	千曲川河川 事 務 所	(一) 今井川
千曲川	一級	下柏尾樋管	瑞穂 (右岸)	瑞穂柏尾	国土交通省	千曲川河川 事 務 所	(普) 柏尾川
千曲川	一級	日光川樋管	照里 (左岸)	常盤戸狩	国土交通省	千曲川河川 事 務 所	(一) 日光川
千曲川	一級	照岡3号樋門	照岡 (左岸)	岡山桑名川	長野県	飯山市 (道河)	排水路
千曲川	一級	照岡2号樋門	照岡 (左岸)	岡山桑名川	長野県	飯山市 (道河)	排水路

千曲川	一級	照岡 1 号樋門	照岡 (左岸)	岡山桑名川	長野県	飯山市 (道河)	排水路
千曲川	一級	西大滝ダム	照岡 (左岸)	岡山西大滝	東京電力 (株)	東京電力 (株)	***
樽 川	一級	大樋樋門	木島平村 上 木 島 (左岸)	木島平村 上 木 島	長野県	飯山市 (農林)	農業用水
樽 川	一級	蛭川樋門	木島平村 上 木 島 (左岸)	木島平村 上 木 島	長野県	飯山市 (道河)	(普) 蛭川
樽 川	一級	天神堂樋門	天神堂 (左岸)	木島天神堂	長野県	飯山市 (道河)	(普) 古川
樽 川	一級	宮脇樋門	天神堂 (左岸)	木島平穂高	長野県	飯山市 (道河)	(普) 宮裏川
樽 川	一級	彦四郎樋門	戸那子 (右岸)	瑞穂戸那子	長野県	飯山市 (道河)	(普) 彦四郎川
樽 川	一級	戸那子機場	戸那子 (右岸)	瑞穂戸那子	飯山市	飯山市 (農林)	農業用水

3 - 10 農業用ため池施設

番号	名 称	所 在 地		管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m ³)	かんがい 受 益 地 (ha)
		大字	小字					
1	原の古堤	照岡	原	藤沢区	7.5	220.0	85,000	13.0
2	原の新堤	照岡	原	藤沢区	5.0	250.0	46,000	13.0
3	餅洗池	照岡	猿敷	柄山区	6.0	60.0	24,000	12.0
4	昔の堤	照岡	猿敷	柄山区	2.0	25.0	2,000	2.0
5	中の堤	照岡	猿敷	柄山区	4.5	70.0	18,000	12.0
6	下の堤	照岡	猿敷	柄山区	4.0	40.0	3,000	12.0
7	羽広山堤	一山	峰	羽広山 用水組合	9.0	190.0	45,000	25.0
8	羽広山上の堤	一山	大神楽	羽広山区	5.0	100.0	15,000	25.0
9	和水池	一山	大谷地	和水区	6.0	30.0	21,000	2.0
10	下境中堤	一山	巻沢	下境区	6.0	40.0	7,500	20.0
11	下境新堤	一山	新堤	下境区	9.0	100.0	140,000	20.0
12	外村堤	一山	下川原	上境外村組	4.8	20.0	7,500	2.0
13	上境新堤	一山	通草沢	上境区	8.0	200.0	48,000	50.0
14	端の堤	一山	一本柳	中部 土地改良区	4.5	30.0	2,700	6.0
15	小出雲	一山	一本柳	中部 土地改良区	4.0	57.0	2,000	6.0
16	田茂木池	一山	田茂木平	中部 土地改良区	2.5	371.0	55,000	70.0
17	猪池	一山	田茂木平	中部 土地改良区	5.5	195.0	14,800	7.0
18	茶屋池	一山	神楽	中部 土地改良区	10.5	29.0	195,000	334.0
19	大石平	常郷	石平	太田北部三区	7.0	46.0	3,700	20.0
20	相好池	豊田	大日影	瀬木区	7.4	82.0	10,000	26.0
21	今井1号	常郷	宝久保	常郷耕地 整理組合	6.5	56.0	9,000	5.0
22	今井2号	常郷	宝久保	常郷耕地 整理組合	4.0	37.0	3,000	2.0
23	今井3号	常郷	宝久保	常郷耕地 整理組合	4.0	40.0	800	1.0
24	泥の久保	豊田	泥の久保	蕨野用水組合	9.5	62.0	10,000	5.0
25	丸山堤	豊田	豊田国有林 地内	中部 土地改良区	8.5	54.0	3,000	16.0
26	小泉の堤	照里	長嶺腰	小泉区	4.0		6,000	

27	上種池	豊田	上種	北条区	2.5	40.0	2,000	15.0
28	北之地池	豊田	北之地	堀ノ内区	7.0	125.0	4,300	12.0
29	横井池	豊田	横井	堀ノ内区	4.0	78.0	1,300	6.0
30	中古池	豊田	中古池	小境界区	6.9	34.0	38,000	47.0
31	桂池	寿	桂池	小境界区	8.3	13.5	147,000	47.0
32	銚子池	豊田	御膳清水	小境界区	4.5	20.0	10,000	36.0
33	山田溜池	豊田	山田	小境界区	3.9	67.0	2,500	4.0
34	木通久保	緑	木通久保	中条	2.5		2,500	68.0
35	針湖池	常盤	長峰	中部 土地改良区	7.5	217.0	130,000	26.0
36	荒小屋	旭	荒小屋	笹川区	3.3	101.0	7,000	30.0
37	雨池	飯山	雨池北	愛宕町区	4.0	40.0	6,000	2.0
38	大聖寺池	飯山	町ノ浦	神明町区	4.0		1,000	
39	矢落の池	飯山	堤下	上倉区	4.0	60.0	7,500	3.0
40	分道溜池	飯山	分道	分道区	6.0	20.0	500	8.0
41	田草溜池	静間	田草	荒舟区	8.5	39.0	5,600	5.0
42	勘助の溜池	静間	荒舟	荒舟区	8.5		5,600	5.0
43	上原溜池	蓮	上原	荒舟区	8.0	66.0	8,400	3.0
44	水なし溜池	静間	荒舟	荒舟区	5.0		3,500	
45	中山根溜池	蓮	向平	蓮用水組合	6.0	60.0	3,600	24.0
46	新田 1 号	蓮	北原	新田水利組合	6.0	56.0	3,600	12.0
47	新田 2 号	蓮	北原	新田水利組合	6.0	79.0	8,000	12.0
48	大林	蓮	大林	新田水利組合	12.0	45.0	10,000	12.0
49	上組溜池	蓮	向平	蓮区	15.0	64.0	9,600	50.0
50	深沢溜池	蓮	深沢	深沢区	3.5	35.0	2,880	1.0
51	堀越溜池	蓮	堀越	堀越区	4.0	37.0	3,600	2.0
52	小金石	瑞穂豊	小金石	柏尾南組	6.0	25.0	5,300	24.0
53	柏尾北	瑞穂豊	大久保	柏尾区	6.0	40.0	3,000	7.0
54	柏尾上堤	瑞穂豊	横畑	柏尾南組	8.0	40.0	600	24.0
55	柏尾古堤	瑞穂豊	横畑	柏尾南組	6.0	45.0	4,800	24.0
56	柏尾新堤	瑞穂豊	横畑	柏尾区	9.8	102.9	16,000	24.0
57	北竜湖	瑞穂	大菅	小菅用水組合	8.0	127.0	862,000	24.0
58	細野池	富倉	細野	倉本区	5.0	35.0	6,300	13.0
59	太田入	富倉	太田入	滝の脇区	4.5	60.0	9,000	20.0
60	滝の脇池	富倉	向平	滝の脇区	10.0	34.0	19,000	25.0
61	濁池	旭	川上	濁池区	8.0	32.0	11,000	14.0
62	涌井溜池	旭	ヤセウネ	涌井区	3.5	50.0	7,000	19.0

63	涌井新池	旭	穴清水	中部 土地改良区	11.1	30.0	12,000	14.0
64	二の腰溜池	旭	大平	旭水利組合	5.0	24.0	46,000	24.7
65	沼の池	旭	大平峰	中部 土地改良区	5.4	365.5	486,000	196.0
66	蘇武の池	緑	蘇武	中部 土地改良区	6.0	150.0	70,000	40.0
67	行清水	照岡	行清水	桑名川区	4.0		16,400	151.4

3 - 11 砂防指定地

番号	溪流名	区 域		告 示		面 積 (ha)					
		大字	字	年 月 日	番号	計	河川敷	民有林	道路等	国有地	民有地
1	清 川	静岡	命無尽	S 11. 5 . 7	291	1.74	0.08	1.66			
2	野々海川	照岡	中 田	S 11. 5 . 7	291	3.61	1.27	1.73			0.61
3	松 田 川	旭	川 上	S 22.11.21	350	14.25	2.95	1.74	0.04	0.12	9.40
4	清 川	静岡	長 坂	S 26.10.17	936	2.72 4.34	2.60	0.16		0.01	0.12 4.17
5	湯ノ入川	富倉	向 戸 上倉中	S 26.10.17	936	0.75 1.03	0.39	0.18 0.12			0.18 0.91
6	滝 沢 川	緑	判官平	S 32. 7 . 15	921	0.52	0.10		0.02		0.40
7	滝ノ脇沢川	富倉	向 平	S 40.11.12	3,213	8.26	1.07	0.46	0.15		6.58
8	野々海川	照岡	山 根	S 47. 4 . 20	819	20.03	2.50	1.99	0.19	8.79	6.56
9	飛 戸 川 水 野 川	富倉	川 下	S 51.12.22	1,637	9.04	0.60	2.58	0.07		5.79
10	滝の入沢川	富倉	向 平	S 54. 2 . 1	111	3.85	0.36	0.60	0.06		2.83
11	今 井 川	豊田	道 平	S 54.11.22	1,749	25.70	2.06	3.78	1.33		18.53
12	桑 名 川	照岡	入 口	S 59. 3 . 24	711	3.33	0.37	1.26	0.08		1.62
13	出 川	一山	川 倉	S 59. 8 . 31	1,264	3.48	0.51	0.92	0.09		1.96
14	井 出 川	一山	崩	H 4 . 3 . 17	674	3.84	0.37	0.42	0.08		2.97
15	又カリ沢	飯山	又カリ口	H 8 . 4 . 9	1,187	2.70	0.05	0.51	0.17		1.97
16	滝 沢 川	緑	大谷池	H 8 . 8 . 16	1,721	1.12	0.07	0.17	0.22		0.66
17	運 上 川	常郷	川原畑	H 10. 7 . 16	1,476	4.80					
18	日 影 沢	旭	入ノ澤	H 12. 1 . 25	129	3.79	0.14	0.51	0.16	0.01	2.97

3 - 12 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設

浸水想定区域	河川名		名 称	所在地	電話	FAX 番号	備 考
	千曲川	樽 川					
飯山地区	○		飯山赤十字病院	飯山 226-1	62-4195	62-4449	総合 300 床
飯山地区	○		服部医院	飯山 1223	62-2816	62-6123	
飯山地区	○		小田切医院	飯山 2940	62-2039	62-2039	
飯山地区	○		平井整形外科医院	飯山 2600-2	62-2272	同左	
飯山地区	○		清水医院	飯山 2344	62-2351	81-3844	
飯山地区	○		畑山医院	飯山 949	67-2888	62-4159	
飯山地区	○		いいやま診療所	南町 13-13	67-0100		
飯山地区	○		こだま眼科クリニック	飯山 263-14	67-0200		
飯山地区	○		飯山赤十字病院指定通所 リハビリテーションふきのとう	飯山 226-1	62-4195	62-4449	通所リハビリ
飯山地区	○		雁木ぷらざ	南町 19-8	62-1312	同左	(福)高水福祉会 多機能型 障害者活動 支援センター
飯山地区	○		宅老所あいあい	飯山 2363-1	62-2777	同左	通所介護
飯山地区	○		グループホームすずらん	飯山 193	81-3315	81-3325	認知症対応型共同生 活介護
飯山地区	○		グループホームあおい	飯山 2128-19	67-0688	67-0689	認知症対応型共同生 活介護
飯山地区	○		いいやまの郷	飯山 2128-5	67-0355	67-0358	サービス付き高齢者 向け住宅
飯山地区	○		ホームかたくり	飯山 2529-4	63-3248		NPO 法人ここから 障害者グループホーム
飯山地区	○		第 2 かたくり	飯山 2160-4	65-5548	同左	NPO 法人ここから 障害者グループホーム
飯山地区	○		たまちホーム	飯山 2850-5	62-6538	同左	(福)高水福祉会 障害者グループホーム
飯山地区	○		飯山市しろやま保育園	飯山 2910-1	62-5595	同左	
飯山地区	○		飯山市あきは保育園	南町 6-7	62-2461	同左	
飯山地区	○		飯山中央幼稚園	南町 22-17	62-2679	62-3484	
飯山地区	○		めぐみ保育園	南町 26-17	62-2129	62-1629	
木島地区	○	○	鳥羽整形外科病院	野坂田 449-1	81-3800	81-3801	

第 7 編 資料 3 災害危険箇所

木島地区	○	○	みゆき会クリニック	下木島 9	63-2560	81-3851	
木島地区	○	○	医療法人みゆき会飯山介護老人保健施設 みゆき	下木島 9	81-3850	81-3851	通所リハビリ、老人保健施設・短期入所療養介護
木島地区	○	○	NPO 法人グループホーム 赤いにんじん	下木島 258	81-3037	81-3038	認知症対応型共同生活介護
木島地区	○	○	飯山養護学校	野坂田 220-1	67-2580	81-1073	
木島地区	○	○	ふっくら工房ふるさと	野坂田 321-1	62-1710	同左	障害者通所授産施設
木島地区	○	○	飯山市木島保育園	野坂田 849	62-5888	同左	
瑞穂地区	○	○	ホームとなご	瑞穂 7-1	65-3080		NPO 法人ここから 障害者グループホーム
常盤地区	○		飯山市社協 デイサービスセンター-常盤	照里 1555-1	65-5001	65-5801	通所介護
常盤地区	○		飯山市常盤保育園	常盤 5256-5	62-5804	同左	
太田地区	○		戸狩診療所	常郷 117-5	65-3995	65-4099	
太田地区	○		北信総合病院附属 北信州診療所	常郷 12-5	65-1200	65-1211	
太田地区	○		JA 北信州みゆき デイサービスセンター-北部ひだまり	常郷 28-1	65-1265	65-1365	通所介護

資料4 相互応援関係

4 - 1 長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防応援 消防隊による応援
- (2) 救助応援 救助隊による応援
- (3) 救急応援 救急隊による応援

(4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第 6 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第 1 要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第 2 要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）
- (3) 第 3 要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

2 応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第 2 要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第 3 要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第 7 条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第 3 項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第 8 条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第 3 章 経費負担

(応援経費等の負担)

第 9 条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費

カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

（損害賠償）

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第 4 章 協議

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

（補則）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

（長野県広域消防相互応援協定の廃止）

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成12年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

別 表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曽広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

4 - 2 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において**災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する**災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置)

第 2 条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、**別記 1**に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記 1 に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第 2 順位及び第 3 順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第 3 条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ **避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）**
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ **前 2 号に掲げるもののほか、災害救助法第 23 条第 1 項に定める救助**

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な、被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村(代表市町村を除く。)が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任

ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第 7 条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記 1 に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第 8 条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記 1 に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（防災体制の強化等）

第 9 条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

（補則）

第 10 条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この協定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（協定の成立）

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曽	木曽町	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	<u>上伊那</u> 木 曽
上伊那	<u>諏 訪</u> 飯 伊
飯 伊	<u>上伊那</u> 木 曽
木 曽	<u>飯 伊</u> 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

4 - 3 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。
- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村長と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第 6 条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

（緊急時における自主的活動）

第 7 条 協定第 5 条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

（経費の負担）

第 8 条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

（情報交換）

第 9 条 協定第 7 条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

附 則

（施行期日）

- 1 この実施細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（実施細則の改定）

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

（実施細則の成立）

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

4 - 4 飯山市魚津市災害時相互応援協定書

飯山市と魚津市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請等に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「応援職員等」という。）及び機器機材を出動させ又は調達して応援するものとする。

- (1) 救援活動
- (2) 給水活動
- (3) 行政事務活動
- (4) 救援物資の調達、輸送及び配給業務
- (5) 児童生徒の一時入学受入れ業務
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) その他特に要請された業務

（応援要請の手続き）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、通信等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び支援を要する事由
- (2) 応援の種類、応援職員数及び機器機材数
- (3) 活動内容、集結場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) その他必要な事項

（応援活動）

第3条 応援要請を受けた場合、応援市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 被災市の応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援を実施できるものとする。

3 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通報しなければならない。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 飯山市防災主管課長
- (2) 魚津市防災主管課長

（情報の交換）

第 5 条 両市は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要な情報を交換するよう努めるものとする。

（指揮権）

第 6 条 応援活動に従事する応援職員等は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

（応援活動に対する便宜供与）

第 7 条 被災市にあっては、応援活動に従事する応援職員等が行う応援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

（経費の負担）

第 8 条 応援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 職員の派遣に要した人件費、旅費は応援市の負担とする。
- (2) 応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給又は応援職員等への宿泊及び給食等は、被災市が現物又はその費用を負担する。
- (3) その他前各号に定めない費用については、両市が協議のうえ決定するものとする。

（災害補償等）

第 9 条 応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援職員等が応援活動中又は被災市への出動及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市がその災害補償をする。
- (2) 応援活動に従事する応援職員等が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償する。

（その他）

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成9年5月19日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、両者署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 9 年 5 月 19 日

長野県飯山市大字飯山1, 110番 1 号

飯山市長 小山邦武

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番 1 号

魚津市長 石川精二

4 - 5 大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 この協定は、山梨市と飯山市（以下「両市」という。）において、大規模な災害が発生した場合、被害を受けた市（以下「被災市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合、若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき両市の間の総合応援協力をを行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第 2 条 両市は大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙（様式第 1 号）のとおり相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

第 3 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受け入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と求めるもの

(応援要請の手続)

第 4 条 被災市が応援を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第 2 条の連絡担当部課を通じ別に定める様式（様式第 2 号）により、文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信（ファクシミリ・メール等）などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 4 号及び第 6 号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第 5 号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及び経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の実施)

第 5 条 応援要請を受けた場合、応援を行う市（以下「応援市」という。）は直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通報しなければならない。

(応援経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げ

るとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災市が負担する。
- (3) 被災市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合は、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第 7 条 第 4 条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援市が負うものとする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第 8 条 応援市は、被災市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災市に対し応援を行うことができる。

- 2 自主出動した市は、情報収集を行うとともに、被災市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期の行うよう努める。

- 3 第 1 項の規定により職員を派遣した場合には、被災市から第 4 条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(資料等の交換)

第 9 条 両市は、この協定に基づく応援が円滑の行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取り扱い)

第 10 条 構成市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(その他)

第 12 条 両市が相互に地勢等理解し合うための交流を積極的に図ることとする。

(施行期日)

第 13 条 この協定は平成 19 年 1 月 29 日から施行する。

この協定の成立を証するため、両市長署名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日

山 梨 県 山 梨 市 小 原 西 9 5 5 番 地

山 梨 市 長 中 村 照 人

長 野 県 飯 山 市 大 字 飯 山 1 1 1 0 番 地 1 号

飯 山 市 長 石 田 正 人

(様 式 省 略)

4 - 5 - 1 平成19年11月29日締結の「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書」に付随する覚書

山梨市と飯山市（以下「両市」という。）は、平成19年11月29日締結の「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書」の第3条（6）について、両市同意の上、下記の件について応援協定に加えることとし、覚書を締結する。

記

- 1 両市のどちらかにおいて大規模な災害が発生し、インターネット回線が断線又はホームページ公開用サーバー若しくは、更新用サーバーが使用不能となり、ウェブサイトを通じた情報提供が不能となったとき、被災市の情報を代わってホームページ上に掲載するものとする。
- 2 応援要請の方法及びホームページ上に掲載する内容等については別に定めるものとする。
- 3 本覚書に記載のない事項については両市協議の上、定めるものとする。
- 4 本覚書は2通作成し、両市署名押印の上、各自1通を保管する。

以上

平成24年2月17日

山梨県山梨市小原西843番地

山梨市長 竹越久高

長野県飯山市大字飯山1110番地1号

飯山市長 足立正則

4 - 6 大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 この協定は、長井市と飯山市（以下「両市」という。）のいずれかの市の区域において大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合又はできないと判断される場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び相互友愛精神に基づき両市の間の応援協力をを行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第 2 条 両市は大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、大規模災害等発生時の連絡担当部課（様式第 1 号）により相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

第 3 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出、医療、防疫又は施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時的に受け入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請があった事項

(応援要請の手続)

第 4 条 被災市が前条に規定する応援を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第 2 条の連絡担当部課を通じ、大規模災害等発生による応援要請について（様式第 2 号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信（ファクシミリ・メール等）などにより要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第 5 号に掲げる職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の実施)

第 5 条 応援要請を受けた場合、応援を行う市（以下「応援市」という。）は直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通知しなければならない。

(応援の自主出動)

第 6 条 応援市は、被災市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、第 4 条の規定にかかわらず、自主的判断により被災市に対し応援を行うことができる。この場合において、被災市から第 4 条の規定による応援要請があったものとみなす。

2 自主出動した応援市は、情報収集を行うとともに、被災市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うものとする。

(応援経費の負担)

第 7 条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 職員の派遣に要した経費の支弁 応援市

(2) 救援物資の調達その他応援に要した経費の負担 被災市

2 被災市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合は、応援市は、当該経費を一時立て替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第 8 条 第 5 条の規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により（当該活動後であっても、その活動に起因するものであることが明らかである場合も含む。）負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、応援市が、本人又はその遺族に対する損害賠償を負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中に生じたものについては応援市が賠償するものとする。

(資料等の交換)

第 9 条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画、その他必要な資料等を交換するものとする。

(市町村合併による取り扱い)

第 10 条 両市のいずれかが合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、両市が協議して定めるものとする。

(その他)

第 12 条 両市は、相互理解を図るため、積極的な交流を推進するものとする。

(施行期日)

第 13 条 この協定は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。

この協定の成立を証するため、両市長署名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 2 4 年 6 月 2 9 日

山形県長井市まもの上 5 番 1 号

長井市長 内谷重治

長野県飯山市大字飯山 1 1 1 0 番地 1 号

飯山市長 足立正則

(様式 省略)

4 - 7 国分寺市飯山市災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、国分寺市と飯山市（以下「両市」という。）のいずれかの市の区域において大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合又はできないと判断される場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び相互友愛精神に基づき両市間の応援協力をを行うため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
- (5) その他被災市から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

(災害時における自主的活動)

第4条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がない場合においても、被災を受けていない協定市（以下「応援市」という。）は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援を実施することが望ましいと認めるときは、自主的に応援を実施するものとする。この場合において、被災市から第3条の応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次の各号に掲げる経費に応じ、当該各号に定める市が負担するものとする。ただし、被災市と応援市の協議により、現況に応じた負担内容とすることができる。

- (1) 派遣職員の旅費及び諸手当 被災市。ただし、応援市の旅費に関する規定により算出した額の範囲内とする。

(2) 派遣職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償費
応援市

(情報の交換)

第 6 条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、連絡体制、地域防災計画等についての
情報交換をあらかじめ行うものとする。

(市町村合併による取り扱い)

第 7 条 両市のいずれかが合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のう
え定めるものとする。

(その他)

第 9 条 両市は、災害時においてこの協定を効果的に機能させるため、平時より積極的な交流を推
進し、相互理解を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有する
ものとする。

平成 2 4 年 1 1 月 1 4 日

国分寺市

国分寺市長 星 野 信 夫

飯山市

飯山市長 足 立 正 則

4 - 8 災害時における飯山市と市内郵便局の協力に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と飯山市内の郵便局（以下「乙」という。）は、飯山市内に大規模な災害が発生した場合における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（用語の意義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項）

第2条 甲の行う協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (2) 甲が収集した被災者に係る情報提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に乙から要請のあった事項

2 乙の行う協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある異常な現象を発見した場合の情報提供
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難場所への郵便差出箱の設置
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 乙が収集した被災者に係る情報提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の協力事項について必要と認めたときは、要請できるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請を受けたときは、その重要性に鑑みそれぞれの行う業務、災害応急活動に支障のない範囲において協力するよう努めなければならない。

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲の要請により甲の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じ情報の交換を行う。

（経費の負担）

第6条 協力に要した経費の負担は、甲が行う協力事項にあっては、甲の負担とし乙が行う協力事項にあっては、乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては飯山市総務部総務課長、乙においては飯山郵便局総務担当副局長とする。

（協議）

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

（適用）

第 9 条 この協定は、平成10年11月11日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲及び乙の両者が署名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

飯 山 市 長 小山邦武

飯 山 市 内 郵 便 局 代 表

飯 山 郵 便 局 長 塚田明弘

4 - 9 災害時における応急生活物資調達に関する協定書

（目的）

第 1 条 この協定は、飯山市内に災害が発生した場合、飯山市（以下「甲」という。）と飯山商工会議所（以下「乙」という。）とが、物資の調達についてこの協定に定めるものとする。

（要請）

第 2 条 災害時において、甲は、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資とする。

（要請の手続き）

第 4 条 第 2 条の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 5 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、速やかに調達するとともに、その調達の状況を甲に連絡するものとする。

（引渡し）

第 6 条 物資の引渡し場所は、甲が指定する。

（費用負担）

第 7 条 甲が要請した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む。）は、甲が負担する。

（費用の請求）

第 8 条 乙は、甲による物資の引渡し終了の確認後、災害発生前の通常価格を基準に適正な価格により、甲に請求するものとする。

（その他）

第 9 条 この協定に関し、疑義が生じたときは、甲乙が協議して決定するものとする。

（適用）

第 10 条 この協定は、平成 11 年 7 月 19 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 11 年 7 月 19 日

飯 山 市 長 小山邦武
飯山商工会議所
会 頭 上海徳右衛門

(別表)

食料品	パン、容器入り水・飲料、牛乳、果物、レトルト食品、缶詰、ハム・ソーセージ、カップ麺、粉ミルク、弁当類、米、調味料
その他	電池、懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、軍手、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、カセット式ガスコンロ及びボンベ、紙コップ・紙皿、トイレットペーパー、洗剤、石鹸、紙おむつ、生理用品、濡れティッシュ、ゴミ袋、運動靴、使い捨てカイロ、下着類、毛布等生活用品

* 品目は、上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

4 - 10 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

飯山市（以下「甲」という）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という）は、飯山地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という）に、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の取引）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条および第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制）

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（法令の遵守）

第11条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

（協定期間）

第12条 この協定は平成12年10月16日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成12年10月16日

甲 飯山市大字飯山1110番地の1号

飯山市長 小山邦武

乙 長野市篠ノ井御幣川668

生活協同組合コープながの

理事長 米原俊夫

別表1

優先供給品目	容器入り水・飲料 パン（菓子パン・調理パン・食パン） 牛乳（ＬＬその他） 果物（バナナ他） レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて供給する品目	● 缶詰（イージーオープン） ● ハム・ソーセージ ● インスタントラーメン ● バター・ジャム ● 緑茶・コーヒー・紅茶 ● 米 ● 粉ミルク ● 電池 ● 懐中電灯 ● ローソク ● マッチ・簡易ライター ● 軍手 ● ポリバケツ ● 飲料用ポリタンク ● カセット式ガスコンロ及びボンベ ● 紙コップ・紙皿 ● トイレットペーパー ● 洗剤・石けん ● 紙おむつ ● 生理用品 ● 濡れティッシュ ● ゴミ袋 ● 運動靴 ● 下着・靴下 ● タオル ● 毛布 ● かとり線香（夏季） ● 使い捨てカイロ（冬季）

- (1) 印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

4 - 11 災害時における応急対策業務に関する基本協定書

（協定の目的）

第1条 この協定は、飯山市地域に災害が発生したとき又は発生する恐れのあるとき（以下「災害時」という。）に、緊急な対応の必要が生じた場合飯山市長（以下「甲」という。）が、飯山市建設業協会長（以下「乙」という。）（社）長野県ダンプカー協会飯山支部支部長（以下「丙」という。）に協力を求めるときの基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、飯山市単独で十分な応急対策業務が実施できないと判断したときは、乙及び丙に応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙及び丙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲の要請に対し速やかに協力するものとする。

3 甲は、乙及び丙以外の関係団体又は建設業者に対しても必要と認めた場合には、応急対策業務の協力を要請することができるものとする。

（費用負担）

第3条 甲の要請に基づいて乙及び丙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

（損害補償）

第4条 飯山市建設業協会、（社）長野県ダンプカー協会飯山支部の会員が、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは傷病にかかり、又は障害を有することになった場合は、乙及び丙が加入する労働者災害保険を適用し、これを補償するものとする。

（協議）

第5条 この協定を実施するための細目については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は協議して定めるものとする。

（適用）

第6条 この協定は、平成19年7月19日から適用する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年7月19日

甲 飯 山 市 長 石田正人

乙 飯山市建設業協会長 坂東峯一

丙 （社）長野県ダンプカー協会
飯 山 支 部 長 福原 初

4 - 12 災害時における応急対策業務の実施に関する細目協定書

飯山市長（以下「甲」という。）と飯山市建設業協会長（以下「乙」という。）、（社）長野県ダンブカー協会飯山支部支部長（以下「丙」という。）は、平成19年7月19日付で締結した「災害時における応急対策業務に関する基本協定書」第5条第1項の規定に基づき、その実施に関して次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙及び丙に実施を要請する業務は、市が管理する公共施設等における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等（以下「応急対策業務」という。）とする。

（建設資機材等の報告）

第2条 乙及び丙は、あらかじめ応急対策業務時に、乙及び丙会員が保有する稼働可能な建設資機材、労力等を把握し、毎年度の当初に甲に報告するものとする。

（実施要請）

第3条 甲は応急対策業務の必要があると認めたときは、連絡窓口を一本化し、乙に対し、応急対策業務の内容等をできるだけ具体的に要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙から応急対策業務の実施を指示された丙、また乙丙会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 乙及び丙会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤人員、時間及び建設資機材等を甲に報告するものとする。

（業務の指示）

第5条 応急対策業務の実施に当たっては、甲が指示し、乙及び丙会員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）

第6条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに甲、乙及び丙に報告するものとする。

2 乙及び丙は、第4条の規定により、応急対策業務を実施した場合には、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

（請負契約）

第7条 甲と乙及び丙会員とは、飯山市財務規則（昭和54年飯山市規則第5号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は、協議して定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成19年7月19日から適用する。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成19年 7 月19日

甲 飯 山 市 長 石田正人

乙 飯山市建設業協会長 坂東峯一

丙 (社)長野県ダンプカー協会
飯 山 支 部 長 福原 初

4 - 13 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定

飯山市（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会飯水支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の原因により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難施設、災害対策本部、現地災害対策本部等（以下「避難施設等」という。）の応急危険度判定の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、乙が迅速かつ円滑に避難施設等の応急危険度判定を実施することにより、市民の安全を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し、災害の状況、実施内容その他必要な事項を示し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急危険度判定の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ないときを除き、当該要請に基づき応急危険度判定に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく本協定の目的に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後又は甲からの協力要請後3時間以内に甲が指定した避難施設等の応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長等を要請することができる。

（事前計画）

第4条 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に文書で報告しなければならない。

2 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急危険度判定に従事中に、その活動内容の状況及び災害に関する情報を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他活動内容の状況及び災害に関する情報で必要な事項

（災害補償）

第 6 条 この協定に基づき災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、飯山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年飯山市条例第23号）の規定に準じて甲が補償を行うものとする。

（補償の請求及び支払い）

第 7 条 乙は、前条に規定する補償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

2 甲は、前項の規定により補償の請求があり、その内容が適当であると認めたときは、その補償に要する費用を速やかに支払うものとする。

（守秘義務）

第 8 条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た個人情報その他の応急危険度判定に関する情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了1月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年3月12日

甲 飯山市大字飯山1110番地の1号

飯山市長 石田正人

乙 中野市大字壁田955番地

長野県建築士会飯水支部

支部長 江口信行

4 - 14 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）並びに飯山市長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、飯山市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第 2 条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 飯山市内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 二 飯山市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第 3 条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関すること。
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第 4 条 第 2 条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

- 2 なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にし、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第 5 条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第 6 条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、3 通作成し、甲乙丙押印のうえ各 1 通を所有する。

平成 23 年 6 月 1 日

- 甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1
さいたま新都心合同庁舎 2 号館
国土交通省
関東地方整備局長 下保 修
- 乙) 新潟県新潟市中央区美咲町 1 - 1 - 1
国土交通省
北陸地方整備局長 前川 秀和
- 丙) 長野県飯山市大字飯山 1 1 1 0 番地 1
飯山市
飯 山 市 長 足立正則

4 - 15 災害時における電気の保安に関する協定書

飯山市（以下「甲」という。）と一般財団法人 中部電気保安協会 長野支店（以下「乙」という。）は、飯山市に発生した地震、風水害その他による災害時（以下「災害」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲の委託契約を着実に履行する他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。

なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者から要請があった場合について出来るだけ協力する。

2 乙は、避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスを行う。

3 乙は、大規模災害が発生し、乙が出向する避難場所で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供する。

4 甲、乙は、災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（防災訓練等）

第3条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

（要請手続き）

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を文書で指定し、協力要請するものとする。ただし、災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は、甲には一切請求しない。

（損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、これを補償するものとする。

（第三者に対する損害補償）

第 7 条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第 8 条 乙は、乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年 1 回、甲に提出するものとする。

（有効期限）

第 9 条 この協定書の有効期限は、平成 24 年 8 月 20 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲及び乙いずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定書は同一条件をもって有効期間満了後、1 年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

（協議事項）

第 10 条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成 24 年 8 月 20 日

甲 長野県飯山市大字飯山 1,110 番地の 1 号
飯山市長 足立正則
乙 長野県長野市桐原一丁目 5 番 8 号
一般財団法人 中部電気保安協会
長野支店 支店長 倉持高久

4 - 16 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

飯山市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1) 日用品等の生活必需品

(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第 8 条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 9 条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 4 年 8 月 2 2 日

甲 長野県飯山市大字飯山 1 1 1 0 - 1

長野県飯山市長 足立正則

乙 群馬県高崎市高関町 3 8 0

株式会社カインズ

代表取締役社長 土屋裕雅

4 - 17 災害に係る情報発信等に関する協定

飯山市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、飯山市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、飯山市が飯山市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ飯山市の行政機能の低下を軽減させるため、飯山市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第 2 条 本協定における取組みの内容は次のとおりとし、飯山市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものから実施するものとする。

- (1) ヤフーが、飯山市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、飯山市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 飯山市が、飯山市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 飯山市が、飯山市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 飯山市が、災害発生時の飯山市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 飯山市が、飯山市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて飯山市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- (7) 飯山市が、飯山市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 飯山市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、飯山市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第 3 条 前条に基づく飯山市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第 4 条 ヤフーは、飯山市から提供を受ける情報について、飯山市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第 5 条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、飯山市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 7 条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、飯山市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、飯山市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2013 年 2 月 26 日

飯山市：長野県飯山市大字飯山 1110 番地の 1 号
飯山市長 足 立 正 則

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

様式第7号（土木関係被害）
（表7の1）

災 害 総 括 表

飯山市（単位：千円）

区 分		前 回 ま で の 報 告 分								今 回 報 告 分		年 間 の 合 計	
		自月日 至月日	異常気象名	自月日 至月日	異常気象名	自月日 至月日	異常気象名	自月日 至月日	異常気象名	自月日 至月日	異常気象名		
		箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額
工 事 区 分	河 川												
	道 路												
	橋 梁												
	計												

資料5 災害情報の収集・連絡関係

5 - 1 被害状況報告等の様式

様式第1号（概況速報）

飯山市

概 況 速 報			
災 害 の 名 称		災害発生日時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被害の種別	被 害 状 況	
	被害地域または場所	災 害 の 状 況
人的・住家関係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公共土木施設 関係		
鉄道 通信 電力 水道	施設関係	
そ の 他		
応急対策等の活動状況、消防職員・消防団員の出動状況等		

様式第2号（人的及び住家の被害）

飯山市

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）										
災害の名称					災害発生の日時		月 日 時			
災害発生の場所										
災害報告の時限			月 日 時現在		発信機関及び 発信担当者					
人的被害	死 行方不明者 負傷者 計	死者	人		災害の概況					
		行方不明者	人							
		負傷者	重傷	人						
			軽傷	人						
			小計	人						
		計	人							
住家の被害	全壊・全焼 又は流失	棟	棟		救済措置状況					
		世帯	世帯							
		人員	人							
	半壊又は半焼	棟	棟		災害適用の見込み 救助法					
		世帯	世帯							
		人員	人							
	一部破損	棟	棟		災害本対策部	名称				
		世帯	世帯			設置	月 日 時 分			
		人員	人			廃止	月 日 時 分			
	床上浸水	棟	棟		ボランティア活動の状況					
		世帯	世帯							
		人員	人							
	床下浸水	棟	棟		その他	消防職員出動延人員		人		
		世帯	世帯			消防団員出動延人員		人		
		人員	人							
	非住家の被害（全・半壊）			棟						

- （注） 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等）、ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）、その他関連事項を記載すること。

様式第3号(社会福祉施設被害)(職業訓練施設被害)

飯山市

社会福祉施設被害状況報告(中間) (職業訓練施設被害状況報告) 確定													
災害の名称				災害発生日時	年 月 日 時								
災害発生場所													
報告の时限	月 日 時現在			発受信時刻	日 時 分								
発 信 者	()			受 信 者	()								
施設の種類	施設名	被 害											
		全 壊		流 失		半 壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)
計													
被害額計		(千円)											

様式第5号(農業関係被害)

飯山市

災害名		発生日時	月日時分～日時分	発信日時	月日時分
		発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

区 画 目	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合 計			主な被害地区及び被害 農作物の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生 産 物 被 害	水 稲								
	麦・雑穀・豆 類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特 用 作 物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹 果 樹								
害 体 被 害	そ の 他 ()								
	小 計								
	計								

区 画 目	施設名	園 芸 関 係			そ の 他			合 計		
		件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額
施 設 関 係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区 画 目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
そ の 他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
被害農業者(家)数		戸	特別被害農業者(家)数	戸	

様式第6号(林業関係被害)

飯山市

林業関係被害状況報告(速報・中間・確定)																	
災害の名称												災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所																	
報告の时限												発受信時刻		日 時 分			
発 信 者		()										受 信 者		()			
治 山 関 係	種 別	新生崩壊地又は新生地すべり地被害状況				拡大崩壊地又は拡大地すべり地被害状況				治山施設被害状況				降 雨 量			
		か所数	渓流 (km)	山腹 (ha)	被害額 (千円)	か所数	渓流 (km)	山腹 (ha)	被害額 (千円)	か所数	数量 (m) (ha)	被害額 (千円)	施行 年度	月 / 日 mm			
	崩 壊																
	地すべり																
	被 害 額 計		千円								被 害 か 所 数		か 所				
林業用施設	区分	路 線 数		か 所 数		延 長 m		被害額(千円)		備 考							
	項目																
	林道施設																
	内 橋 梁																
苗 木	樹 種	施 業 量				被 害 量				被害率 B / A %	被 害 金 額 (千円)	備 考					
		面積 (ha)	本 数 (千本)			面積 (ha)	本 数 (千本)										
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	計 (A)		1 年 生	2 年 生	3 年 生	計 (B)							
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()						
合計						()	()	()	()	()	()	()	()				
苗畑施設	項目	か所数	被 害 数 量	被 害 金 額	復旧の 種 類	数 量	単 価	金 額	備 考								
	被害の内容	()	()	()	()	()	()	()									
造 林 地	森 林 計画名	被 害 面 積				要復旧面積		要 復 旧 経 費						経 費 計	備 考		
		人 工 林			天 然 林 積	計	人 工 林	天 然 林	計	改 植			その他				
		樹種 別	令級 別	面積						面積	単価	経費	面積			単価	経費
				ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	円	千円	ha	円	千円	千円	
合 計																	

種 別			事 業 主 体	数 量	単 位	被 害 額	備 考	
林 産 業 関 係 被 害	木 材	立 木			m ³			
		素 材			m ³			
		製 材			m ³			
	薪 炭	薪 炭 原 木			m ³			
		木 炭			kg			
		薪			層積m ³			
	特 林 産 殊 物	し い た け			kg			
		竹 材			束			
		わ さ び			kg			
	そ の 他							
	小 計				千円			
	木 材	木 材 倉 庫				棟		
		木 材 加 工 施 設	建 物			棟		
			機 械			点		
		貯 木 場				坪		
		綱 場						
		流 送 路				km		
		集 運 材 施 設						
	木 炭	木 炭 倉 庫				棟		
		炭 窯				基		
		木 炭 加 工 施 設	建 物			棟		
			炭 窯			基		
		簡 易 搬 送 施 設						
	特 殊 林 産 物	特 殊 林 産 倉 庫				棟		
		わ さ び 育 成 施 設				坪		
		しいたけ育成施設				坪		
		しいたけほだ木				本		
		特 殊 林 産 物 加 工 施 設	建 物			棟		
			機 械			点		
		小 計				千円		
	計				千円			
被 害 金 額 合 計					千円			

注：1 苗木及び苗畑施設のうち（ ）内には、30%以上の被害を（ ）内書すること。

2 非共同利用施設については、（ ）外書とすること。

様式第15号（教育関係施設被害）

飯山市

教育関係施設被害状況報告〔中間確定〕										報告者			
災害の名称		災害発生年月日		年 月 日		災害発生場所							
施設の種別		報告の期限		年 月 日 時現在		発信者				受信者			
発受信日時	災害発生日	施設の名称	建築物						工作物 被害金額	土地 被害金額	設備 被害金額	被害額 合計	被害状況
			要新築				要補修 大破以下金額	計 被害金額					
			全壊		半壊								
			面積	金額	面積	金額							
日 :	日 :		m ²	千円	m ²	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

注：1 本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。

2 公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前6年以内に市町村合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（ ）書で記入すること。

3 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。

4 本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

(表7の3)

雪崩災害報告										
(飯山市)					第 報 (月 日 時現在)					
ふりがな 場 所				ふりがな 区 名						
発 生 日 時	月 日 時			雪崩危険箇所点検番号						
気 象 状 況	雪崩発生時の天候		晴・曇・雨・雪・みぞれ							
	雪崩発生時の積雪深		cm		観 測 所 名		観測所との距離		観測所との標高差	
	雪崩発生時の気温									
	雪崩発生時の降雪深		cm							
保 全 対 象	人 家 戸 公共的建物 公共的施設			斜面の向き		北・北東・東・南東・南・南西・西・北西				
斜 面 の 高 さ				概況平面図			縦断図			
植 生 の 状 況										
雪 崩 の 状 況	拡大等の見込み									
	雪 崩 の 種 別		表層・全層							
	高 さ									
	幅									
	雪 崩 雪 量									
	発生区の傾斜度									
	走 路 の 長 さ									
	見 通 し 勾 配									
被 害 の 状 況	死者・負傷者等	有・無	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名					
	住 宅 被 害	有・無	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 戸					
	公共的建物被害	有・無								
	その他の建物被害	有・無								
	そ の 他 の 概 況									
応急対策及び 警戒避難状況	応 急 対 策									
	避 難 状 況									
	地域防災計画記載									
適用法令等の 施 行 状 況	法 令 等		有無	法 令 等		有無				
	急傾斜地崩壊危険区域			急傾斜地崩壊危険実態調査箇所 箇所番号						
	建築基準法による災害危険区域			宅 地 造 成 工 事 規 制 区 域						
	地すべり防止区域(農・林・農)			都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域						
	砂 防 指 定 地			旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域						
	保 安 林			宅 地 基 準 条 例 の 適 用 区 域						
	災害対策基本法防災計画区域			そ の 他						
備 考										
受 信 者			送信者氏名			受信者氏名				

様式第8号(都市施設被害)

飯山市

都市施設被害状況報告(中間確定)											
災害の名称				災害発生日時		月		日		時	
災害発生場所											
報告の時限		日		時現在		発受信時刻		日		時 分	
発 信 者		()		受 信 者		()					
種別	区 分		か所数	被害面積又は延長等		被害金額 (千円)		復旧金額 (千円)		摘 要	
都市施設災害	街 路										
	都 市 公 園										
	都 市 排 水 路										
	公 下 水 共 道	排 水 施 設									
		ポンプ場施設									
		処 理 施 設									
	区 整 画 備	街 路									
		公 園 緑 地									
		水 路									
	防 空 壕 ・ そ の 他										
堆 積 土 砂											
合 計											
建物災害及び損害面積	区 分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分	面積(ha)	摘 要				
	全 壊				市街地被害面積						
	半 壊				その他被害面積						
	流 失				計						
	床上浸水				全市街地面積						
	床下浸水										
状況	発 火	月 日 時 分		鎮 火	月 日 時 分		被災か所				
	風 向		風 速	最 大	m / sec	平 均	m / sec	湿 度	%		
建物焼失面積及び	区 分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分	面積(ha)	摘 要				
	全 壊				全市街地						
	半 壊				被災面積						
	計										
備考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある(ある・ない・不明)										
	2 都市計画との関連()										

様式第9号(水道施設被害)

飯山市

水道施設被害状況報告〔中間確定〕				
災害の名称		災害発生日時	月 日 時	
災害発生場所				
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分	
発信者	()	受信者	()	
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口	(戸 人)	
被害給水区域及び 被害給水人口	(戸 人)			
災害の状況		被害金額	千円	
応急措置及び給水 現 状				
給 水 応 援		消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技 術 応 援
緊 急 応 援 の 要 否	給水車 両 / 日 m ³ 分	乾式注入能力 g / h 機		
	ろ水器 両 / 日 m ³ 分	湿式 g / h 機		
	自衛隊給水班要請 / 日 m ³ 日間	簡易滅菌機 g / h 機		
	水道から応急給水 / 日 m ³ 分	液体塩素 kg 入 本		
	日間	高度 さらし粉 普通 500 g 本		
	必要なし	必要なし		

様式第10号（廃棄物処理施設被害）

飯山市

廃棄物処理施設 ごみ・し尿・ 下水道終末処理 被害状況報告 (中間 確定)			
災 害 の 名 称		災害発生日時	年 月 日 時
災害発生場所			
報 告 の 時 限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()
被 害 施 設 名			
被害の区域および処理 人 口			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式第11号（感染症関係）

飯山市

感 染 症 関 係 報 告 (中間 確定)							
災 害 の 名 称				災 害 発 生 日 時		年 月 日 時	
災 害 発 生 場 所							
報 告 の 時 限		月 日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分	
発 信 者		()		受 信 者		()	
感 染 症	項目 病名	発 生 患 者 等 数					備 考
	患 者	疑 似	無 症 状 病 原 体 保 有 者	計	う ち 死 者		
備 考							

様式第12号（医療施設被害）

飯山市

医 療 施 設 被 害 状 況 報 告 （中間確定）											
災 害 の 名 称				災 害 発 生 日 時		年 月 日 時					
報 告 の 時 限	月 日 時 現 在			発 受 信 時 刻		日 時 分					
発 信 者	()			受 信 者		()					
区 分	施 設 名	経 営 主 体	所 在 地	被 害 の 程 度						被 害 額	復 旧 に 要 する 経 費
				全 壊	半 壊	浸 水	流 出	半 壊	浸 水		
(病 院)				棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診 療 所)											
合 計											

注：1 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。

2 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式第13号（商工関係被害）

飯山市

商 工 関 係 被 害 状 況 報 告〔 中 間 確 定 〕									
災 害 の 名 称			災害発生日時		年 月 日 時				
災 害 発 生 場 所									
報 告 の 時 限			月 日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分		
発 信 者			()		受 信 者		()		
被害区分				業種区分					
				鉱工業	商 業	サービ ス業	その他	計	
組 合、 団 体 以 外 の 事 業 所	建 物 の 被 害 (ア)	全 壊	棟 数 (棟)						
			損害額(千円)						
		半 壊	棟 数 (棟)						
			損害額(千円)						
		そ の 被 害 他	棟 数 (棟)						
			損害額(千円)						
	土 地 の 被 害 (イ)		損害額(千円)						
	(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害		損害額(千円)						
	製 品 ・ 仕 掛 品 ・ 原 材 料 の 損 害		損害額(千円)						
	事業協同組合・商工組合・協業組合の 被害			件 数 (件)					
損害額(千円)									
商 工 会 議 所 ・ 商 工 会 の 被 害			件 数 (件)						
			損害額(千円)						
小 計			損害額(千円)						
除雪、排水等の災害対策に要した経費 (千円)									
その他災害の発生により生じた損害額 (千円)									
損 害 額 総 計 (千円)									
被 害 件 数 (事業(務)所数)									

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

様式第14号（観光施設被害）

飯山市

観 光 施 設 被 害 状 況 報 告 （中間） （確定）											
災 害 の 名 称				災 害 発 生 日 時		年 月 日 時					
災 害 発 生 場 所											
報 告 の 時 限		月 日 時 現 在		発 受 信 時 刻		日 時 分					
発 信 者		()		受 信 者		()					
1 土 木 施 設 (遊 歩 道 ・ つ り 橋 等)											
区 分		県 工 事		市 工 事		そ の 他		計			
		か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額		
道 路			千 円		千 円		千 円		千 円		
橋 梁											
計											
2 一 般 観 光 地 建 物 等											
区 分		県 有 施 設		市 施 設		国 民 宿 舎 ・ 旅 館 等		そ の 他 施 設		計	
		件 数	被 害 額	件 数	被 害 額	件 数	被 害 額	件 数	被 害 額	件 数	被 害 額
建 物 そ の 他	全 壊		千 円		千 円		千 円		千 円		千 円
	半 壊										
	そ の 他										
	計										

様式第17号（市有財産被害）

飯山市

市有財産被害状況報告(中間確定)			
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建物被害	施設の別	発生数 (計)	全壊 (流失)	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								
公共土木施設被害 (市単災のみ)	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
	河川	か所					千円		
	道路								
	橋梁								
	小計								
その他	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
		か所					千円		
	計	-	-						

注：本表は、市から地方事務所に、及び地方事務所から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

様式第19号

第1号様式(火災)

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分) (鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時 (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人 死者の生じた 理 由
焼 損 程 度	焼 損 面 積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a 焼 損 棟 数 全 焼 棟 } 計 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟
り 災 世 帯 数	気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 そ の 他 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災害対策本部等 の 設 置 状 況	
その他参考事項	

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式第19号の2

第2号様式(特定の事故)

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区 域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力災害 4 その他特定の事故	第 報			
		報告日時	年 月 日 時 分		
		都 道 府 県			
		市 町 村 (消防本部名)			
		報告者名			
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第七種、第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
施設の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()	物質名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他()				
出火箇所	出火原因				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人(人)		
		重症	人(人)		
		中等症	人(人)		
		軽症	人(人)		
消防防災 活動状況 及 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台	人	
		消防団	台	人	
		海上保安庁	人		
		目衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式第21号（被害状況総合）

飯山市

被害状況総括（中間確定）				月	日	時現在（）
災害の名称：				災害対策本部		
発生日時：				の設置状況		
発生地域：				災害救助法の		
被害総括				適用		
人的被害				自衛隊の出動		
死者、行方不明、計＝人				状況		
重傷者、軽傷者、計＝人				（概要）		
被害総額						
うち国直轄・公共機関分						
千円（、千円）						
（10億）（百万）（印の計）						

被害者の別				発生数	被害額（千円）
住家等の被害	棟数	計（棟）			
		全壊（棟）			
		半壊（棟）			
		一部破損（棟）			
		床上浸水（棟）			
		床下浸水（棟）			
	非住家の全・半壊（棟）				
	世帯	計	世帯		
			人		
		全壊	世帯		
			人		
		半壊	世帯		
			人		
	および人員	一部破損	世帯		
			人		
床上浸水		世帯			
農業関係被害	計	世帯			
		人			
	農作物	水陸稲（ha）			
		（ha）			
	施設（件）				
	畜産物等（）				
農地（ha）					
林業関係被害	計（力所）				
	治山（力所）				
	林道（力所）				
	その他				
公共土木施設関係被害	計（力所）				
	河川（力所）				
	砂防（力所）				
	道路（力所）				
	橋りょう（力所）				
	国直轄分（河・道・橋）				
その他の被害	右欄の計（千円）				
	うち建物（印の計）				

被害者の別				発生数	被害額（千円）
都市施設被害	計（力所）				
水道施設被害	計（施設）				
	被害給水人口（人）				
廃棄物処理施設被害	計（施設）				
医療施設被害	計（施設）				
	うち建物被害（棟）				
商工関係被害	うち建物被害	計（件）			
		鉱工業（棟）			
		商業（棟）			
	その他（棟）				
	うち製品・原材料等				
うち間接被害					
観光施設被害	計（力所）				
	うち建物被害（力所）				
教育関係被害	計（）				
	うち建物被害（棟）				
県有財産被害	計（）				
	うち建物被害（棟）				
市有財産被害	計（）				
	うち建物被害（棟）				
うち土木小災害（力所）					
社会福祉施設被害	計（施設）				
	うち建物被害（棟）				
国保診療施設被害	計（施設）				
	うち建物被害（棟）				
公益事業関係被害	計				
	鉄道	不通か所			
		被害件数			
	通信	不通回線			
	電力	被害か所			
		（停電地区）			
	ガス	被害か所			
	その他				

資料 6 救助・救急・医療関係

6 - 1 岳北消防本部主要資機材一覧

(平成25年 1 月 1 日現在)

区分	品 名	数 量	配 置		
			飯 山 消防署	野沢 分署	栄 分署
消 防 関 係	空気呼吸器	27	21	3	3
	空気ポンベ	52	33	10	9
	小型動力ポンプ	3	1	2	
	発電機	15	8	4	3
	投光器	12	6	4	2
	簡易水槽	5	2	2	1
	特殊ノズル	16	10	5	1
	ウォーターカーテンノズル	3	1	1	1
	泡消火ノズル	6	4	1	1
	山林火災背負い式消火器具	38	20	9	9
	山林火災消火用具(ドラゴン)	3	1	1	1
	ウォーターチャージャー	1	1		
	消防用ホース(50mm)	225	116	63	46
	〃(65mm)	91	76	7	8
	〃(40mm)	13	10	3	
	水幕ホース	2	2		
	耐熱服	3	3		
	ホース背負器	2		1	1
	ホース巻取機	3	1	1	1
	ホース撤収巻取機	1	1		
	ホース洗浄機	1			1
	鋼管製三連梯子	6	3	2	1
	アルミ三連梯子	2	1	1	
	単梯子	5	3	1	1
	エンジンカッター	4	1	2	1
	チェーンソー	3	1	1	1
	トランジスターメガホン	11	7	2	2
	ジェットヒーター	3	1	1	1

	屋外放送設備	1	1		
	ワイヤレスメガホン一式	1	1		
	エアートント	1	1		
	ラインプロポーションナー	4	2	1	1
救 急 関 係	傷病者監視装置	5	3	1	1
	パルスオキシメーター	8	4	2	2
	除細動器(AED)	7	4	2	1
	輸液ポンプ	3	1	1	1
	ショックパンツ(成人)	4	2	1	1
	ショックパンツ(小児)	3	1	1	1
	自動式心肺蘇生器	2		1	1
	人工呼吸器	5	2	2	1
	携帯型吸引器	6	3	2	1
	二酸化塩素ガス殺菌装置	3	1		1
救 助 関 係	空気呼吸器	11	11		
	空気ポンベ	22	22		
	エアーツール	1	1		
	エアカッター	1	1		
	救助艇	2	2		
	船外機	2	2		
	ライフジャケット	15	15		
	ウェットスーツ	5	5		
	ドライスーツ	3	3		
	単梯子	1	1		
	鋼管製三連梯子	2	2		
	投光器	3	3		
	発電機	2	2		
	バスケット担架	1	1		
	パーティカルストレッチャー	1	1		
	スケットストレッチャー	1	1		
	救助担架(R-119)	2	2		
	スノーボート	3	1	1	1
	空気式救助マット	1	1		
	安全マット	7	7		
	送排風機	1	1		

可搬ウィンチ	2	2		
エンジンカッター	2	2		
エンジンカッターチェーンソー	1	1		
トタンカッター	2	1	1	
チェーンソー	1	1		
ガス溶断機	1	1		
救命索発射銃	1	1		
救命索発射銃（エア式）	1	1		
救命用縛帯	7	7		
サーバイバーリング	1	1		
大型油圧式救助器具	1	1		
油圧救助器具	2	1		1
マンホール救助器具	1	1		
削岩機	1	1		
携帯用コンクリート破壊器具	1	1		
簡易画像探索器	1	1		
ガス検知器	3	1	1	1
携帯型GPS	3	1	1	1
陽圧式化学防護服	2	2		
化学防護服（陽圧式化学防護服除く）	3	3		
耐電衣	1	1		
耐電ズボン	1	1		
耐電手袋	3	3		
耐電長靴	2	2		

6 - 2 医療機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
飯山赤十字病院	飯山市大字飯山226-1	62-4195	総合300床
飯水医師会	飯山市大字飯山2269-2	62-2012	
飯水歯科医師会	飯山市大字飯山1148-1	62-2222	
北信保健所	飯山市大字静間1340-1	62-3105	
北信総合病院	中野市西1丁目5番63号	22-2151	720床
服部医院	飯山市大字飯山1223	62-2816	
小田切医院	飯山市大字飯山2940	62-2039	
平井医院	飯山市大字飯山2660-2	62-2272	
清水医院	飯山市大字飯山2344	62-2351	
片塩医院	飯山市南町22-10	62-2136	
畑山医院	飯山市大字飯山949	67-2888	
戸狩診療所	飯山市大字常郷117-5	65-3995	
北信州診療所	飯山市大字常郷12-5	65-1200	
鳥羽整形外科医院	飯山市大字野坂田449-1	81-3800	

6 - 3 災害医薬品調達先

名 称	所 在 地	電話番号
信越防疫薬品(株)	長野市川合新田3,220-10	0120-28-8181
土屋メディカル(株)	長野市鶴賀七瀬307-1	0261-83-7070
大丸合成薬品(株)	長野市松代町松代1,264	026-278-2489
長野県赤十字血液センター	長野市南長野徳永1,074-1	026-228-1414
足立薬局	飯山市大字常郷1-1	0269-65-2030
アメリカンドラッグ静間店	飯山市大字静間1,481	0269-81-1372
飯山駅前モリキ薬局	飯山市南町13-3	0269-62-1214
岡田薬局	飯山市大字飯山1,210-イ	0269-62-3019
滝澤薬局	飯山市大字常盤5,455-1	0269-63-2664
たなかや薬局	飯山市大字野坂田419-1	0269-81-4193
田町土屋薬局	飯山市大字飯山2,938-4	0269-81-1338

資料7 消防・水防関係

7 - 1 消防組織及び機械力整備状況

1 飯山市消防団分団別団員数及び消防ポンプ配置台数

(平成19年1月10日現在)

	本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団	第9分団	第10分団	合計
消防団員												
団長	1											1
副団長	2											2
ラッパ長	1											1
救護長	1											1
分団長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
副分団長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
部長	1	6	3	5	4	4	4	6	1	4	5	43
班長	1	24	23	20	27	16	11	24	4	19	21	190
団員		93	59	77	76	65	50	82	9	82	61	654
計	7	125	87	104	109	87	67	114	16	107	89	912
消防機械力												
自動車ポンプ		1	1	1	1	1	1	1		1	1	9
ポンプ積載車									1			1
軽積載車		5	3	4	5	3	3	5	1	6	7	42
小型動力ポンプ		9	8	9	11	8	6	12	3	10	10	86

2 岳北消防本部署員数及び機械力

(平成25年1月1日現在)

消防力 区 分	人 員							機 械 力			
	司 令 長	司 令	司 令 補	士 長	副 士 長	消 防 士	計	ポン プ 車	化 学 車	救 急 車	救助 工作 車
現有	1	10	11	27	12	7	68	4	1	5	1

3 消防水利の現状

区 分	消火栓	防 火 水 槽				自 然 水 利			
		100m ³ 以上	40m ³ 以上	20～40m ³ 未満	計	河川	プール	その他	計
数 量	1,172	1	21	120	142	24	13	6	43

7 - 2 飯山消防署火災出場計画

(平成25年1月1日現在)

出 場 区 域		出 場 車 両					
		飯山消防署		野沢分署		栄分署	
地区名	区 域 名	第 1 次 出場車両	第 2 次 出場車両	第 1 次 出場車両	第 2 次 出場車両	第 1 次 出場車両	第 2 次 出場車両
飯 山	全 地 区	1・化	2	ポンプ車	積載車		ポンプ車
秋 津	全 地 区	1・2	化	ポンプ車	積載車		ポンプ車
木 島	全 地 区	1・化	2	ポンプ車	積載車		ポンプ車
瑞 穂	全 地 区	1・2	化	ポンプ車	積載車		ポンプ車
柳 原	全 地 区	1・2	化	ポンプ車	積載車		ポンプ車
外 様	全 地 区	1・2	化	ポンプ車	積載車		ポンプ車
常 盤	全 地 区	1・2	化	ポンプ車	積載車		ポンプ車
富 倉	全 地 区	1・2	化	ポンプ車	積載車		ポンプ車
太 田	全 地 区	1・2	化	ポンプ車	積載車		ポンプ車
岡 山	全 地 区	1	2又は化	ポンプ車	積載車	ポンプ車	

「1」・・・ポンプ1号車 「2」・・・ポンプ2号車 「化」・・・化学車

【備考】

- この計画のうち、飯山消防署で第1次出場車両が1台出場の場合は、5人乗車とする。
- この計画に基づく出場は、あくまで基本的な考え方であって、例えこれらの出場区域内外であっても、その現場の状況判断のできる場合にあっては、有効な車両を出場させるものとする。
- 油火災等を覚知した場合は、上記出場区域と出場車両にかかわらず、化学車を出場させるものとする。
- 飯山消防署管内で車両火災を覚知した場合は、上記出場区域と出場車両にかかわらず、ポンプ1号車及び化学車を出場させるものとする。
- 中野市牧ノ入地区は、ポンプ1号車1隊の出場とする（岳南広域消防本部との申し合わせによる。）。

7 - 3 飯山市消防団災害（火災）出動計画

（平成25年 1月10日現在）

発災地区	第一次出動	第二次出動
飯 山 分道・堂平 斑尾除く	1 分団（5 部を除く。） 2 分団自動車部、3 分団自動車部 5 分団自動車部、7 分団自動車部	4 分団自動車部、6 分団自動車部 9 分団自動車部 1 分団 5 部、2 分団 1 部・2 部 3 分団 2 部・3 部、5 分団 2 部 7 分団 1 部・4 部・5 部
分道・堂平 斑尾	1 分団、5 分団 3 部 5 分団自動車部	2 分団自動車部、3 分団自動車部、 6 分団自動車部、5 分団 1 部・2 部
秋 津	2 分団 1 分団自動車部、3 分団自動車部	1 分団 1 部・2 部 3 分団 2 部
木 島	3 分団 1 分団自動車部、2 分団自動車部	4 分団自動車部、5 分団自動車部 7 分団自動車部 1 分団 2 部・3 部、4 分団 1 部
瑞 穂	4 分団 7 分団自動車部 北瑞、中央の場合 9 分団自動車部 南瑞の場合 3 分団自動車部	3 分団自動車部、9 分団自動車部 3 分団 4 部 7 分団 2 部・3 部 9 分団 3 部
柳 原	5 分団 1 分団自動車部、6 分団自動車部 8 分団本部軽積載車	3 分団自動車部 1 分団 4 部、6 分団 2 部 8 分団軽積載車
外 様	6 分団 5 分団自動車部、7 分団自動車部 9 分団自動車部	5 分団 1 部 7 分団 2 部 9 分団 1 部
常 盤	7 分団 1 分団自動車部、4 分団自動車部 6 分団自動車部、9 分団自動車部	3 分団自動車部 1 分団 4 部、4 分団 2 部 6 分団 1 部
富 倉	8 分団 5 分団自動車部・3 部	1 分団自動車部、6 分団自動車部 5 分団 1 部・2 部
太 田	9 分団 4 分団自動車部、6 分団自動車部 7 分団自動車部 三郷の場合 10 分団 1 部	10 分団自動車部 4 分団 3 部 6 分団 3 部 7 分団 2 部（三郷除く）
岡 山	10 分団 9 分団自動車部 温井羽広山は 9 分団 2 部	4 分団自動車部、7 分団自動車部 温井・羽広山の場合 9 分団 3 部
長峰運動 公園周辺	5 分団自動車部、6 分団自動車部 7 分団自動車部、5 分団 1 部 6 分団 1 部、7 分団 1 部	

7 - 4 水防倉庫資機材一覧

管轄・倉庫名 資機材名(規格)	国 土 交 通 省				飯 山 市				
	蓮	飯山	木島	小計	上町	野坂田	小沼	戸狩	小計
万年土嚢 (袋)		3,440	6,970	10,410	4,000	8,000	5,500	3,500	21,000
1 t 土嚢 (枚)					50				50
0.5 t 土嚢 (枚)			49	49					
麻袋 (枚)		1,350	1,243	2,593					
越水止水土嚢 (個)									
蛇籠 (15cm*60cm*5m) (本)		35	35	70				30	30
提灯蛇籠 (15cm*60cm*5m) (本)		12	12	24					
提灯蛇籠 (15cm*45cm*5m) (本)									
むしろ (0.9m*1.8m) (枚)		100	100	200					
ビニールむしろ (0.9m*1.8m) (枚)		1	1	2	190	70	30		290
ビニールむしろ (1.8m*3.6m) (枚)									
二子縄 (玉)		11	42	53	5			30	35
鉄線 (#8) (kg)		380		380					
鉄線 (#10) (kg)									
ビニールシート (2.7m*5.4m) (枚)		5	13	18	50	90	50		190
ビニールシート (3.6m*5.4m) (枚)			12	12	50	30			80
ビニールシート (5.4m*5.4m) (枚)			20	20					
ビニールシート (7.2m*5.4m) (枚)									
トラロープ (12m/m) (巻)		2		2	3	3	3		9
ビニールロープ (12m/m200m巻) (巻)		5	1	6					
鋼杭 (径16*1.2m) (本)		48	125	173	250	250	100	50	650
鋼杭頭の丸いもの (径16*1.2m) (本)		82	1	83					
単管 (径48.6m/m*4m) (本)			2	2					
単管 (径48.6m/m*3m) (本)		6	22	28	190	120		50	360
ビニールパイプ (径15cm*4m) (本)		1	5	6		1			1
ビニールパイプ (径15cm*5m) (本)									
木杭 (末口9cm*2.0m) (本)		8	50	58					
木杭 (末口6cm*1.8m) (本)									
木杭 (末口10cm*1.5m) (本)			13	13	100	60	40		200
木杭 (末口9cm*1.2m) (本)		10	19	29					
ツルハシ (丁)		2	2	4				5	5
ハンマー (8ポンド) (丁)		7	9	16	8	6		2	16
ハンマー (1kg) (丁)									
掛矢 (丁)		5	7	12	6	4		10	20
スコップ (剣スコ) (丁)		17	31	48	50	29	15	43	137
一輪車 (台)		12	11	23	2				2

鋸（片刃0.4）	（丁）		1	1	2					
手斧	（丁）		2	4	6		2			2
ペンチ	（丁）		5	1	6	13	4			17
シノ	（丁）		9	5	14	5				5
鉄線カッター	（丁）		4	4	8					
鉄線カッター（小型）	（丁）		1		1					
鎌（芝刈用）	（丁）		1		1					
鎌（稲刈用：ギザギザ刃）	（丁）		13	36	49	6	5	1		12
ナタ	（丁）		2	1	3	3				3
カナヅチ	（丁）		2	7	9					
釘袋	（丁）									
熊手	（丁）		5		5					
T 型マット	（枚）		1	1	2					
パール	（本）			1	1					
ゴーグル	（個）			1	1					
懐中電灯	（個）		2	2	4					
油吸着マット（1枚もの）	（箱）		2		2					
油吸着マット（ロール）	（箱）		1		1					
油吸着マット（フラッグ状もの）	（箱）		1		1					
オイルフェンス（L = 20m）	（袋）		3		3					
中和剤	（袋）									
バックテスト	（セット）									
赤白旗（縦40cm横50cm紐付き）	（枚）									
赤白ポール（2m木製）	（本）									
消火剤（MA - 10型PR 3kg）	（本）									
消火マット（1m*1m）	（枚）									
ビニール袋（100ℓ くらい）	（枚）		1		1					
柄杓（長柄）	（ケ）									
バケツ（20ℓ くらい）	（個）		4		4					
荷造り紐（ビニール紐（補強用））	（巻）		4	3	7					
カッターナイフ（大型のもの）	（個）		5	5	10					
トラロープ（12m/m（20m））	（巻）									

7 - 5 市内に設置されている雨量観測所

所 属	観 測 所 名	位 置	備 考
国 土 交 通 省 千曲川河川事務所	緑の村管理センター	飯 山 市大字常郷433-1	自動計測（伝送収録システム付）
県	羽広山	飯 山 市大字一山1263-2	自動計測（伝送収録システム付）
県	北信建設事務所飯山事務所	飯 山 市大字静間1340-1	自動計測（伝送収録システム付）
県	斑尾	飯 山 市大字飯山11492-70	自動計測（伝送収録システム付）
県	桑名川	飯 山 市照岡388	自動計測（伝送収録システム付）
県	富倉	飯 山 市大字富倉1769	自動計測（伝送収録システム付）
飯 山 市	旧羽広山分校校庭	飯 山 市大字一山1263-2	自動計測（伝送収録システム付）
飯 山 市	飯山小学校校庭	飯 山 市大字飯山2721-1	自動計測（伝送収録システム付）
飯 山 市	富倉地区活性化センター	飯 山 市大字富倉1771-2	自動計測（伝送収録システム付）
飯 山 市	旧端穂保育園	飯 山 市大字瑞穂6385-1	自動計測（伝送収録システム付）
飯 山 市	太田地区活性化センター	飯 山 市大字常郷430-1	自動計測（伝送収録システム付）
飯 山 市	斑尾高原 山の家	飯 山 市大字飯山11492-70	自動計測（伝送収録システム付）
岳北消防本部	飯山消防署	飯 山 市大字木島357-6	自動計測
長野地方气象台	飯山地域気象観測所	飯 山 市大字飯山4713	自動計測（伝送収録システム付）

7 - 6 洪水警戒水位と伝播時間

水 系	管理者	観測所名	水防団待機 水位 [指定水位]	はん濫注意 水位 [警戒水位]	はん濫危険 水位 [危険水位]	計画高水位	伝播時間
千曲川	県	下 越	2.0m	2.5m	-	-	基点
	県	塩 名 田	2.2m	3.0m	-	7.03m	1:00
	国土交通省	生 田	0.8m	1.9m	5.0m	5.75m	-
	県	依 田 橋	1.0m	1.2m	-	-	1:40
	国土交通省	上田橋下	-	-	-	-	2:30
	国土交通省	杭 瀬 下	0.7m	1.6m	4.1m	5.42m	5:00
	-	川中島橋	-	-	-	-	6:30
	国土交通省	牛 島	-	-	-	-	7:30
	-	村 山 橋	-	-	-	-	8:00
	国土交通省	立 ケ 花	3.0m	5.0m	8.6m	10.75m	9:30
	飯 山 市	飯 山	-	-	-	-	12:00
	国土交通省	大 倉 崎	-	-	-	-	13:00
	国土交通省	柏 尾 橋	-	-	-	-	-
	県	市 川 橋	12.0m	13.0m	16.0m	-	-
犀 川	国土交通省	梓 橋 下	-	-	-	-	基点
	国土交通省	新 橋	-	-	-	-	-
	国土交通省	稻核ダム	流量 220m ³ /s	流量 300m ³ /s	-	流量 1800m ³ /s	-
	国土交通省	熊 倉	3.5m	4.0m	-	7.15m	-
	国土交通省	陸 郷	2.5m	3.3m	-	7.47m	-
	国土交通省	小 市	-0.5m	0.0m	1.2m	5.03m	7:10

資料8 緊急輸送関係

8 - 1 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧

1 災害対策用ヘリポート

所在地	名称	施設管理者	施設規模			広さ 長さ×巾 (m)
			大型	中型	小型	
飯山市大字飯山5762	飯山市営野球場	飯山市教育長	○			120×90
飯山市大字木島425	木島河川敷グラウンド	飯山市長	○			200×106
飯山市大字飯山1127-2	飯山河川敷グラウンド (D)	飯山市長		○		100×90
飯山市大字飯山350	飯山市城南中学校校庭	飯山市立城南 中学校長		○		120×80

2 物資輸送拠点

名称	所在地	広さ(長さ×巾)m	施設管理者	備考
飯山市屋内運動場	飯山市大字飯山1461	48×19	飯山市教育長	

8 - 2 市有車両の現況

(平成25年1月1日現在)

部 名	課 名	普 通 車		軽自動車		トラック	そ の 他
		7人乗り 未 満	7人乗り 以 上	乗用	貨物		
総務部	庶務課	9	3	9	8	1	マイクロバス1、 市長車1
	企画財政課		2				
	活性化センター				9		
	税務課				3		
民生部	市民環境課	2			1	1	
	保健福祉課	2	2	2	1		
	企業センター	2		1			
経済部	農林課	4			2		
	商工観光課	1			1		
建設水道部	上下水道課	2			4		給水車1
	まちづくり課				4	1	
	道路河川課	2			2	4	道路パト2、タイ ヤドーザー3、グ レーダー1、除雪 車25、キャタピラ ドーザー1、草刈 車1
教育委員会	子ども課	2	3		11		スクールバス5、 給食配送車2
	スポーツ生涯学 習課		1		3		圧雪車3、スノー モービル6
	学習支援課		1		2		移動図書館車1
議会事務局			1				議長車1
合 計		26	13	12	51	7	総合計108(普通 車、軽自動車、ト ラック)

消防関係車両55台を除く

8 - 3 市内輸送業者一覧

運 輸 会 社 名	所 在 地	電 話
東日本旅客鉄道(株)飯山駅	飯山市大字飯山778-2	62-5341
長電バス(株)飯山営業所	飯山市大字木島1016-2	62-4131
飯山ハイヤー(有)	飯山市南町14-6	62-3151
飯山観光ハイヤー(株)	飯山市大字野坂田1016-2	62-3232
長野交通(株)	飯山市大字照里1302-1	65-3105
戸狩ハイヤー(有)	飯山市大字照里1348-1	65-2129
みゆきの交通(有)	飯山市大字飯山5229-1	62-2952
信越定期自動車(株)飯山営業所	飯山市大字野坂田3691-1	62-3175
信州福山通運(株)飯山営業所	飯山市大字飯山5331-1	62-3544
信州名鉄運輸(株)飯山営業所	飯山市大字木島830-1	62-3155
ヤマト運輸(株)飯山宅急便センター	飯山市大字木島924-4	026-296-2111

資料9 避難収容関係

9 - 1 避難施設一覧

地区	対 象 地 域	施 設 名	水害	収容人員	電話番号
飯 山	栄町・奈良沢・上倉・西山	飯山市公民館		540	62-3342
	鉄砲町・本町・肴町・福寿町	飯山小学校体育館	×	600	62-2100
	松倉・金山・南新町・県町・新町・上町	城南中学校体育館		330	62-2301
	田町	飯山市武道館		360	67-2250
	愛宕町・神明町・有尾・北町	飯山北高校体育館	×	530	62-4175
	市ノ口・曙町	須多峰介護センター			62-2840
	分道・堂平・斑尾	まだらお高原山の家			64-3222
秋 津	伍位野・荒舟・秋津中央・飯駒・茂右エ門新田・深沢	秋津小学校体育館		310	62-2853
	上組・中山根	秋津地区活性化センター		200	62-2330
	大久保	秋津保育園		190	62-0476
	中町・中町北部・北畑	飯山高校体育館		1,230	62-4125
木 島	野坂田・坂井	木島小学校体育館	×	370	62-2148
	下木島・天神堂	木島保育園	×	330	62-5888
	山岸・其綿・吉・安田	木島地区活性化センター	×	300	62-0555
	上新田	勤労者体育館	×	220	62-2933
瑞 穂	神戸・戸那子・中組	東小学校体育館		240	65-2504
	福島・富田	瑞穂保育園		140	65-2515
	柏尾	柏尾農村研修集会施設		120	65-4525
	北原	北原コミュニティセンター		50	無
	関沢・針田・小菅・笹沢	瑞穂地区活性化センター		210	65-2501
柳 原	小佐原・藤ノ木	柳原地区活性化センター		140	62-5562
	南条・笹川・上新田	泉台小学校体育館		440	63-3111
	山口・四ッ屋	いずみだい保育園		180	62-5889
	大川・涌井・堰口・大平	大川ふれあい交流センター		80	無
富倉	中谷・倉本・滝ノ脇・濁池	富倉地区活性化センター		140	67-2136

外 様	中曽根・顔戸・尾崎	とざま文化センター		140	62-1029
	中条・法寺	外様地区活性化センター		80	62-1029
常 盤	柳新田・上野・大倉崎・大池・小沼	常盤小学校体育館	×	330	62-3286
	戸狩・戸狩新田・小泉	城北中学校体育館		430	65-2001
	戸隠	常盤保育園	×	290	62-5804
	上水沢・下水沢・大塚	常盤地区活性化センター	×	300	62-3200
太 田	五束・堀之内・大深	戸狩小学校体育館		290	65-2007
	小境・柳沢	とがり保育園		280	65-4250
	北条・五荷・瀬木・蕨野・今井・曾根・三郷	トピアホール		1,340	65-3100
岡 山	桑名川（和水・新屋）	岡山小学校体育館		210	69-2205
	西大滝・藤沢1・2	しらかば保育園		110	69-2979
	上境・下境	いいやま湯滝温泉	×	90	65-3454
	温井	温井多目的交流センター		120	69-2192
	桑名川（名立・馬場）	岡山地区活性化センター		210	69-2010
	桑名川（土倉・柄山）・羽広山	森の家ターミナルハウス		450	69-2888

9 - 2 避難地一覧

地区	避難地	地区	避難地
飯山	市民会館前広場	柳原	柳原地区活性化センター前
	飯山市公民館前駐車場		泉台小学校校庭
	飯山小学校校庭		いずみだい保育園園庭
	城南中学校校庭		大川ふれあい交流センター
	しろやま保育園園庭	富倉	富倉地区活性化センター前
	城北グラウンド	外様	とざま文化センターグラウンド
	鉄砲町児童公園		外様地区活性化センター前
	飯山駅前公園		市民体育館前広場
	新町児童公園	常盤	市民体育館前広場
	上町児童公園		常盤小学校校庭
秋津	あきは保育園園庭		城北中学校校庭
	秋津小学校校庭		常盤保育園園庭
	秋津地区活性化センター前	太田	常盤地区活性化センター前
	秋津保育園園庭		戸狩小学校校庭
	旧高齢者創造館前		勤労青少年ホーム前広場
木島	飯山高等学校校庭		とがり保育園園庭
	木島小学校校庭	岡	太田地区活性化センター前
	木島保育園園庭		トピアホール前広場
	木島地区活性化センター前	岡山	岡山小学校校庭
瑞穂	勤労者体育館前		旧羽広山分校校庭
	東小学校校庭		しらかば保育園園庭
	瑞穂保育園園庭		いいやま湯滝温泉前広場
	旧瑞穂保育園園庭		温井多目的交流センター広場
	旧北瑞穂保育園園庭		岡山地区活性化センター前広場
	瑞穂地区活性化センター前		森の家ターミナルハウス前広場

9 - 3 洪水時避難施設一覧

地 区	対 象 地 域	避 難 場 所
飯 山	有尾	柳原地区活性化センター
	田町、福寿町	飯山市武道館
	北町、市ノ口	須多峰介護センター
	新町、上町	城南中学校
	栄町、奈良沢、本町、愛宕町、神明町	飯山市公民館
	肴町	飯山市図書館
	鉄砲町	いいやま女性センター未来
	県町、南新町	飯山高校体育館
秋 津	伍位野	秋津小学校
	中山根	中山根集落センター
	上組	上組集落センター
木 島	天神堂	木島平村民会館
	下木島	木島平村民体育館
	野坂田	木島平中学校
	坂井	木島平村若者センター
	安田、上新田	城南中学校
	吉	吉公民館
	其綿	其綿公民館
	山岸	山岸公民館
瑞 穂	戸那子、中組	東小学校
	関沢	瑞穂地区活性化センター
	柏尾	柏尾農村研修集会施設
常 盤	上野、大倉崎、柳新田、戸隠	市民体育館
	大池、上水沢、小沼	泉台小学校
	下水沢、大塚、小泉、戸狩、戸狩新田	城北中学校
外 様	尾崎	城北中学校
太 田	大深、今井（川面）	戸狩小学校
岡 山	上境	上境多目的集会センター
	下境	台地へ
	桑名川	岡山小学校・岡山地区活性化センター
	藤沢	藤沢多目的集会所

資料10 食料品等の備蓄・調達関係

10 - 1 米穀等販売店一覧

1 米穀販売店

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
(株)坂新	飯山949	62-4158	
山屋米穀店	飯山3087	62-2664	
(有)柏尾精米	瑞穂豊1297	65-4011	
(株)サンライフ小野沢	静間390	62-4440	
(有)小島	旭6372	62-4620	
(有)第三ユタカ(米峰)	飯山2375	62-2703	
ベイシア(株)飯山店	静間1967	67-2111	
西友・SSV飯山店	静間1386-3	62-6111	
アップルランド飯山店	静間419-1	81-3210	
Aコープみゆき店	常盤4179	81-2222	

2 パン販売店

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
(有)木村屋商店	飯山2337	62-2469	
丸田製パン	常郷907	65-2033	
(有)サン・ローラン	飯山146	62-3064	
ハニーコウム	飯山2779	62-4688	
ベイシア(株)飯山店	静間1967	67-2111	
西友・SSV飯山店	静間1386-3	62-6111	
アップルランド飯山店	静間419-1	81-3210	
Aコープみゆき店	常盤4179	81-2222	

3 ミルク販売店(育児用)

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
(株)モリキ 飯山駅前店	南町13-3	62-1214	
アメリカンドラック静間店	静間1481	81-1372	
(有)足立商店	常郷1-1	65-2030	

滝沢薬店	常盤5455-1	63-2664	
大口薬店	飯山3149	62-2606	
(有)岡田薬局	飯山1210	62-3019	
ベイシア(株)飯山店	静岡1967	67-2111	

資料11 廃棄物の処理関係

11 - 1 市内清掃業者一覧

名 称	所 在 地	電話番号
岳北広域行政組合	飯山市大字木島357-6	62-3345
エコパーク寒川	飯山市大字照岡2600-1	69-1085
岳北クリーンセンター	飯山市瑞穂4655	65-3260
(有)飯山清掃社	飯山市大字飯山3723	62-3052
(有)北信メンテナンス	飯山市大字吉411	63-3116
(有)松原商事	飯山市大字静間2374	62-1544
(有)水野商店	飯山市大字飯山2887-5	62-2231
(有)なかむら	飯山市大字常盤4101	65-2080

資料12 危険物施設関係

12 - 1 危険物貯蔵・取扱施設一覧

(容量20kℓ以上)

事業所名	電話番号	貯蔵 取扱場所	貯蔵	取扱	種 別			
					第1 石油類	第2 石油類	第3 石油類	その他
北信州みゆき農業協同組合 三農タンク	62-4646	常盤112-1	屋外タンク	一般		○	○	
大栄開発株式会社	67-0350	静岡2175		給油	○	○		○
北信州みゆき農業協同組合 旭町給油所	62-4138	旭246-8		給油	○	○		○
北信州みゆき農業協同組合 西部備蓄タンク	62-3535	中曽根110	地下タンク	一般	○	○		○
北信州みゆき農業協同組合 太田給油所	65-3111	常郷12-3		給油	○	○		○
北信州みゆき農業協同組合 太田燃料基地	65-3111	常郷12-3	地下タンク	一般		○		
北信州みゆき農業協同組合 燃料センター	62-4646	常盤172-5	屋外タンク	一般		○	○	
戸狩小学校	65-2007	豊田4975	地下タンク			○		
飯山燃料組合	63-3231	木島601-1	屋外タンク	一般		○		
飯山赤十字病院	62-4195	飯山226-1	地下タンク				○	
飯山石油	62-3497	飯山4808		給油	○	○	○	
飯山石油	62-3497	飯山4808	屋外タンク	一般			○	
島田義雄商店	62-3233	飯山274-2	地下タンク	一般		○		
畑宗商店	62-3108	南町30-1		給油	○	○		
松澤商事	62-3355	南町12-2		給油	○	○		○
マツイ商会	62-3446	飯山2529-1		給油	○	○		○
斑尾高原ホテル	64-3311	飯山11488	地下タンク				○	
斑尾高原ホテル	64-3311	飯山11488	地下タンク				○	
ホテル クラウドベイ	64-3911	飯山11492-307	地下タンク			○		
ホテル ダイヤモンド斑尾	64-3106	飯山11492-172	地下タンク				○	
小野沢商店	62-2716	南町18-13		給油	○	○		○
小野沢商店静岡基地		静岡390	地下タンク	一般		○	○	
杉山石油 飯山給油所	62-2345	静岡395		給油	○	○		
杉山石油 本町給油所	62-3639	飯山116-3		給油	○	○		○
杉山石油 伍位野基地	62-2345	蓮175-2	屋外地下タンク	一般		○		
長電バス	62-4131	野坂田981-1		自家用 給油		○		
遠山商店	62-2563	木島1003-1	地下タンク	一般		○		
文化北竜館	65-1321	瑞穂7335	地下タンク			○	○	
柏尾精米	65-4755	瑞穂豊1045-1		給油	○	○		

柏尾精米	65-4755	瑞穂豊1253-2	屋外タンク	一 般		○		
戸狩観光 ラビットフォー	65-2359	豊田 604-1		自家用 給 油		○		
戸狩観光 とん平	65-2359	豊田 172		自家用 給 油		○		
ムーンベイ25	65-2072	豊田 6724	地下タンク			○		
わらび食堂	65-2219	豊田 7085-2	地下タンク			○		
高原レストラン	65-2298	豊田 7510-2	地下タンク			○		
長野交通株式会社	65-3105	照里 1302-1		自家用 給 油	○	○		
戸狩興産	65-2040	照里 1188-2		給 油	○	○		○
吉越石油	69-2127	照岡 123-1		給 油	○	○		
カインズホーム飯山店	62-0100	静間 2168	地下タンク	一 般		○		
ジェイクエストセルフ飯山 店	81-3615	静間 1978-1	地下タンク	給 油	○	○	○	
ベシシアショッピングセン ター	67-2111	静間 1967	地下タンク	一 般		○		
コスモ石油セルフピュア	81-2300	蓮 9	地下タンク	給 油	○	○	○	
富士電機パワーセミコンダ クタ株式会社 飯山工場	62-4443	野坂田 965-1	地下タンク	一 般			○	
J A ファームみゆき	81-1515	常盤 7466	地下タンク	一 般		○		
ホテル サンパティック斑 尾	64-3216	飯山 11492-196	地下タンク			○		
北信州みゆき農業協同組合 あぐりタウンセルフ給油所	62-3311	常盤 1498		給 油	○	○		○
新幹線新町消雪基地		南町 25-1	地下タンク	一 般		○		
広井川排水機場		照里 1510	地下タンク				○	

資料13 上水道施設関係

13 - 1 水道施設の現況

1 市営水道

(平成24年4月1日現在)

水道名	水源種別	給水人口(人)	計画人口(人)	1日最大給水量(m ³)
飯山市上水道	湧水 地下水	17,691	17,700	11,600
外様西部簡易水道	地下水	412	480	267
太田南部簡易水道	伏流水 湧水	572	750	345
中谷簡易水道	表流水 湧水	75	270	90.9
北瑞簡易水道	地下水	504	630	174
神戸簡易水道	湧水	154	200	60
四郷簡易水道	地下水	376	560	192.2
藤沢桑名川簡易水道	湧水	432	510	167
斑尾簡易水道	湧水 地下水	231	310	3,650
瑞穂南部簡易水道	湧水 地下水	834	850	285
瑞穂中央簡易水道	湧水	541	558	204
温井上境簡易水道	地下水 湧水	415	440	186
旭北部簡易水道	地下水	546	550	220
三郷簡易水道	湧水	203	340	85
西大滝簡易水道	湧水	116	200	137
濁池飲料水供給施設	湧水	14	84	16.8
羽広山飲料水供給施設	伏流水	69	92	76.2
三郷飲料水供給施設	湧水	87		
土倉柄山飲料水供給施設	表流水	30		
下境飲料水供給施設	湧水	36	43	

2 市営以外の水道施設

(平成24年4月1日現在)

水道名	水源種別	給水人口(人)	計画人口(人)	1日最大給水量(m ³)
関沢弁天飲料水供給施設	湧水	54		
関沢大門飲料水供給施設	湧水			
顔戸北組飲料水供給施設	湧水	251		
顔戸南組飲料水供給施設	湧水			
顔戸中組飲料水供給施設	湧水			
顔戸道下飲料水供給施設	湧水			
西山簡易給水施設	湧水	33		
分道簡易給水施設	湧水	33		
福島簡易給水施設	湧水	41		
笹沢簡易給水施設	湧水	35		

3 自家水地区

(平成24年4月1日現在)

地区名	水源種別	給水人口(人)	計画人口(人)	1日最大給水量(m ³)
堂平		3		
大平		3		
倉本		29		
滝ノ脇		21		

13 - 2 飯山市指定給水装置工事事業者名簿

1 市 内

(平成26年6月30日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株)山根屋	飯 山	0269-62-3262
(株)宮本園	飯 山	0269-62-3186
(資)こくめや金物店	飯 山	0269-62-2241
(株)セキツネ	飯 山	0269-62-2144
千野工業	飯 山	0269-62-5053
(株)上村商事	飯 山	0269-62-4188
(有)藤木設備	飯 山	0269-62-5874
(有)サンシャイン住設	飯 山	0269-62-5936
(有)信濃住設	飯 山	0269-62-1770
水まわり設備	飯 山	0269-62-0738
田中設備	飯 山	0269-62-5404
城南設備	飯 山	0269-63-2728
(株)アルプス管工	秋 津	0269-62-4450
(有)上野建設	秋 津	0269-62-2509
(株)野沢総合	木 島	0269-63-1430
(株)フクザワコーポレーション	常 盤	0269-65-3113
高橋設備(有)	常 盤	0269-63-2864
(有)小山商会	常 盤	0269-81-4050
ケンゾー設備企画	常 盤	0269-62-0293
戸狩建設工業(株)	常 盤	0269-65-4091
(有)高澤	太 田	0269-65-2043
(有)阿部設備工業	太 田	0269-65-2122
(有)はしば	太 田	0269-65-2180
(有)大日向	太 田	0299-65-2486
(有)まるひら設備	外 様	0269-62-0908
(有)はっとり設備	外 様	0269-62-1187
田中工業	木 島	0269-63-2845
高澤建築(有)	瑞 穂	0269-65-3787
上野設備	柳 原	0269-62-5417

2 市 外

名 称	所 在 地	電 話 番 号
金澤工業(株)	長野市	026-226-5222
日本ガス工事(株)	長野市	026-244-1252
(株)マツハシ冷熱	長野市	026-223-0680

(株)管興社	長野市	026-241-7114
滉生	長野市	026-295-3032
(株)山一	長野市	026-263-8784
(有)田子電器	長野市	026-221-0007
(株)泰斗設備工業	長野市	026-259-0321
(有)コーワ設備	長野市	026-296-0890
タカチ工業(株)	長野市	026-292-4702
(株)クラシアン信州長野	長野市	026-283-3861
(株)ヤマサン	長野市	026-236-9877
(有)中央住設	長野市	026-243-5238
竹前設備	長野市	026-296-0918
共進住設(株)	長野市	026-213-4681
(株)プラマー	長野市	026-214-6211
北信幸業	長野市	026-295-7795
(有)牧野設備	飯綱町	026-253-4200
高山建設	高山村	026-246-4313
WADA設備	高山村	026-248-7185
(株)永田工業所長野営業所	高山村	026-214-8805
旭日管機(株)	須坂市	026-245-3125
(株)信東産業	須坂市	026-245-6426
(株)三恵	須坂市	026-245-3132
(株)サンワシステム	須坂市	026-246-7101
信陽工業(株)	須坂市	026-243-1173
(株)環境クリエーション	須坂市	026-245-9400
(有)ウエノ設備	須坂市	026-245-7902
(有)アクアシステム	小布施町	026-247-6900
中野設備(株)	中野市	0269-22-4585
中野土建(株)	中野市	0269-22-3175
(有)酒井保温工業	中野市	0269-22-4317
三沢パイプ工業(株)	中野市	0269-22-2636
新栄工業(株)	中野市	0269-22-8181
(有)岩本設備	中野市	0269-24-6605
(有)山岸鉄工所	中野市	0269-22-2872
(有)小林管工	中野市	0269-38-2090
(有)北斗技研	中野市	0269-26-1413
(有)新輝	中野市	0269-24-7090
ハウステクノ社	中野市	0269-22-8725
エールエンタープライズ	中野市	0269-26-3206
藤井建設(株)	山ノ内町	0269-33-2437

(有)松下設備	山ノ内町	0269-33-0431
(有)宮崎商店	野沢温泉村	0269-85-2243
(有)鈴木設備	野沢温泉村	0269-85-2575
菜の花設備	野沢温泉村	0269-85-4702
西浦設備工業	木島平村	0269-82-3858
(有)森真商会	木島平村	0269-82-2071
山下設備	木島平村	0269-82-2573
土屋設備	木島平村	0269-82-4435
栄水道	栄村	0269-87-2662

13 - 3 応急給水用機器

給 水 タ ン ク	給水用ポリタンク	給水袋	発電機	給水用ポンプ
給水車2,000ℓ 1台 タンク2,000ℓ 1個 タンク100ℓ 10個	20ℓ 入り 8 個	6 ℓ 用 1,000	2 台	1 台

資料14 下水道施設関係

14 - 1 飯山市下水道排水設備指定工事店名簿

(平成26年6月30日現在)

工 事 店 名	営業所(店舗)所在地	電話番号
(有)アクアシステム	上高井郡小布施町大字都住807	026-247-6900
(株)アルプス管工	飯山市大字静間2253-1	0269-62-4450
飯山土建(株)	飯山市大字下木島418	0269-63-3462
伊東建設(株)	飯山市大字下木島11-1	0269-62-3447
上野設備	飯山市大字旭4877	0269-62-5417
(有)ウエノ設備	須坂市大字坂田387-1	026-245-7902
(有)江口建設	飯山市大字常郷2221	0269-65-2215
エールエンタープライズ	中野市大字中野2792-3	0269-26-3206
(有)大日向	飯山市大字豊田3861-1	0269-65-2486
共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681
(有)柏尾精米	飯山市大字瑞穂豊1250-3	0269-65-4011
和設備	飯山市大字常郷2276	0269-65-2386
(株)加美村	飯山市大字豊田5016	0269-65-2213
(株)上村商事	飯山市大字飯山193-10	0269-62-4188
(株)管興社	長野市大字川合新田3525	026-222-7114
(株)環境クリエイション	須坂市墨坂南一丁目20-3	026-245-9400
ケンゾー設備企画	飯山市大字常盤5838-1	0269-62-0293
湊生	飯綱町大字赤塩195-55	026-253-4510
(資)こくめや金物店	飯山市大字飯山2958	0269-62-2241
(有)小山商会	飯山市大字緑214	0269-81-4050
(有)酒井保温工業	中野市岩船455-4	0269-22-4317
栄水道	下水内郡栄村大字堺13890	0269-87-2662
(有)サンシャイン住設	飯山市大字飯山3094	0269-62-5936
(有)信濃住設	飯山市大字飯山1469-3	0269-62-1770
城南設備	飯山市大字飯山992-3	0269-63-2728
昭和住設(株)長野営業所	長野市三輪一丁目8番1号 S K ビル 2 F	026-217-2810
新栄工業(株)	中野市大字江部747-1	0269-22-8181
(有)新栄テック	飯山市大字木島822	0269-62-3310
(株)信東産業	須坂市小河原2011-1	026-245-6426
信陽工業(株)	須坂市大字野辺1366-24	026-248-1173

(有)新輝	中野市大字越字川原1583-2	0269-24-7090
(株)泰斗設備工業	長野市中越2-44-8	026-259-0321
(株)太洋	飯山市南町24-9	0269-62-4165
(有)高澤	飯山市大字常郷692	0269-65-2043
高澤建築(有)	飯山市大字瑞穂2614	0269-65-3787
タカチ工業(株)	長野市篠ノ井小森字西原787-1	026-292-4702
(有)高橋建材	飯山市大字常郷697-4	0269-65-2013
高橋設備(有)	飯山市大字大池5529	0269-63-2774
高山建設	上高井郡高山村高井4374-8	026-246-4313
(有)滝沢建築	飯山市大字常盤4228-2	0269-65-3001
竹前設備	長野市大字富竹663-6	026-296-0918
千野工業	飯山市大字飯山1723-17	0269-62-5053
(有)中央住設	長野市吉田五丁目14番1号	026-243-5238
戸狩建設工業(株)	飯山市大字照里1299	0269-65-4091
中野設備(株)	中野市大字吉田字柿ノ木742-13	0269-22-4585
中野土建(株)	中野市西2-5-11	0269-22-3175
菜の花設備	野沢温泉村大字豊郷6731-1	0269-85-4702
(株)野沢総合	飯山市大字木島930-1	0269-63-1430
(有)はしば	飯山市大字豊田6792-3	0269-65-2180
ハウステクノ社	中野市岩舟317-6	0269-22-8725
(有)はっとり設備	飯山市大字緑1087	0269-62-1187
坂東建設(株)	飯山市南町19-7	0269-62-3321
(有)平野開発	飯山市大字蓮218-1	0269-63-3614
Apiumber プラマー	長野市大字稲葉日詰1429-3	026-214-6211
(株)藤巻建設	飯山市大字照岡16	0269-69-2111
(株)北條組飯山営業所	飯山市大字飯山2709	0269-63-3660
北信建設興業(株)	飯山市大字常郷1470	0269-65-2381
北信幸業	長野市大字大町16-2	026-295-7714
(有)北斗技研	中野市大字新保61-4	0269-26-1413
(有)牧野設備	上水内郡飯綱町大字牟礼1075-5	026-253-4200
(有)松下設備	下高井郡山ノ内町大字平穂5-7	0269-33-0431
(株)マツハシ冷熱	長野市若里一丁目5番1号	026-223-0600
(有)まるひら設備	飯山市大字寿541-1	0269-62-0908
三沢パイプ工業(株)	中野市中央2-6-27	0269-22-2636
水まわり設備	飯山市大字静間1836-1	0269-62-0738
(有)宮崎商店	下高井郡野沢温泉村前坂8526-3	0269-85-2695
(株)宮本園	飯山市大字飯山2283	0269-62-3186
(株)本木建設	飯山市南町23-10	0269-62-3331
(有)森真商会	下高井郡木島平村大字上木島1471	0269-82-2071

(株)山一	長野市西和田一丁目32番 4 号	026-263-8784
(有)山岸鉄工所	中野市大字岩船296-5	0269-22-2872
山崎建設(株)	飯山市大字瑞穂豊257	0269-65-3115
山下設備	下高井郡木島平村大字上木島3573-8	0269-82-4130
(株)山根屋	飯山市大字飯山145-1	0269-62-3262
(有)吉越商事	飯山市大字瑞穂4180-6	0269-65-2840
W A D A 設備	上高井郡高山村大字高井2795-4	026-248-7185
土屋設備	下高井郡木島平村穂高2816	0269-82-4435

資料15 通信施設関係

15 - 1 飯山市防災行政無線一覧

呼出名称	配置場所又は所持者	無線局種別	空中線電力
いよいよまし 庶務課	市役所庶務課（災害対策本部）	基地局（固定）	10W
いよいよまし 61	消防団長	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 62	副団長	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 63	副団長	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 50	消防団指令車	移動局（車載）	10W
いよいよまし 51	消防団 第 1 分団長（飯山）	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 52	消防団 第 2 分団長（秋津）	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 53	消防団 第 3 分団長（木島）	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 54	消防団 第 4 分団長（瑞穂）	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 55	消防団 第 5 分団長（柳原）	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 56	消防団 第 6 分団長（外様）	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 57	消防団 第 7 分団長（常盤）	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 58	消防団 第 8 分団長（富倉）	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 59	消防団 第 9 分団長（太田）	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 60	消防団 第10分団長（岡山）	移動局（携帯）	5 W
いよいよまし 70	消防団 第 8 分団軽積載車（倉本）	移動局（車載）	10W
いよいよまし 71	消防団 第 1 分団ポンプ車	移動局（車載）	10W
いよいよまし 72	消防団 第 2 分団ポンプ車	移動局（車載）	10W
いよいよまし 73	消防団 第 3 分団ポンプ車	移動局（車載）	10W
いよいよまし 74	消防団 第 4 分団ポンプ車	移動局（車載）	10W
いよいよまし 75	消防団 第 5 分団ポンプ車	移動局（車載）	10W
いよいよまし 76	消防団 第 6 分団ポンプ車	移動局（車載）	10W
いよいよまし 77	消防団 第 7 分団ポンプ車	移動局（車載）	10W
いよいよまし 78	消防団 第 8 分団ポンプ車	移動局（車載）	10W
いよいよまし 79	消防団 第 9 分団ポンプ車	移動局（車載）	10W
いよいよまし 80	消防団 第10分団ポンプ車	移動局（車載）	10W
いよいよまし 81	飯山地区活性化センター	移動局（車載型）	10W
いよいよまし 82	秋津地区活性化センター	移動局（車載型）	10W
いよいよまし 83	木島地区活性化センター	移動局（車載型）	10W

いいやまし 84	瑞穂地区活性化センター	移動局（車載型）	10W
いいやまし 85	柳原地区活性化センター	移動局（車載型）	10W
いいやまし 86	外様地区活性化センター	移動局（車載型）	10W
いいやまし 87	常盤地区活性化センター	移動局（車載型）	10W
いいやまし 88	富倉地区活性化センター	移動局（車載型）	10W
いいやまし 89	太田地区活性化センター	移動局（車載型）	10W
いいやまし 90	岡山地区活性化センター	移動局（車載型）	10W

いいやまし 6	庶務課	移動局（携帯）	5 W
いいやまし 7	庶務課	移動局（携帯）	5 W
いいやまし 101～130	庶務課	移動局（携帯）	4 W

・無線局所種別：陸上移動局 ・周波数：466.9875MHz（アナログ）

資料16 建設関係

16 - 1 市内建設業者一覧

業 者 名	所 在 地	電話番号	工 種
(株)アルプス管工	静間2253-1	62-4450	土建管水
飯山土建(株)	下木島418	63-3462	土と舗
飯山ブロック(株)	南町23-22	62-3305	建
飯山陸送(株)	静間280-1	62-3351	土と石
一山土木工業(株)	一山3207-3	69-2759	土
伊東建設(株)	下木島11-1	62-3447	土建と舗
(有)江口建設	常郷2221	65-2215	建
(有)越後屋電器商会	飯山3144	62-2422	電消
大島電気(株) 長野営業所	飯山6134-1	67-0190	電通消
(株)加美村	豊田3980	65-2213	建
(株)上村商事	飯山193-10	62-4188	管夕
協立電機(株)	常盤1600	62-0025	電管消
(株)栗林建設	豊田3141	62-2972	土建舗
小林電気(株)	野坂田287-2	62-2771	電
(有)小山商会	緑214	81-4050	土と管舗水
(有)齋藤組	一山158-3	69-2007	土と舗
(株)栄建設	蓮990-1	62-3036	土建
(有)笹屋	飯山3021	62-2988	塗
(有)佐藤工房	下木島431	62-3737	建大
(株)サントキザワ	木島1144	62-4128	土建と管舗園水
(有)新栄テック	木島822	62-3310	土と鋼舗塗水
(有)信越重機	南町23-10	62-3438	土と舗
総合ビルド(株)	瑞穂675	67-0331	建
大栄開発(株)	飯山5164-1	62-4664	土と舗
(株)太洋	飯山1359-1	62-4165	建と
(有)高澤	常郷692	65-2043	土電管水消
高津電気工事(株)	南町5-19	62-3521	電消
(有)高橋建材	常郷697-4	65-2013	土建
(有)滝沢建築	常盤4228-2	65-3001	建

(有)滝沢詔夫建工	飯山4799	62-5171	土建舗
(株)田澤工務店	瑞穂豊1511	65-2876	建
千曲商事(有)	飯山270-1	62-3179	土建と管舗園
千曲電気設備(株)	飯山956	63-3329	電
戸狩建設工業(株)	照里1299	65-4091	土と舗
常郷工業(株)	常盤1240	65-3118	土と舗
(有)常盤組	常盤5541	62-0513	土と
(有)日基礎調査 長野営業所	飯山2548	67-2742	管井
(株)野沢総合	木島930-1	63-1430	土建と管舗水
飯水建設(有)	飯山3575-1	63-3515	土と石
坂東建設(株)	南町19-7	62-3321	土建と舗
(有)平野開発	蓮218-1	63-3614	土と管舗園
(株)フクザワコーポレーション	常盤1234	65-3113	土建と屋管舗防園井水
(株)藤巻建設	照岡16	69-2111	土建と管舗
(株)北條組 飯山営業所	飯山2709	63-3660	土建と管舗園水
北信建設興業(株)	常郷1470	65-2381	土舗
(株)北信ボーリング	飯山5244-9	62-1000	土と井
(株)北誠商事	南町11-13	62-3344	建
(有)松澤造園	蓮423-7	62-5879	園
(有)丸福建設	瑞穂2186	65-3004	土
(株)宮本園	飯山2283	62-3186	土と管舗水
(株)みゆき野	飯山5289-1	62-0102	土と井
(株)村上建設	常郷58-1	65-2245	土建
(株)本木建設	南町23-10	62-3331	土建と管舗園水
山崎建設(株)	瑞穂豊257	65-3115	建
(株)山根屋	飯山145-1	62-3262	土管水
(有)吉越商事	瑞穂4180-6	65-2840	土と舗園

資料17 除雪関係

17 - 1 緊急確保路線（除雪）

種別	路線名	除雪区間	延長(km)	摘要
県（土木部）所管				
国	117号	長野市 中御所 下水内郡 栄村 県境	56.6	中野 9.8 長野 7.7 飯山 39.1
国	292号	下高井郡 山ノ内町 陽坂 飯山市 富倉	47.2	中野 35.8 飯山 11.4
国	403号	中野市 栗和田 飯山市 福寿町	19.6	中野 11.1 飯山 8.5
主	飯山野沢温泉線	飯山市 新町 下高井郡 野沢温泉村 野沢	14.9	木島平 3.1 野沢 2.5 飯山 9.3
主	飯山斑尾新井線	飯山市 117号交差点 飯山市 斑尾高原	11.7	飯山 11.7
主	曽根藤ノ木線	飯山市 寿 飯山市 藤ノ木	5.7	飯山 5.7
主	飯山新井線	飯山市 顔戸 飯山市 下水沢	3.3	飯山 3.3
主	中野飯山線	中野市 新井 飯山市 木島	9.2	中野 8.9 飯山 0.3
飯山市所管				
市	1 - 124号線 1 - 522号線 1 - 126号線 1 - 127号線	北畑～皿川	2.5	
市	1 - 522号線	西敬寺～南町	0.6	
市	1 - 234号線	25m道路	0.4	
市	1 - 241号線	本町～市役所	0.3	
市	1 - 103号線	静間バイパス交点～藤ノ木292交点	6.2	

資料18 災害救助法の適用関係

18 - 1 救助の実施要領の基準（概要）

救助の種類	対 象	支出できる費用	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する	設置、維持及び管理のための経費 1 作業員賃金 2 消耗器材費 3 建物等の使用謝金 4 燃料費 5 仮設便所等の設置費	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 （加算額） 冬期（10月～3月）については、別に定める額を加算する	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅	住家が全焼、全壊又は流失し居住する住家がない者であって自らの賃金では住宅を得ることができない者（世帯単位）	設置戸数 市町村ごとに全焼（壊）又は流失した世帯の3割以内（整地費、建築費、附帯工事費、作業員賃金、輸送費、建築の事務費）	1戸当たり29.7㎡を基準とし2,326,000円以内とする。	災害発生の日から20日以内着工	供与期間2年以内
炊き出し、その他食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）流失、床上浸水等で炊事のできない者 3 床下浸水で自宅において炊事不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費（器物の使用謝金、消耗品の購入費）	1人1日当たり 1,010円以内 被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合は3日分以内 （大人・小人の差別なし）	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与	1 全半壊（焼）流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活必需品をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 2 死亡者、転出者は除く	被害の実情に応じ 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具 4 光熱材料	1 夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の区分は災害発生の日をもって決定する 2 後掲表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	備蓄物資の価格は当該地域の時価により現物給付に限ること
医 療	災害により医療の途を失った者（応急的に処理する）	1 診 察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看 護	救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実施 病院、診療所又は施術者 国民健康保険の診療報酬又は療養費の額以内	災害発生の日から14日以内	（医療機関による場合）救護班では治療できない重症の患者等がある場合又は救護班の活動能力の限界以上に患者がある場合若しくは救護班が到着しない場合に限る

救助の種類	対 象	支出できる費用	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む）	助産の範囲 1 分べんの介助 2 分べん前、分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1 救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う（輸送作業員賃金は、別途計上）
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急処理をすることができない者「世帯単位」（さしあたりの生活に、支障がない場合を除く）	1 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 2 修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	1 世帯当たり 500,000円以内	災害発生の日から1か月以内	1 実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる 2 各世帯ごとに限度額以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童及び中学部生徒）	1 教科書（教材を含む） 2 文房具 3 通学用品	1 教科書代 小学校の児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用する教材等の実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材の実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人当たり4,100円 中学校生徒1人当たり4,400円 高等学校等生徒1人当たり4,800円	災害発生の日から教科書1か月以内文房具・通学用品15日以内	1 各人ごとに限度額以内 2 備蓄物資は時価評価 3 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する
埋 葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（作業員賃金を含む） 3 骨壺及び骨箱	1 体当たり 大人（12歳以上）199,000円以内 小人（12歳未満）159,200円以内	災害発生の日から10日以内	
死 体 の 搜 索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
死 体 の 処 理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	1 洗浄、縫合、消毒 2 一時保存 3 検 案	1 1体当たり 3,300円以内 2 既存建物利用 通常の実費 野外仮設の場合 1体当たり 5,000円以内 3 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班によること 2 輸送費、作業員賃金は、別途計上
障 害 物 の 除 去	1 自分では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障を来す場合 3 半壊、床上浸水の世帯数の1割5分以内	除去に必要な機械器具等の借上賃、輸送費及び作業員賃金	1 世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	1 実情に応じ市町村相互間において対象者数の融通ができる 2 1世帯ごとに限度額以内

救助の種類	対 象	支出できる費用	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
輸送費及び作業員賃金	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実費が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者		一人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術者、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。被害等認定基準は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」を参照のこと。

表（別表の被服寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに
全壊（焼） 流失	夏（4月～9月）	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円
	冬（10月～3月）	28,600円	37,000円	51,600円	60,500円	75,900円	10,400円
半壊（焼） 床上浸水	夏（4月～9月）	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	2,400円
	冬（10月～3月）	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	3,300円

資料19 その他の資料

19 - 1 過去に発生した主な大規模災害の記録

災害種別	発生年月日	発生場所	災害状況と規模
豪雪	S 20. 2 .	市内全域	積雪量 飯山で 2 m85cm
水害	S 20.10. 5 ～ 20	常盤 木島	数度の台風の接近により常盤で千曲川堤防、木島で樽川堤防決壊 中央橋、大関橋流失 浸水戸数約1,200戸 農地の浸水約1,100haの大被害
火災	S 23. 4 .10	愛宕町 肴町	肴町より出火22世帯 55棟焼失
火災	S 24. 4 .19	秋津柳久保	集落全戸（13戸）全焼
火災	S 27. 5 .18	鉄砲町 上倉 上町 本町	通称「飯山大火」139世帯被災 内全焼98世帯 真宗寺も焼失。
火災	S 31. 4 .19	本町	10世帯19棟全焼
水害	S 31. 9 .27	市内全域	台風15号により腰巻橋（当時の名称）流失
豪雪	S 32. 1 .	市内全域	飯山線運休20日間
水害	S 34. 8 .14	木島 常盤	台風7号による災害 木島樽川堤防決壊 柏尾橋流失 家屋の被害 流失 5 床上浸水517 床下浸水368 農地の浸水1,022ha 総被害額41,900万円 災害救助法適用
地震	S 39. 6 .15	市内北西部	新潟地震による被害 飯山市震度4 柳原小学校児童2名負傷 飯山線被災
水害	S 44. 7 . 5	飯山 秋津 瑞穂 柳原	集中豪雨による災害 秋津西部を中心に被害 住宅の被害 半壊3戸 床上浸水31戸 床下浸水629戸 被害総額69,000万円
豪雪	S 51～ S53	市内全域	3年連続の豪雪 自衛隊出動や飯山線運休が相次ぐ52年には飯山試験地で積雪量215cmに達する
豪雪 （俗称「56豪雪」）	S 56. 1 ～ 3	市内全域	飯山線不通延べ27日間 自衛隊出動（S 56. 1） 飯山試験地積雪量251cm 災害救助法適用
水害	S 57. 9 .13	木島 常盤 太田 岡山 飯山	台風18号による災害 樽川で堤防3か所決壊9.60m家屋の被害 床上浸水705戸 床下浸水95戸 農地浸水587ha 被害総額715,245万円 災害救助法適用[自衛隊要請]

水 害	S 58. 9 .29	常盤 飯山 瑞穂 太田 岡山	台風10号による災害 戸狩及び柏尾で千曲川堤防決壊 10.09m 家屋の被害 流失 1 戸 床上浸水567戸 床 下浸水135戸 農地浸水 895ha 被害総額551,000万円 災害救助法適用（激甚災害）[自衛隊来飯]
豪 雪 (俗 称 「 59 豪 雪」)	S 59. 1 ~ 3	市内全域	飯山地域気象観測所積雪量257cm (観測史上第 2 位) 消 雪日 4 月26日 (観測史上最も遅い) 災害救助法適 用
水 害	H 7. 7 .11	市内全域	集中豪雨による災害 最大 1 時間雨量 (市役所克雪セ ンター PM 7 - 8) 37mm 市道 農道 林道 河川 水路を中心に被害額 109,200万円
土砂災害	H 14.10.31	柳原堰口	台風第21号による豪雨により地すべり発生 住家 1 棟 倒壊
水 害	H 16.10.21	市内全域	台風第23号による千曲川の増水 9.37m 県町ほか内 水による床上浸水 4 件 樽川堤防で漏水発生 (パイピ ング現象) 木島地区に避難準備発表
地 震	H 16.10.23	市内北西部	中越地震による被害 飯山市震度 4 (4.1) 岡山地区停 電291戸、市道・農業施設等に被害
水 害	H 17. 8 .16	市内北西部	集中豪雨により中小河川氾濫、土砂の流出、崖崩れ多 発 1 時間最大雨量56mm、 1 日最大雨量157mm
豪雪 (「平成18 年豪雪」 気象庁命 名)	H 17.12.10~ H 18. 2 .28	市内全域	12月27日 A 1 時豪雪災害対策本部設置 1 月 6 日から 11日自衛隊災害派遣 1 月 7 日災害救助法適用 (延長1 回26日まで) 飯山 2 月 5 日256cm、岡山 2 月 5 日483cm 死亡 3 名、負傷者33名、住宅全壊 3 一部損壊21棟
水 害 (「平成18 年 7 月豪 雨」気象 庁命名)	H 18. 7 .19 ~ 7 .26	市内全域	梅雨前線による集中豪雨による千曲川の増水。飯山水 位観測所9.75m、大倉崎12.24m (観測史上 2 番目) 常 盤、木島地区でパイピング現象による漏水箇所多数。 床上浸水 3 戸、床下浸水10戸、非住家14戸。避難勧告 4 区 32世帯。
地 震	H19. 7 .16	市内全域	中越沖地震による被害。飯山市震度 5 強 重傷 2 名、軽傷 17 名、住家一部損壊 71 棟、 非住家一部損壊 27 棟、農業被害 菌茸 85 件 189,124 千円 (ピン 6,019 千本)

地 震	H19.7.16	市内全域	中越沖地震による被害。飯山市震度 5 強 重傷 2 名、軽傷 17 名、住家一部損壊 71 棟、 非住家一部損壊 27 棟、農業被害 菌茸 85 件 189,124 千円 (ビン 6,019 千本)
地 震	H23.3.12	市内北部	長野県北部地震による被害。飯山市震度 4 住家全壊 1 棟、一部損壊 14 棟
豪 雪	H24.1~3	市内全域	アメダス飯山観測所 242m(2 月 3 日) 死者 3 名、重軽傷 18 名 2 月 2 日 am9 時 豪雪対策本部設置(3 月 19 日まで) 2 月 3 日災害救助法適用 (2 月 29 日まで)

19 - 2 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。次表の「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。次表を使用する際には以下の点に注意すること。

- (1) 気象庁が発表する震度（震度階級）は、震度計による観測値であり、次表に記述される現象から決定するものではない。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合がある。次表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述しているので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であるが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがある。また、震度は通常地表で観測しているが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなる。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの故障、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがある。
- (5) 次表は、おもに近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがある。

気象庁震度階級関連解説表

(平成8年2月制定)

計測震度	震動階級	人 間	室内の状況	屋外の状況	木 造 建 物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂を生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れる	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。裾付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物で	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の	

5.5			こ と が あ る。変形に よりドアが 開かなくな ることがあ る。一部の 戸 が 外 れ る。	が 倒 れ る。 自動車の運 転が困難と なり、停止 する車が多 い。		も、壁など に亀裂が生 じるものが ある。	供 給 が 停 止 することが ある。]	
6.0	6弱	立っている ことが困難 になる。	固定してい ない重い家 具の多くが 移動、転倒 する。開か なくなるド アが多い。	かなりの建 物で、壁の タイルや窓 ガラスが破 損、落下す る。	耐震性の低 い住宅で は、倒壊す るものがある。 耐震性の 高い住宅 でも、壁や 柱が破損す るものがある。	耐震性の低 い建物で は、壁や柱 が破壊する ものがある。 耐震性の 高い建物 でも壁、梁 (はり)、柱 などに大き な亀裂が生 じるものがある。	家庭などに ガスを供給 するための 導管、主要 な水道管に 被害が発生 する。[一部 の地域でガ ス、水道の 供給が停止 し、停電す ることもあ る。]	地割れ山崩れな どが発生するこ とがある。
6.0	6強	立っている ことができ ず、はわな いと動くこ とができな い。	固定してい ない重い家 具のほとん どが移動、 転倒する。 戸が外れて 飛ぶことが ある。	多くの建物 で、壁のタ イルや窓ガ ラスが破 損、落下す る。補強さ れていない ブロック塀 のほとんど が崩れる。	耐震性の低 い住宅で は、倒壊す るものが多い。 耐震性の 高い住宅 でも、壁や 柱がかなり 破損するも のがある。	耐震性の低 い建物で は、倒壊す るものがある。 耐震性の 高い建物 でも壁や柱 が破壊する ものがある。	ガスを地域 に送るため の導管、水 道の配水施 設に被害が 発生するこ とがある。 [一部の地 域で停電す る。広い地 域でガス、 水道の供給 が停止する こ と が あ る。]	
6.5	7	揺れにほん ろうされ、 自分の意志 で行動でき ない。	ほとんどの 家具が大き く移動し、 飛ぶものがある。	ほとんどの 建物で、壁 のタイルや 窓ガラスが 破損、落下 する。補強 されている ブロック塀 も破損する ものがある。	耐震性の高 い住宅で も、傾いたり、大きく 破壊するものがある。	耐震性の高 い建物で も、傾いたり、大きく 破壊するものがある。	[広い地域 で電気、ガ ス、水道の 供給が停止 する。]	大きな地割れ、 地すべりや山崩 れが発生し、地 形が変わること もある。

* ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。